

茅ヶ崎市地域防災計画
風水害対策計画
特殊災害対策計画
(案)

平成30年2月
茅ヶ崎市防災会議

風水害対策計画

構成概要（風水害対策計画）

【風水害対策計画】

構 成	名 称	概 要
総則 風水害災害予防計画	第1章 災害対策の計画的な推進	<p>風水害対策計画は、台風、水害、風害、高潮、がけ崩れ等の風水害による災害全般に関して総合的な対策を定めたものであり、この計画に基づき事前の対策を構築して、災害に強い安心・安全なまちづくりを推進するとともに災害への備えを強固にし、災害発生時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を風水害から守ることを目的とします。</p>
	第2章 災害に強い組織・人づくり	<p>近年では、かつて経験したことのないような大規模な洪水、河川のはん濫等により大規模な被害が各地において発生しているような現状から、「減災」の考えに基づく、人づくり・まちづくりに積極的に取り組んでいくことの重要性が明らかにされています。</p> <p>そのため、風水害予防対策を「2章 ソフト対策」「3章 ハード対策」「4章 平常時の対策」に区分し、各章でそれぞれの目的に応じた事前対策を示しています。</p>
	第3章 災害に強いまちづくり	<p>2章では、地域防災力の強化に重点を置き、「自助・共助」の精神に基づく地域づくりをはじめとした災害に強い組織・人づくりの強化を目的とし、3章では、道路や下水道、避難場所等の防災空間の整備を推進する等、恒久的に災害に強いまちづくりを目指します。</p> <p>また、4章では、災害時の応急対策活動を有効に機能させるため、応急対策活動の事前対策、各種活動マニュアルの整備等の更なる充実を図り、なかでも避難勧告等の発令基準の整備、体制の確立、早期避難所の開設、避難誘導体制の整備等、安全な避難行動を行える体制を確立することを目的とします。</p>
	第4章 平常時の対策	

風水害災害応急対策計画	第5章	災害時の応急対策活動	<p>各種対策の実施には、市民の生命・身体の安全を守ることを最優先に、応急対策活動に関わる全ての者が一致団結し、円滑な活動を行うことが重要です。</p> <p>そのため、適切かつ確実な避難勧告等を発令し、災害の拡大防止や救助・救急、消火活動等を行い、早期避難所の開設や交通確保、ライフラインの応急復旧等、各対策の実施内容等を明記し、各主体が連携した応急対策活動を実施していくことを目的とします。</p>
	第6章	復旧・復興対策	<p>大規模な災害からの復興にあたっては、被災者、被災地の住民のみならず、市民全体が協力しそれぞれの役割を担っていくことが不可欠となります。</p> <p>また、復旧の段階から、単なる復旧を行うではなく、未来を見据えた創造的復興を目指していくことが重要です。</p> <p>そこで、災害後の迅速な復興対策が推進できるよう、あらかじめ復興の考え方や復興対策の内容を整理し、一日も早く平常の生活に戻ることを目的とします。</p>

目次（風水害対策計画）

第1章 災害対策の計画的な推進

第1節 計画の方針	風水害 1-1
第1 計画の目的	(1) -----
第2 計画の位置づけ	(1) -----
第3 計画の構成	(1) -----
第2節 茅ヶ崎市の防災ビジョン	風水害 1-2
第1 茅ヶ崎市の防災ビジョン	(1) -----
第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件	風水害 1-3
第1 自然的条件	(1) -----
第2 社会的条件	(2) -----
第4節 被害想定	風水害 1-4
第1 災害履歴	(1) -----
第2 洪水予報河川等	(3) -----
第3 浸水想定	(4) -----
第5節 計画の推進主体とその役割	風水害 1-5
第1 市及び県の責務と処理すべき事務または業務の大綱	(1) -----
第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務 または業務の大綱	(2) -----
第3 市民及び自主防災組織の責務と処理すべき事務 または業務の大綱	(7) -----
第4 企業等の責務と処理すべき事務または業務の大綱	(7) -----
第6節 防災組織の充実	風水害 1-6
第1 市の防災組織	(1) -----
第2 防災関係機関の防災組織	(2) -----
第3 自主防災組織	(2) -----
第7節 計画の推進管理	風水害 1-7
第1 計画の目標	(1) -----
第2 計画の着実な推進	(1) -----
第3 計画の点検と充実	(1) -----

第2章 災害に強い組織・人づくり

第1節 防災知識の普及・啓発	風水害2-1
第1 市民等に対する防災知識の普及・啓発-----	(1) -----
第2 自主防災組織に対する防災知識の普及・啓発-----	(2) -----
第3 要配慮者及び支援者に対する防災知識の普及・啓発-----	(2) -----
第4 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発-----	(2) -----
第5 企業等に対する防災知識の普及・啓発-----	(2) -----
第6 市職員に対する防災知識の普及・啓発-----	(3) -----
第2節 災害への備え	風水害2-2
第1 風水害への備え-----	(1) -----
第2 自己備蓄の推進-----	(2) -----
第3節 地域防災力の強化	風水害2-3
第1 消防団の強化-----	(1) -----
第2 自主防災組織の育成-----	(1) -----
第3 自主防災組織の活動-----	(2) -----
第4 防災リーダーの育成-----	(4) -----
第5 女性防災リーダーの育成-----	(4) -----
第4節 地域における要配慮者への支援体制	風水害2-4
第1 要配慮者への支援体制の確立-----	(1) -----
第2 避難行動要支援者支援制度の確立-----	(2) -----
第5節 防災訓練の実施	風水害2-5
第1 防災関係機関との連携強化及び防災意識の向上-----	(1) -----
第2 通信訓練及び情報受伝達訓練-----	(1) -----
第3 災害対策本部運営訓練-----	(2) -----
第4 水防訓練-----	(2) -----
第5 自主防災組織の訓練-----	(2) -----
第6 保育園、幼稚園、学校等における訓練-----	(2) -----
第7 多数遺体取扱訓練-----	(2) -----
第8 その他-----	(2) -----

第3章 災害に強いまちづくり

第1節 防災空間の確保	風水害3-1
第1 防災空間の確保-----	(1) -----
第2 避難場所等の指定-----	(2) -----
第3 道路・橋りょうの整備-----	(3) -----
第4 造成地の災害防止-----	(3) -----
第2節 治水対策	風水害3-2
第1 水害対策-----	(1) -----
第2 高潮対策-----	(2) -----
第3節 風害対策	風水害3-3
第1 建造物等の風害対策-----	(1) -----
第2 街路樹等の風害対策-----	(1) -----
第3 農作物等の風害対策-----	(1) -----
第4 漁船等被害対策-----	(2) -----
第5 飛砂対策-----	(2) -----
第4節 土砂災害警戒区域等の予防対策	風水害3-4
第1 危険箇所の予防対策-----	(1) -----
第2 警戒避難体制の整備-----	(1) -----
第3 がけ崩れ対策-----	(2) -----
第5節 事前復興対策	風水害3-5
第1 事前復興対策-----	(1) -----

第4章 平常時の対策

第1節 災害対策本部組織の充実	風水害 4-1
第1 災害対策本部の機能強化-----	(1) -----
第2 国、県及び防災関係機関との連携強化-----	(1) -----
第3 業務継続体制の確保-----	(1) -----
第2節 水防対策	風水害 4-2
第1 水防責任-----	(1) -----
第2 重要水防区域-----	(1) -----
第3 指定河川洪水予報-----	(1) -----
第4 水防警報、洪水予報河川、水位周知河川-----	(2) -----
第5 防災関係機関との連絡体制の整備-----	(4) -----
第6 水防倉庫及び資機材の整備-----	(4) -----
第3節 災害情報受伝達体制の充実	風水害 4-3
第1 防災気象情報等の受理伝達-----	(1) -----
第2 災害情報収集体制の充実-----	(6) -----
第3 災害情報伝達体制の充実-----	(6) -----
第4 防災行政用無線の充実強化-----	(6) -----
第5 市民への情報伝達体制の整備-----	(6) -----
第6 報道機関との協力体制の確立-----	(7) -----
第7 神奈川県防災行政通信網の活用-----	(7) -----
第8 通信手段の確保-----	(7) -----
第4節 避難対策	風水害 4-4
第1 <u>洪水等ハザードマップの作成</u> -----	(1) -----
第2 <u>避難計画等</u> -----	(2) -----
第3 <u>河川等リスク情報の把握</u> -----	(2) -----
第4 <u>避難所の整備</u> -----	(3) -----
第5 <u>避難所運営の強化</u> -----	(3) -----
第6 <u>防災用資機材等の整備</u> -----	(4) -----
第7 <u>要配慮者に配慮した支援対策</u> -----	(4) -----
第8 <u>男女双方の視点に配慮した生活環境の確保</u> -----	(4) -----
第9 <u>ペット対策</u> -----	(4) -----
第10 <u>在宅避難者、避難所外避難者へ対する支援</u> -----	(4) -----
第11 <u>応急仮設住宅の整備</u> -----	(5) -----
第5節 要配慮者対策	風水害 4-5
第1 <u>避難対策</u> -----	(1) -----
第2 <u>障害者・高齢者等への対応</u> -----	(2) -----
第3 <u>妊娠婦及び乳幼児への対応</u> -----	(3) -----
第4 <u>外国人への対応</u> -----	(3) -----
第5 <u>要配慮者利用施設の安全確保</u> -----	(3) -----
第6節 救助・救急活動体制の充実	風水害 4-6
第1 <u>消防力の整備・強化</u> -----	(1) -----
第2 <u>救助・救急活動体制の充実</u> -----	(1) -----
第3 地域及び広域的な連携強化-----	(2) -----
第7節 医療救護・保健活動体制の充実	風水害 4-7
第1 <u>市立病院の救護活動体制の整備</u> -----	(1) -----
第2 <u>初動医療体制の整備</u> -----	(1) -----
第3 <u>助産活動体制の整備</u> -----	(2) -----

第4	保健師による活動体制の整備-----	(2) -----
第8節	帰宅困難者対策-----	風水害 4-8
第1	帰宅困難対策-----	(1) -----
第2	一時滞在施設の拡充-----	(1) -----
第3	情報提供-----	(1) -----
第4	徒歩帰宅者対策-----	(2) -----
第9節	保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策-----	風水害 4-9
第1	保健衛生・防疫対策-----	(1) -----
第2	ごみ及びし尿等の処理対策-----	(1) -----
第3	遺体の取扱い対策-----	(1) -----
第10節	飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策-----	風水害 4-10
第1	飲料水の備蓄及び確保-----	(1) -----
第2	食料の備蓄及び確保-----	(1) -----
第3	生活必需物資等の備蓄及び確保-----	(1) -----
第4	自己備蓄の推進-----	(2) -----
第5	物資供給体制の整備-----	(2) -----
第11節	教育・保育対策-----	風水害 4-11
第1	園児、児童、生徒の安全確保対策-----	(1) -----
第2	防災計画等の見直し-----	(1) -----
第3	実効性のある避難訓練の実施-----	(1) -----
第4	保護者との連絡体制の整備-----	(1) -----
第5	公立小・中学校における防災体制の整備-----	(1) -----
第12節	緊急輸送道路等の確保対策-----	風水害 4-12
第1	県指定の緊急輸送道路-----	(1) -----
第2	緊急輸送道路を補完する道路の整備-----	(2) -----
第3	ヘリポートの整備-----	(3) -----
第4	海上輸送体制の整備-----	(3) -----
第13節	ライフライン等の応急復旧対策-----	風水害 4-13
第1	情報伝達体制の整備-----	(1) -----
第2	上水道施設-----	(1) -----
第3	下水道施設-----	(1) -----
第4	電力施設-----	(1) -----
第5	都市ガス施設-----	(1) -----
第6	L P ガス施設-----	(1) -----
第7	電話(通信)施設-----	(2) -----
第8	鉄道施設-----	(2) -----
第14節	広域応援・受援体制の充実強化-----	風水害 4-14
第1	災害時協定の拡充-----	(1) -----
第2	受入体制の整備-----	(1) -----
第3	応援機関との連携強化-----	(2) -----
第4	災害時における神奈川県内の市町村の相互応援 に関する協定の円滑な実施-----	(2) -----
第15節	ボランティア体制の充実強化-----	風水害 4-15
第1	ボランティアの受入体制の整備-----	(1) -----
第2	ネットワークづくりの推進-----	(1) -----
第3	ボランティアの育成と充実-----	(1) -----
第4	市民活動団体との連携-----	(1) -----

第16節 災害廃棄物等の処理対策	風水害4-16
第1 災害廃棄物等の除去体制の整備-----	(1) -----
第2 災害廃棄物等の処理体制の整備-----	(1) -----
第3 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等-----	(1) -----

第5章 災害時の応急対策活動

第1節 災害対策本部の設置及び運営	風水害 5－1
第1 災害対策本部組織	(1) -----
第2 職員の動員	(4) -----
第3 職員の収集	(4) -----
第4 災害対策地区防災拠点	(4) -----
第5 災害対策本部と各関係機関の連携強化	(5) -----
第2節 水防対策活動	風水害 5－2
第1 水防体制構築の基本的な考え方	(1) -----
第2 警戒監視	(1) -----
第3 水防活動	(2) -----
第3節 災害情報の受伝達	風水害 5－3
第1 防災気象情報等の受理伝達	(1) -----
第2 災害時の広報	(1) -----
第3 被害情報等の収集・報告	(4) -----
第4 通信手段の確保	(4) -----
第5 防災関係機関の広報	(4) -----
第6 東日本電信電話(株)の措置	(5) -----
第4節 避難対策	風水害 5－4
第1 避難対策	(1) -----
第2 避難誘導	(6) -----
第3 早期避難所の設置	(6) -----
第4 避難所の設置	(8) -----
第5 指定避難所以外の公共施設の措置	(1 1) -----
第6 他市町村への避難	(1 1) -----
第7 要配慮者及び避難行動要支援者支援対策	(1 1) -----
第8 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保	(1 2) -----
第9 在宅避難者、避難所外避難者への対応	(1 2) -----
第10 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理	(1 3) -----
第5節 救助・救急	風水害 5－5
第1 消防活動	(1) -----
第2 各主体における役割	(1) -----
第3 要救助者の捜索	(2) -----
第4 慣事ストレス対策	(2) -----
第6節 医療救護・保健活動	風水害 5－6
第1 市立病院の活動	(1) -----
第2 医療救護活動	(1) -----
第3 DMA Tとの連携	(3) -----
第4 保健師による災害時の活動	(3) -----
第7節 帰宅困難者対策	風水害 5－7
第1 一斉帰宅者の発生の抑制	(1) -----
第2 帰宅困難者への支援	(1) -----
第3 保護者が帰宅困難となった場合の園児、児童、生徒の保護	(2) -----
第4 県への報告	(2) -----
第5 帰宅困難者の搬送	(2) -----

第8節	保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する活動	風水害 5－8
第1	保健衛生・防疫活動-----	(1) -----
第2	ごみ及びし尿等の処理-----	(2) -----
第3	行方不明者の捜索及び遺体の取扱い-----	(2) -----
第9節	飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動	風水害 5－9
第1	飲料水の調達・供給-----	(1) -----
第2	食料の調達・供給-----	(1) -----
第3	生活必需物資等の調達・供給-----	(2) -----
第4	食料及び生活必需物資等の集積と配分-----	(2) -----
第10節	教育・保育対策	風水害 5－10
第1	園児、児童、生徒の保護対策-----	(1) -----
第2	被害状況等の把握-----	(1) -----
第3	避難所の開設-----	(1) -----
第4	応急教育の実施-----	(2) -----
第5	応急保育の実施-----	(2) -----
第6	養護を要する園児、児童、生徒の保護体制-----	(3) -----
第11節	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	風水害 5－11
第1	被災地域等への流入抑制及び交通規制の実施-----	(1) -----
第2	交通情報の収集及び広報-----	(1) -----
第3	道路の応急復旧等-----	(1) -----
第4	緊急輸送の範囲-----	(2) -----
第5	輸送対象の想定-----	(2) -----
第6	輸送手段の確保-----	(3) -----
第7	緊急通行車両の確認手続き-----	(3) -----
第8	ヘリコプターによる緊急輸送手段の確保-----	(3) -----
第9	船舶等による海上輸送手段の確保-----	(4) -----
第12節	ライフライン等の応急復旧活動	風水害 5－12
第1	上水道施設-----	(1) -----
第2	下水道施設-----	(1) -----
第3	電力施設-----	(1) -----
第4	都市ガス施設-----	(2) -----
第5	L P ガス施設-----	(2) -----
第6	電話(通信)施設-----	(2) -----
第7	鉄道施設-----	(3) -----
第13節	警備・救助対策	風水害 5－13
第1	陸上における警備・救助対策-----	(1) -----
第2	海上における警備・救助対策-----	(2) -----
第14節	広域応援・受援活動	風水害 5－14
第1	広域的な応援要請-----	(1) -----
第2	広域応援の受け入れ-----	(1) -----
第3	自衛隊に対する災害派遣要請-----	(2) -----
第4	自衛隊の受け入れ-----	(2) -----
第5	警察災害派遣隊の要請及び受け入れ-----	(3) -----
第6	消防広域応援の要請及び受け入れ-----	(3) -----
第7	D M A T の要請及び受け入れ-----	(3) -----
第8	緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)、 情報連絡員(リエゾン)の要請及び受け入れ-----	(3) -----

第15節 ボランティア活動	風水害 5-15
第1 災害ボランティアセンターの開設-----	(1) -----
第2 ボランティアの受け入れ-----	(1) -----
第3 専門ボランティアの派遣要請-----	(2) -----
第4 市民活動団体等の活動に対する支援-----	(2) -----
第5 ボランティアの活動-----	(2) -----
第16節 災害廃棄物等の除去及び処理	風水害 5-16
第1 障害物の除去-----	(1) -----
第2 災害廃棄物の処理-----	(2) -----
第17節 災害救助法関係	風水害 5-17
第1 災害救助法の適用-----	(1) -----

第6章 復旧・復興対策

第1節 復興体制の整備	風水害 6-1
第1 復興に係る庁内組織の設置	(1)
第2 人的資源の確保	(1)
第2節 被災状況の調査	風水害 6-2
第1 復興に関する調査	(1)
第2 り災証明書等の交付	(3)
第3節 生活再建支援対策	風水害 6-3
第1 災害相談対策	(1)
第2 被災者台帳の作成及び活用	(1)
第3 被災者の安否情報の提供	(2)
第4 生活再建支援策	(2)
第4節 復興対策	風水害 6-4
第1 復興計画の策定	(1)
第2 復興財源の確保	(1)
第3 市街地復興	(2)
第4 都市基盤施設の復旧・復興	(2)
第5 地域経済復興支援	(4)

第1章 災害対策の計画的な推進

第1節 計画の方針

第1 計画の目的

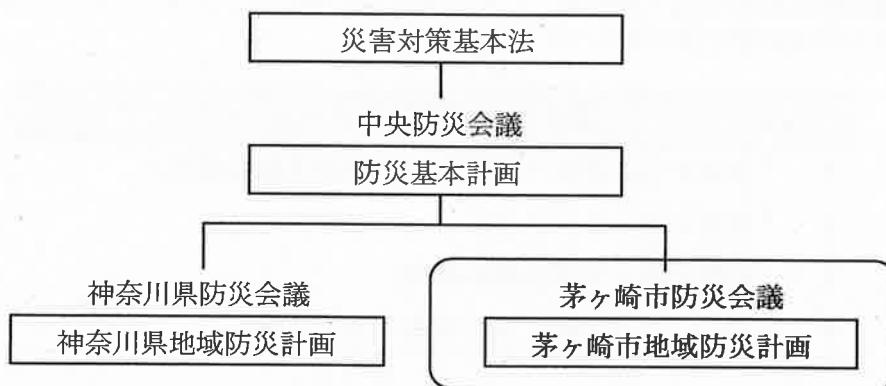
茅ヶ崎市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として、茅ヶ崎市防災会議が作成するものです。

風水害対策計画は、台風、水害、風害、高潮、がけ崩れ等の風水害による災害全般に関して総合的な対策を定めたものであり、この計画に基づき、事前の対策を推進して、災害に強い安全なまちづくりを進めるとともに、災害が発生したときの応急対策活動を迅速かつ円滑に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的としています。

また、各種事前対策や応急対策活動においては、関わる全ての者が連携し、それぞれの役割を十分に果たし、一致団結して各種対策を実施するものとします。

第2 計画の位置づけ

茅ヶ崎市地域防災計画は、国の「防災基本計画」、「神奈川県地域防災計画」との整合性、関連性を有した地域防災計画として位置づけられています。



第3 計画の構成

茅ヶ崎市地域防災計画は、「地震災害対策計画」、「風水害対策計画」、「特殊災害対策計画」及び「資料編」で構成されています。

計画の構成	記載内容・範囲
地震災害対策計画	○風水害及び特殊災害を除く、地震災害に対する予防・応急・復旧対策の各計画を示しています。
風水害対策計画	○本市の風水害に対する予防・応急・復旧対策の各計画を示しています。 ○茅ヶ崎市洪水ハザードマップで示す浸水想定区域及び浸水深、また、これまでの風水害の教訓を基に、災害に応じて、市、防災関係機関、市民及び企業等の役割や責任を明確にし、とるべき行動を明らかにします。
特殊災害対策計画	○地震災害及び風水害を除く、特殊な災害に対する予防・応急対策の各計画を示しています。
資料編	○「地震災害対策計画」、「風水害対策計画」、「特殊災害対策計画」に係る資料を掲載しています。



第2節 茅ヶ崎市の防災ビジョン

第1 茅ヶ崎市の防災ビジョン

本市は、関東大震災（大正12年）をはじめ、地震や台風、集中豪雨等により、度重なる災害に見舞われてきましたが、先人たちの英知により、道路の整備、河川の改修、下水道の整備や消防力の強化等に取り組み、「災害に強いまちづくり」に努めてきました。

本市では、過去約20年の間で、台風遭遇時や集中豪雨時に、小出川や駒寄川沿いの水田・荒地における冠水や、千ノ川沿いの低地を中心とした道路冠水及び局所的な床上・床下浸水が発生しています。

近年の災害では、台風や発達した低気圧等の影響により、最大1時間降雨量が60mmを超える大雨の記録や道路冠水、また、最大瞬間風速が37.6m/sを記録する強風が吹き荒れ、倒木、フェンス・塀の倒壊、道路の通行止め、JRの運転見合わせ、早期避難所や避難所の開設に伴う地域住民の避難等、市民生活に大きな影響を及ぼしました。

市は、これまでの経験や教訓を踏まえ、ここに、より災害に強いまちづくりを推進するため、防災対策の基本方針となる「茅ヶ崎市の防災ビジョン」を定め、応急対策活動に関わる全ての者が、このビジョンに基づき、ソフト・ハードの両面から種々の防災対策に取り組んでいきます。

茅ヶ崎市の防災ビジョン

- 1 「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」
- 2 「災害に強いいちがさき」
- 3 「広域応援・受援体制の確立」
- 4 「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」

1 「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」

本市を襲った過去の災害を含め、日本各地で大規模な災害が発生するたびに、市では防災対策を講じ、道路の整備、河川の改修、下水道の整備等、災害に強いまちづくりに努めてきました。

しかし、台風や豪雨等の風水害への対応にあたっては、ハード対策のみではなく、市の的確な避難勧告等の発令や市民の避難のあり方が重要な課題として浮かび上がります。

自然災害は、発生そのものを防ぐことはできませんが、その被害の大きさは、予防対策等、防災体制のあり方によって大きく異なります。

災害の被害を最小限におさえるため、市が適切かつ確実に避難勧告等の発令を実施する等、情報受伝達体制の確立をしていくとともに、避難を実施する市民が、自らの状況を適切に判断し、「自らの身は自ら守る」という「自助」、また、「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域住民同士の「共助」の精神のもと、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らと地域の安全を守る行動が必要です。

また、市は、行政として取り組むべき施策や公共施設の整備、防災関係機関や企業等との連携等、「公助」を確実に推進するとともに、自主防災組織や防災リーダーを育成し、市民の自主的な防災活動を全面的に支援することが必要です。

このことから、市、防災関係機関、市民及び企業等が、それぞれの役割や責任を明確にし、応急対策活動に関わる全ての者が連携を図り、柔軟な対応を可能とする組織づくりを進め、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指し

ます。

2 「災害に強いちがさき」

災害の被害を最小限におさえるため、市は、道路の整備、河川の改修、下水道の整備をさらに推進する必要があります。

そのため、市及び防災関係機関は、恒久的に災害に強いまちづくりを目指し、外水対策、内水対策をはじめとした浸水被害の軽減等、防災機能を考慮した道路や公園、避難場所、防災上の拠点等といった防災空間の整備を促進します。

また、大規模な災害が発生し、被災した場合にも、速やかに立ち上がり市民が1日も早く平常の生活を再開できるよう、災害が発生する前から災害発生後の生活や都市の復興対策について計画的な準備の推進が必要です。

のことから、市は、災害に強いまちづくりが災害発生後にはそのまま、「復興まちづくり」に繋がるよう「被災前からの復興対策」を推進し、恒久的に「災害に強いちがさき」を目指します。

3 「広域応援・受援体制の確立」

近年、日本各地では、集中豪雨、局地的大雨等の風水害の発生頻度が増加傾向にあり、河川のはん濫や土砂崩れ等、各地域で深刻な被害が発生しています。

このような大規模な風水害発生時は、救助・救急活動等の応急対策活動、復旧・復興対策等において、市町村単独では対応しきれない事態が考えられます。

これまでの風水害の発生時においても、行政職員の応援派遣、緊急消防援助隊や警察、自衛隊、DMA T等の支援活動、また、国内だけではなく海外からの支援の受け入れが行われました。

市は、風水害により甚大な被害が発生し、支援が長期化された場合においても、応援機関の職員の寝食を賄う施設の確保や、限られた人数での動員、指揮・引継等が円滑に行える体制を構築し、行政相互や企業等との協定締結の拡充を図り、応急対策活動に関わる全ての者が一致団結して効果的な活動を行えるよう「広域応援・受援体制の確立」を目指します。

4 「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」

台風等の風水害への対応にあたっては、市が適切かつ確実に避難勧告等を発令していくとともに、市民一人一人が、降雨の状況、地域の浸水状況、避難時の時間帯等を踏まえ、自らが状況に即した適切な避難行動を判断し、「自らの身は自ら守る」という「自助」の行動が必要になります。

しかし、障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、外国人等、「自らの身は自ら守る」ことが難しい人々にとって、必ずしも「自助」の行動は安易なことではありません。

災害発生時には、自らの身を自ら守る「自助」とともに、自力では避難できない人の避難を支援する「共助」の行動により、被害を軽減することができます。

のことから、恒久的に災害に強く、持続的に発展する防災体制の確立のためには、性別や年齢、障害の有無、国籍等による問題を感じることなく、平常時から地域住民同士でコミュニケーションを図り、市民一人一人がお互いの権利を尊重することで、相互理解のもと、共に支え合い、助け合う共生社会の実現が必要です。

そのためには、円滑な応急対策活動や未来を見据えた復旧・復興対策等をはじめとした防災に関する政策や方針決定の場に、誰もが参加・貢献し、多様性を認めることが重要です。

市は、この計画の全ての事項を通じて、男女双方の視点や地域における生活者の視点を取り入れ、「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」を目指します。

第3節 茅ヶ崎市の自然的・社会的条件

第1 自然的条件

1 地形及び気象

市は神奈川県のほぼ中央南部、相模湾に面し、東は藤沢市、西は相模川をはさんで平塚市、北は寒川町と隣接しています。

市の西側には、県の代表的な河川である相模川が流れ、川辺の緑地と合わせて水とみどりの軸を形成しています。また、北部丘陵地に源流を持つ千ノ川が北東から南西に流れ、寒川町境を流れる小出川と南西部で合流し、さらに相模川と合流して相模湾に注いでいます。

相模川の流域は、神奈川県と山梨県の両県にまたがり、幹川流路延長は113 km、流域面積は1,680 km²、流域内人口は133万人で、両県における社会経済の基盤を成しています。

(1) 地形概要

本市の地形は、北部の丘陵地と相模川や小出川周辺の沖積低地、丘陵地から海岸まで広がる砂丘地帯の三つに大別されます。

丘陵地は、高座丘陵と呼ばれ、香川・甘沼・赤羽根以北の小出地区に位置しています。比較的緩やかな丘陵面が広がっていますが、この台地を小出川や駒寄川などが浸食し、芹沢・行谷・堤・下寺尾などの谷戸をつくり出しています。都市開発に伴い、一部の台地は切土され、谷戸は埋め立て等の人工改変により、元の地形が判別しがたくなっている箇所もあります。

沖積低地は、自然堤防と後背湿地に大別されます。自然堤防は、河川の洪水時に土砂が堆積してきた微高地で、河川に沿って平行に形成されています。都市化が進行する前は、自然堤防上には小さな集落が列状に立地していました。後背湿地は、自然堤防の外側に位置する1~2m程度低い土地であり、洪水時にあふれた水が川に戻れずに湿地化した部分です。水田・荒地・沼地でしたが、現在では多くの後背湿地が埋め立てられて、住宅地や工業地として利用されています。

砂丘地帯は、北部の丘陵地から海岸線までの約4kmにわたる地域に分布し、東西方向に6列の砂丘列が確認されています。国道1号・国道134号は、この砂丘の頂を結ぶように走っています。

(2) 気象概要(平成28年)

本市の平均気温は16.5度、4月~9月(暖候期)は平均気温22.3度、10月~3月(寒候期)は約10.8度で、最も暑くなった8月が平均気温27.0度、最も寒かった1月が平均気温6.2度でした。

年降水量は、1,629.5mmで、特に8月~9月に多く雨が降りました。8月には日最大降雨量138.5mm、時間最大降雨量45mmを観測しています。

また、平均風速は1.8m、最大瞬間風速は23.8mでした。

(出典 茅ヶ崎市・寒川町気象情報(茅ヶ崎市消防本部観測所))

2 位置及び面積

位 置	東經 <u>139° 24'</u> · 北緯 <u>35° 20'</u>
面 積	<u>35.76 km²</u>
距 離	東西 <u>6.94 km</u>
	南北 <u>7.60 km</u>

第2 社会的条件

1 人口※

本市の人口は、平成29年8月1日現在240,452人であり、1km²当たりの人口密度は、およそ6,735人です。（※修正時点での直近の数値を反映します）

2 土地利用状況

本市北部の丘陵地帯の多くは山林と畑で、一部文教用地（文教大学）があります。また、2つのゴルフ場が平野部との境界線を形成しています。

鉄道は、東日本旅客鉄道株式会社東海道本線（以下、「JR東海道線」）が市南部を東西に横切り、茅ヶ崎駅から北西に東日本旅客鉄道株式会社相模線（以下、「JR相模線」）が伸びて市域に北茅ヶ崎駅と香川駅の2つの駅を有しています。

市中央部と南部は、住居系土地利用がほぼ全域にわたっており、茅ヶ崎駅周辺に商業系、国道1号沿いと市役所北側、西部の「萩園地区」に工業系があります。市西部にみられる工業系は、茅ヶ崎寒川工業団地に至る産業道路沿いに展開しています。

市域の防災空間をみると、市北部の市街化調整区域にはスリーハンドレッドクラブゴルフ場と湘南カントリークラブゴルフ場、国道134号沿いに茅ヶ崎ゴルフ俱楽部と湘南シーサイドカントリークラブゴルフ場があります。海岸部には、海浜と砂防林として密生した松林からなる湘南海岸公園が主な防災空間です。また、小出川沿いの「萩園地区」「西久保地区」には田や畑が、「中島地区」「柳島地区」には畑が多くみられます。

3 道路状況

市内の幹線道路としては、南部の海岸線に国道134号、市街地を通る国道1号、ほぼ市の中央部に新湘南国道が東西に走っています。しかし、国道1号以南は、古くからの住宅地であり、地域内の道路は狭幅員かつ非常に不整形な道路網を形成しています。

風水害対策計画

第1章 災害対策の計画的な推進

第4節 被害想定

第4節 被害想定

第1 災害履歴

1 主要洪水一覧表（相模川）

年・月	原因	最高水位 神川橋(m)	最大流量 神川橋(m³/s)	総雨量 (mm)	被 害 状 況
昭和54年 10月	台風20号	3.61	3.966	153.0	・平塚市札場町の須賀港上流部で床下浸水2棟、馬入排水路付近で排水不良のため38戸が床下浸水
昭和57年 8月	台風10号	7.14	5239.49	683.0	・神川橋で既往最高水位を記録 ・平塚市馬入地先で内水氾濫と本川溢水により37戸が浸水 ・須賀地先では本川溢水により15戸が浸水
昭和57 年 9月	台風18号	6.44	2979.28	497.0	・平塚市の久領堤で3戸が浸水
昭和58年 8月	台風5号、 6号	6.11	2990.94	1085.0	・相模川上流石割で1,085mmを記録、 神川橋で警戒水位超過時間が55時間継続 ・河川施設1箇所が被災
昭和60年 7月	台風6号	5.96	2475.34	333.0	・神川橋で警戒水位を超過 ・河川施設3箇所が被災
平成3年 9月	台風18号	6.21	2868.70	600.0	・上流域各地点で300mmを超す雨を記録。 ・神川橋で警戒水位を超過。 ・河川施設の被害はなし。
平成9年 9月	台風5号	5.77	—	—	・15日未明から16日正午まで30mmの雨が継続的に降り続き、神川橋で警戒水位を超過。
平成11年 8月	熱帯低気圧	6.82	—	—	・13日から降り続いた雨により、神川橋で警戒水位を超え最高で6.82mを記録。
平成13年 9月	台風15号	6.33	—	—	・8日夕方から12日7時まで降り続いた豪雨のため、神川橋で警戒水位を超え、最高で6.33mを記録。
平成14年 7月 10月	台風6号 21号	5.67 6.11	—	—	・7月の台風6号、10月の台風21号により、相模川の神川橋観測所では、警戒水位を超える出水を記録。
平成15年 8月	前線豪雨	4.40	—	360.0 (才戸橋)	・8月の前線豪雨により14日未明より降雨が続いたが、相模川の神川橋観測所では、指定水位に至らなかつた。
平成16年 10月	台風22号	5.67	2444.26	332.0 (才戸橋)	・8日未明から9日夕方まで降り続いた豪雨により、相模川の神川橋観測所では、警戒水位を超える出水を記録。
	台風23号	5.42	2410.82	233.0 (才戸橋)	・19日朝から20日夜まで降り続いた豪雨により、相模川の神川橋観測所では、警戒水位を超える出水を記録。
平成17年 8月	台風11号	4.84	—	169.0 (平塚)	・25日から26日未明まで降り続いた大雨により、相模川の神川橋観測所では、指定水位を超える出水を記録。

平成19年 9月	台風9号	6.89		602 (道志)	・6日から7日未明まで降り続いた大雨により、相模川の神川橋観測所では、はん濫危険水位を超える出水を記録。
平成23年 9月	台風12号	5.66		1001 (石割)	・相模川の神川橋観測所では、はん濫注意水位を超える出水を記録。 ・今回の出水においては、水防団待機水位を超える継続時間が、神川橋では3日6時～4日20時までの38時間と、長期にわたる出水となった。
	台風15号	6.58		459 (石割)	・19日から降り始めた大雨により、相模川の神川橋観測所では、避難判断水位を超える出水を記録。
平成24年 6月	台風4号	5.51		312 (石割)	・神川橋水位観測所では、氾濫注意水位を超える出水を記録。
平成26年 10月	台風18号	5.70		328 (南山)	・南山などで総雨量358mm、寒川で最大時間雨量65mmを観測した。 ・神川橋観測所で避難判断水位に達した。
平成27年 9月	台風18号	5.89	2930	321 (道志)	・道志で総雨量321mm、南山で最大時間雨量37mmを観測した。 ・神川橋観測所で避難判断水位に達した。

※最高水位、最大流量、総雨量については、高水速報、高水報告書の「最高水位表」、「観測最大流量表」、「日降水量表」の数値を記載。資料不足の場合は実測値（水文水質DBに蓄積されているデータ）を記載している。

出典「平成29年度 洪水対策計画書（多摩川・鶴見川・相模川）」国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所

2 近年の災害履歴

近年、市内において時間最大降雨量が 50mm を超える大雨の頻度が増加しているとともに、台風を原因とした小出川・駒寄川沿いの水田・荒地の冠水や、千ノ川沿いの低地を中心とした道路冠水、局所的な床上・床下浸水等の被害が発生しています。

また、近年では、全国的にこれまでの想定をはるかに超える大雨が多発しており、これによる河川の氾濫や土砂災害により毎年人的被害が発生している状況にあります。

【参考】市が発令した避難勧告等の履歴（平成 19 年以降。茅ヶ崎市）

年・月・日	原因事象	事由	発令内容	対象地区	対象世帯数 対象人口
平成 19 年 9 月 7 日	台風 9 号	相模川の水位上昇	避難勧告	萩園、平太夫新田、中島	5,271 世帯 14,516 人
平成 23 年 9 月 21 日	台風 15 号	相模川の水位上昇	避難勧告	萩園、平太夫新田、今宿、中島、松尾、柳島一丁目、柳島二丁目、柳島、柳島海岸	10,473 世帯 27,841 人
平成 26 年 10 月 6 日	台風 18 号	小出川の水位上昇	避難勧告	西久保、浜之郷、下町屋二丁目、下町屋三丁目、今宿、香川四丁目、香川五丁目、下寺尾	9,547 世帯 24,497 人
		千の川の水位上昇	避難勧告	西久保、浜之郷、下町屋二丁目、下町屋三丁目、今宿、香川四丁目、香川五丁目、下寺尾	8,097 世帯 19,752 人
		土砂災害警戒情報	避難勧告	高田三丁目、高田四丁目、室田二丁目、室田三丁目、茅ヶ崎、本村五丁目、十間坂三丁目、南湖一丁目、円蔵一丁目、浜之郷、下町屋一丁目	8,218 世帯 21,995 人
平成 28 年 8 月 22 日	台風 9 号	千の川の水位上昇	避難準備情報	矢畠、浜之郷、下町屋一丁目	7,137 世帯 18,258 人

第2 洪水予報河川等

1 洪水予報河川

水防法第 10 条第 2 項及び第 11 条第 1 項では、国及び県は洪水により国民経済上重大な（又は相当な）損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（以下、「洪水予報河川」という。）について、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を必要に応じ報道機関等の協力を求めて、これを一般に周知せなければならないこととしています。

この法に基づき、以下の河川が洪水予報河川として指定されています。

河川名	管理者	区間
相模川水系相模川（下流）	国土交通省	左岸：神奈川県高座郡寒川町一の宮 3175 番地先から海まで 右岸：神奈川県平塚市田村 6256 番地先から海まで

相模川水系相模川（中流）	神奈川県	左岸：神奈川県相模原市緑区川尻字向原地先から高座郡寒川町一の宮3175番地先から高座郡寒川町一の宮地先まで 右岸：神奈川県相模原市緑区小倉字宮原地先から平塚市田村宮ノ前地先まで
--------------	------	---

2 水位周知河川

水防法第13条第1項及び第2項では、国又及び県は洪水予報河川以外の河川農地、洪水により国民経済上重大な（又は相当な）損害を生ずる恐れのあるものとして指定した河川（以下、「水位周知河川」という。）について、洪水特別警戒水位（洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、必要に応じ報道機関等の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないこととしています。

この法に基づき、以下の河川が水位周知河川として指定されています。

河川名	管理者	区間
小出川	神奈川県	藤沢市遠藤の諸ノ木橋から相模川合流点まで
千の川	神奈川県	茅ヶ崎市茅ヶ崎、同矢畠の梅田橋から小出川合流点まで

3 水位周知下水道

水防法第13条の2第1項及び第2項では、県及び市は管理する公共下水道の排水施設等で雨水出水（一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できることによる出水）により相当の被害を生ずるおそれのあるものとして指定したもの（以下、「水位周知下水道」という。）について、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位）を定め、当該排水設備等の水位がこれに達したときは、必要に応じ報道機関等の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないこととしています。

水位周知下水道の指定は公共下水道等の排水施設等の名称等を神奈川県水防計画に規定することにより行うこととします。平成29年9月1日現在、指定はありません。

4 水位周知海岸

水防法第13条の3では、県は県区域内に存する海岸で高潮により相当な被害を生ずるおそれがあるものとして指定したもの（以下、「水位周知海岸」という。）について、高潮特別警戒水位（高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、必要に応じ報道機関等の協力を求めて、これを一般に周知させなければならないこととしています。

水位周知海岸の指定は、海岸名、起点、終点を神奈川県水防計画に規定することにより行うこととします。平成29年9月1日現在、指定はありません。

第3 浸水想定

1 洪水浸水想定区域の指定

水防法第14条第1項では、国及び県は洪水予報河川及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るために、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨）

により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を、洪水浸水想定区域として指定することとされています。

また、従前、「洪水防御に関する計画の基本となる洪水の前提となる降雨（以下、「計画規模降雨」という。）」を前提として指定されていた浸水想定区域は、想定最大規模降雨を前提とした洪水浸水想定区域が指定されるまでの間、これを洪水浸水想定区域とみなされます。

なお、洪水浸水想定区域の指定は、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域のほか、次に掲げる事項についても公表されています。

- (1) 浸水した場合に想定される水深（想定最大規模降雨）
- (2) 浸水した場合に想定される浸水の継続時間（想定最大規模降雨による浸水継続時間）
- (3) 計画規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深

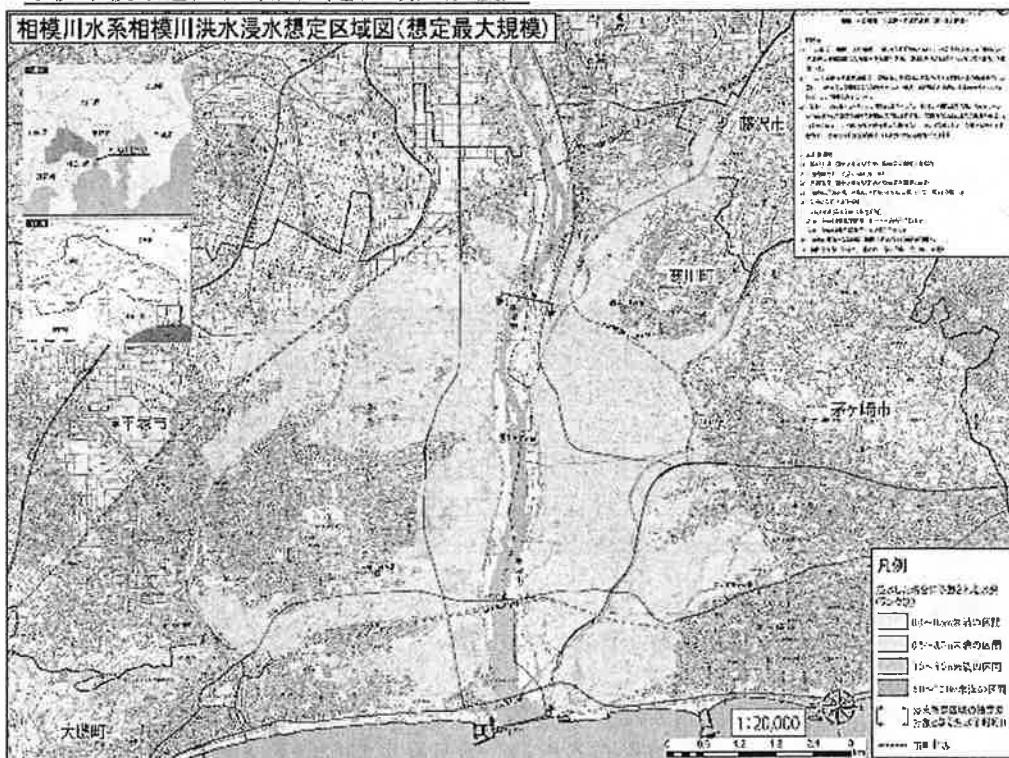
さらに「洪水浸水想定区域図作成マニュアル（第4版）」（平成27年7月 国土交通省）に基づき、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域を示す家屋倒壊等氾濫想定区域が公表されています。

平成29年9月1日現在、本市に関わる洪水浸水想定区域の指定状況は次のとおりです。

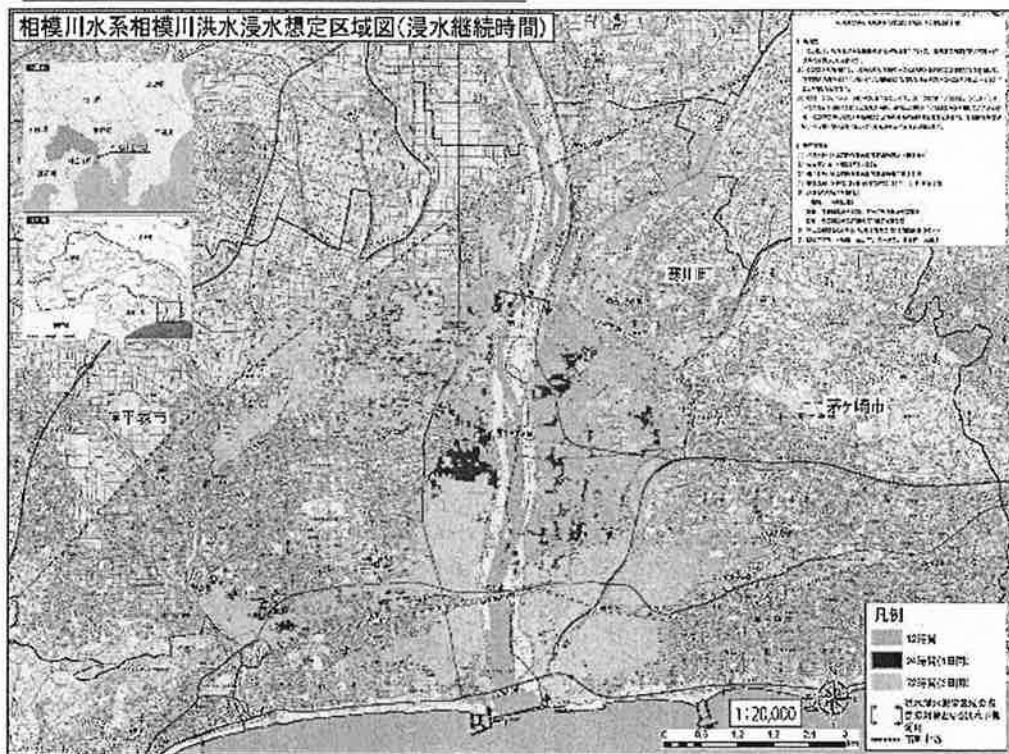
河川名（管理者）	洪水浸水想定区域指定年月日	指定の前提となる降雨 (想定最大規模降雨)
相模川 下流区間 (国)	平成28年5月30日 国土交通省関東地方整備局告示第219号	相模川流域の48時間総雨量 567mm

【参考】計画規模降雨は、指定の前提となる降雨を相模川流域の48時間総雨量 460 mm としている。

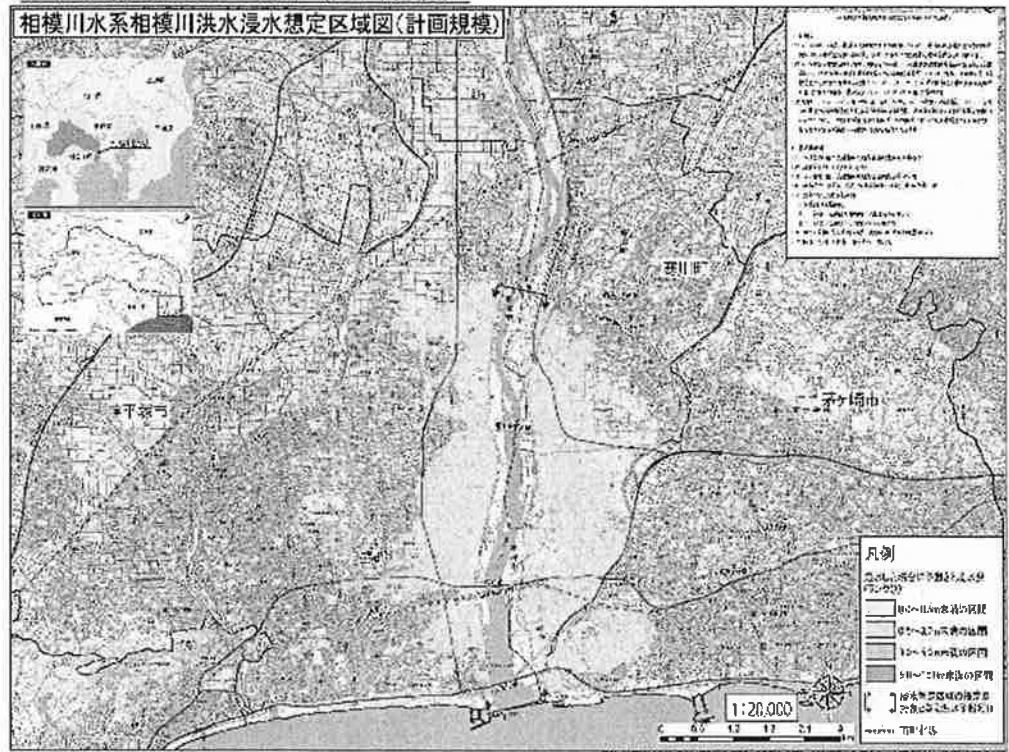
○洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



○洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）



○洪水浸水想定区域図（計画規模）



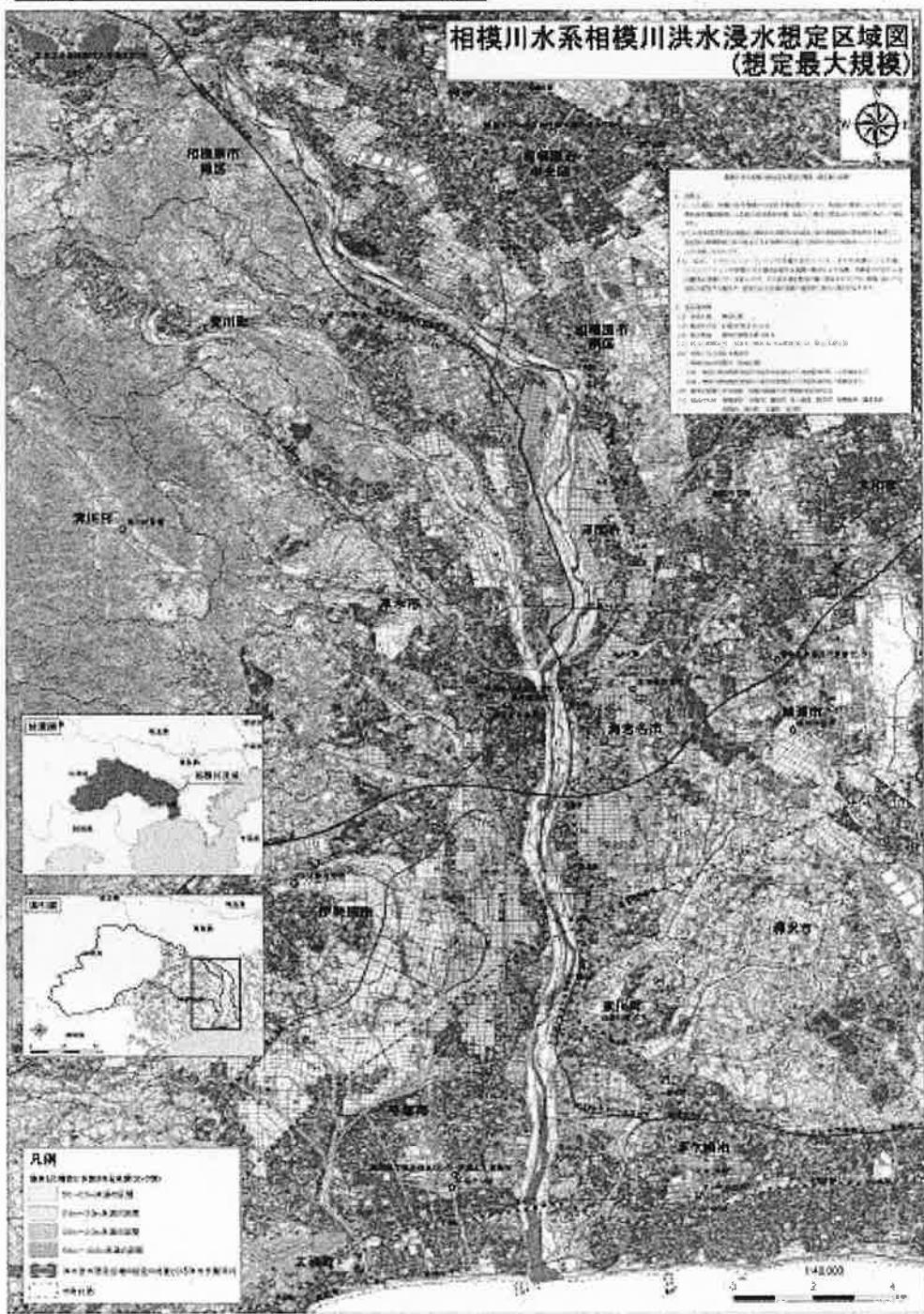
○洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食））



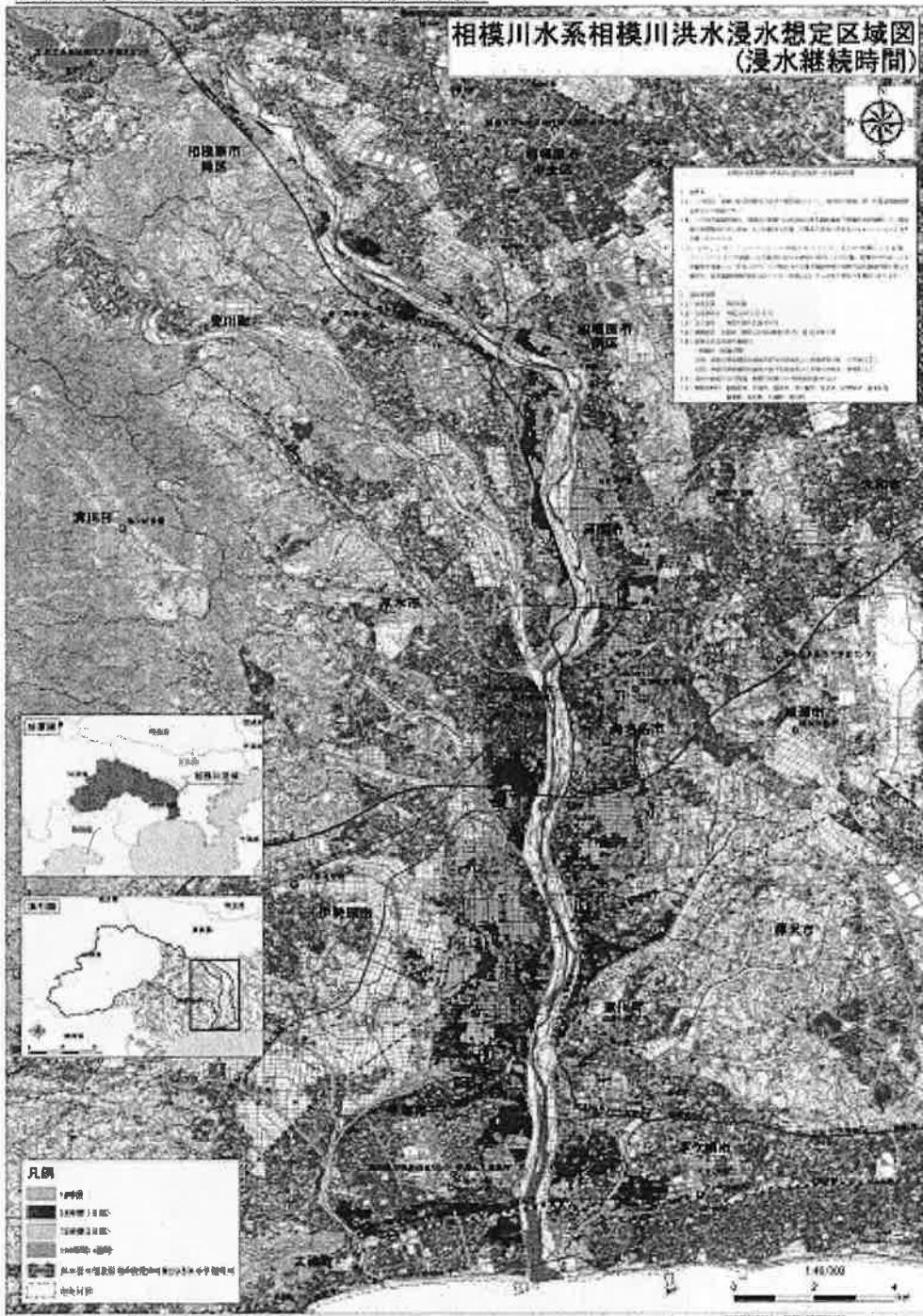
河川名(管理者)	洪水浸水想定区域指定年月日	指定の前提となる降雨 (想定最大規模降雨)
相模川 中流区間 (県)	平成29年3月31日 神奈川県告示第170号	相模川流域の48時間総雨量567mm

【参考】計画規模降雨は、指定の前提となる降雨を相模川流域の48時間総雨量460mmとしている。

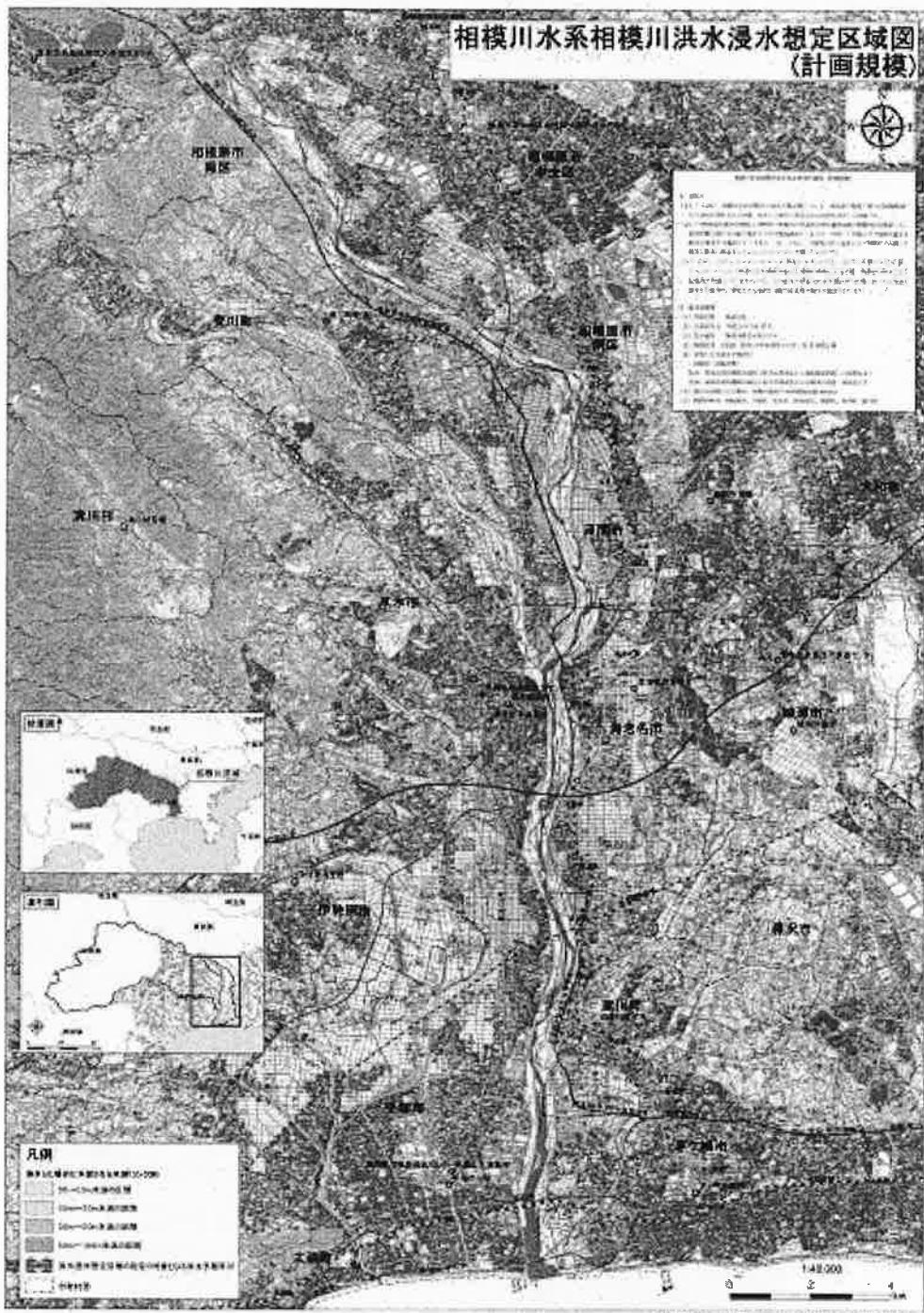
○洪水浸水想定区域図(想定最大規模)



○洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）

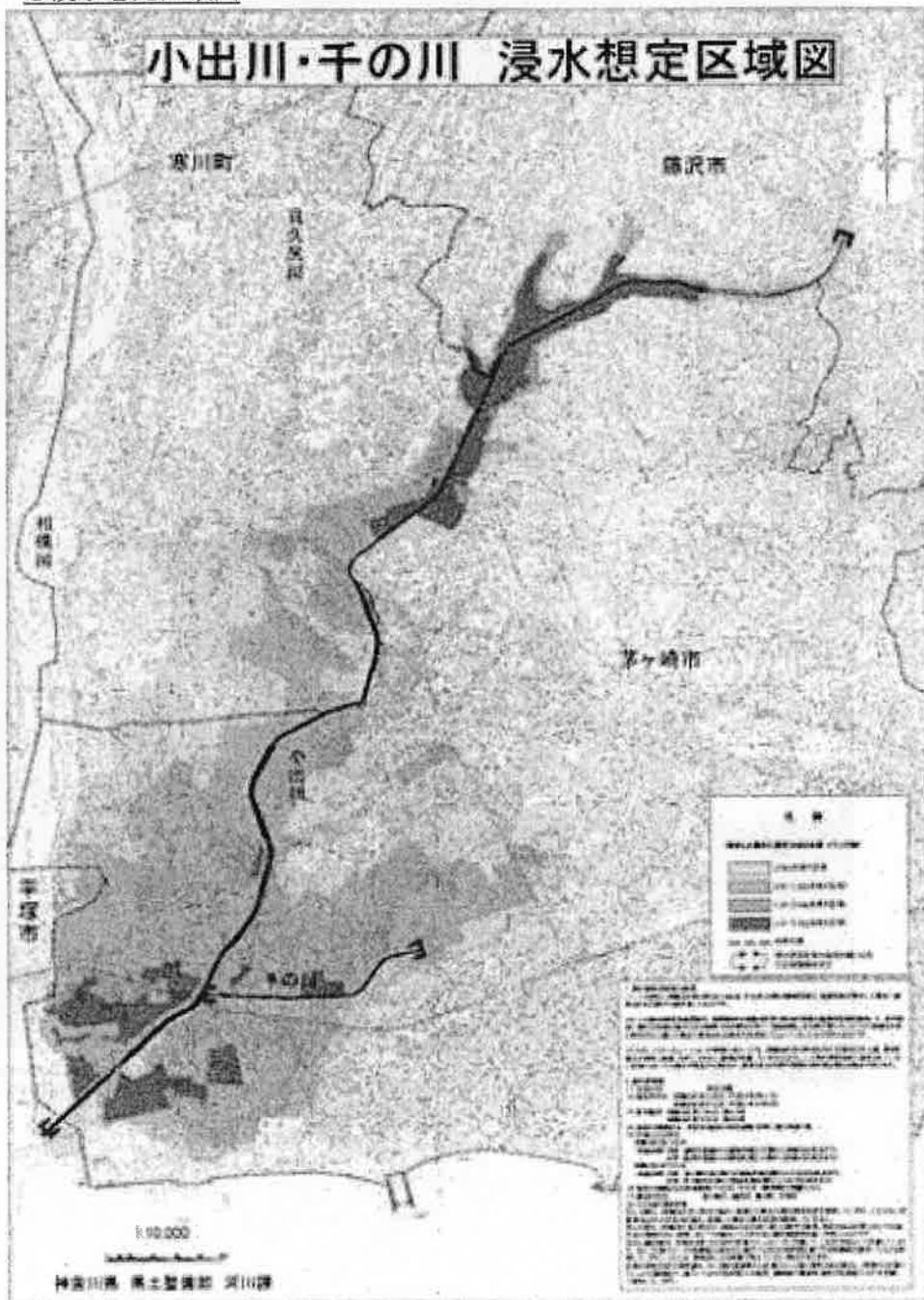


○洪水浸水想定区域図（計画規模）



河川名(管理者)	浸水想定区域指定年月日	指定の前提となる降雨 (想定最大規模降雨)
小出川 (県)	平成18年8月11日 神奈川県告示第474号	1時間最大雨量 81mm
千の川 (県)	平成21年10月6日 神奈川県告示第565号	

○浸水想定区域図



2 雨水出水浸水想定区域の指定

水防法第14条の2では、県及び市は水位周知下水道について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を、雨水出水浸水想定区域として指定することとされています。

平成29年9月1日現在、指定はありません。

3 高潮浸水想定区域の指定

水防法第14条の3では、県は水位周知海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮であって当該海岸について高潮による氾濫が生じた場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定することとされています。

平成29年9月1日現在、指定はありません。

4 その他

市は、千ノ川及び駒寄川（いずれも市管理の準用河川区間）並びに内水氾濫（「雨水出水」と同義）について、浸水を想定（想定雨量：24時間雨量 239 mm、ピーク1時間雨量 81 mm）し、県が作成した浸水想定区域図（小出川及び千の川のうち県管理区間が対象）と合わせ、平成20年3月に茅ヶ崎市洪水ハザードマップ（小出川・千ノ川・駒寄川及び内水版）を作成しています。

○茅ヶ崎市洪水ハザードマップ（小出川・千ノ川・駒寄川及び内水版）



第5節 計画の推進主体とその役割

災害発生時には、市、県、防災関係機関、市民及び企業等が一致団結して連携した応急対策活動を行うことが重要です。迅速かつ円滑に応急対策活動を実施するため、それぞれの役割や責任を明確化し、災害対策基本法に基づいた、協力・支援体制を確立した上で、平常時からの予防対策、災害時の応急対策活動等、各種対策を実施するものとします。

第1 市及び県の責務と処理すべき事務または業務の大綱

1 市

市は、防災の第一義的責任を有する基礎的な自治体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び公共的団体等と連携し防災活動を実施します。

- (1) 防災組織の整備
- (2) 防災知識の普及及び教育
- (3) 防災訓練の実施
- (4) 防災施設の整備
- (5) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
- (6) 自主防災組織の育成指導
- (7) ボランティアの受入体制の整備
- (8) 消防活動、水防活動、その他の応急措置
- (9) 避難対策
- (10) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- (11) 被災者に対する救助及び救護の実施
- (12) 医療救護体制整備のための医療機関との連絡調整
- (13) 応急手当及び看護に関する指導
- (14) 保健衛生に関する指導及び防疫活動
- (15) 医療情報の収集伝達
- (16) 文教対策
- (17) 被害調査及び復旧
- (18) その他の災害応急対策
- (19) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

2 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び他の自治体等の連携を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務、または業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行います。

- (1) 神奈川県
 - ア 防災組織の整備
 - イ 市町村及び防災関係機関の防災事務または業務の実施についての総合調整
 - ウ 防災知識の普及及び教育
 - エ 防災訓練の実施
 - オ 防災施設の整備
 - カ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備
 - キ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
 - ク 緊急輸送の確保
 - ケ 文教対策
 - コ 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援
 - サ 災害救助法に基づく被災者の救助

- シ 被災施設の復旧
 ス その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
 (2) 湘南地域県政総合センター（県湘南現地災害対策本部）
 ア 所管区域（市町）、県機関及び関係機関等の被害状況の収集
 イ 現地災害対策本部の構成機関に係る応急対策実施に必要な連絡調整
 ウ 現地災害対策本部の構成機関に対する本部指令の伝達及び情報の収集
 エ その他必要な災害応急対策
 (3) 藤沢土木事務所（県湘南現地災害対策本部第2土木部）
 ア 防災のための公共土木施設の整備
 イ 管内市域の県管理の道路等の応急対策、緊急輸送道路の確保
 ウ 管内市域の県管理の道路、河川等の被害調査並びに災害復旧
 エ 災害時における管内市域の海岸線の応急対策
 オ 砂防林及び海岸施設の被害調査並びに災害復旧
 (4) 衛生研究所（県湘南現地災害対策本部第4保健福祉部）
 ア 市の要請に基づく2次避難施設の開設
 (5) 企業庁茅ヶ崎水道営業所（県湘南現地災害対策本部第2企業部）
 ア 災害時における災害用指定配水池での飲料水の確保
 イ 災害発生の防御及び拡大防止措置
 ウ 被災施設の調査及び復旧
 エ 管内市域の応急給水活動支援
 (6) 茅ヶ崎警察署（県湘南現地災害対策本部第3警察部）
 ア 被災者の救出救助、避難誘導
 イ 災害関連情報の収集・伝達
 ウ 交通規制、緊急交通路の確保
 エ 行方不明者の捜索、遺体の検視・調査等
 オ 犯罪の予防、取り締まり、その他社会秩序の維持

第2 防災関係機関の責務と処理すべき事務または業務の大綱

1 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県土並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定公共機関及び他の指定地方公共機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとります。

- (1) 農林水産省関東農政局神奈川支局
 ア 農業・農地・農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関すること
 イ 応急用食料・物資の支援に関すること
 ウ 食料の需給・価格動向や食品の表示等に関すること
 エ 輸出証明に関すること
 オ 関係職員の派遣に関すること
 (2) 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部湘南海上保安署）
 ア 海上災害及び大規模海難等に関する事故対策訓練の実施
 イ 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓蒙
 ウ 港湾の状況等の調査研究
 エ 船艇、航空機等による警報等の伝達
 オ 船艇、航空機等を活用した情報収集
 カ 活動体制の確立
 キ 船艇、航空機等による海難救助等
 ク 船艇、航空機等による傷病者、医師等及び救援物資の緊急輸送
 ケ 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与
 コ 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する

支援

- サ 排出油等の防除等
- シ 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保
- ス 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示
- セ 海上における治安の維持
- ソ 危険物等積載船舶に対する移動命令、航行制限若しくは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置
- タ 海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のための適切な措置
- チ 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保

(3) 総務省関東総合通信局

- ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
- イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸出し
- ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
- エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

(4) 財務省関東財務局（横浜財務事務所）

- ア 災害発生時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
- イ 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請
- ウ 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会
- エ 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付

(5) 東京管区気象台（横浜地方気象台）

- ア 気象・洪水・高潮・波浪・地震津波・火山現象に関する特別警報、警報、注意報及び情報の関係機関への伝達
- イ 特別警報、警報、注意報等の伝達体制の整備
- ウ 気象災害の発生に関する調査の実施
- エ 気象観測の実施及び観測施設の維持管理
- オ 気象災害に関する広報活動、知識の普及及び関係機関の計画担当への助言
- カ 風水害等に係わる防災訓練の実施及び関係機関との協力
- キ 発災後の各種情報提供、専門職員の派遣及び照会対応
- ク 火山現象予警報等の伝達及び火山災害の防止に関する調査の実施

(6) 国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所

- ア 防災上必要な教育及び訓練
- イ 災害危険区域の選定
- ウ 災害に関する情報の収集及び広報
- エ 災害時における交通確保
- オ 災害時における応急工事
- カ 災害復旧工事の実施
- キ 再度災害防止工事の施工

(7) 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所

- ア 防災上必要な教育及び訓練
- イ 防災に関する施設及び設備の整備と、平常時及び災害時における関係機関の防災活動への支援
- ウ 災害危険区域の選定
- エ 水防に関する予報並びに警報の発表及び伝達
- オ 災害に関する情報の収集及び広報
- カ 水防活動の助言
- キ 災害時における応急工事
- ク 災害復旧工事の実施

ケ	再度災害防止工事の施工
(8)	国土交通省国土地理院関東地方測量部
ア	災害時等における地理空間情報の整備・提供
イ	復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
ウ	地殻変動の監視

2 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性または公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力します。

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社
 - ア 鉄道、軌道施設の設備、保全
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
- (2) 電信電話機関（東日本電信電話株式会社神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ神奈川支店）
 - ア 電気通信施設の整備及び点検
 - イ 電気通信の特別取り扱い
 - ウ 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
- (3) 東京電力パワーグリッド株式会社平塚支社
 - ア 電力供給施設の整備及び点検
 - イ 災害時における電力供給の確保
 - ウ 被災施設の調査及び復旧
- (4) 東京ガス株式会社神奈川西支店
 - ア ガス施設の災害予防措置
 - イ 災害発生時の応急対策
 - ウ 警戒宣言発令時の応急対策
- (5) 日本赤十字社神奈川県支部
 - ア 医療救護
 - イ 救援物資の備蓄及び配分
 - ウ 災害時の血液製剤の供給
 - エ 義援金の受付及び配分
 - オ その他災害救護に必要な業務
- (6) 神奈川中央交通株式会社茅ヶ崎営業所
 - ア 被災地の人員輸送の確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (7) 相模川左岸土地改良区事務所
 - ア 土地改良施設の整備
 - イ 農地湛水の防排除活動
 - ウ 農地及び農業施設の被害調査及び復旧
- (8) 一般社団法人神奈川県トラック協会
 - ア 災害対策用物資の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (9) 日本郵便株式会社茅ヶ崎郵便局及び株式会社ゆうちょ銀行茅ヶ崎店
 - ア 災害時における郵便業務の確保
 - イ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - ウ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - エ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

オ	<u>被災者救助団体に対するお年玉郵便葉書等寄付金の配分</u>
カ	為替貯金、簡易保険及び郵便貯金の非常扱い
キ	地方公共団体に対する簡易保険、郵便年金積立金の応急融資等の運用管理
(10)	中日本高速道路株式会社東京支社 ア 管理道路等（構造物を含む。）の整備及び保全 イ 管理道路（構造物を含む。）の被害調査及び復旧
(11)	KDDI 株式会社 ア 電気通信施設の整備及び保全 イ 災害時における電気通信の疎通
(12)	<u>日本銀行横浜支店</u> ア <u>銀行券の発行ならびに通貨及び金融の調節</u> <u>資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置</u> イ <u>金融機関の業務運営の確保に係る措置</u> ウ <u>金融機関による金融上の措置の実施に係る要請</u> エ <u>各種措置に関する広報</u>
(13)	<u>公益社団法人神奈川県LPGガス協会湘南支部茅ヶ崎・寒川部会</u> ア <u>LPGガス消費設備の安全指導の徹底</u> イ <u>応急燃料の確保</u> ウ <u>被災地に対する燃料の供給</u>

3 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施します。

また、市町村その他の防災関係機関の活動に協力します。

(1)	さがみ農業協同組合茅ヶ崎支店 ア 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力 イ 農作物災害応急対策の指導 ウ 農業生産資材及び農家生活資材の確保並びにあつ旋 エ 被災農家に対する融資または融資のあつ旋
(2)	茅ヶ崎市漁業協同組合 ア 市が行う被害状況調査及び応急対策への協力 イ 被災組合員に対する融資または融資のあつ旋 ウ 漁船、協同施設の災害応急対策及びその復旧対策
(3)	茅ヶ崎商工会議所及び商工業関係団体 ア 市が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力 イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力 ウ 災害時における物価安定についての協力
(4)	一般社団法人茅ヶ崎医師会 ア 医療救護活動の実施 イ 救護活動に必要な医薬品及び医療器材の提供 ウ 防疫その他保健衛生活動の協力
(5)	一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会 ア 医療救護活動の実施 イ 遺体の歯形等の調査、分析による身元の確認
(6)	一般社団法人茅ヶ崎寒川薬剤師会 ア 医療救護活動の実施 イ 医薬品の供給
(7)	金融機関 ア 被災事業者等に対する資金融資
(8)	病院等医療施設の管理者 ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施

- イ 災害時における収用者の保護及び誘導
- ウ 災害時における病人等の収容及び保護
- エ 災害時における被災負傷者の治療と助産
- (9) 要配慮者利用施設の管理者
 - ア 非常災害に関する避難確保計画の作成
 - イ 避難訓練の実施
 - ウ 災害時における利用者の保護及び誘導
- (10) 学校法人
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練
 - イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
- (11) 社団法人茅ヶ崎建設業協会
 - ア 応急対策用資機材及び車両確保の協力
 - イ 応急対策に必要な労働力の確保
- (12) 株式会社ジェイコム湘南、株式会社湘南平塚コミュニティ放送（FM湘南ナパサ）、藤沢エフエム放送株式会社（レディオ湘南）、湘南リビング新聞社
 - ア 災害情報の広報
- (13) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者
 - ア 安全管理の徹底
 - イ 防護施設の整備
- (14) 社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会
 - ア 災害ボランティアセンターの設置及び運営
 - イ 災害ボランティアセンターの設置及び運営訓練
 - ウ 災害ボランティア受け入れのための資機材の備蓄
 - エ 義援金等の申請
 - オ 生活福祉資金の貸付

4 自衛隊（第4施設群（陸上自衛隊座間駐屯地））

自衛隊は、県知事から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し、部隊等を派遣する等適切な措置を行います。

また、補完的、例外的な措置として、通信の途絶等により県等と連絡が不可能である場合において災害の実態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣することができます。

- (1) 人命または財産の保護のため緊急を有する救助、救援及び応急復旧
 - ア 被害状況の把握
 - イ 避難者の救助
 - ウ 遭難者等の捜索活動
 - エ 水防活動及び消防活動
 - オ 道路または水路の啓開
 - カ 応急医療、救護及び防疫活動
 - キ 人員及び物資の緊急輸送
 - ク 炊飯及び給水活動
 - ケ 緊急物資の無償貸与または譲与
 - コ 危険物の保安及び除去
 - サ その他、知事が必要と認めるもので自衛隊との協議の整ったもの

第3 市民及び自主防災組織の責務と処理すべき事務または業務の大綱

1 市民及び自主防災組織

- (1) 「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、7日分以上の飲料水・

食料の備蓄等の予防対策、台風や豪雨等の風水害への備え、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、市民自らが防災対策を行います。

- (2) 「自分たちの地域は、自分たちで守る」ため、自主防災組織の結成及びその活動への積極的な参加に努めます。
- (3) 地域特性に応じた防災訓練、防災研修会や防災講座等(以下、「防災研修会等」)に積極的に参加し、習得した防災に関する知識、技能等を災害発生時に発揮できるよう努めます。
- (4) 災害発生時には、地域において相互に協力し、情報の入手、救助・救急、消火、応急手当等に努めるとともに、避難においては、冷静かつ積極的に行動するよう努めます。

(1) 市民

- ア 飲料水、食料及び生活必需物資等の備蓄及び家屋の安全対策
- イ 被災者の救助・救急活動の協力
- ウ 出火防止、初期消火活動の協力
- エ 避難、給食等に際しての隣保協力
- オ 自主防災組織活動への協力
- カ その他必要な災害応急対策業務への協力

(2) 自主防災組織

- ア 防災訓練の実施等平常時における災害に関する予防活動
- イ 被災者の救助・救急等に必要な資機材等の整備
- ウ 出火防止及び初期消火活動
- エ 被災者の救助・救急活動、避難誘導等応急対策活動
- オ 地域における被害情報等の収集、伝達
- カ 警戒宣言が発せられた場合の防災活動
- キ 避難所運営委員会への参画
- ク その他災害時において特に災害対策本部長等から要請のあった応急活動

第4 企業等の責務と処理すべき事務または業務の大綱

1 企業等

- (1) 日頃から、各企業等が管理する施設及び設備の安全対策や飲料水・食料等の備蓄、救助・救急、消火のための資機材の整備、さらに、従業員の防災訓練や防災研修会等の積極的な実施に努めます。
- (2) 防災対策の責任者を定め、災害が発生した場合の従業員の取るべき行動を明確にし、市民及び自主防災組織と連携して、地域における防災活動に参加するための体制を整備するよう努めます。
- (3) 災害発生時には、市民及び自主防災組織と連携して、情報の収集及び伝達、救助・救急、消火、応急手当、避難誘導等を積極的に行うように努めます。

(1) 企業等

- ア 管理する施設及び設備の安全対策
- イ 従業員の飲料水、食料等の備蓄と、救助・救急、消火のための資機材の整備
- ウ 帰宅困難時の企業等における従業員等の保護
- エ 従業員の防災訓練や防災研修会等の実施
- オ 防災対策責任者を定め、災害時の従業員の責務、行動の明確化
- カ 市民及び自主防災組織との連携による地域における防災活動への参加体制の整備
- キ 災害時の市民及び自主防災組織との連携による情報収集及び伝達、救助・救急、消火、応急手当、避難誘導等の実施
- ク 早期に重要機能を回復し、事業を継続させていくための計画の策定
- ケ その他、災害時における災害対策活動への協力

第6節 防災組織の充実

市、県及び防災関係機関は、総合的な防災体制の確立のため、防災会議等の防災上重要な組織を整備し、相互の連携強化を図ります。

第1 市の防災組織

1 茅ヶ崎市防災会議

(1) 設置の根拠

災害対策基本法第16条

(2) 所掌事務

ア 茅ヶ崎市地域防災計画を作成し、その実施の推進

イ その他、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(3) 組織

幹事	委員								専門委員								
	委員の属する機関等の職員	指定地方行政機関の職員	陸上自衛隊の自衛官	県知事部内の職員	県警の警察官	市長部内の職員	教育長	消防長及び消防団長	指定公共機関または指定地方公共機関の職員	公共的団体等の役職員	自主防災組織の代表	学識経験者	専門委員	関係地方行政機関の職員	県知事部内の職員	市長部内の職員	関係指定公共機関の職員

2 茅ヶ崎市災害対策本部

(1) 設置の根拠

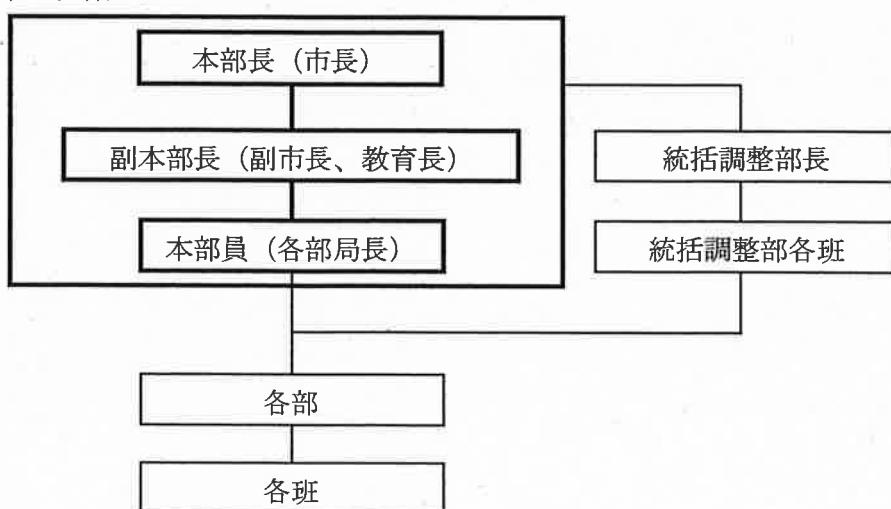
災害対策基本法第23条の2

(2) 所掌事務

ア 茅ヶ崎市地域防災計画の定めるところにより市域に係る災害予防及び災害応急対策の実施

イ 市域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報の収集

(3) 組織



第2 防災関係機関の防災組織

市域を所管し、または市内にある防災関係機関は、災害対策基本法第47条の規定に基づき、防災計画または防災業務計画の円滑な実施のため、防災組織の充実に取り組みます。

第3 自主防災組織

1 設置の目的

災害対策基本法第5条の規定に基づき、市は自治会等を単位として昭和54年から自主防災組織の育成を進めています。自主防災組織は、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域の連帯意識に基づき自主的に結成するものです。

2 組織

自主防災組織がその機能を十分に発揮するためには、あらかじめ組織の編成を定めておきます。なお、組織の編成にあたっては、地域住民相互の連携のもとに活動することが必要とされることから、地域住民が連帯感をもてるような組織を編成し、消防団や地域内の企業等の防災組織と連携を密にします。

また、自主防災組織を運営していくうえで基本的な事項については、規約を設けて明確にします。規約に基づいて防災計画を作成し、自主防災組織における平常時及び災害時の活動内容を策定します。

3 防災リーダー

防災リーダーは、地域の防災活動において中心的な活動を行うとともに、自主防災組織会長を補佐する立場として、平常時には防災知識の普及・啓発、防災訓練での指導者としての役割を担い、災害時には地域のとりまとめ役として活動します。

また、防災リーダーの活動は、「自らの身は自らが守る」「自分たちの地域は自分たちで守る」という「自助・共助」の精神に基づくボランティア活動にあたります。

第7節 計画の推進管理

第1 計画の目標

風水害対策は、災害に強い組織・人づくりやまちづくりの推進、災害発生に備えた平常時の対策、災害時の応急対策、さらには、復旧・復興対策まで、幅広い対策を継続的に進めていく必要があります。

そのため、第1章第4節被害想定を踏まえ、短期的には風水害による被害の軽減に効果的な対策等を優先的に進め、中・長期的には構造物が壊れない、壊れても人を傷つけないまちづくりを目指します。

1 短期的目標（5か年以内）

災害の発生に備えた、災害に強い組織・人づくりの推進、平常時の対策の充実を図るとともに、風水害に関する知識の普及・啓発、地域における協力体制の構築、的確な避難勧告等を発令するための情報受伝達体制の確立、早期避難所の確保及び資機材の整備等、風水害による被害を軽減する効果の高い対策を中心に進めます。

2 中・長期的目標（5か年超）

市の防災力の更なる向上を図るため、風水害に関する調査研究及び風水害対策を取り巻く社会状況の変化や、風水害関連制度等の動向を踏まえ、災害に強い組織・人づくりや平常時の対策の一層の充実を図るとともに、災害に強いまちづくりの取り組みを進めます。

第2 計画の着実な推進

この計画を推進するためには、市、防災関係機関、市民及び企業等が連携し、対策に取り組んでいく必要があります。そこで、地域社会の実情、各種対策の実効性等を点検しながら、市の防災対策の基本方針となる「防災ビジョン」を踏まえ、緊急性の高いものから優先的かつ重点的に実施していきます。

第3 計画の点検と充実

市は、この計画を推進するにあたり、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年点検を行い、計画の進捗状況を把握しながら、必要があると認めるときは、県及び防災関係機関と調整のもと修正し、市の実情に合った防災対策のより一層の充実を図ります。



第2章 災害に強い組織・人づくり

第1節 防災知識の普及・啓発

市は、市民に対し防災研修会等を積極的に開催し、市民の防災意識の向上、防災知識の普及を図ります。その上で、災害時に市民が取るべき行動等を周知し、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。

【現状】

- 市は、防災研修会等の開催、防災訓練を通じて、市民に対して、防災知識の普及・啓発を図っています。
- 市は、広報紙への防災特集の掲載や洪水ハザードマップを作成し、各家庭へ配布しています。
- 自主防災組織は、地区防災訓練や防災研修会等を通じて、地域住民に対して、防災知識の普及・啓発を図っています。

【課題】

- 「自らの命は自らが守る」のが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守る行動が必要です。
- 地域防災力の強化のためには、「自助・共助」の取り組みが重要です。
- 災害時には男女のニーズの違いを認識し、双方の視点を持つことが必要です。
- 自主防災組織や災害対策地区防災拠点配備職員（以下「配備職員」という。）、学校職員が災害時に連携して避難所の開設及び避難者の受け入れを行うためには、平常時からの顔の見える関係が必要です。
- 障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児、外国人等（以下「要配慮者」という。）や支援者の災害時の負担を軽減するために、防災知識の普及・啓発が必要です。
- 園児、児童、生徒が、災害時、適切に行動できるよう防災教育を充実させる必要があります。
- 企業、事業所（以下「企業等」という。）における自主防災体制の強化には、その地域の自主防災組織との連携が必要です。

【取り組みの方向】

第1 市民等に対する防災知識の普及・啓発 企画部、市民安全部

1 市民への防災知識の普及・啓発

(1) 防災研修会等の開催

市は、防災研修会等を開催し、広く市民へ台風や豪雨等の風水害や各種災害への備え等、知識の普及・啓発を図ります。

(2) 防災訓練の実施

市及び自主防災組織は、地域特性に応じた防災訓練等の実施に努めます。

2 家庭への防災知識の普及・啓発

(1) 広報紙への防災特集の掲載や洪水ハザードマップの周知

市は、広報紙への防災特集の掲載や洪水ハザードマップの周知を行う等、それらの内容について理解が得られるよう努めます。

また、浸水想定区域及び浸水深、避難所等に加え、洪水発生時の避難に必要な基礎的な情報を掲載し、市民の防災意識の啓発に努めます。

(2) 家庭における防災対策等の普及・啓発

市は、地域の状況に応じた災害の特性について周知を図り、家庭での備えや避難時の注意点等について普及・啓発に努めます。

また、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづくり等、家庭での安全対策や災害時行動についての周知を図ります。



第2 自主防災組織に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部**1 防災研修会等の開催**

市は、防災研修会等を開催し、自主防災組織に対する知識の普及を図ります。

また、その研修を通じ、要配慮者への配慮や災害時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮する必要性に対し、普及・啓発を図ります。

2 災害対策地区防災拠点打合会の開催

市は、災害対策地区防災拠点（以下「地区防災拠点」という。）打合会を開催し、自主防災組織や配備職員、学校職員の顔合わせを行い、避難所の開設、運営に係る基本的事項を確認することで、地域防災力を強化します。

3 ホームページの活用

市は、ホームページに各自主防災組織の取り組みや訓練内容の紹介、訓練指導や防災資機材の取り扱い等のマニュアルの掲載を行い、自主防災組織及び防災リーダーが、個々の訓練活用や地区防災訓練等における新たな訓練項目の取り入れ等に活用できるよう努めます。

4 自主防災組織活動マニュアルの作成

市は、自主防災組織が災害時に迅速かつ的確に地域内での応急対策活動を実施できるよう、活動の手引きとなる自主防災組織活動マニュアルを作成します。

この自主防災組織活動マニュアルは、基本的な活動の手引きとして位置づけ、自主防災組織が必要に応じ、地域の特性に応じた行動手順書としてとりまとめていくよう、市はその支援を行います。

第3 要配慮者及び支援者に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、生涯学習部、福祉部、こども育成部、保健所部**1 啓発パンフレットの作成**

市は、要配慮者及び支援者に対し、パンフレット等により防災知識の普及・啓発を図ります。

2 防災訓練への参加促進

市及び自主防災組織は、要配慮者に対し、防災訓練への参加を促進します。

第4 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、こども育成部、消防部、教育部**1 防災研修会等の開催**

市は、小学校、中学校、高等学校等（以下「学校等」という。）と連携し、児童、生徒に対し、災害に対する基礎的知識の習得を図ることを目的とした防災研修会等を開催します。

2 防災教育の推進

保育園、幼稚園、学校等は、災害を想定した避難訓練を実施する等、災害発生時に適切な行動がとれるよう防災教育の充実を図ります。

また、市は、教職員等に対する防災研修会等を開催する等、防災教育の充実を図ります。

第5 企業等に対する防災知識の普及・啓発 市民安全部、経済部、消防部**1 企業等における防災への取り組み**

企業等は、災害時における顧客及び従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生等の社会的な責務を十分認識したうえで、防災活動の推進に努めます。

2 企業等への指導・助言

市は、企業等の実態に即した防災体制の確立を促進します。

3 地域との連携

企業等は、自主防災組織と連携し、自己の自主防災体制において災害時に協力

して活動が行えるよう、共助づくりを進めていきます。

第6 市職員に対する防災知識の普及・啓発 総務部、市民安全部、建設部、下水道河川部、消防部

1 職員研修会の実施

市は、災害発生時における組織の役割分担、職員の行動等について習得を図ることを目的とした防災研修会等を実施します。

また、土のう作りや水防工法等、必要な水防研修を実施します。

2 配備職員研修会の実施

市は、配備職員に対し、避難所の開設や運営等を迅速かつ柔軟に行うことを利用とした研修会を実施するとともに、地区防災拠点打合会の出席、各種訓練への参加を促進します。

第2節 災害への備え

市は、市民及び企業等に対し、自己備蓄の必要性や災害への備えについて知識の普及・啓発を図り、市民及び企業等の自主的な取り組みを推進し、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。

【現状】

- ライフライン機能の停止、緊急輸送道路等の遮断等により、広域的な援助を受けるまでには、数日程度の期間を要するものと見込まれます。
- 市は、広報紙や洪水ハザードマップ等により、自己備蓄の推進や災害への備えについて啓発しています。

【課題】

- 災害発生時にはライフライン機能の停止、飲料水や食料の流通断絶が想定されます。
- 市は、災害に備え、飲料水や食料、トイレ対策、各種資機材等の備蓄を進めていますが、市の備蓄だけでは、十分な量を貯うことができません。
- 市民及び企業等は、おおむね7日分以上の飲料水（備蓄の目安は1人1日3リットル）や食料を備蓄しておくことが大切です。
- 停電や避難に備えて、非常持ち出し品等を準備しておくことが大切です。
- 女性や要配慮者等は、避難生活の負担を軽減するために、その特性に応じた自己備蓄に取り組む必要があります。

【取り組みの方向】

第1 風水害への備え 市民安全部

台風や豪雨は、正確な気象情報を収集し、予想される事態への対応をとることで、被害を最小限にとどめることができるため、事前の備えが重要となります。

市は、自主防災組織等と連携を図り、市民が日頃から家の周囲を点検し、必要な個所の修繕、補強等、風雨に対する対策を行うよう周知を図ります。

1 日頃からの備え

- (1) 雨どいや側溝等は水はけをよくしておくこと。
- (2) 瓦のずれや割れ、トタンのめくれ等は修繕しておくこと。
- (3) ブロック塀や外壁等のひび割れや亀裂は修繕しておくこと。
- (4) 飛ばされそうなものは固定または屋内へ移動しておくこと。
- (5) ハザードマップで危険箇所及び避難場所を確認し、避難経路を検討しておくこと。
- (6) 生活再建に向けた事前の備えとして、自然災害保険・共済等に加入していくこと。

2 台風、豪雨が近づいてきたときの措置

- (1) テレビ、ラジオ、インターネット等で正確な情報を収集すること。
- (2) 市が発表する避難情報に注意すること。
- (3) 外出を控えること。
- (4) 植木鉢や物干しづら等の飛ばされやすい物は屋内へ移動すること。
- (5) 非常持ち出し品を準備すること。
- (6) 停電に備え、懐中電灯やろうそく、ランタン、ラジオ、予備電池等を用意すること。
- (7) 夜間に大雨が予想される際は暗くなる前に避難すること。
- (8) 自宅付近にかけなどがある場合は、周囲の様子をよく観察し、かけ崩れの前兆現象が見られたら、早急に避難すること。

3 避難時の注意点

- (1) 歩行可能な水深の目安は約50cm。水の流れが速いときは20cmでも危険とな



- るため、危険と判断した時は、無理をせず高所で避難を待つこと。
- (2) 避難時は、活動しやすく保温性のある服装、ヘルメット・ひもで締められる運動靴（裸足や長靴は厳禁）を着用すること。
 - (3) 側溝や用水路に落ちないよう、長い棒等を杖代わりにして安全確認を行うこと。
 - (4) 避難時は単独行動を避け、2人以上で行動すること。
 - (5) 隣り近所や身近な人と協力すること。
 - (6) 要配慮者等へ配慮すること。

第2 自己備蓄の推進 市民安全部

市は、広報紙や防災研修会等を通じ、市民及び企業等に対し自己備蓄の重要性、公的援助の限界等について周知し、自主防災組織と連携を図りながら、自己備蓄の積極的な確保に努めるよう周知を図ります。

1 主な自己備蓄

7日分以上の備蓄を確保する。

- (1) 飲料水
- (2) 食料
- (3) 携帯トイレ
- (4) トイレットペーパー

2 主な非常時持出品

避難するとき最初に持ち出すものとして、男性では15kg、女性では10kgまでが目安とされています。

- (1) 貴重品（現金、身分証明書、通帳類、健康保険証、免許証、印鑑等）
- (2) 携帯ラジオ（予備電池含む）
- (3) 懐中電灯、乾電池（予備電池含む）
- (4) 携帯電話、充電器
- (5) 救急用品（持病のある方は常備薬、お薬手帳等）
- (6) 予備眼鏡、コンタクトレンズ（洗浄液含む）
- (7) 飲料水・簡易的な食料（チョコレート、キャンディ等）
- (8) タオル、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ
- (9) 歯ブラシ（歯磨き用ガム等）、洗面用具
- (10) 着替え、下着等
- (11) ホイッスル
- (12) 家族の写真

3 その他の主な非常時持出品

女性や要配慮者は、避難生活を送る上で必要な持出品を準備しておくことで、避難生活の負担を軽減できます。

また、食物アレルギーをお持ちの方も、自分に適した食料を普段から備蓄しておくことで、避難生活の負担を軽減できます。

ペットを連れた避難生活においては、ケージやペットフード等を事前に準備する等、他の避難者に十分に配慮する必要があります。

(1) 女性

- ア 生理用品
- イ 化粧水、乳液、保湿クリーム
- ウ 下着、おりものシート
- エ 携帯用ビデ

(2) 妊産婦及び乳幼児

- ア おむつ
- イ 離乳食、粉ミルク
- ウ 授乳カバー、授乳ケープ（乳児用ブランケット）
- エ ほ乳瓶

オ バスタオル

カ おしり拭き

キ 母子手帳

(3) 障害者

ア 障害者手帳

イ 補装具、日常生活用具等

ウ ストマ、おむつ等

(4) 高齢者（要支援・要介護者）

ア 介護保険証

イ 介護用品（大人用おむつ、尿取りパット等）

ウ 福祉用具、日常生活用具等

(5) ペットのいる家庭

ア 名札（鑑札や注射済票のほかに飼い主の名前やペットの名前を記入した名札）

イ 愛犬手帳

ウ 食器

エ ケージ

オ リード

カ ペットフード

キ トイレ用品

第3節 地域防災力の強化

市は「消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年12月13日法律第110号）を踏まえ、市民、自主防災組織、消防団等により、地域防災力の充実強化に関する取り組みが円滑に実施されるよう相互に連携を図りながら、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。

【現状】

- 市には、現在1消防団本部と22個分団で組織され、定員の427人が4地区（茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出）に分かれて活動を行っています。(平成29年4月1日現在)
- 市には、現在137災組織が結成されています。(平成29年4月1日現在)
- 2,056名（うち女性608名）の防災リーダーが地域防災力の向上のために活動しています。(平成29年9月1日現在)
- 市は、防災リーダー養成研修を実施し、防災リーダーに対するフォローアップ研修会や防災研修会等を開催しています。
- 市は、自主防災組織における防災用資機材の整備について、茅ヶ崎市市民安全部防災対策課所管に係る補助金交付要綱に基づき補助しています。

【課題】

- 地域防災力の充実強化は、市民、自主防災組織、消防団、市等の多様な主体が適切に役割分担しながら相互に連携協力して取り組むことが必要です。
- 地域を守るためにには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の精神のもとに自主防災組織を結成する等、地域防災力の向上には、市民の自主的な防災活動が必要です。
- 結成された自主防災組織が、災害時に効果的に活動できるよう組織の充実化が必要です。
- 自主防災組織、消防団及び企業等が災害時に連携して活動できる体制整備が必要です。
- 女性の能力や特性を生かした防災体制を構築するため、女性の防災力の向上が必要です。

【取り組みの方向】

第1 消防団の強化 消防部、消防団

1 消防団への加入促進

市は、消防団への加入の促進を図るため、防災訓練等における消防団との連携、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識の啓発、各種イベント等での消防団の活動内容の紹介や歴史的・伝統的価値の再認識などにより、消防団に対する地域住民の理解が深まるよう努めます。

2 消防団の装備の改善

市は、消防団の装備について「消防団の装備の基準（昭和63年消防庁告示）」を踏まえ、安全対策、救助、情報通信等の整備の充実強化を図っていきます。

3 消防団の訓練・研修

市は、消防団員の技能の向上を図るため、各種訓練に取り組み、更なる消防力の強化に努めます。

また、消防団は自主防災組織等と連携して訓練を実施することで、地域防災力の強化に努めます。

第2 自主防災組織の育成 市民安全部、自主防災組織

1 自主防災組織の育成

市は、災害発生時の被害を防止し、または軽減するために、防災活動を迅速かつ効果的に行えるよう自主防災組織の育成を行います。

2 自主防災組織に対する支援

市は、自主防災組織の育成・強化のため、自主防災組織の運営等に対し支援を



行います。

(1) 補助金の交付

ア 市は、自主防災組織が行う防災用資機材の整備に対し、茅ヶ崎市市民安全部防災対策課所管に係る補助金交付要綱に基づき補助します。

(2) 職員派遣

ア 市は、要請により防災研修会等の防災知識の普及・啓発を実施します。

イ 市は、防災訓練の指導を実施します。

(3) 自主防災組織活動マニュアルの作成及び活用の支援

ア 市は、自主防災組織が平常時及び災害時に組織的かつ効果的な防災活動を行うために地区の防災計画として作成する「自主防災組織活動マニュアル」の作成及び活用において、地域の特性を踏まえた実践的な計画作成を行い、計画に基づく防災活動を実践し、計画の評価や見直しを行うことができるよう支援します。

第3 自主防災組織の活動 総務部、市民安全部、自主防災組織

自主防災組織の活動は、地域住民による自主的な防災活動として、自己の地域を「安全で住みよい、災害に強いまち」にするための、地域住民を主体とする活動です。

1 平常時の主な活動

(1) 防災知識の普及

自主防災組織は、災害発生時の被害を防止し、または軽減するため、地域において防災に対する正しい知識の普及を図ります。

(2) 自主防災組織活動マニュアルの作成及び検証

自主防災組織は、平常時及び災害時に組織的かつ効果的な防災活動を行うために、地区の防災計画として「自主防災組織活動マニュアル」を作成します。マニュアル作成においては、地域の特性を踏まえた実践的な計画作成を行い、計画に基づく防災活動を実践し、計画の評価や見直しを行います。

(3) 防災訓練の実施

自主防災組織は、地域の実情を踏まえた実践的な防災訓練を実施します。

(4) 地域での予防対策

自主防災組織は、地域特性等による災害時危険箇所等を事前に把握し、地域住民に周知します。

また、家庭における災害への備えを呼びかけます。

(5) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織は、防災活動に必要な防災用資機材を整備し、災害時に誰もが使用できるよう、取扱訓練や点検を実施します。

また、避難所に設置してある市防災備蓄倉庫内の防災用資機材の把握に努め、取扱訓練や点検を実施します。

(6) 消防団及び企業等との連携

自主防災組織は、平常時から消防団や地域内の企業等と交流を図り、災害時に連携して活動が行えるよう努めます。

2 災害時の主な活動

自主防災組織は「自主防災組織活動マニュアル」に基づき、災害時に次の活動を実施します。

(1) 情報の収集伝達

風水害では、被害の及ぶ切迫性が現れてから、いかにすばやく避難を開始できるかが重要となるため、正確な情報収集・伝達が必要です。

特に、市が発令する避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）は、防災行政用無線や広報車の音が雨音でかき消される等、市民に伝わらない場合もあるため、自主防災組織は、早めに



こうした情報の伝達に努めます。

また、自主防災組織は、地域内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、避難所（早期避難所及び災害の状況に応じ開設する避難所）へ情報を報告するとともに、市や防災関係機関の提供する情報を地域に伝達して、的確な応急対策活動を実施します。

さらに、時間の経過とともに変化する地域の被災状況、救助活動の状況等を避難所に報告し、情報の収集伝達を行い、情報の混乱防止にあたります。

(2) 避難誘導の実施

自主防災組織は、避難準備情報または避難勧告・指示等が出された場合には、地域住民に対する周知を徹底し、率先避難を実施するとともに、迅速かつ円滑に避難誘導を実施します

また、避難行動要支援者の避難支援策を講じます。

(3) 救助・救急活動の実施

自主防災組織は、地域住民の安否確認を行い、救助を要する人がいる場合は、発見次第速やかに防災資機材等を活用し、救助活動に取り組みます。

(4) 応急救護活動の実施

自主防災組織は、負傷者に対して、外傷の応急手当を実施するとともに、医師の処置が必要な場合には、医療救護所（災害の状況に応じ、公立中学校1・3校及び地域医療センターのうち指定された場所に設置）等へ搬送します。

(5) 避難所の開設及び運営の協力

自主防災組織は、配備職員及び学校職員と協力し、避難所の開設、避難者の受け入れを行うとともに、避難所の運営について、積極的に協力します。

(6) 給食・救援物資の配布及び協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となります。

自主防災組織は、保有している食料等の配布を行うほか、市が実施する給食、給水、救援物資等の配布活動に協力します。

(7) 清掃衛生の実施

自主防災組織は、被災地の防疫活動に協力するとともに、ごみ・し尿その他廃棄物の除去及び清掃活動に協力します。

3 時期的段階に応じた活動例

自主防災組織は、地震災害時の活動と同様に、風水害時においても時期に応じ的確な活動が求められます。風水害は、突然襲ってくる地震とは異なり、発生までにある程度の時間があるため、被害が及ぶ危険を避けるために、早期に情報伝達や避難といった行動をとることによって、大規模な被害を抑えることが可能となります。

したがって、風水害時の活動の内容については、避難後の行動等、地震災害時の活動を基本としますが、次のような行動も必要となります。

発災前

災害時の状況

ラジオ・テレビ等の気象情報に注意し、避難準備情報や避難勧告・指示に備えて行動する。
また、地域の災害状況（水位、土砂災害の前兆現象）に注意する。



発生直後

早期に避難を完了し、避難所等での安否確認等を実施する時期である。
また、状況に応じて、水防活動、救助・救急活動等を実施する。

自主防災組織の主な活動・役割

- ※早期の情報伝達・事前行動が必要
- ※土砂災害の前兆現象等に注意し、異常があれば自主避難するとともに、市に通報する。
- 住民への避難の呼びかけ
- 土のう積み等、被害を抑える行動
- 避難行動要支援者の避難支援

※被害を抑えるための行動と避難所運営

- 情報の収集伝達
- 避難誘導
- 救助・救急活動
- 初期消火活動
- 応急救護活動
- 避難所の運営
- 給食、救援物資の配布
- 清掃衛生の実施
- 避難行動要支援者への配慮

第4 防災リーダーの育成 市民安全部

1 防災リーダーの育成

市は、防災リーダー養成研修により、地域防災の担い手となる防災リーダーの育成を行い、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。

また、防災リーダーは、豊富な知識と習得した技術を活用し、地域の防災力の強化を図ります。

2 防災リーダーの活動

防災リーダーは、自主防災組織の活動を補佐する立場として、平常時には防災知識の普及・啓発、防災訓練での指導者としての役割を担い、災害時には情報の収集伝達活動、初期消火活動、救助・救急活動、応急救護活動、避難誘導等の応急対策活動にあたるほか、避難所の開設及び運営にあたります。

第5 女性防災リーダーの育成 市民安全部

1 女性防災リーダーの育成

市は、平常時の対策及び災害時の応急対策活動、復旧・復興等において女性の特性や能力を生かすために、女性防災リーダーを積極的に育成します。

2 女性防災リーダーの活動

災害時においては、男女が共に支え合い、助け合える地域づくり、防災体制づくりが必要であることから、女性防災リーダーは、女性ならではの目配りやその特性を生かし、地域防災力の強化を図ります。

また、避難所においては、早期から女性が運営に関わり、女性の視点を取り入れ、女性専用スペースの確保、妊娠婦や乳幼児に対する支援を含め、男女のニーズの違いに十分配慮し、男女双方が安心して避難生活を送れる環境を整備します。

第4節 地域における要配慮者への支援体制

市は高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を必要とする者（以下「要配慮者」という。）や要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）に対する支援対策を講じ、その取り組みについては、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団等の地域における各主体、市、消防、警察等の行政機関及び関係団体が連携・協力体制を構築し、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。

【現状】

- 近年の災害では、要配慮者が避難所にとどまることができず、生命等の危機に陥ったり、福祉避難所の数や要配慮者に適切に対応できる人材が不足したりする等の課題が浮き彫りとなっています。
- 近年の災害では、情報の入手や自力での避難が困難な避難行動要支援者の犠牲者が健常者に比して多い傾向があります。
- 市は、避難行動要支援者に対し、適切かつ迅速な避難支援、安否確認等ができるよう、基本的な方針や対策等を定めた「避難行動要支援者支援計画（全体計画）」を策定しています。
- 市は、「避難行動要支援者支援計画（全体計画）」に基づき、「避難行動要支援者支援制度」を運用しています。

【課題】

- 要配慮者に配慮した防災対策を図り、要配慮者の安全・安心が確保される体制づくりが必要です。
- 要配慮者や避難行動要支援者に対する支援には、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団等の地域における各主体、市、消防、警察等の行政機関及び関係団体の連携・協力体制が必要です。
- 避難行動要支援者の迅速な避難支援や安否確認等には、平常時からの地域での声掛けと顔の見える関係づくりが必要です。
- 避難行動要支援者支援制度に基づく取組をさらに推進し、災害時に適切な避難支援や安否確認等が実施される避難支援体制づくりが必要です。

【取り組みの方向】

第1 要配慮者への支援体制の確立 文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、保健所

部

1 地域における支援体制の確立

要配慮者への支援は「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域の連帯感に基づいています。

また、市は、要配慮者に対する防災環境の整備や支援に向けた防災対策を積極的に行うことにより、要配慮者支援体制の確立に努めます。

2 地域の関わり

日頃からの地域の支え合いが災害時にも助け合える力となることから、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員等の地域における各主体は、日頃から要配慮者に対する見守りや声掛け等を行い、状況の把握・共有を図ります。

3 災害時保健福祉専門職ボランティア事前登録制度の充実

市は、大規模な災害が発生した場合、災害対策地区防災拠点等で活動する看護及び介護並びに福祉の専門職ボランティアを「災害時保健福祉専門職ボランティア」として事前に登録するとともに、災害時に迅速かつ円滑なボランティア活動が実施できるよう研修を行います。



第2 避難行動要支援者支援制度の確立

市民安全部、福祉部

市は、避難行動要支援者について、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団等の地域における各主体や関係団体と連携・協力し、災害時の支援方法を確立します。

なお、市は避難行動要支援者の支援に関して必要な細目について、「避難行動要支援者支援計画（全体計画）」で定めます。

1 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成します。

対象者は、生活基盤が自宅にある方のうち、次のいずれかに該当する者とします。

- ①身体障害者のうち、肢体不自由の上肢機能障害2級以上、下肢機能障害または体幹機能障害3級以上並びに視覚障害または聴覚障害6級以上の者
- ②知的障害者のうち、その障害の程度がA1若しくはA2の者
- ③介護保険制度において要支援以上の認定を受けている者
- ④「災害時要援護者支援制度」登録者のうち本制度への登録に同意する者

とします。

ただし、市長が特に認めた場合については対象とする。

なお、名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録するものとします。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所または居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦その他避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

2 避難行動要支援者の情報の把握及び維持管理

市は、避難行動要支援者名簿の作成にあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を必要な範囲で集約します。

また、避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市はその把握に努め、名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ取り決め、名簿情報を最新の状態に保つように努めます。

なお、避難行動要支援者名簿については、個人情報の保護に関する法律や茅ヶ崎市個人情報保護条例に留意し、目的外の利用、または盗難若しくは外部への漏えいをしないよう適切な措置を講じます。

3 避難行動要支援者の名簿の利用及び提供

市は、災害が発生または発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者を災害から保護するために必要な限度で、避難支援等関係者に対し避難行動要支援者名簿の情報を提供することとします。

また、避難行動要支援者名簿は、平時から避難支援等関係者に提供され共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は同意の得られた避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することとします。

なお、ここでいう避難支援等関係者とは次に掲げる者とします。

- ①消防機関
- ②警察
- ③自治会
- ④自主防災組織
- ⑤民生委員児童委員
- ⑥地域包括支援センター

第5節 防災訓練の実施

市は、災害時の応急対策活動を迅速に行えるよう平常時から災害に対する意識を具体的にイメージし、各種防災訓練においてはより実践的な取り組みを図り、市民や地域の主体的な参加を求め、「市民と行政等が一体となった防災体制の確立」を目指します。

【現状】

- 市及び防災関係機関は、気象予報・警報や台風等の情報受伝達を円滑に行うための情報受伝達訓練を実施しています。
- 市は、災害時に円滑な連携を行うための通信訓練を実施しています。

【課題】

- 防災力の向上のためには、市民や地域の主体的参加を求めるとともに、市、防災関係機関、市民、企業等が連携した実践的な防災訓練の実施が必要です。
- 風水害に的確に対応するため、具体的な被害をイメージした実践的な訓練の実施が必要です。
- 行政相互の連携強化には、広域的な応援活動体制の確立が必要です。
- 要配慮者の支援には、障害者、高齢者等に配慮した防災訓練の実施が必要です。
- 地域防災力を強化していく上では、男女双方の視点に十分配慮した訓練の取り組みが必要です。
- 保育園、幼稚園、学校等は、各種災害を想定した実践的な避難訓練の実施や、保護者への連絡体制または引き渡し体制の確立が必要です。
- 市は、災害時に備えて、日頃から防災関係機関等と顔の見える関係を構築することが必要です。
- 市が主催する防災訓練については、より幅広い年齢層が自由に気軽に参加できる形態で行い、防災知識や技術の向上を図ることが必要です。
- 地域における防災訓練については、まちぢから協議会等や自主防災組織と行政が連携し、地域の実情に即した訓練をさらに推進することが必要です。

【取り組みの方向】

第1 防災関係機関との連携強化及び防災意識の向上 市民安全部

災害発生時に、市、防災関係機関、市民、企業等が一体となった災害応急対策ができるよう、日頃から顔の見える関係性を構築するとともに、防災関係機関が災害時における役割を相互に認識することにより、防災体制の強化を図ります。

また、市は、市民が平常時及び災害発生時において自らが取るべき行動を考え、災害に対して十分な準備を講じることができるよう、防災イベントを実施するとともに自主防災組織の活動を支援し、市民の防災意識及び知識の向上に努めます。

第2 通信訓練及び情報受伝達訓練 企画部、市民安全部

- 1 市、県及び防災関係機関は、気象予報・警報、台風等の各種災害情報の受伝達、災害発生時の被害状況の把握及び応急対策活動の指令を迅速かつ適切に行えるよう通信訓練を実施します。
 - 2 市、防災関係機関及び企業等は、災害時の情報伝達を目的とした通信訓練を実施します。
 - 3 市及び防災関係機関は、災害協定に基づき、災害時に臨機応変に対応できるよう必要な情報受伝達訓練を実施します。
- また、相互応援が円滑にできるよう、平常時からの連絡体制を充実させ、広域的な応援体制を確立します。



第3 災害対策本部運営訓練 総務部、市民安全部

- 1 市及び防災関係機関は、災害発生時の本部の設置、職員の動員配備、本部会議の招集等本部の運営を適切に行うため、災害対策本部運営訓練（図上訓練）を実施します。
- 2 市は、災害に係る情報の集約・分析、災害対策本部活動の活動方針の策定等、統括調整部が本部員会議の意思決定機能を適切に補佐することを目的とした図上訓練等を実施します。
- 3 市は、災害時の参集経路の確認や緊急参集体制の検証、職員の参集意識の向上を図るために、職員参集訓練を実施します。

第4 水防訓練 市民安全部、消防部

市は、水防活動を円滑に遂行するため、通報伝達、水防工法等の水防訓練を実施します。
また、風水害の特性や具体的な被害を想定した実践的な訓練を実施します。

第5 自主防災組織の訓練 自主防災組織

自主防災組織は、地域の特性に応じた情報伝達、避難誘導、避難所の受け入れ等を想定した、実践的な訓練を実施します。
また、女性や中学生等、地域住民の積極的な参加を促進するとともに、要配慮者の視点に配慮した訓練を実施する等、地域防災力の向上に努めます。

第6 保育園、幼稚園、学校等における訓練 こども育成部、教育部、施設管理者

- 1 保育園、幼稚園、学校等は、園児、児童、生徒の安全確保を図るために、災害時を想定した実践的な避難訓練を実施します。
- 2 保育園、幼稚園、学校等は、災害時における保護者との連絡体制を確立し、園児、児童、生徒を保護者へ確実に引き渡すための訓練等を実施します。

第7 多数遺体取扱訓練 総務部、保健所部、茅ヶ崎警察署

市は、防災関係機関、茅ヶ崎警察署、歯科医師会、葬祭業者等と協力して、大規模災害発生時における多数遺体取扱訓練を実施します。

第8 その他 市民安全部、防災関係機関、自主防災組織

市、防災関係機関及び自主防災組織は、各種訓練の実施において、要配慮者や男女双方の視点に十分配慮した取り組みとなるよう、訓練の実施内容等の工夫に努め、災害をイメージし実践的な訓練を実施します。

第3章 災害に強いまちづくり

第1節 防災空間の確保

市は、河川流域の土地利用をより一層促進するために、遊水池、調整池等の雨水貯留、排水施設や浸透施設の設置を進める等、地域の特性に応じた適切な対策を実施し、保水・遊水機能の確保や河川の整備、下水道の雨水排水施設等の整備を進め、大雨による都市の安全性の向上を図る等、総合的な対策を進めます。

また、防災機能を考慮した公園施設や道路、避難場所、防災上の活動拠点等といった防災空間の整備を進め「災害に強いいちがさき」を実現していきます。

【現状】

- 市は、災害発生時に重要な役割を有している道路、下水道・河川、公園・緑地、農地等の防災空間の確保に取り組んでいます。
- 市は、避難所に必要な設備や防災用資機材の整備を進め、また、市内の企業等との協定の締結等、新たな避難場所の確保に努めています。
- 市は、雨水の貯留浸透を推進し、浸水被害の防止または軽減を図ることを目的に、遊水機能土地保全補助金制度を推進しています。

【課題】

- 避難行動や応急対策活動を迅速かつ的確に行うためには、避難場所や防災拠点の機能の拡充が必要です。
- 道路、下水道・河川、公園・緑地、農地等の機能を災害時に効果的に活用するため、防災空間としての更なる整備、確保が必要です。
- 都市化の進展により雨水の流出量が増加するとともに、集中豪雨が増えており、下水道や河川の計画的な整備が必要です。
- 保水機能保全や流出抑制を目的とした浸水対策の更なる促進が必要です。

【取り組みの方向】

第1 防災空間の確保 市民安全部、経済部、都市部、建設部、下水道河川部

1 防災空間の確保

市は、緊急輸送道路や避難場所、防災上の拠点等の確保に努め、機能の更なる整備に努めます。

2 防災空間の整備

市は、防災上の拠点や避難場所となる施設等の整備を行うとともに、その機能を十分に発揮できるよう、必要な資機材等の整備を図ります。

(1) 主な防災上の拠点とその役割

市は、災害発生時に重要な応急対策活動を行う拠点を定め、円滑な応急対策活動の実施に努めます。

防 災 拠 点	行政拠点	災害対策本部の設置や災害時の応急対策活動の中核となる拠点 市庁舎、支所等
	地区防災拠点	避難者の受け入れ（避難所）や災害情報や支援情報等の提供、家族の安否確認、物資の分配等を行う拠点
	物資拠点	防災用資機材の保管場所や広域応援等による物資等の一時的な集積・保管を行う場所で、地区防災拠点等への分配を行う拠点 市の備蓄倉庫、総合体育館、(株)茅ヶ崎青果地方卸売市場、その他物資の集積を行う場所
	活動拠点	消防部や消防団等の応急対策活動並びに自衛隊や各種広域応援部隊、ボランティア等が広域応援活動等を行う拠点 消防庁舎、消防出張所、消防団器具置場、総合体育館、中央公園、文化会館、その他各種応援機関等の活動の拠点となる場所

医療拠点	災害拠点病院や後方支援病院、医療救護所等が連携した災害時医療を行う拠点 市立病院、医療救護所（公立中学校13校、地域医療センター） 救急告示病院、後方支援病院等
------	--

市は、災害時に一定の役割を担う指定管理施設において、指定管理者と災害時の役割分担について予め確認しておくこととします。

第2 避難場所等の指定 総務部、市民安全部、福祉部、教育部

災害時における避難場所等について、災害の危険が切迫した場合における緊急的に身を守るための避難場所（指定緊急避難場所）と、被災者が一定期間滞在して避難生活を送るための避難所（指定避難所）を区別して、順次指定します。

1 指定緊急避難場所の指定

市長は、災害対策基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、以下の異常な現象の種類ごとに、切迫した災害の危険から身を守るために緊急的な避難先として、同法施行令第20条の3に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定します。

指定にあたっては、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において避難者に開放され、かつ避難者の受入場所について、避難経路上に障害が生じることのないといった管理条件を満たすとともに、災害の種別ごとに次に掲げる立地条件または構造条件を満たす施設または場所を指定することとします。

(1) 洪水・内水氾濫

河川の氾濫または内水氾濫から身を守るために避難先として、次のいずれかの基準に適合する施設または場所を指定します。

ア 茅ヶ崎市洪水ハザードマップに示された洪水または内水氾濫の浸水想定区域外にある施設または場所

イ 想定される洪水または内水氾濫に対して安全な構造であるとともに、洪水または内水氾濫の浸水想定区域内であっても想定水位以上の高さに避難スペースがあり、かつ当該スペースまでの有効な避難経路があること。

(2) 土砂災害

崖崩れや土石流、地滑り等の土砂災害から身を守るために避難先として、次のいずれかの基準に適合する施設または場所を指定します。

ア 茅ヶ崎市土砂災害ハザードマップに示された土砂災害（特別）警戒区域外にある施設または場所

イ 土砂災害警戒区域内であっても建築基準法施行令第80条の3に基づき定められている基準、または鉄筋コンクリート造等の極力強固な構造などを備えていること

なお、同法で異常な現象のひとつとしている高潮については、今後、高潮浸水想定区域が指定された場合に指定緊急避難場所の指定を検討します。

2 指定避難所の指定

市長は、災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所について、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した際に、被災者が一定期間滞在し避難生活を送る施設として、同法施行令第20条の6を踏まえ次の基準を満たす施設を指定します。

ア 避難生活を送るために最低限必要な面積として被災者等1人当たり2m²としたときに、1,000人以上の収容可能面積があること

イ 防災倉庫が設置、または備蓄スペースが確保されており、防災資機材や備蓄食料、トイレ、毛布等の災害時に必要な資機材等を備蓄することができるこ

ウ 一般の避難者と要配慮者を区別した避難場所の確保、救援物資の保管・配布、仮設トイレの設置、市災害対策本部との情報受伝達等、当該施設において避難生活を送るうえで必要な避難所機能について避難所運営マニュアルで事前に想定してあること

エ 指定緊急避難場所の指定条件にある災害の種別ごとの立地条件または構造条件を満たすとともに、指定緊急避難場所の耐震条件を満たすこと

オ 近接する緊急輸送路または当該道路を補完する道路から当該施設まで、概ね

幅員4m以上の道路幅員を有すること
力 公共施設であること。なお、指定管理施設にあっては指定管理者との避難所開設時の役割分担が明確になっていること
本市では、市域に分散配置されており、住民に身近な公立小中学校（32校）を災害対策地区防災拠点と定め、そこを指定避難所として、被災者の避難生活を送る施設とするほか、災害情報の受伝達の拠点、在宅避難者等の避難所外避難者も含めた救援物資を配布する拠点等として活用します。

3 その他の避難所等の確保

(1) 早期避難所

市は、台風等により大雨等が予測される際に、公立小中学校に先立ち、市役所、小出支所、公民館等を早期避難所として開設します。

(2) 福祉避難施設

市は、指定避難所での生活が困難な障害者や高齢者等の要配慮者のため、施設がバリアフリー化されているなど要配慮者の利用に適している社会福祉施設等を福祉避難所として使用します。

市は、福祉避難所を確保するため、社会福祉施設等との協定締結を進めるとともに、必要な防災用備蓄資機材等の整備に努めます。

(3) 帰宅困難者一時滞在施設

地震等により多くの滞留者の発生が予測される駅周辺に、滞留者の安全確保と災害関連情報を提供する場所として一時滞在施設を確保します。

(4) 2次避難施設

市は、多数の避難者で避難所となる公立小中学校のスペースが不足する場合や、被災等により使用できない避難所が発生した場合に備え、市内の高等学校や企業等と協定を締結し、2次避難施設を確保しています。

今後も企業等との協定締結を進め、避難施設の確保に努めるとともに、必要な防災用備蓄資機材等の整備に努めます。

4 避難場所等の周知

市は、災害の種別に応じた避難先や避難生活を送るための避難所等について、災害時の円滑な避難行動に資するため、避難所看板や案内板、ハザードマップや市ホームページ等で周知するとともに、防災訓練や防災研修会などの機会を通じて、平常時にあらかじめ確認するよう啓発に努めます。

また、市は、新たに指定緊急避難場所または指定避難所を指定したとき、及び指定を取り消したときは、速やかに県知事に報告するとともに、その旨を公示します。

資料編

第7節第4
早期避難所一覧表

第8節第3
災害対策地区
防災拠点（避難所）一覧表

第8節第5
茅ヶ崎市災害
対策地区防災
拠点設置運営
要綱

第8節第4
2次避難所一
覧表

第8節第9
公立小・中学
校防災用コン
テナ備蓄倉庫
備蓄資機材基
準一覧表

第3 道路・橋りょうの整備 建設部、都市部、藤沢土木事務所、横浜国道事務所

市では、多様な防災上の役割を担う都市計画道路の整備を推進しています。

都市計画道路等の幅員の広い道路は、防災効果が高く、安全な避難を可能にするとともに、消火、救助・救急活動等における緊急車両の通行、緊急物資等の輸送車両の通行等、その防災上の役割は非常に重要なものとなります。

そこで、市は、「茅ヶ崎市道路整備プログラム」に基づき、都市計画道路及び幹線市道の整備を推進するとともに、整備済道路については適正に維持管理を行います。

橋りょうは、災害時の避難、緊急物資の輸送等に重要な役割を果たすため、機能、安全性の維持が必要です。そのため、市は、「茅ヶ崎市橋りょう等長寿命化修繕計画」に基づき、バス路線や橋長の比較的長い橋は、定期点検を行い、損傷程度が軽微な段階で、小規模な修繕を行い健全な橋の状態を維持していきます。

また、国道、県道は市域内の主要道路として、災害時にあっても応急対策を進めるうえで、重要な役割を果たすことから、適正に維持管理に努めます。

第4 造成地の災害防止 都市部

1 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は、都市計画法において規定されている宅地造成、開発許可等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通して行います。

第5 地盤沈下の防止 環境部

地盤沈下は、地下水の過剰揚水に起因する現象であり、一度発生すると地盤は復元しません。このため、市は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例により地下水の過剰な採取を抑制して、その未然防止に努めます。

1 地盤の監視、地下水採取に関する指導

市は、地盤沈下把握のため、水準測量を行い、地盤の変動量の調査を行います。

また、神奈川県生活環境の保全等に関する条例により、一定規模以上の揚水施設を設置して地下水を採取している者は、地下水の採取量の測定及び水位の測定を行います。

第2節 治水対策

国、県、市は、浸水対策（河川、公共下水道の整備）、高潮対策等、あらゆる水害予防対策に取り組み、「災害に強いいちがさき」を実現していきます。

【現状】

- 国、県、市は各種計画等に基づき、浸水対策（河川、公共下水道の整備）、高潮対策等の治水対策に取り組んでいます。
- 市は、県と連携した高潮対策に取り組んでいます。
- 県は、高潮等による浸食対策として、養浜事業に取り組んでいます。
- 国、県、市等は協力・連携し、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考え方を立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を進めています。

【課題】

- 近年、全国各地で水害が頻発、激甚化しているとともに、短時間強雨が増加傾向にある中、計画規模降雨に対応した河川等の整備が完了していない区間等があり、更なる治水対策が必要です。
- 高潮や浸食への対策としては、護岸等の整備のみならず、防護・環境・利用が調和した取り組みが必要です。

【取り組みの方向】

第1 水害対策 市民安全部、経済部、建設部、下水道河川部、京浜河川事務所、藤沢土木事務所、横浜地方気象台、防災関係機関

1 大規模氾濫減災協議会

(1) 組織体制

国及び県は、水防法第15条の9第1項及び同条の10第1項の規定に基づき、洪水予報河川及び水位周知河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するための協議会（以下、「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織します。

また、市及び横浜地方気象台は大規模氾濫減災協議会に参画するとともに、防災関係機関は必要に応じて大規模氾濫減災協議会に参画します。

(2) 取組方針

大規模氾濫減災対策協議会は、洪水氾濫による被害の軽減を図るために、ハード・ソフト一体となった対策（多様な関係者が密接な連携体制を構築すべき事項）について関係者が協議し、取組方針として取りまとめます。

(3) 取組の推進

国、県、市等は、水防法第15条の9第3項及び同条の10第3項の規定に基づき、大規模氾濫減災協議会において取りまとめた取組方針を尊重し、その取組を推進します。

2 河川・下水道の整備

河川管理者及び下水道管理者は、大規模氾濫減災協議会において取りまとめた取組方針及び各種整備方針、計画等に基づき、河川等の整備を推進し、治水機能の向上を図ります。

3 雨水排水対策

(1) 公共下水道の整備

市は、下水道計画区域内の未整備地域の早期完成を重点に整備を進めます。

(2) 排水機能の強化

市は、老朽化した下水道管を改修し、排水機能の保全に努めます。

また、公共下水道区域外においては、浸水を防止するため、雨水等の排出機能を有する水路及び道路側溝等の整備に努めます。

(3) 施設の整備

市は、既設下水道管、水路及びその附帯施設のうち、閉塞、破損等のあるものについては、掃除、しゅんせつ及び修繕を行い、災害時にその能力を最大限に発揮できるよう努めます。

また、マンホール蓋等の飛散防止対策に努めます。

(4) 水利組合との連携

市は、親水機能にも配慮しながら、治水機能の向上を図るため、水利組合と連携を強化し、浸水対策に努めます。

(5) 道路冠水対策

道路管理者は、定期的に道路側溝を浚渫、清掃し、道路冠水の予防に努めます。

(6) 土のう確保への支援

市は、台風や集中豪雨時における宅内への雨水流入対策として、市民に対し土のうの配布を行います。

第2 高潮対策 企画部、経済部、藤沢土木事務所、京浜河川事務所

1 高潮対策の推進

国及び県は、海岸高潮対策として、養浜、突堤、護岸等の整備を進めます。

また、地域住民の安全を確保するとともに、地域の景観等に配慮した整備を計画的に進めます。

第3節 風害対策

平成23年9月に関東地方を直撃した台風15号は、倒木・フェンス・塀の倒壊、電線の切断、屋根トタンの剥離等、最大瞬間風速が37.6m/sを記録する強風による被害が発生し、約8,000世帯の停電、道路の通行止め、JRの運転見合わせ等、市民生活に大きな影響を与えました。

市は、防災関係機関と連携し、災害の未然防止に取り組み「災害に強いいちがさき」を実現していきます。

【現状】

- 市及び確認検査機関は、一定規模以上の建築物について、建築基準法第20条に基づき、風圧に対する構造計算によって安全性を確認しています。
- 市は、建築物をはじめ、落下物、ブロック塀等の安全対策を総合的に進めています。
- 県は、海岸周辺住民及び公共施設等への飛砂、潮風被害の軽減を図るとともに、自然環境の保全を図るため砂防林を設置しています。

【課題】

- 施工または維持管理に起因すると考えられる建築物の外装等の剥離、落下による事故が発生していることから、強風時に対しても外装材をはじめ建築物の屋外に取り付けるものの安全性を確保することが必要です。
- 風害による被害軽減を図るために、さがみ農業協同組合及び茅ヶ崎市漁業協同組合と連携した体制を構築することが必要です。
- 強風に伴う延焼火災の拡大に対し、地域における初期消火能力の向上や消防力の更なる整備が必要です。

【取り組みの方向】

第1 建造物等の風害対策 都市部

1 建築物の安全対策

市は、建築基準法第6条に基づく確認申請時に、風圧力の構造計算等の確認を行い、建築物の安全性の向上に努めます。

2 その他安全対策

(1) ブロック塀等の倒壊防止対策

市は、災害時に倒壊の危険性があるブロック塀、石塀の生垣への転換及び改修等の指導を行い、地域の安全性の向上を図ります。

(2) 窓ガラス等の落下物防止対策

窓ガラス、広告塔、看板等は、災害時に脱落し、被害を与えることが予想されます。このため、市は、所有者及び管理者に対し、落下物防止対策の観点から指導をします。

第2 街路樹等の風害対策 建設部、藤沢土木事務所、横浜国道事務所

道路管理者は、街路樹の風害予防措置としては、定期的な剪定を実施するとともに、必要に応じて支柱で補強する等の措置を講じます。なお、台風等に備え、適時パトロールを実施し、支柱の見直し及び結束の点検等の対策を講じます。

第3 農作物等の風害対策 経済部

農作物等に被害を与える強風には、台風、冬期の季節風、その他フェーンや降ひょうを伴う局地的な強風等があります。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥させ、土壌浸食を起こします。そのため、肥沃な表土が吹き飛ばされて、やせ地になったり、飛ばされた土が作物を埋没したりして被害を与えます。

農作物の風害防止については、市は、さがみ農業協同組合及び茅ヶ崎市漁業共同



組合を通じて適切な情報の提供を行い、被害の軽減に努めます。

第4 漁船等被害対策 経済部

市は、気象予報を的確に把握し、必要により茅ヶ崎市漁業協同組合と連携し、漁船所有者に出漁中止または帰港等の指導・通報を行います。
また、漁船所有者は、漁船の係留、漁具等の流失防止に努めます。

第5 飛砂対策 藤沢土木事務所

県は、大磯から藤沢市鵠沼の区間11キロ、85ヘクタール余りにわたる湘南海岸一体の砂防林を適正に維持管理することで、周辺住民及び公共施設を飛砂、潮風の害から守るとともに、緑豊かな自然環境の保全に取り組みます。



第4節 土砂災害警戒区域等の予防対策

資料編

第8節第11
土砂災害危険箇所及び市が警戒を要すると認める急傾斜地・位置図

第8節第12
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

市は、土砂災害警戒区域あるいは急傾斜地崩壊危険区域等の指定について県と連携し取り組むとともに、避難勧告等の発令基準及び発令対象区域を設定する等、避難を主軸とした対策を進め、「災害に強いいちがさき」を実現していきます。

【現状】

- 平成27年10月1日現在、本市では、土砂災害防止法に基づく県の基礎調査により、土砂災害警戒区域が54区域、土砂災害特別警戒区域が3区域指定されています。
- 現在、本市には法指定の急傾斜地崩壊危険区域はありませんが、平成15年3月に県の調査により公表された急傾斜地崩壊危険箇所は23箇所、土石流危険渓流は1箇所となっています。
- 市は、急傾斜地崩壊危険箇所等の予防対策を講じるため、その箇所の防災パトロールを実施しています。

【課題】

- 土砂災害に注意が必要な地域に居住、滞在する市民に対し、がけ崩れ及び土石流の危険性の周知が必要です。
- 市は、土砂災害警戒区域における円滑な避難を確保するため、土砂災害ハザードマップに基づき、警戒避難体制を整備することが必要です。

【取り組みの方向】

第1 危険箇所の予防対策 市民安全部、都市部、建設部、消防部、消防団、藤沢土木事務所、茅ヶ崎警察署

1 危険箇所の調査・把握

市は、がけ崩れ、土石流等により危険が想定される箇所を、県や防災関係機関と連携し、調査・把握します。
県は、住民に土砂災害の危険性を認識してもらうため、土砂災害警戒区域等の調査の結果について公表します。

2 所有者等の安全対策

市は、住民または地権者に対し必要に応じて危険箇所における必要な安全対策について指導助言を行います。

第2 警戒避難体制の整備 市民安全部、消防部、茅ヶ崎警察署

1 警戒避難体制の整備

市は、土砂災害の生じるおそれのある区域や土砂災害警戒情報等について地域住民への周知と警戒避難体制の確立を図ります。

2 土砂災害ハザードマップの活用

市は、土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備の一環として、土砂災害警戒区域等や風水害時の避難場所等を地図上に示した「土砂災害ハザードマップ」を配布することで、風水害時における住民避難の促進を促し、人的被害の軽減を図ります。

また、市は、土砂災害警戒区域内及び近隣の住民等に対し、避難場所及び避難経路の確認を促すとともに、土砂災害ハザードマップを活用した避難訓練の実施について指導助言を行います。

3 土砂災害警戒情報・土砂災害緊急情報の伝達

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に、市町村の防災活動や地域住民の避難行動を支援するために、県と横浜地方気象台が共同で発表する防災情報です。

また、土砂災害緊急情報は、大規模な土砂災害が急迫している状況において、

国土交通省や県が緊急調査を実施し、調査結果に基づき、被害が想定される区域・時期を市に通知する防災情報です。

市は、市域に対して発表された場合に備え、警戒避難体制、パトロール、地域住民及び防災関係機関への情報伝達体制の整備に努めます。

4 避難措置

市は、土砂災害の発生するおそれのある場合、または二次災害が発生し、その被害が拡大して人命に危険を及ぼすと予想される場合は、必要に応じて避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）を発令し、被害の未然防止あるいは拡大防止を図ります。

5 避難情報の市民への伝達

避難情報等は、防災行政用無線や地域情報配信システム等の情報伝達手段により、迅速かつ正確に伝達し、周知されるよう体制の整備に努めます。

また、その際、要配慮者には十分配慮します。

第3 がけ崩れ対策 [市民安全部、都市部、藤沢土木事務所]

1 急傾斜地崩壊危険区域等の災害防止

急傾斜地の崩壊が助長または誘発されるおそれがあり、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律及び関連基準に適合する場合は、市は、急傾斜地崩壊危険区域の指定、急傾斜地崩壊対策工事の実施、区域内の行為制限等について県に要望するとともに、区域内のがけ崩れ等を未然に防ぐために協力します。

また、県は、急傾斜地崩壊危険区域等について被害規模が大きいと予測される箇所等から計画的に土砂災害防止施設の整備を進めます。

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害のおそれがある区域を把握し、市長の意見を聴いて、土砂災害警戒区域等を指定します。さらに、県は、土砂災害により著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域に指定し、特定開発行為に対する許可や既存建築物の移転勧告を行います。

また、市は、土砂災害特別警戒区域における建築物の構造規制を行います。



第5節 事前復興対策

近年、日本各地では記録的な大雨等による風水害が多発し、平成26年8月広島豪雨や平成26年10月の台風18号による大雨等、各地で豪雨の発生頻度が増加傾向にあり、深刻な被害が発生しています。

これまでの台風や豪雨等の風水害を踏まえ、国では、大規模な風水害が発生しても被害を最小限におさえるための対策として、これまでの応急・復旧対策に加え、災害発生後の生活や都市の復興対策についても、災害が発生する前に計画的に準備することを推進しています。

復興対策は、被災者の住宅や生活、都市活動、雇用の再興の基盤であり、平常時から被害の軽減を目指した「減災」につながる都市計画や災害に強いまちづくりを進め、迅速に対応していくことが求められます。

市は、「災害に強いまちづくり」が、災害発生後にはそのまま「復興まちづくり」に繋がるよう「被災前からの復興対策」を推進し、「災害に強いいちがさき」を実現していきます。

【現状】

○各市町村において、災害発生後の被災者の生活や都市活動について、円滑な復興対策を実施できるよう「事前復興」の取り組みを進めています。

【課題】

○市は、被害想定に基づき、被害の軽減を目指した「減災」につながる都市計画や災害に強いまちづくりを推進し、「被災前からの復興対策」の推進が必要です。

【取り組みの方向】

第1 事前復興対策 都市部

市は、被災した市民が1日も早く平常の生活を再開できるよう、事前復興の必要性を重視し、計画的に復興まちづくりを進め、災害発生直後につながる都市計画や災害に強いまちづくりを実施できるよう、事前復興対策に取り組みます。

なお、事前復興対策においては、地震災害対策計画第3章第7節「事前復興対策」に位置付ける「震災復興対策マニュアルの策定」にあわせて風水害や火山災害等の特殊災害における復興対策マニュアルについて検証を図ります。

1 事前復興対策

まちづくりを含めた復興計画については、市、市民、市民団体及び企業等が協働し、一致団結して計画を構築していく必要があります。

復興計画の策定にあたっては、方針決定過程のあらゆる場・組織に、地域における生活者や男女双方の幅広い視点を取り入れ、地域のニーズを反映するとともに、「市民と地域の絆で築く共生社会の実現」と未来に向けた復興を目指していきます。

そのため、災害時に速やかに復興計画を策定するための事前対策として、市民や市民団体、企業等の意見を踏まえながら、事前に準備しておくべき事項を整理し、復興対策マニュアルの策定及び検証を進めます。

2 都市防災機能の整備

市は、災害によって、都市の機能や建物等に被害が生じた際にも速やかに立ち上がりれるよう、根幹となるインフラの整備や区画整理等、災害に強いまちづくりや防災機能を含めた都市計画を進めます。



第4章 平常時の対策

第1節 災害対策本部機能の強化

【現状】

- 災害発生時には、建物や道路・橋りょうの損壊、がけ崩れ、ライフライン等の一時的被害または火災の発生、延焼拡大、ライフラインの機能停止による二次的被害等の大きな被害が想定されます。
- 災害発生直後の応急対策活動を適切に実施することが、二次災害等による被害の軽減、防止につながります。
- 市では、災害対策本部組織の本部長及び本部員会議の意思決定を補佐する組織として、統括調整部を設置しています。
- 市では、災害発生時に、応急対策活動に全力で取り組むとともに、市民の生活に重大な影響を与える通常業務についても、中断することなく継続して遂行していくための体制を整備するため、茅ヶ崎市業務継続計画震災編を策定しています。なお、風水害時における業務継続体制は、同計画を準用します。

【課題】

- 市は、平常時より適切な配備体制を整え、災害対策本部組織の機能の確保が必要です。
- 市は、災害対策本部要員の安全確保を図るとともに、災害対策本部そのものが被災することを想定した体制の整備が必要です。
- 市は、災害発生時に迅速かつ的確に応急対策活動に取り組めるよう、平常時から実施すべき対策を定めるとともに、県や防災関係機関との連携の強化が必要です。
- 市は、災害発生後速やかに、市民生活に必要不可欠な業務を継続できる体制を整える必要があります。

【取り組みの方向】

第1 災害対策本部の機能強化 企画部、財務部、市民安全部

1 災害対策本部組織の体制整備

市は、災害対策本部組織の本部員会議（意思決定機関）のもとに、統括調整部（意思決定機能を補佐する企画運営機能）及び各部（災害対策本部の執行機能）をもって編成することで、統一した方針の下に部局横断的な活動ができるような体制を整備します。

2 災害対策本部組織の強化

市は、様々な場面を想定した災害対策本部の運営訓練、職員の緊急参集訓練や図上訓練を重ね、災害発生時に臨機応変の対応が取れるように努めます。

3 災害対策本部施設・設備の強化

市は、円滑な災害対策本部活動を行うために、災害対策本部活動の拠点となる市庁舎の機能強化を図ります。

4 災害対策本部における災害情報の共有

市は、応急対策活動に係わる関係者間で、災害の状況に係る認識の統一を図り、組織的かつ効率的に応急対策活動を進めるために、災害情報を集約し関係者間で共有することができる体制を整備します。

第2 国、県及び防災関係機関との連携強化 企画部、市民安全部

市は、国、県及び防災関係機関との連携をより一層高め、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応できるよう、災害対策本部組織の機能強化を図ります。

第3 業務継続体制の確保 市民安全部

市は、災害発時の応急対策活動の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や防災用資機材を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と、事後の対応力の強化を図る必要があることから、茅ヶ崎市業務継続計画震災編の策定により、業務継続体制の向上を図ります。なお、風水害時における業務継続体制は、同計画を準用します。

資料編
第1節第4
茅ヶ崎市災害
対策本部条例

第1節第5
茅ヶ崎市災害
対策本部運営
要綱



第2節 水防対策

【現状】

- 本市西部には、県内最大の河川である相模川が流れ、河口付近では小出川が合流し、小出川中流部では、市中部を流れる千ノ川が合流しています。
- このような環境の中、河川のはん濫や洪水、または海岸域における高潮等による被害発生に対して水防対策の強化・充実を図っています。
- 市は、水防事務の調整及び円滑な実施のため、防災関係機関と情報受伝達訓練を実施する等、日頃より連携の強化を図っています。
- 市は、洪水等の緊急事態に対処できるよう、水防倉庫を整備しています。

【課題】

- 市は、河川、海岸、漁港等の洪水、津波または高潮等による水害を警戒・防御し、これによる被害を軽減し、水防の措置を講じる必要があります。
- 市は、災害発生時には、その被害を最小限に抑え、迅速かつ的確な水防活動を行うために、雨量、水位情報や被害情報等を正確に収集、伝達することが必要です。

【取り組みの方向】

第1 水防責任 **市民安全部、消防部、消防団**

市は、水防法第3条の規定に基づき、管轄区域内の水防が十分に行われるよう適正な水防活動体制を確立します。

第2 重要水防区域 **市民安全部、下水道河川部、消防部、消防団、京浜河川事務所、 藤沢土木事務所**

1 重要水防区域

市内の河川のうち、特に水防上警戒または防御に重要性を有する区域及び箇所を重要水防区域として定めています。

河川名	管理者名	管理延長	重要水防区域	
			箇所	延長
相模川	国土交通省	6. 60km	35	5, 098m
小出川	神奈川県	11. 25km	13	10, 549m
千の川	神奈川県	1. 70km	-	-

出典 「平成29年度 洪水対策計画書(多摩川・鶴見川・相模川)」(国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所)、「平成29年度神奈川県水防計画(神奈川県)」

※相模川、国土交通省管理は、神川橋上流端から海上まで

※小出川、藤沢土木管理は、諸の木橋から相模川合流点まで

※千の川、藤沢土木管理は、梅田橋から小出川合流点まで

第3 指定河川洪水予報 **横浜地方気象台、京浜河川事務所**

1 定義

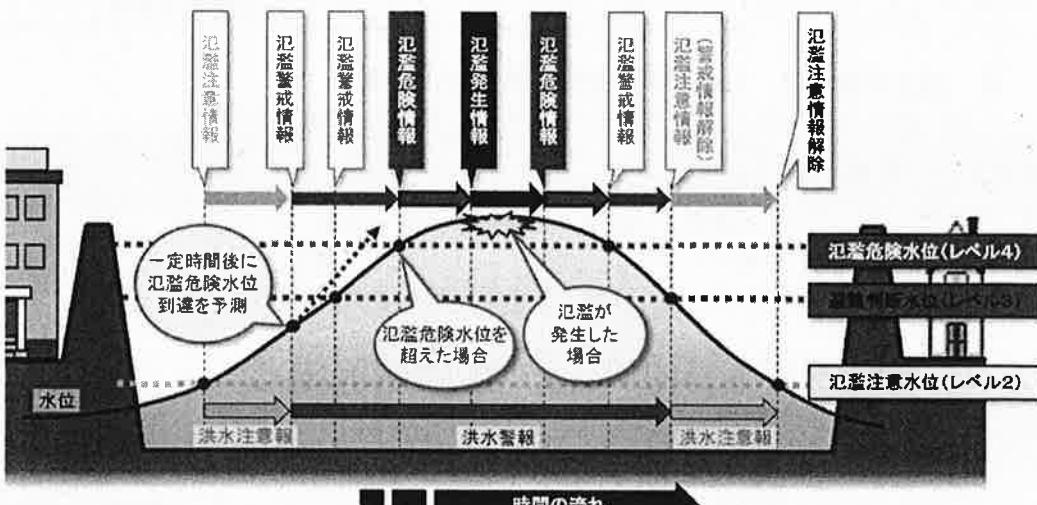
洪水予報とは、河川の増水やはん濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表するものです。

相模川については、下流は京浜河川事務所と横浜地方気象台が、中流は県と横浜地方気象台が共同で次の「2 洪水予報の種類」の標題により発表します。



2 洪水予報の種類

洪水予報の種類（種類）	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
○川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫の発生（レベル5） (氾濫水の予報)	氾濫水への警戒を求める段階
○川氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位（レベル4）に到達	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
○川氾濫警戒情報 (洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位（レベル4）に到達が見込まれる場合、あるいは甚過判断水位（レベル3）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難警報などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
○川氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位（レベル2）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階



出典 気象庁ホームページ

第4 水防警報、洪水予報河川、水位周知河川 市民安全部、下水道河川部、消防部、 消防団、京浜河川事務所、藤沢土木事務所

1 定義

水防法第16条第1項に基づき国土交通大臣または県知事がそれぞれ指定する河川、海岸等において洪水または高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣の指定する河川等については国土交通省出先機関の長が、県知事の指定する河川等については県知事が、水防を必要と認め警報を発するものをいいます。

2 水防警報の種類、内容及び発表基準

種類	内 容	発表基準
待 機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるよう待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予報警報等及び河川、海岸等の状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関の出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量その他の河川、海岸等の状況により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水注意報等により、はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。または水位流量等、その他河川、海岸等の

		状況により必要と認めるとき。
指示	水位、滯水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川、海岸等の状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水警報等により、または既にはん濫注意水位（警戒水位）を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。またははん濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川、海岸等の状況が解消したと認めるとき。

3 国土交通大臣、知事が水防警報を行う河川、海岸

(1) 國土交通大臣が水防警報を行う河川（茅ヶ崎市域関連抜粋）

河川名	支部名	担当水防 管理団体	区 域	
			自	至
相模川	平塚 藤沢	茅ヶ崎市 平塚市 寒川町	左岸 高座郡寒川町一之宮 3,175 番地先 右岸 平塚市田村 6,256 番地先	の神川橋上流端 から海まで

(2) 知事が水防警報を行う河川（茅ヶ崎市域関連抜粋）

河川名	支部名	担当水防 管理団体	区 域	
			自	至
相模川	津久井治水 センター 厚木土木 東部センター 平塚土木 藤沢土木	相模原市 厚木市 愛川町 座間市 海老名市 寒川町 平塚市 茅ヶ崎市	左岸 相模原市緑区小渕 746 番地先 右岸 同 名倉 4,536 番地先	左岸 高座郡寒川町 一之宮 3,175 番の 11 地先神川橋上流端ま で 右岸 平塚市田村字 宮ノ前 6,256 番地先 神川橋上流端まで
小出川	藤沢土木	茅ヶ崎市 藤沢市 寒川町	左岸 藤沢市遠藤 4,148 番地先 右岸 同 4,152 番地先	諸の 木橋 から 相模川合流点まで
千ノ川	藤沢土木	茅ヶ崎市	左岸 茅ヶ崎市茅ヶ崎 3,180 番地先 右岸 同 矢畠 901 番地先	梅田 橋か ら 小出川合流点まで

(3) 知事が水防警報を行う海岸（茅ヶ崎市域関連抜粋）

海岸名	支部名	担当水防 管理団体	区域	
			自	至
茅ヶ崎	藤沢土木	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市柳島字浜前 1,592 番地の 1 地先	に設地し た標柱か ら 茅ヶ崎市汐見台 5,750 番地の 2 地 先

(1)～(3)出典「平成29年度 神奈川県水防計画」

4 洪水予報河川、水位周知河川

(1) 洪水予報河川（水防法第10条第2項及び第11条第1項）

河川名	観測所名	管理者名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
相模川 (下流)	神川橋	国土交通省	4.50	5.50	7.80	8.70
相模川 (中流)	相模大橋	神奈川県	3.70	4.30	5.80	6.50

(2) 水位周知河川（水防法第13条第1項及び第2項）

河川名	観測所名	管理者名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位)
小出川	新鶴嶺橋	神奈川県	1.40	2.00	2.50	2.70
	一ツ橋	神奈川県	2.40	2.90	2.90	3.00
千の川	梅田橋	神奈川県	1.20	1.90	1.90	2.20

(1)、(2)出典「平成29年度 神奈川県水防計画」

第5 防災関係機関との連絡体制の整備 市民安全部、消防部、消防団

水防時における情報及び事務連絡を迅速かつ確実に行うため、日頃より防災関係機関との連絡体制を整備します。

資料編
第2節第1
関係機関連絡
先一覧表

第6 水防倉庫及び資機材の整備 市民安全部、消防部

市は、洪水等の緊急事態に対処できるよう、水防倉庫を整備します。

【備蓄場所一覧】

名称	所在地
市役所倉庫	茅ヶ崎 1-1-1
老人憩いの家 皆楽荘 倉庫	堤 1928-1
消防本部倉庫	矢畠 1280-3
総合体育館倉庫	茅ヶ崎 1-9-63

【主要備蓄資機材品目】

主 要 品 目			
掛矢	つるはし	のこぎり	チェーンソー
スコップ	ビニールシート	土のう袋	チェーンカッター
かま	ベンチ	丸太	ホールドクリッパー
排水ポンプ	発電機	パイル	土のう止め杭

第7節第5
水防対策時連
絡先一覧表

第3節 災害情報受伝達体制の充実

【現状】

- 市は、適切かつ確実に避難勧告等の発令を実施できるよう、市民に対する災害情報の伝達体制の充実に努めています。
- 市は、ホームページやツイッター、地域情報配信システム等、災害情報の提供手段を整備しています。
- 市は、災害発生時に、県との情報収集や伝達を図り、連携を強化するため、県との「防災行政通信網」等を整備しています。
- 市は、公共施設や協定先等との災害時の通信手段確保のため、地域防災無線（防災用MCA無線）を整備しています。
- 市は、国土交通省や県から発表される河川水位情報により、情報収集を行っています。
- 市では、今宿ポンプ場、中島ポンプ場、梅田橋、新千ノ川橋、千ノ川橋、室田橋における雨量、水位観測情報に加え、各橋に河川監視カメラを設置して、リアルタイムでの河川映像情報を提供しています。
- 県では、雨量、水位情報の提供に加え、小出川一ツ橋、新鶴嶺橋及び千ノ川富士見橋に河川監視カメラを設置して、リアルタイムでの河川映像情報を提供しています。
- 京浜河川事務所では、雨量、水位情報の提供に加え、相模川神川橋水位観測所、銀河大橋、平太夫新田、中島、相模川河口に河川監視カメラを設置して、リアルタイムでの河川映像情報を提供しています。

【課題】

- 市は、災害発生時は、その被害を最小限にとどめ、迅速かつ的確な応急対策活動を行うために、被害状況を正確に収集、伝達することが必要です。
- 市は、災害対策に関する各種システムが市庁舎等の施設の被災、停電等により十分機能しない場合、迅速な初動体制や復旧活動に支障をきたすため、システムの安全性の強化と多重化が必要です。
- 県、防災関係機関、市民、企業等からの多様な災害情報の収集・提供体制の整備が必要です。
- 市は、災害時に市民へ正確な情報伝達を行うため、防災行政用無線の難聴地域の解消を図る必要があります。
- 市は、災害時の効果的な情報伝達体制を構築するため、地域防災無線（防災用MCA無線）、消防無線、衛星電話等の通信手段の更なる整備が必要です。

【取り組みの方向】

第1 防災気象情報等の受理伝達 横浜地方気象台、市民安全部、消防部

気象庁及び横浜地方気象台が発表する予報や防災気象情報の受理伝達は、次のとおり実施します。

1 警報・注意報等の定義

(1) 予報

観測の成果に基づく現象の予想の発表をいいます。

(2) 注意報

災害が起こるおそれがあると予想される場合に、その旨を注意して行う予報をいいます。

(3) 警報

重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に、その旨を警告して行う予報をいいます。

(4) 特別警報

重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表し、その旨を警告して行



う予報をいいます。

(5) 気象情報

台風・大雨その他の異常現象について、その実況や推移を説明するもので、警報・注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報・注意報を補完したりする情報をいいます。

2 防災気象情報の発表

(1) 防災気象情報の定義

- ア 気象情報
- イ 海上警報
- ウ 台風情報
- エ 指定河川洪水予報
- オ 土砂災害警戒情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報
- カ 龍巻注意情報

(2) 注意報・警報の地域細分

ア 一次细分区域

府県天気予報を定常的に細分して行う区域です。気象特性、災害特性及び地理的特性により府県予報区を分割しています。

イ 二次细分区域

警報・注意報の発表に用いる区域です。市町村（東京特別区は区）を原則としますが、一部市町村を分割して設定している場合があります。

ウ 市町村等をまとめた地域とは、二次细分区域ごとに発表する気象警報・注意報の発表状況を地域的に概観するために、災害特性や都道府県の防災関係機関等の管轄範囲などを考慮してまとめた区域です。

資料編
第7節第2
防災気象情報

神奈川県	一次细分区域	市町村等をまとめた地域	二次细分区域
	東部	横浜・川崎	横浜市、川崎市
		湘南	茅ヶ崎市、平塚市、藤沢市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、高座郡（寒川町）、中郡（大磯町、二宮町）
		三浦半島	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、三浦郡（葉山町）
	西部	相模原	相模原市
		県央	秦野市、厚木市、伊勢原市、愛甲郡（愛川町、清川村）
		足柄上	南足柄市、足柄上郡（中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）
		西湘	小田原市、足柄下郡（箱根町、真鶴町、湯河原町）



(3) 発表形態

二次細分区域（市町村）を対象に発表しますが、テレビ、ラジオ等では市町村等をまとめた地域で報ずることもあります。

3 特別警報・警報・注意報発表基準一覧

平成29年7月7日現在

(1) 特別警報

特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる台風が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	高潮	高潮になると予想される場合
	波浪	高波になると予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(2) 警報・注意報

茅ヶ崎市	府県予報区	神奈川県
	一次細分区域	東部
	市町村をまとめた区域	湘南
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数 土壤雨量指数 <u>15</u> 143
	洪水	流域雨量指数 <u>千の川流域=9.2</u> <u>小出川流域=14.8</u>
	暴風	指定河川洪水予報による基準 平均風速 陸上 25m/s 海上 25m/s
	暴風雪	平均風速 陸上 25m/s (雪を伴う) 海上 25m/s (雪を伴う)
	大雪	降雪の深さ <u>12時間降雪の深さ 10 cm</u>
	波浪	有義波高 5.0m
	高潮	潮位 1.5m
	大雨	表面雨量指数 土壤雨量指数基準 <u>10</u> 85
注意報	洪水	流域雨量指数 <u>千の川流域=7.3</u> <u>小出川流域=11.8</u>
	強風	指定河川洪水予報による基準 平均風速 陸上 12m/s 海上 12m/s
	風雪	平均風速 陸上 12m/s (雪を伴う) 海上 12m/s (雪を伴う)
	大雪	降雪の深さ <u>12時間降雪の深さ 5 cm</u>
	波浪	有義波高 2.5m
	高潮	潮位 1.3m
	雷	落雷等により被害が予測される場合
	濃霧	視程 陸上 100m 海上 500m
	乾燥	最小湿度 35% 実効湿度 55%
	低温	夏期：最低気温 16°C以下が数日継続

		冬季：最低気温-5°C以下
霜	最低気温 4°C以下 発表期間は原則として 4月1日～5月20日	
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100 mm

※表面雨量指数

表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標です。

降った雨が地中に浸み込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水が溜まりにくいという特徴がある。一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中に浸み込みにくく地表面に溜まりやすいという特徴があります。表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものです。

※土壤雨量指数

土壤雨量指数とは、降った雨が土壤中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）の雨量データから「タンクモデル」という手法を用いて指数化したものです。

※流域雨量指数

流域雨量指数とは、河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨（解析雨量）と今後数時間に降ると予想される雨（降水短時間予報）から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したものです。

4 記録的短時間大雨情報

数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）したり、解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析：解析雨量）したりしたときに、各地の気象台が発表します。その基準は、1時間雨量歴代1位または2位の記録を参考に、概ね府県予報区ごとに決められており、本市では1時間雨量 100 mmが基準です。この情報は、大雨警報発表中に、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることをお知らせするために発表するものです。この情報が発表されたときは、当該地域で、あるいは、近くで土砂災害や浸水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。

5 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害が発生する危険度が高まったとき、市が行う防災活動や避難勧告等の災害応急対策の支援のため、県と横浜地方気象台が共同して土砂災害警戒情報を発表します。

(1) 土砂災害警戒情報の目的

大雨により土砂災害の危険性が高まったときに、市町村を特定して発表する気象情報で、市が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の判断等に利用することを目的としています。

(2) 情報の特徴

ア 大雨警報（土砂災害）発表後に発表されます。

※大雨警報の基準には、浸水害を対象とする雨量基準と土砂災害を対象とする土壤雨量指数基準があり、それぞれ「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害）」として発表されます。

イ 土石流や急傾斜地の崩壊を対象としています。

ウ 降雨の状況から土砂災害の危険度を判断するため、個別の災害発生場所、発生時刻、規模等を特定するものではありません。

6 土砂災害警戒判定メッシュ情報

土砂災害警戒判定メッシュ情報は、土壤雨量指数及び降雨の実況・予測に基づいて、土砂災害発生の危険度を 5 km 四方の領域（メッシュ）毎に階級表示した情報で、解析時刻、1時間先予測、2時間先予測を分布図で表示するもので、土砂災害発生の危険度の高い地域をおおよそ把握することができます。

7 土砂災害緊急情報

大規模な土砂災害が急迫している状況において、河道閉塞・火山噴火に起因す

る土石流、河道閉塞による湛水といった時に高度な技術を要する土砂災害について国土交通省が、地滑りについては県がそれぞれ緊急調査を実施し、調査結果に基づき、被害の想定される区域・時期の情報で土砂災害緊急情報を市に通知します。

第2 災害情報収集体制の充実 市民安全部、建設部、下水道河川部、消防部

市は、気象庁等が発表する防災気象情報の収集及び、河川や海岸における市域の災害情報の収集を行うため、気象情報提供委託会社からの的確な情報収集に努めるとともに茅ヶ崎市防災情報サイトや海面監視カメラを活用する等、的確な情報収集体制の整備を図ります。

第3 災害情報伝達体制の充実 企画部、市民安全部、消防部、消防団

市は、災害情報を受理したときは、直ちに市民に伝達し、必要に応じて避難勧告または指示等の措置を行います。

また、市及び防災関係機関は、報道機関に協力を求めて市民に周知するよう努めます。

第4 防災行政用無線の充実強化 市民安全部

市は、市民に対する情報伝達を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて防災行政用無線の子局の増設・移設を行う等、難聴地域（無線放送が聞き取りにくい地域）の解消に努めます。

また、防災行政用無線の補完機能として、防災ラジオの導入、地域情報配信システム等の充実を図ります。

資料編
第2節第2
防災行政用無線

第5 市民への情報伝達体制の整備 企画部、市民安全部

市は、避難勧告等を市民に対し広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段で伝達することとします。

そのために、防災行政用無線等、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段であるPUSH型の伝達手段を活用します。ただし、PUSH型の伝達手段のうち、屋外拡声器を用いた防災行政用無線（同報系）での伝達については、大雨等により屋外での音声による伝達が難しい面もあることから、戸別受信機、防災ラジオ、緊急速報メール、ちがさきメール配信サービスや等の屋内で受信可能な手段を組み合わせて配信します。

さらに、より多くの受け手により詳細に情報を伝達するため、PUSH型に加え、市ホームページのほか、テレビのデータ放送等、情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段であるPULL型手段も活用して伝達手段の多様化・多重化に取り組みます。

また、災害時は職員の対応能力を大幅に上回る業務が発生するため、システム改良等による入力担当職員の負担軽減や、防災担当職員以外の部局の職員が避難勧告等の情報伝達を担う等、全庁をあげた役割分担の体制を構築しておくとともに、訓練等を通じた操作担当者の機器操作の習熟を図ります。

あわせて、多様な広報媒体について、市民が災害発生時に有効に活用できるよう、広く周知します。

市民は、災害時の情報収集手段について、日頃より確認しておくとともに、隣近所での声掛け等、地域内での情報受伝達体制を築くよう努めます。

第6 報道機関との協力体制の確立 企画部

市は、「(株) ジェイコム湘南」、「(株) 湘南平塚コミュニティ放送(FM湘南ナパサ)」、「藤沢エフエム放送(株) (レディオ湘南)」、「湘南リビング新聞社」との協定に基づき、災害情報を市民へ提供します。

第7 神奈川県防災行政通信網等の活用 市民安全部、消防部

市は、県との情報収集や伝達を密にし、さらに連携・協力体制を強化するため、県との「防災行政通信網」や「災害情報管理システム」の更なる活用を図ります。

第8 通信手段の確保 市民安全部、消防部、消防団

市は、災害時に効果的な通信手段を確保するため、地域防災無線(防災用MCA無線)、消防救急無線、衛星電話等の更なる整備を進め、平常時からその取り扱い訓練や点検を実施します。

第4節 避難対策

【現状】

- 近年、全国的に洪水等により、これまでの想定を超える浸水被害が多発しています。
- 土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており私たちの暮らしに大きな影響を与えています。
- 国、県、市等は協力・連携し、「施設では防ぎきれない大洪水は発生するもの」との考えに立ち、社会全体でこれに備えるため、ハード・ソフト一体となった「水防災意識社会再構築ビジョン」の取組を進めています。
- 市は、計画規模降雨による浸水想定区域の公表を踏まえ、洪水ハザードマップを作成しています。
- 市は、土砂災害警戒区域等の指定を踏まえ、土砂災害ハザードマップを作成しています。
- 市は、防災訓練等を通じ避難所運営委員会の立ち上げ訓練を実施しています。
- 市は、公立小・中学校等の公共施設や民間施設を、避難所として施設の整備や備蓄の充実を図っています。

【課題】

- 市は、想定最大規模降雨による洪水等の浸水等想定を踏まえ、防災関係機関等と協力・連携し、「逃げ遅れゼロ」を目指した効果的な避難対策を講じる必要があります。
- 市は、想定最大規模降雨による浸水想定区域図の公表を踏まえ、ハザードマップを作成し、避難に必要な事項等を住民等に周知する必要があります。
- 市は、土砂災害ハザードマップをもとに、更なる避難体制の整備を図る必要があります。
- 市は、防災関係機関と協力・連携し、災害発生を前提とした避難計画を作成する必要があります。
- 市は、避難所の指定拡大を図るとともに、避難所の安全対策、防災用資機材や生活必需物資等の備蓄の整備が必要です。
- 避難所運営マニュアルの見直しが必要です。
- 要配慮者や女性が、避難生活の負担を軽減できるような配慮が必要です。
- 避難所におけるペットに対する支援対策が必要です。
- 市は、ライフライン等の停止により各種支援を必要としながら在宅で生活を送る市民（以下「在宅避難者」という。）や、指定避難所以外の施設等で避難生活を送る市民（以下「避難所外避難者」という。）等の状況を把握することが必要です。
- 在宅避難者や車中泊等の避難所外避難者に対する支援が必要です。
- 市は、災害救助法が適用される大規模災害に備えて、応急仮設住宅の建設が速やかに行えるよう建設候補地の事前選定が必要です。

【取り組みの方向】

第1 洪水等ハザードマップの作成 市民安全部

1 洪水等ハザードマップの作成

市は、洪水時等における円滑かつ迅速な避難確保を図るため、水防法第15条第3項に基づき、浸水想定区域における洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難経路等について、住民等に周知するためのハザードマップを作成します。なお、同規定に基づき、土砂災害防止法第7条第1項の土砂災害警戒区域等を含むハザードマップを作成するものとします。

2 土砂災害ハザードマップの作成

市は、土砂災害時における迅速かつ円滑な避難確保を図るため、土砂災害防止法第8条第3項に基づき、土砂災害警戒区域等における土砂災害における情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難経路等について、住民等に周知するためのハザードマップを作成します。

資料編
第8節第3
災害対策地区
防災拠点（避
難所）一覧表

第8節第4
2次避難所
一覧表

第2 避難計画等 各部、防災関係機関、自主防災組織

1 タイムライン（防災行動計画）の作成

市、防災関係機関及び自主防災組織は、災害の発生を前提に、各機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画であるタイムライン（防災行動計画）を作成します。



タイムライン(防災行動計画)作成イメージ(出典 国土交通省HPより)

各部、横浜地方気象台、京浜河川事務所、藤沢土木事務所

市は、住民等の迅速かつ円滑な避難を促すため、「避難勧告に関するガイドライン（平成29年1月内閣府）」及び「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月国土交通省）」等を参考とし、避難勧告等の発令基準や伝達方法、防災体制等について、マニュアル等を整備します。

また、国、県は、市が発令する避難勧告等に関する、災害に関する情報等の必要な助言を行うため、ホットライン（緊急時直通電話）を運用できる体制を整備します。

三 諸難訓練

市、防災関係機関及び自主防災組織等は、「逃げ遅れゼロ」を目指し、ハザードマップを活用した避難訓練を実施し、避難情報の伝達・周知、避難のタイミング、避難方法、避難場所、避難経路等について確認することで、避難体制の向上に努めます。

また、市は、地域において自主防災組織等が主体的に実施する避難訓練について、必要な支援・助言を行います。

第3 河川等のリスク情報の把握 市民安全部、下水道河川部、消防部、藤沢土木事務所、京浜河川事務所、消防団、自主防災組織

1 河川等の共同点検

市、防災関係機関、自主防災組織等は、出水時における的確な水防活動及び避難行動の推進を目的とし、洪水予報河川、水位周知河川における特に注意すべき

箇所（重要水防箇所等）及び土砂災害警戒区域等について、毎年、共同点検による点検を行い、その危険性等について共通認識を図ります。

2 水害リスク情報の周知等

市は、水防法第15条の11に基づき、住民等の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保するため、市域に係る河川のうち、洪水予報河川、水位周知河川に指定されている以外の河川（うち、千ノ川の市管理区間）について、河川が氾濫した際の浸水深、浸水範囲等の把握に努めます。また、市は、当該河川の浸水実績等を把握した際は、水害リスク情報として住民に周知します。

第4 避難所の整備 総務部、市民安全部、教育部

市は、公立小・中学校32校の地区防災拠点の他に、風水害対策に係る早期避難所として、市役所、小出支所、公民館（5館）、萩園ケアセンターを開設します。

また、市は、要配慮者等、避難生活の長期化や負担軽減を目的に、社会福祉施設等と福祉避難所に係る協定を締結しています。

市は、風水害等の発生に備え、早期避難所の拡充を図るとともに、迅速かつ円滑な避難所の開設に向け、情報の受伝達体制や各種資機材等の更なる整備に努めます。

また、市は、高齢者や障害者等の利用を考慮し、施設のバリアフリー化を推進します。

第5 避難所運営の強化 市民安全部

1 地区防災拠点打合会

市は、地区防災拠点打合会を開催し、自主防災組織、配備職員及び学校職員の顔合わせを行い、避難所となる施設の把握、防災備蓄倉庫の防災用資機材の確認、避難所運営の基本的な考え方等、避難所の開設、運営に係る基本的事項を確認します。

2 避難所運営体制の整備

大規模な風水害等発生時には、家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が不可能な被災者が多数発生するため、避難所での長期間にわたる共同生活が必要な事態となることが想定されます。

大規模震災とは異なる状況下においても、できるだけ混乱を少なくし、円滑な避難所の運営を行うため、避難所運営委員会の立ち上げが必要となります。

避難所運営委員会は、市域の被害状況に応じ、避難所の統合、早期撤収等を視野に運営することが求められます。

また、避難所運営委員会は、自主防災組織や避難者を中心に構成し、配備職員や学校職員等はその運営を補佐することとします。

市及び自主防災組織は、避難所運営委員会の立ち上げ訓練を実施し、災害時に円滑な避難所運営ができるよう、体制の整備を図ります。

3 避難所運営委員会の整備

大規模な風水害等発生時には、家屋の損壊やライフラインの途絶等により、自宅での生活が不可能な被災者が多数発生するため、避難所での長期間にわたる共同生活が必要な事態となることが想定されます。

大規模震災とは異なる状況下においても、できるだけ混乱を少なくし、円滑な避難所の運営を行うため、避難所運営委員会の立ち上げが必要となります。

避難所運営委員会は、市域の被害状況に応じ、避難所の統合、早期撤収等を視野に運営することが求められます。

また、避難所運営委員会は、自主防災組織や避難者を中心に構成し、配備職員や学校職員等はその運営を補佐することとします。

市及び自主防災組織は、避難所運営委員会の立ち上げ訓練を実施し、災害時に円滑な避難所運営ができるよう、体制の整備を図ります。

3 避難所運営マニュアルの見直し

市は、円滑な避難所の運営を行うため、県の「避難所マニュアル策定指針」を参考にし、次の主な項目を中心に避難所運営マニュアルを見直します。

- (1) 避難所開設方法と受入場所の確保
- (2) 情報の収集・整理方法
- (3) 災害対策本部との連携
- (4) 避難所運営委員会や避難者等の役割や責任の明確化
- (5) 最優先必要物資（飲料水・食料・毛布・仮設トイレ・照明等）の把握
- (6) 避難者情報の把握
- (7) 要配慮者や女性に対する配慮
- (8) 時系列的な対策
- (9) 在宅避難者や避難所外避難者への支援対策

4 学校教育の早期再開に向けた避難所対策

学校施設は、児童、生徒が教育を受け、生活の中心となる場であり、被災した子どもたちの安全感・安心感の回復等の心のケアを支援する等、学校教育の早期再開は非常に重要な課題であることから、避難者の受け入れにあたっては、学校教育の早期再開を視野に入れた避難スペースの提供を行います。

第6 防災用資機材等の整備 市民安全部、自主防災組織

市は、避難所の整備を図るため、防災用資機材等の備蓄を進め、自主防災組織は、地域特性に配慮した防災用資機材等の備蓄を進めます。

また、要配慮者や女性が避難生活の負担を軽減できるよう、多様な生活必需物資等の備蓄に努めます。

資料編
第8節第7
防災用コンテナ備蓄倉庫設置場所一覧表

第8節第9
公立小・中学校防災用コンテナ備蓄倉庫備蓄資機材基準一覧表

第7 要配慮者に配慮した支援対策 配備職員、自主防災組織

避難所運営委員会においては、避難行動要支援者への情報提供、避難スペースの提供、生活支援等、要配慮者が避難生活を送る上で負担を軽減できるよう十分配慮するよう努めるとともに、避難所での生活が困難な場合は、福祉避難施設への収容等、必要な措置を図ります。

第8 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保 配備職員、自主防災組織

避難所運営委員会においては、委員に女性を配置する等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

また、女性専用スペースや女性用洗濯場の確保、女性用物資の配布方法等に十分配慮するよう努めるとともに、安全性の確保を図ります。

第9 ペット対策 保健所部

市は、飼い主に対し、平常時から備えておくべきこと等を示したペットに関する防災対策マニュアル等を作成し、普及・啓発を図ります。逸走・負傷したペットを円滑に保護するため、災害時における動物救護活動に関する協定に基づき、救援物資の整備等を行います。

また、避難所の設備や衛生面を考慮した上で、避難所におけるペットの取扱方法について、避難所運営マニュアルに位置づけます。

第10 在宅避難者、避難所外避難者へ対する支援 市民安全部

災害発生時には、在宅避難者や車中泊等の避難所外避難者が多く発生することが想定されます。

市は、在宅避難者や避難所外避難者の把握及び支援、食料・救援物資の配布、健康対策の予防方法等の周知に努めるため、その体制を整備します。

第11 応急仮設住宅の整備 市民安全部、福祉部、都市部、建設部

市は、応急仮設住宅の供給において、災害時に供給可能な戸数や場所を迅速かつ的確に把握できるよう、事前に選定します。

また、県と連携し、入居者選定基準や運営方法について、市の実情や、被害の状況に応じ、役割分担と協力関係を明確にします。

第5節 要配慮者対策

【現状】

- 市は、台風や集中豪雨等の風水害に伴う被害の発生が予想されるときは、避難勧告等を発令します。
- 自力では避難できない避難行動要支援者や避難の際に助けを必要とする要配慮者に対する支援は、「自分たちの地域は、自分たちで守る」という地域の連帯感に基づいた対応が不可欠です。
- 市は、避難行動要支援者に対し、適切かつ迅速な避難支援、安否確認等ができるよう、基本的な方針や対策等を定めた「避難行動要支援者支援計画（全体計画）」を策定しています。
- 市は、「避難行動要支援者支援計画（全体計画）」に基づき、「避難行動要支援者支援制度」を運用しています。

【課題】

- 市は、要配慮者が的確に避難できるよう、情報受伝達体制を確立するとともに、病院や診療所、保健所等と連携した障害者・高齢者等の支援体制の整備が必要です。
- 市は、避難所等では生活が困難な要配慮者が必要な支援を受けられるよう、福祉避難所の指定の拡充が必要です。
- 災害発生時に要配慮者の避難誘導や救助を行えるよう、防災訓練の実施、各種マニュアルの見直しについて検討が求められています。
- 保健師活動において健康相談等を行い、災害時における妊産婦及び乳幼児に対する支援が必要です。
- 外国人が迅速かつ的確に避難できるための支援が必要です。
- 要配慮者利用施設は、利用者の洪水時等または土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が必要です。
- 市は、要配慮者利用施設の利用者が洪水時等または土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることができるよう、必要な支援・点検体制を構築する必要があります。

【取り組みの方向】

第1 避難対策 市民安全部、文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、消防部、消防

団、保健所部、要配慮者利用施設

1 避難準備・高齢者等避難開始の発令体制の整備

市は、災害の発生に備え必要があると認めるときは、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、避難準備・高齢者等避難開始を的確に発令できるよう、その体制を整備します。

2 要配慮者利用施設に対する洪水予報等及び土砂災害に関する情報等の伝達体制の整備

市は、水防法15条第1項または土砂災害防止法第8条第1項に基づき定める、浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域）または土砂災害警戒区域内における社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）でその利用者の洪水時等または土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認める要配慮者利用施設（以下、「本計画資料編に定める要配慮者利用施設」という。）の所有者または管理者に対し、洪水予報等または土砂災害に関する情報等を伝達するため、その体制を整備します。

(1) 要配慮者利用施設等の範囲

要配慮者施設の範囲	1 高齢者施設、保護施設、児童福祉施設、障害児・者施設等の社会福祉施設（※1）
-----------	---

資料編
第7節 第6
水防法第15
条に基づく要
配慮者利用施
設

第7節 第7
土砂災害警戒
区域内等に立
地する要配慮
者利用施設



	2 病院、診療所の医療施設（有床に限る。）
	3 幼稚園及び学校（小学校、中学校、高等学校、養護学校）

前記「要配慮者利用施設の範囲」表中（※1）の、具体的な施設の種類は、概ね次のとおりとします。

高齢者施設	特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、ケアハウス、老人短期入所施設、老人福祉センター、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、高齢者保養研修施設、認知症高齢者グループホーム
保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設
児童福祉施設等	保育園、認可外保育施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童更正施設、児童家庭支援センター、放課後児童クラブ、盲・ろうあ児施設、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所
障害児・者施設等	生活介護事業所、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、施設入所支援事業所、地域活動支援センター、障害者小規模通所施設、身体障害者福祉センター、障害者更生センター、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設、肢体不自由児通園施設、重症心身障害児施設、知的障害者小規模通所授産施設、福祉ホーム、障害者ショートステイセンター、中途障害者地域活動センター、障害者地域活動ホーム、総合リハビリテーションセンター、地域療育センター、障害者グループホーム・ケアホーム
その他社会福祉施設	社会福祉センター、地域ケアプラザ、福祉保健活動拠点、福祉保健研修交流センター、福祉機器支援センター、無料低額診療施設、隣保館、宿泊施設、地域子育て支援拠点

3 避難誘導体制の整備

市は、要配慮者に対する避難誘導を的確に行うため、自主防災組織と連携を図ります。

4 要配慮者利用施設利用者の避難確保体制の整備

要配慮者利用施設の所有者または管理者は、利用者の避難確保の体制整備を図ります。

5 避難所生活の支援体制の整備

市は、避難所において、要配慮者の負担を軽減できるよう、支援体制の整備を図ります。

また、要配慮者に配慮した防災用資機材の備蓄整備に努めます。

資料編

第7節 第6
水防法第15
条に基づく要
配慮者施設

第7節 第7
土砂災害警戒
区域内等に立
地する要配慮
者施設

第8節 第4
2次避難所一
覧表
(2 福祉避
難施設)

第2 障害者・高齢者等への対応 市民安全部、福祉部

1 避難施設対策

- (1) 市は、避難所での生活が困難な障害者・高齢者等の支援措置として、社会福祉施設等と協定を締結し、福祉避難施設の整備を図ります。
- (2) 市は、日頃から福祉避難施設との連携を図り、必要な体制を整備します。
- (3) 市は、福祉避難施設の機能整備を図るため、障害者・高齢者等に配慮した防災用資機材の備蓄整備に努めます。
- (4) 市は、福祉避難施設との連絡手段の確保のため、地域防災無線（防災用MCA無線）を整備し、災害時に有効活用できるよう日頃から通信訓練を行います。

第3 妊産婦及び乳幼児への対応 保健所部

市は、妊産婦及び乳幼児の災害時におけるべき行動等について、啓発パンフレットを作成し、避難方法や避難時の持ち出し品等、その特性に応じた事前対策を各家庭で講じられるよう周知を図ります。

また、市は、災害時に受ける妊産婦及び乳幼児のストレスを軽減できるよう、健康相談や健康チェックができるような体制の整備に努めます。

第4 外国人への対応 文化生涯学習部

災害に係る各種避難標識やハザードマップ等は、できる限り多言語を活用し、外国人に対し広く防災情報が伝わるようその提供方法の工夫に努めます。

第5 要配慮者利用施設の安全確保 市民安全部、要配慮者利用施設所管部、要配慮者利用施設

要配慮者利用施設は、その利用者の安全確保を図るとともに、施設そのものの災害に対する安全性を高めることが重要です。

1 安全確保対策

(1) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設は、電気、水道等の供給停止に備えて、利用者等の最低限の生活維持に必要な飲料水、食料及び生活必需物資等の備蓄に努めます。また、施設及び防災設備の機能維持のための非常用自家発電設備や防災用資機材の整備に努めます。

(2) 防災教育・訓練の充実

施設管理者は、職員や利用者が災害時の安全確保に必要な基礎的知識を習得するため、定期的に防災教育を実施します。また、職員や利用者が災害時の切迫した状況下でも適切な行動が取れるよう、各施設の構造や利用者の状況に応じた防災訓練を定期的に実施します。

(3) 緊急連絡体制の整備

要配慮者利用施設は、消防機関等への迅速な通報・連絡が行えるよう、緊急時における情報伝達方法を確立するとともに、市への被災状況報告等、情報受伝達の連絡体制を整備します。また、災害時には施設相互で連携、協力して応急対策活動にあたれるよう体制を整備します。

2 避難確保計画の作成

本計画資料編に定める要配慮者利用施設の所有者または管理者は、水防法第15条の3または土砂災害防止法第8条の2に基づき、利用者の洪水時等または土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成（以下、「避難確保計画」という。）等を行います。

(1) 避難確保計画の作成

本計画資料編に定める要配慮者利用施設は、水防法第15条の3第1項または土砂災害防止法第8条の2第1項に基づき、次に掲げる内容を定めた避難確保計画を作成します。

- ア 洪水時等または土砂災害時の防災体制に関する事項
- イ 利用者の洪水時等または土砂災害時の避難の誘導に関する事項
- ウ 洪水時等または土砂災害時の避難の確保を図るために施設の整備に関する事項
- エ 洪水時等または土砂災害時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- オ 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する事項
- カ その他利用者の洪水時等または土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(2) 避難訓練の実施

当該要配慮者利用施設は、水防法第15条の3第5項または土砂災害防止法第8条の2第5項に基づき、洪水予報等または土砂災害に関する情報等の伝達や利用者の避難誘導等に関する訓練を実施します。

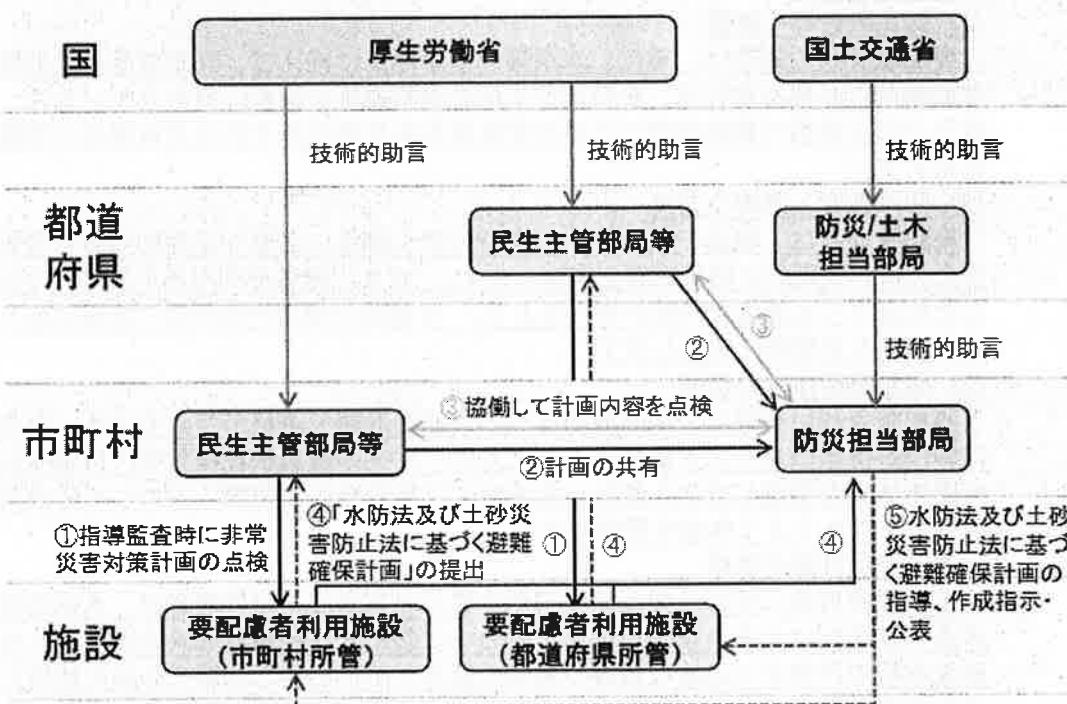
(3) 自衛水防組織の設置

本計画資料編に定める要配慮者利用施設は、水防法第15条第1項に基づき、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行うため、自衛水防組織を設置するよう努めます。

3 避難確保計画の作成等に係る支援・点検体制

(1) 避難確保計画作成に係る支援・点検体制

国、県、市は、協力・連携し、「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル（平成29年6月 国土交通省 厚生労働省）」を参考とした避難確保計画の作成支援・点検等の体制を構築します。



図：非常災害対策計画に係る点検体制

- ① 要配慮者利用施設を所管する都道府県または市町村の担当部局（民生主管部局等）が事業法に基づく指導監査等の際に点検を行う
- ② 点検に当たっては、要配慮者利用施設の防災体制や防災情報の扱い方など、防災に関わる部分については市町村防災担当部局と連携しつつ行う
- ③ 点検の完了した非常災害対策計画を関係部門間で共有する
- ④ 非常災害対策計画が未提出の場合、また消防計画への追記等、別の形式で計画が作成されている場合は、これを提出する
- ⑤ 計画を未提出の施設に対して、水防法又は土砂災害防止法の規定に基づく指導、作成「指示」、未作成の施設の「公表」により、作成を促す

【参考】点検の際の役割分担の考え方

非常災害対策計画の点検に際しては、民生主管部局等が施設の運営等に関する事項について、防災担当部局が避難先等に関する事項について下記の例のように分担して点検する等により、効果的・効率的に進めてください。

計画に記載される事項	民生主管部局等	防災担当部局
(ア) 防災体制、情報の収集・伝達	○(施設内の体制)	○(防災情報)
(イ) 避難誘導	○(利用者の誘導方法)	○(避難先、避難路)
(ウ) 施設整備	○	
(エ) 教育・訓練		○
(オ) 自衛水防組織	○(組織)	○(業務内容)

表：点検における役割分担の例

出典 「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル
(平成29年6月 国土交通省 厚生労働省)」より抜粋

(2) 避難確保計画作成に係る指示

市は、水防法第15条の3第3項または土砂災害防止法第8条の2第1項に基づき、本計画資料編に定める要配慮者利用施設が水防法第15条の3第1項または土砂災害防止法第8条の2第1項に基づく避難確保計画を作成していない場合において、必要があると認めるときは、所有者または管理者に対し、避難確保計画の作成を促すため、必要な指示を行います。

(3) 避難確保計画作成に係る公表

市は、水防法第15条の3第3項または土砂災害防止法第8条の2第1項に基づく指示を受けた本編資料編に定める要配慮者利用施設が正当な理由なく、その指示に従わなかったときは、避難確保計画の作成を促すため、その旨を公示します。

第6節 救助・救急活動体制の充実

【現状】

- 市は、災害時の救助・救急活動を迅速かつ効果的に行うため、日頃から活動体制の確立を図っています。
- 市は、消防力強化のための取り組みを推進し、市民や自主防災組織、企業等の自衛消防隊等に対し、災害時に救助・救急、消火活動の能力の向上を図るため、防災訓練や消防訓練、救命講習等を実施しています。

【課題】

- 市は、迅速かつ的確な応急対策活動を行えるよう、消防力の整備、資機材の整備等、災害に対する対応力の強化を図る必要があります。
- 「災害に強いいちがさき」の実現のため、市民が災害時に的確な救助・救急、消火活動を行えるよう、地域消防力の強化を図る必要があります。
- 市は、地域、警察及び自衛隊等との消防活動体制の連携について、日頃からその対策を講じる必要があります。

【取り組みの方向】

第1 消防力の整備・強化 消防部、消防団

1 常備消防

市は、災害時の常備消防力の消防活動体制を整備し、災害時の被害を軽減できるよう、風水害に対する対応力を強化します。

本市における常備消防力は、1消防本部、1消防署、5出張所を有し、消防車、救急車等の車両を配備し、災害に備えています。災害時においてこれらの消防力を最大限活用するとともに、消防力の強化を図り、茅ヶ崎市消防計画に基づく有事即応体制を確立します。

また、災害発生時の消防活動を効果的に行うため、消防施設、活動用資機材、消防水利施設等の消防力整備を行うとともに、消防力の強化と並行して、機会あるごとに地域住民に対する救助・救急、消火活動について普及・啓発を図ります。

2 非常備消防

消防団は、災害現場で、常備消防と連携しながら人命救助や避難誘導、応急救護、消火活動等、様々な活動を行います。

また、平常時より、常備消防や自主防災組織との連携を図り、地域住民に対する救助・救急、消火活動について普及・啓発を図ります。

本市における非常備消防は、1消防団本部と22個分団で組織され、4地区（茅ヶ崎、鶴嶺、松林、小出）に分かれて活動を行っています。

地域における災害の応急対策活動の中では、消防団の役割は非常に重要であり、地域防災の中心的役割を担います。そのため、市は防災訓練等において消防団と連携を図ります。

3 消防力の整備・強化

市は、災害時に効果的に消防活動を行えるよう、消防施設、活動用資機材及び消防水利施設等の充実を図ることで、消防力の更なる強化に努めます。

また、消防職員、消防団員は、能力、資質の向上を図るために、各種訓練に取り組み、更なる消防力の強化に努めます。

第2 救助・救急活動体制の充実 消防部、消防団

1 救助・救急活動体制の充実

市は、効率的な救急活動を行うために、日頃から医療機関と密接な協力体制を構築します。

また、防災訓練の実施や救命講習会の開催により、応急手当の処置方法や救命

資料編
第3節第1
消防庁舎所在地

第3節第2
車両配置別内訳

資料編
第3節第3
消防団器具置場
所在地

資料編
第3節第5
防災資機材格納
庫設置場所

措置方法等の指導を行い、地域における救助者の育成を図るとともに、市民に対する知識の普及・啓発を図ります。

さらに、AED設置場所の拡充を図り、救命対策を推進していきます。

2 水防用資機材の整備

市は、雨風を伴う台風や集中豪雨等の風水害発生時に、応急対策活動を迅速に行えるよう職員の配備体制を整えます。

また、ボートやスコップ、つるはし等の風水害対策用資機材を整備する等、救助・救急活動体制を構築します。

第3 地域及び広域的な連携強化 消防部、消防団、茅ヶ崎警察署、第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部湘南海上保安署）、自衛隊、自主防災組織

市は、災害発生時には、市民、自主防災組織、消防団、警察、海上保安庁、自衛隊及び緊急消防援助隊等と連携し、人命救助を最優先に被災地域内の救助・救急活動に努めます。



第7節 医療救護・保健活動体制の充実

【現状】

- 大規模な災害が発生した場合、多くの死傷者が出ることが想定されています。
- 市は、災害の状況に応じて、医療救護班を編成するとともに、医療救護活動を行う拠点として、公立中学校13校及び地域医療センターに医療救護所を開設するため、日頃より医療用資機材等の備蓄を行っています。
- 市立病院は、重症・重篤な傷病者を受け入れる等、災害時の医療救護活動において中心的な役割を担う「災害拠点病院」として位置づけられています。

【課題】

- 医療救護班が活動していくためには、一般社団法人茅ヶ崎医師会、一般社団法人茅ヶ崎歯科医師会、一般社団法人茅ヶ崎寒川薬剤師会（以下「医療関係団体」という。）等との連携が必要です。
- 災害時の医療救護活動を迅速かつ的確に実施するため、医療救護所の整備、必要な医薬品や医療用資機材等の充足、医療関係団体、救急告示病院、薬品会社等と連携した活動体制の確立等、災害時における医療救護班の活動が十分に行えるよう、体制の整備が必要です。
- 市立病院はDMA Tの派遣受援体制や後方支援病院等との連携を強化し、災害拠点病院として、地域医療の中核的な役割を担う必要があります。

【取り組みの方向】

第1 市立病院の救護活動体制の整備 市立病院部

市立病院は、応急救護活動を実施するため、マニュアル等の整備を行うとともに医薬品や資機材等の備蓄を行います。

また、災害拠点病院として地域医療の中核的な役割を果たすため、DMA Tの受援体制や後方支援病院との連携等、その体制整備を行うとともに、平常時より救急告示病院をはじめとする医療機関等と連携を図ります。

第2 初動医療体制の整備 保健所部、市保健師（保健師班）、医療関係団体、市内救急告示病院、薬品会社

1 マニュアル等の整備

市は、災害時における医療救護所の活動について、マニュアル等を整備します。

2 医療救護班の編成

- (1) 医療救護班は、保健福祉部が担当し、医療関係団体や茅ヶ崎保健福祉事務所の協力を得て編成します。
- (2) 医療関係団体は、災害対策本部の要請により、あらかじめ定めてある編成表により医療救護班に人員を派遣します。

3 医療救護所の指定

災害の状況に応じて、災害対策本部（統括調整部）の判断により、地区防災拠点となる中学校や地域医療センターを医療救護活動の拠点として、医療救護所を指定します。

4 医療救護班の配備

初動医療体制は、医療救護所に医療救護班を派遣して対応します。

5 後方医療体制の整備

医療救護所で手当を受けた傷病者のうち、重傷病者については、入院等が可能な医療機関による医療が必要となるため、市内の救急告示病院を後方医療施設として指定し、整備します。



6 医薬品等の確保

医療救護班が使用する医薬品及び医療用資機材等は、備蓄品の払い出し、薬品会社との協定、県への要請等により確保します。

第3 助産活動体制の整備 保健所部、市立病院部**1 助産活動体制の整備**

市は、災害発生時に助産への対応要請があった場合に、迅速に助産活動を行えるよう、日頃から市内の医療機関や助産所等と連携し、活動体制を整備します。

2 周産期医療体制の整備

市は、迅速に助産活動を行うため、「神奈川県周産期救急医療システム」の運用のもと、ハイリスクの妊産婦や新生児に対応できるよう、協力病院である市立病院や周産期基幹病院である東海大学病院への受け入れ体制の確保等、周産期医療体制を整備します。

3 妊産婦に対する防災知識の普及・啓発

市は、妊産婦に対し、パンフレットやホームページ等により、日頃からの災害に対する備えや防災訓練への参加を推進する等、防災知識の普及・啓発を図ります。

第4 保健師による活動体制の整備 保健所部、市保健師（保健師班）

市保健師は、災害時にその専門性を最大限に發揮し、迅速かつ円滑に被災者に対する医療救護活動や保健活動を行えるよう「災害時保健師活動マニュアル」をもとに、日頃から医療関係団体等と連携し、活動体制を整備します。

第8節 帰宅困難者対策

【現状】

- 災害発生時には、電車等の交通機関が停止し、電車等を利用しなければ帰宅できない者（以下「帰宅困難者」という。）が発生すると想定されます。
- 市は、駅周辺の公共施設を一時滞在施設として位置づけるとともに、駅ビル等の民間施設と協定を締結し、一時滞在施設の拡充を図っています。

【課題】

- 企業等は、風水害等の発生が事前に予測できる場合は、被害予測時間帯に応じ「早めの帰宅」を推進する等、交通機関の停止に備えた予防措置を講じる必要があります。
- 市は、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等と連携を図り、交通機関停止時における帰宅を抑制する必要があります。
- 大量の帰宅困難者によって、飲料水、食料、トイレ及び休憩場所等の不足が懸念されます。
- 市は、帰宅困難者が発生しやすい駅周辺等の民間ビルとの協定締結を進める必要があります。
- 女性が安心して滞在できるよう、一時滞在施設における女性専用スペースの確保やルールづくりが必要です。

【取り組みの方向】

第1 帰宅困難者対策 市民安全部、経済部

1 知識啓発、周知

市は、帰宅困難者対策のため、市民、学校及び企業等に対し、災害の発生があらかじめ予測される場合の「早めの帰宅促進」、及び災害発生直後の「一斉帰宅の抑制」という基本原則の周知を図ることで、帰宅困難者の発生を抑制します。

2 早めの帰宅の推進

企業等は、災害の発生があらかじめ予測されるときで、その被害予測時間帯によっては、従業員の早めの帰宅を推進する等、従業員の帰宅困難防止措置を検討し、必要な体制の整備に努めます。

3 一斉帰宅の抑制

企業等は、従業員や訪問者・利用者等が一斉に帰宅することにより、大量の帰宅困難者が生じることを防止するため、「むやみに移動を開始しない」ことを原則に、必要な一時収容対策を図ることとします。

また、停電やライフライン機能の停止に備え、一定期間施設内等に留めるために必要となる飲料水や食料等の備蓄に努めます。

第2 一時滞在施設の拡充 市民安全部

市は、一時滞在施設の確保に努めるとともに、開設基準や運営マニュアルの作成及び一時滞在施設における支援物資等の計画的な備蓄を進めます。

また、市は、一時滞在施設における女性専用スペースの確保やルールづくり等、女性が安心して滞在できるような体制整備を図ります。

第3 情報提供 市民安全部

市は、一時滞在施設や周辺避難所等の情報を示した避難標識の整備や、帰宅困難者のとるべき行動及び一時滞在施設の特性等を示したガイドブックの作成等、帰宅困難者対策に係る情報提供の整備に努めます。

第4 徒歩帰宅者対策 **市民安全部**

職場や一時滞在施設に留まった帰宅困難者は、帰宅経路沿いの被害状況等の情報や市、県及び防災関係機関から提供される災害関連情報等により、安全に帰宅できることを確認し、帰宅を開始するものと想定されます。

公共交通機関が停止していた場合、バス等の代替輸送は避難行動要支援者を優先して搬送するため、帰宅困難者の多くは長距離を徒歩で帰宅せざるを得ないと考えられます（以下「徒歩帰宅者」という。）。

そのため、九都県市では、沿道の店舗等の協力により、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ、交通情報等を提供する災害時帰宅支援ステーションの協定拡充に取り組んでいます。

市は、その取り組みを推進し、徒歩帰宅者に対する支援体制を整備するとともに、市民、企業等に対し、その周知を図ります。

第9節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する対策

【現状】

- 市では、防疫対策として、日頃から感染症の発生予防及びまん延防止のため、普及・啓発を行っています。
- 市は、大規模な災害発生時における多数遺体の取扱いに関する訓練を医療関係団体、警察及び防災関係機関と連携し実施しています。

【課題】

- 感染症予防のため、衛生管理や消毒等の防疫対策の実施が必要です。
- 市は、感染症が発生した場合には、平常時と同様の情報の収集・提供に努めるとともに、入院が必要な患者に対しては、近隣の感染症指定医療機関等において入院医療が受けられるよう連絡体制、搬送体制、医療体制を確保することが必要です。
- 市は、多数遺体取扱訓練の結果を検証し、遺体取扱体制の更なる強化を図る必要があります。

【取り組みの方向】

第1 保健衛生・防疫対策 環境部、保健所部

1 健康管理対策

市は、災害時に感染症が発生しないよう、日頃から手洗い・うがい等の予防対策を実施する体制づくりを整備します。

2 防疫対策

市及び県は、感染症発生時の消毒、患者収容、感染防止、まん延防止等、災害時の防疫体制を確立します。

市は、床下浸水等の浸水箇所の迅速な消毒体制を整備します。

3 感染症患者医療体制の確立

市及び県は、災害発生による感染症患者または保菌者の収容について、県内の感染症指定医療機関等と連携を図り、患者または保菌者の医療体制を確保します。

4 トイレ対策

市は、災害時においても衛生状態を保持するため、速やかに仮設トイレを設置できるよう避難所等での備蓄を進めます。

また、し尿収集委託業者や仮設トイレのリース業者から、速やかに仮設トイレを調達できるよう体制を整備します。

第2 ごみ及びし尿等の処理対策 環境部

市は、ごみ処理施設の浸水対策及び補修等に必要な資機材の備蓄に努め、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制の整備に努めます。

また、し尿処理施設については寒川町と連携し、各種整備に努めます。

資源物の分別回収においても、災害時に寒川広域リサイクルセンターへ速やかに搬入できるよう、日頃より寒川町と連携し体制を整備します。

第3 遺体の取扱い対策 総務部、保健所部、茅ヶ崎警察署

市は、遺体の処理を円滑に進めるため、棺の調達、遺体の搬送、火葬、埋葬等の手配について、必要に応じ県と連携して「神奈川県広域火葬計画」に基づく広域的な協力体制を構築します。

また、市は、茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎歯科医師会、葬儀業者等と協力して、多数遺体取扱訓練を実施し、更なる連携の強化及び災害時の活動体制の整備を図ります。



第10節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給対策

【現状】

- 市は、市民一人一人に、災害に備え7日分以上の飲料水、食料及び生活必需物資等の自己備蓄及び非常持ち出し品の準備に努めるよう周知しています。
- 市は、被災者用の食料として、乾燥米やクラッカー等の長期保存食の備蓄をしています。
- 市は、災害時に備え、企業等と災害時における物資等の調達に係る協定を締結しています。

資料編
第11節第6
市の主な防災
用備蓄倉庫等
一覧表

第11節第7
市の主な防災
用備蓄物資等
一覧表

【課題】

- 大規模な災害が発生した場合には、市の備蓄では十分ではないため、市民の自己備蓄及び企業等との協定による流通備蓄の確保が必要です。
- 市民ニーズや地域の特性、季節性を考慮した備蓄が必要です。
- 災害時に被災者に飲料水、食料及び生活必需物資等を迅速に届けられるよう、その要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るとともに、計画的な分散備蓄が必要です。
- 平成28年熊本地震では、発災直後より全国から被災地に救援物資が届けられたものの、荷卸し等に時間が掛かり、実際に避難所に届くまでにかなりの時間を要したことが教訓となっています。

【取り組みの方向】

第1 飲料水の備蓄及び確保

市民安全部、文化生涯学習部、下水道河川部

市は、一人1日3リットルを目標として飲料水の確保に努めます。

1 飲料水の備蓄

市は、長期保存を可能とした飲料水の備蓄に努めます。

2 飲料水の確保

- (1) 市は、飲料水の確保対策として飲料水兼用貯水槽(100m³)、市営プールや屋内温水プール、公立小・中学校等の耐震性プールの整備を進めます。
- (2) 市は、神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所(以下「水道営業所」という。)や協定を締結する民間施設等からの飲料水の調達体制を整備します。
- (3) 市は、応急給水用として飲料水袋、給水タンク、ろ過装置等の防災用資機材の整備に努めます。

資料編
第11節第1
飲料水兼用貯
水槽(100 m³)
設置場所一覧
表

第11節第2
耐震性プール
設置場所一覧
表

第11節第3
排水池等一覧
表

第2 食料の備蓄及び確保

財務部、市民安全部、経済部

1 食料の備蓄

市は、乾燥米やクラッカー等の長期保存を可能とした食料の備蓄に努めます。

2 食料の確保

市は、協定を締結する企業等の協力を得て、食料を確保します。

第3 生活必需物資等の備蓄及び確保

財務部、市民安全部、経済部

1 生活必需物資等の備蓄

市は、毛布や仮設トイレ・簡易トイレ・汚物処理セット等の生活必需物資等の備蓄に努めます。

2 生活必需物資等の確保

市は、協定を締結する企業等の協力を得て、生活必需物資等を確保します。

3 要配慮者への配慮

市は、要配慮者に配慮した生活必需物資等の検討を行い、備蓄の整備を進めます。

4 男女双方の視点への配慮

市は、男女双方の視点に配慮した生活必需物資等の検討を行い、備蓄の整備を進めます。



第4 自己備蓄の推進 市民安全部

大規模災害発生時には、市の備蓄では十分ではないため、日頃から市民一人一人が必要な飲料水や食料、生活必需物資等を備えておくことが大切です。

そのため市は、自主防災組織と連携し、市民及び企業等に対し、自己備蓄の重要性及び積極的な確保について広く周知を図ります。

第5 物資供給体制の整備 市民安全部、経済部、県トラック協会**1 分散備蓄の整備**

市は、災害時に被災者に飲料水、食料及び生活必需物資等を迅速に届けられるよう、その要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るとともに、避難所を中心分散備蓄を計画的に進めています。

2 流通備蓄の確保

市は、衣類や季節性の生活必需物資等、事前に備蓄をすることが難しい物資や市民のニーズを考慮した物資について、企業等との協定の締結及びその拡大により、災害時に速やかに避難者へ提供できる体制を整備します。

3 物資集積場所等の機能の検証

市は、救援物資を迅速かつ効率的に輸送するため、物資集積場所として使用する施設及び救援物資の輸送先施設について、物資の搬入搬出ルート、物資の効果的な整理、搬送車両の待機場所等を検証します。

第11節 教育・保育対策

【現状】

- 台風や集中豪雨等の風水害発生時に対する防災体制や防災教育の充実を図るため、公立小・中学校では、学校防災計画等の見直しを行っています。
- 災害発生時には、園児、児童、生徒の安全を第一に、避難誘導、保護者への引き渡し等を実施しています。

【課題】

- 園児、児童、生徒の安全を第一に考えた施設・設備の安全性の確保が必要です。
- 児童の登下校中の災害発生に備えた通学路の安全性の確保が必要です。
- 学校防災計画は、周辺地域の特性や実情に合った計画となるよう、見直しや検証が必要です。
- 実践的な避難訓練の実施等を行うとともに、地域と連携した防災対策が必要です。
- 保護者への引き渡し方法、連絡体制の整備の強化が必要です。
- 避難所としての役割を確保するため、防災用資機材の備蓄の拡充が必要です。

【取り組みの方向】

第1 園児、児童、生徒の安全確保対策 **こども育成部、教育部、施設管理者**

保育園、幼稚園、学校等は、施設・設備の定期的な安全点検を実施します。また、学校等は、児童、生徒の登下校時や在宅時等にとるべき行動について、あらかじめ指導しておくとともに、公立小学校においては、児童の通学路の安全点検を実施する等、あらゆる事態を想定した安全確保対策を実施します。

第2 防災計画等の見直し **こども育成部、教育部、施設管理者**

保育園、幼稚園、学校等は、各々の防災計画や避難計画等において、園児、児童、生徒の安全確保を第一に考え、周辺地域の特性や実情を考慮する等、必要な見直しを行い、職員個々の分担業務の明確化を図り、実効性のある計画として定めます。

第3 実効性のある避難訓練の実施 **こども育成部、教育部、施設管理者**

保育園、幼稚園、学校等は、園児、児童、生徒に対し、積極的に防災教育を図るとともに、実践的な防災訓練を実施し、その実施にあたっては地域と連携した取り組みを図るよう努めます。

また、障害がある園児、児童、生徒の避難については、障害の状態をよく把握し、迅速に対応できる体制を整えるとともに、実効的な避難訓練を行い検証を重ねます。

第4 保護者との連絡体制の整備 **こども育成部、教育部、施設管理者**

保育園、幼稚園、学校等は、災害時における保護者との連絡体制を確立し、園児、児童、生徒の安否確認や保護者への引き渡し等を確実に行えるよう、日頃からその体制について整備します。

第5 公立小・中学校における防災体制の整備 **市民安全部、教育部、施設管理者**

市は、公立小・中学校を避難所として指定しているため、その機能を十分に発揮できるよう防災備蓄倉庫の設置や、応急対策活動に必要な防災用資機材等の整備を行います。

また、公立小・中学校は、文部科学省が定める「公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備基本方針」に基づき、児童、生徒の安全確保や防災用資機材の収容場所の提供に努める等、防災機能の強化に努めます。

資料編
第12節 第1
教育施設一覧表
第12節 第2
保育施設一覧表

第12節 緊急輸送道路等の確保対策

【現状】

- 県は、災害時の応急対策活動に必要な緊急通行車両の円滑な通行の確保を図るため、緊急輸送道路を指定しています。
- 市では、県が指定した緊急輸送道路を補完する道路を指定しています。
- 市は、自衛隊等によるヘリコプター輸送に対応するため、市内に10箇所の臨時ヘリポートを指定しています。

【課題】

- 救助・救急、消火、物資輸送等の応急対策活動の円滑な実施を図るため、緊急通行車両の通行の確保が必要です。
- 災害時に道路による輸送が困難な場合、ヘリコプターでの輸送を確保するため、更なる臨時ヘリポートの指定と整備が必要です。

【取り組みの方向】

第1 県指定の緊急輸送道路 市民安全部、藤沢土木事務所

1 県指定の緊急輸送道路

県が、県庁、広域防災活動拠点、市町村災害対策本部、物資受入港（湘南港）等及び隣接都県の主要路線と接続する幹線道路を緊急輸送道路として指定しています。

第1次路線	高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワークの重要路線で、緊急輸送の骨格をなす道路。
路線名	区間
国道1号	市内全線
国道1号 (新湘南バイパス)	市内全線
国道134号	市内全線
国道468号 (さがみ縦貫道路)	市内全線
県道30号 (戸塚茅ヶ崎)	市内全線
県道44号 (伊勢原藤沢)	寒川町境～県道45号 (丸子中山茅ヶ崎) 交点
県道45号 (丸子中山茅ヶ崎)	市内全線
県道46号 (相模原茅ヶ崎)	市内全線

2 県指定の緊急輸送道路の整備

県は、緊急輸送道路の機能確保に向けて、計画的な道路整備を進めます。



第2 緊急輸送道路を補完する道路の整備 市民安全部、建設部、藤沢土木事務所

1 緊急輸送道路を補完する道路

市は、応急対策活動に必要な物資、資機材、要員等の緊急輸送を行うため、各拠点と防災備蓄倉庫、各避難所等を結ぶ緊急輸送道路を補完する道路を指定しています。

第1次路線		市内の応急対策活動を行う上で不可欠な路線で、防災拠点やヘリポートと災害対策本部を結ぶ重要な道路。
路線名	区間	
市道0101号線 (一中通り)	一中通り全線	
市道0202号線 (左富士通り)	左富士通り全線	
市道0121号線 (鉄砲道)	鉄砲道全線	
市道0122号線 市道0116号線 市道0123号線 (東海岸寒川線)	県道404号交点～「みずき」交差点 (遠藤茅ヶ崎)	
県道404号 (遠藤茅ヶ崎)	市内全線	
県道47号 (藤沢平塚)	市内全線	
第2次路線	第1次路線を補完し、市の緊急輸送対策上、機能の確保が重要な道路。	
路線名	区間	
市道0209号線 (学園通り)	学園通り全線	
市道0206号線 (南湖通り)	南湖通り全線	
市道0110号線 市道7560号線 市道0111号線 市道7281号線 (大岡越前通り)	大岡越前通り全線	
市道0110号線 市道0108号線 (赤羽根通り)	赤羽根通り全線	
市道0108号線 (小和田通り)	小和田通り全線	
市道6214号線	「堤八王子原」交差点～「堤東原」交差点	

2 緊急輸送道路を補完する道路の整備

市及びその管理者は、災害発生時の緊急輸送機能の確保に向け、それぞれの計画に基づき施設の整備を推進します。

資料編
第14節第1
緊急輸送道路
及び緊急輸送
道路を補完す
る道路一覧表
及び道路図

資料編

第14節 第2
ヘリコプター
臨時離着陸場
一覧表及び
位置図

第3 ヘリポートの整備 **市民安全部**

1 ヘリポート

市及び県は、災害時の空路からの物資受け入れ拠点及び災害医療拠点の運用のため、次の場所をヘリコプターの臨時離着陸場として指定しています。

市指定臨時ヘリポート	
名 称	所 在 地
茅ヶ崎公園野球場	中海岸 3-3-11
芹沢スポーツ広場蹴球兼野球場	芹沢 430-3
県立茅ヶ崎里山公園	芹沢 1030
小出暫定スポーツ広場	堤 427
県立茅ヶ崎北陵高等学校	下寺尾 515
県立鶴嶺高等学校	円蔵 1-16-1
県立茅ヶ崎養護学校	西久保 29-1
相模川河畔スポーツ公園陸上競技場	中島 1475-2
県立湘南汐見台公園	汐見台 3-15
モリタ宮田工業株式会社	下町屋 1-1-1

県指定臨時ヘリポート	
名 称	所 在 地
茅ヶ崎公園野球場	中海岸 3-3-11

災害拠点病院のヘリコプター臨時離着陸場	
名 称	所 在 地
茅ヶ崎市立病院	本村 5-15-1
県立鶴嶺高等学校	円蔵 1-16-1

2 ヘリポートの整備

市及び県は、ヘリポート施設の安全性を高めるとともに、大型ヘリコプターの離着陸が可能な空間の確保を積極的に進めています。

また、災害時に実際に利用できるよう、誘導案内施設の整備を行うとともに、これらの地図情報を、自衛隊や必要な防災関係機関に事前に配布しておきます。

第4 海上輸送体制の整備 **市民安全部、経済部**

市は、災害時の海上輸送に伴う物資受入体制を整えるとともに、「災害相互応援協定に関する協定」及び「災害時の輸送船舶調達に関する協定」等により、輸送体制の確立に努めます。

物資受入港	
名 称	備 考
茅ヶ崎漁港	
湘南港（江の島）	県指定

第13節 ライフライン等の応急復旧対策

【現状】

○市は、災害時に、市民生活に欠くことのできない水道や電気、ガス等のライフラインを早期に回復するため、ライフライン関係機関と連携を図り、施設の安全強化対策とあわせて、災害時の応急復旧体制の整備等の対策を進めています。

【課題】

○市は、ライフライン関係機関と緊密な連携を図る必要があります。
○市及びライフライン関係機関は、復旧用資機材の備蓄強化や代替施設の確保、施設の安全性の向上を図る等、応急復旧が迅速に行えるよう、予防対策を進める必要があります。

【取り組みの方向】

第1 情報伝達体制の整備 市民安全部

市は、災害時にライフライン関係機関と有効的な通信手段を確保するため、日頃より、神奈川県防災行政通信網による通信体制の確立を図るとともに、更なる通信体制の整備のため、地域防災無線（防災用MCA無線）の配備及び取扱訓練や点検を実施します。

第2 上水道施設 県企業庁茅ヶ崎水道営業所

水道営業所は、上水道施設の機能確保のため、主要水道施設や水道管路の安全対策を進めています。

また、防災関係機関における連携、応援協力体制の整備等を進めます。

そのほか、応急復旧業者と、災害時の応急復旧工事等の協力に関する契約等を締結し、災害時の迅速な応急復旧に備えています。

第3 下水道施設 下水道河川部

市は、災害時でも下水道のサービス水準を一定に保ち、可能な限り短時間で業務が再開できるよう、管路や下水道施設の安全対策や非常電源設備の確保等、様々な事前対策を講じ、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めています。

第4 電力施設 東京電力パワーグリッド(株)平塚支社

東京電力パワーグリッド(株)平塚支社は、災害時の電力供給施設の被害を未然に防止し、被害が発生した場合の各施設の機能を維持するため、電力供給施設の安全対策や、緊急用資機材の整備に努めています。

また、災害時の迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めています。

第5 都市ガス施設 東京ガス(株)神奈川西支店

東京ガス(株)神奈川西支店は、ガス施設の災害及び二次災害の発生を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、施設の機能確保、ガスの遮断装置等の安全装置の設置、非常設備の整備等、各種事前対策を講じ、災害時に迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めています。

第6 L Pガス施設 (公社) 神奈川県L Pガス協会湘南支部茅ヶ崎・寒川部会

(公社) 神奈川県L Pガス協会湘南支部茅ヶ崎・寒川部会は、災害時のL Pガスによる二次災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の拡大を防止するため、予防対策を実施します。

第7 電話（通信）施設 東日本電信電話（株）神奈川事業部

東日本電信電話（株）神奈川事業部は、災害時に電気通信設備の被害を未然に防止するとともに、被害が発生した場合の電気通信の混乱を防止するため、通信設備の安全対策や応急用資機材及び災害対策機器（移動電源車、移動無線車等）の配備を推進します。

第8 鉄道施設 東日本旅客鉄道（株）横浜支社

東日本旅客鉄道（株）横浜支社は、災害時の旅客の安全と円滑な輸送を図るため、施設及び設備等の安全対策や防災用資機材の整備を図り、迅速な応急復旧活動を行えるよう、体制の整備に努めています。

第14節 広域応援・受援体制の充実強化

【現状】

- 市は、災害時における人的・物的資源を確保するため、日頃から県、市町村及び防災関係機関の相互応援に関する各種協定や企業等との災害協定を締結しています。
- 市は、平成24年に「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」を締結し、地域相互間での協力体制を構築する等、相互応援体制の充実を図っています。
- 市は、ひたちなか市、市川市及び富士市と「災害時相互応援に関する協定書」を締結し、災害発生時に、被害を受けた市の要請にこたえ、応急対策活動及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互応援体制の充実を図っています。
- 市は、平成25年に岡崎市、佐久市、関ヶ原町と、大規模災害が発生した場合に、食料や生活必需品などの提供、職員の派遣などを行う「災害時相互応援に関する協定」を締結し、応急対策や復旧活動が迅速かつ円滑に遂行できるよう、応援体制の充実を図っています。
- 市は、平成23年に米海軍厚木航空施設と「災害対応準備及び災害救援活動に関する覚書」を締結し、相互の協力体制を強化する等、防災体制の充実を図っています。
- 本市が平成19年に加入した全国青年市長会では、災害相互応援に関する要綱を定め、災害時における応援体制の強化を図っています。
- 施行時特例市各市は、被害を受けた特例市以外の市が相互に救援協力することを目的とした協定を締結し、応援体制の充実を図っています。
- 市は、自衛隊、警察及びライフライン関係機関と連携し、円滑な応急対策活動の実施を想定した災害対策本部運営訓練を行っています。

資料編
第15節第2
災害応援協定
等一覧表

【課題】

- 「広域応援・受援体制の確立」のため、近隣及び県外の市町村との相互応援に関する更なる協定の拡充と実効性を高めるための検証が必要です。
- 「広域応援・受援体制の確立」のため、応援活動の拠点となる施設や空間等の整備・拡充が必要です。
- 「広域応援・受援体制の確立」のため、日頃から通信訓練や合同訓練等を実施し、連携を図ることが必要です。

【取り組みの方向】

第1 災害時協定の拡充 企画部、市民安全部

1 市町村との協定の拡充

市は、近隣及び県外の市町村との協定の拡充を図り、災害時に有効な応急対策活動を実施できるよう、その体制整備を図ります。

2 企業等との協定の拡充

市は、活動拠点の確保や物資の供給、応急対策活動への支援といった各種協力を円滑に受けるため、企業等の特性を生かした協定の拡充を図ります。

第2 受入体制の整備 市民安全部

市は、大規模災害で被災した場合に、円滑に他機関からの人的・物的支援を受け入れるための受入体制の強化に努めます。

1 活動拠点の体制整備

市は、応援部隊が円滑に応急対策活動を実施できるよう、その活動拠点をあらかじめ定めます。なお、防災関係機関に対し事前に活動拠点の周知を図ることで円滑な応援部隊の受け入れを実施します。

また、活動拠点には、無線等の通信機器を整備し、本部との連絡体制の確立を図るとともに、地理に不案内な部隊への活動補佐等、的確な応援活動が迅速に行えるよう体制を整備します。

資料編
第15節第1
広域応援活動
拠点



2 防災用資機材等の整備

市は、円滑な応援活動を確保するため、防災用資機材等の整備を進めます。

第3 応援機関との連携強化 企画部、市民安全部

1 防災訓練の実施

市は、各応援機関と連携して、図上訓練等の実践的な訓練を実施し、関係者間での業務分担を詰め、担当業務への精通を図ります。

2 情報の共有

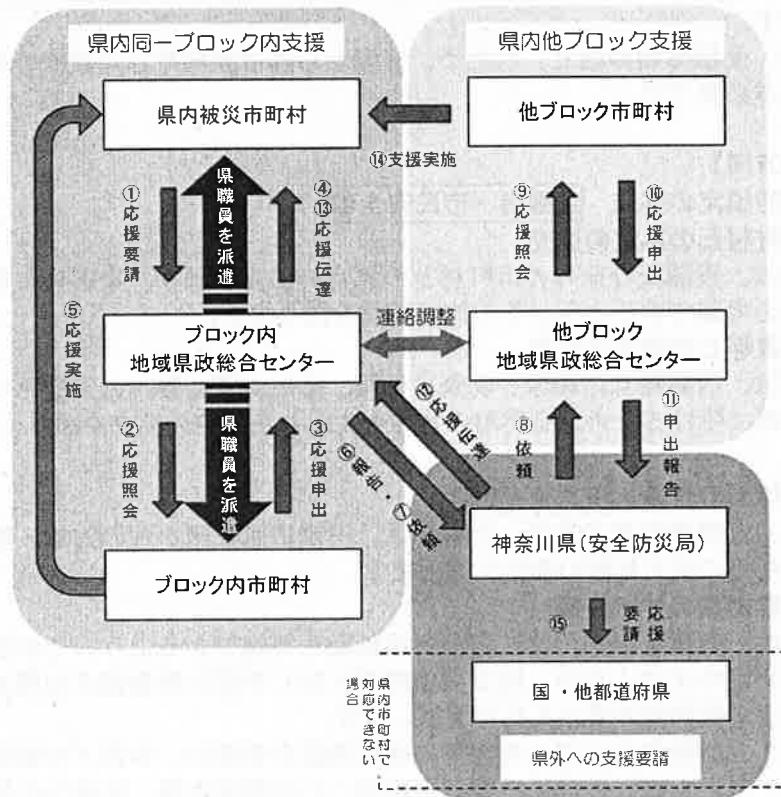
市は、相互応援を円滑に行うため、平常時から応援・受援体制の整備や情報の共有化を図ります。

第4 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定の円滑な実施

企画部、市民安全部、湘南地域県政総合センター

県及び県内市町村は、大規模な災害が発生し、被災市町村単独では十分な応急対策や復旧対策が実施できない場合に、県政総合センター単位の地域ブロック内の市町村間及び地域ブロック間で相互に連携し、迅速かつ的確な応援ができるよう一層の連携強化を図るとともに、訓練等の実施を通じ、体制の検証を行います。

地域ブロック	構成市町村
横浜地域	横浜市
川崎地域	川崎市
横須賀三浦地域	横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
県央地域	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村
湘南地域	茅ヶ崎市、平塚市、藤沢市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町、
県西地域	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町



(茅ヶ崎市作成)

第15節 ボランティア体制の充実強化

【現状】

- 阪神・淡路大震災では、多くのボランティアやボランティア団体が活発に活動し、ボランティア活動の重要性が社会に再認識され、その後発生した新潟県中越沖地震等の大災害においても災害救援を行うボランティア活動等は被災地の人々の生活再建等に貢献してきました。
- 東日本大震災では、全国から多くのボランティアやNPO、NGOが被災地支援に駆けつけましたが、迅速な受け入れ体制の整備、被災地の細かなニーズの把握、ボランティア団体の活動に必要な資機材・活動資金の確保等の課題が明らかになりました。

【課題】

- 市は、災害ボランティアセンターの設置を迅速に行えるよう、日頃から市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの受入体制づくりが必要です。
- 災害ボランティアセンターの設置及び後方支援体制の構築に向けた基盤づくりや、ボランティアニーズの的確な把握のため、情報収集や発信の仕組みづくりが必要です。
- ボランティア活動は、性別や年齢、技能・特技、経験の異なるボランティアを、被災地において、どのように適材適所に配置するかが課題となっています。
- 大規模な災害が発生した場合、避難所等では看護及び介護並びに福祉の専門職ボランティアの力が必要となります。

【取り組みの方向】

第1 ボランティアの受入体制の整備 監査部、市社会福祉協議会

市及び市社会福祉協議会は、県や防災関係機関の協力のもと、災害時にボランティアの活動拠点となる場所の確保や、必要な資機材の調達支援等、ボランティアの受入体制及び活動環境の整備に努めます。

第2 ネットワークづくりの推進 監査部、市社会福祉協議会

市及び市社会福祉協議会は、平常時から災害ボランティアセンターの設置・運営にかかる研修や、訓練の実施等を通じて、市社会福祉協議会や各種団体等と災害発生時を想定した連携協力体制づくりに努めます。

第3 ボランティアの育成と充実 福祉部、保健所部、監査部、市社会福祉協議会

市は、大規模な災害が発生した場合、災害対策地区防災拠点等で活動する看護及び介護並びに福祉の専門ボランティアを「災害時保健福祉専門職ボランティア」として事前に登録し、災害時に迅速かつ円滑なボランティア活動が実施できるよう研修を行います。

また、市と市社会福祉協議会は、連携してボランティアセンター設置運営訓練やボランティアコーディネーターの育成を行い、日本赤十字社・県民活動サポートセンターと広域的なボランティア受け入れについて調整を行う等、災害時のボランティア活動が円滑に行えるよう支援します。

さらに、ボランティアの性別や年齢、技能・特技等に応じ、その能力を発揮し適切に活動できるよう体制づくりを整備します。

第4 市民活動団体との連携 総務部

市は、市民活動団体の専門性等を活かしたボランティア活動が行えるよう、その受入体制を整備します。

第16節 災害廃棄物等の処理対策

【現状】

○大規模な風水害が発生した場合には、家屋の流失やブロック塀等の倒壊、街路樹等の倒木等、様々な被害が生じ、大量の災害廃棄物の発生が想定されます。

【課題】

○市は、災害廃棄物の除去及び処理に係る体制を検討し、円滑かつ適正な処理の推進を図る必要があります。

○大量の災害廃棄物の発生に備え、県や防災関係機関との広域処理体制の確立に努めます。

【取り組みの方向】

第1 災害廃棄物等の除去体制の整備 環境部

市は、県、他市町村、廃棄物関係団体と連携し、災害時の各種応急対策活動を実施するため障害となる災害廃棄物等の除去方法等について、相互協力体制の構築を検討します。

第2 災害廃棄物等の処理体制の整備 環境部

市は、被災地域の応急対策や復旧・復興対策を円滑に実施するため、最終処分量の削減を図り、災害による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等の再利用、適正処理を図る体制を整備します。

また、他市町村や廃棄物関係団体と調整し、災害廃棄物等の処理に係る相互協力体制の整備に努めます。

第3 災害廃棄物等の処理・処分計画の策定等 環境部

市は、神奈川県災害廃棄物処理計画（平成29年3月 神奈川県）を踏まえ、茅ヶ崎市災害廃棄物等処理マニュアルの改訂を進め、災害によって生じた災害廃棄物の一時保管場所となる仮置場の配置や災害廃棄物等の処理・処分を定める等、災害時における応急体制の整備に努めます。



第5章 災害時の応急対策活動

第1節 災害対策本部の設置及び運営

第1 災害対策本部組織 統括調整部各班、市民安全部

1 事前配備体制

初動体制の充実強化を目的として、以後、大雨または高潮が予想されるときは、気象等の情報収集や応急対策に必要な体制等の見積もりを行い、以後、応急対策に必要な体制について事前に配備するものとします。

2 災害対策本部

(1) 災害対策本部設置基準

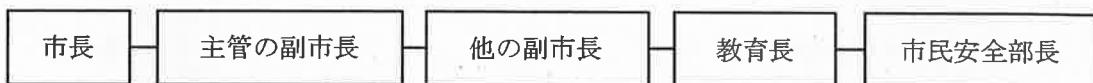
市は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、本節第1-4水防対策体制の基準に定めるところにより、災害対策本部を設置することとします。

なお、災害対策本部を設置した場合は、直ちに防災関係機関に通知するとともに、市庁舎入口に災害対策本部の掲示をします。

(2) 意思決定の順位

市長の不在または連絡が取れない場合の意思決定者の順位は次のとおりとし、意思決定者と連絡が取れない場合は、直ちに下位の者が意思決定し、体制を整え活動を開始します。

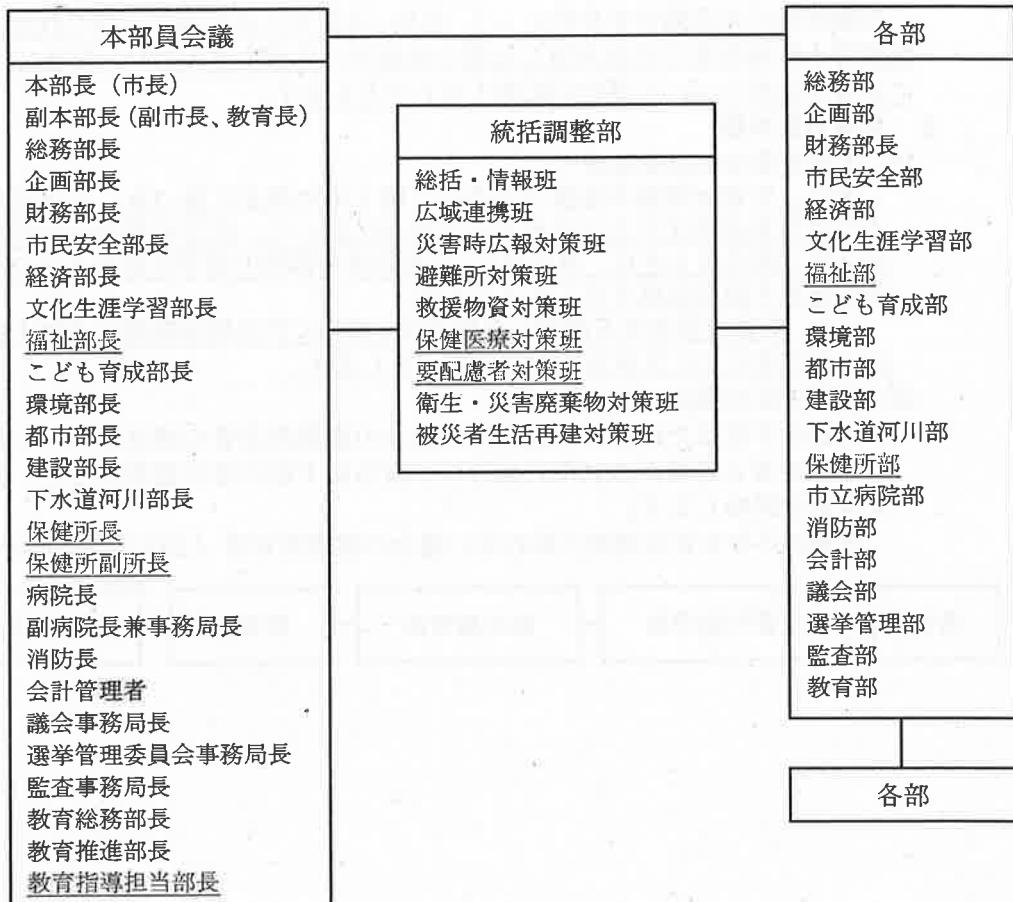
市長の不在または連絡の取れない場合の意思決定者（上位不在の場合の順）



資料編
第1節第4
茅ヶ崎市災害
対策本部条例
第1節第5
茅ヶ崎市災害
対策本部運営
要綱

3 組織

災害対策本部組織は、茅ヶ崎市災害対策本部条例（昭和38年条例第12号）及び茅ヶ崎市災害対策本部運営要綱に定めるところによりますが、その概要是次のとおりです。



(1) 本部員会議

本部員会議は、本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）及び災害対策本部の各部長によって組織され、主として統括調整部が準備する応急対策に係る実施方針や措置案について審議、意思決定し、統括調整部及び各部に対して対策の実行や新たな措置案の検討を指示します。

(2) 統括調整部の活動

統括調整部は、市民安全部防災対策課及び重要な応急対策の主管課職員によって組織され、災害に係る情報の集約・分析、災害対策本部の活動方針の策定、重要な応急対策に係る実施計画や対策案の検討・調整を行い、本部長及び本部員会議の意思決定を補佐するとともに、必要に応じて各部に対し必要な指示を行います。

(3) 各部の活動

災害対策本部の各部班は、本部長及び本部員会議が決定した対策実施方針や実施構想等に基づき必要な応急対策活動を実行します。

また、必要に応じ統括調整部が検討した実施構想に基づき細部の実施計画や実施要領を検討し、その結果に基づき応急対策活動を実施します。

4 水防対策体制の基準

水害の発生が予測され、または発生した場合、水防対策業務を迅速かつ的確に行うため、職員の体制及び基準を次のとおり定めます。

区分	配備区分	配備要員	配備の基準
災害対策本部設置前	水防事前配備	<ul style="list-style-type: none"> ○防災対策課（市民安全部） ○道路管理課（建設部） ○下水道河川管理課（下水道河川部） ○警防救命課（消防本部） ○その他必要と認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ○以後、大雨または高潮が予想されるとき。 ○その他状況により必要があるとき。 ・防災対策課長が道路管理課長、下水道河川管理課長、警防救命課長及びその他必要と認める者を招集し、以後の配備体制について事前協議を行う。 また、その結果を市長に報告し、以後の配備体制を決定する。
	水防第1号配備	<ul style="list-style-type: none"> ○市民安全部 ○建設部 ○下水道河川部 ○消防本部 ○秘書広報課 ○市民自治推進課（※1参照） ○応援職員（※2参照） 	<ul style="list-style-type: none"> ○水防事前配備による事前協議の結果、以後大雨警報もしくは、洪水警報または高潮警報が発表されると見込まれ、警戒にあたる必要があると認められるとき。 ○その他状況により必要があるとき。
災害対策本部設置後	水防第2号配備	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時電話対応職員（応援部局として、総務部・企画部・財務部、文化生涯学習部・こども育成部・環境部、行政委員会部、教育総務部、教育推進部職員2名ずつ） ○担当課長以上の全職員 ○主幹以下担当主査以上の職員1名 ○本部職員（※3参照） ○指定職員（※4参照） ○指定消防職員（消防計画に準ずる） ○他の職員は連絡待機 	<ul style="list-style-type: none"> ○水防事前配備による事前協議の結果、以後、大雨警報もしくは、洪水警報または高潮警報が発表され、市内に小規模（限定的、局地的である）な災害の発生するおそれが高いと見込まれるとき。 ○その他本部長が必要と認めたとき。
	水防第3号配備	○全職員	<ul style="list-style-type: none"> ○以後、大雨警報もしくは、洪水警報または高潮警報が発表され、市内に大規模な災害の発生するおそれが高いと見込まれるとき。 ○水防第2号配備では対応が困難であると予想されるとき。 ○その他本部長が必要と認めたとき。

- ※1 市民自治推進課は、必要に応じて防災対策課からの指示により参集する。
- ※2 応援職員とは、水防第1号配備で市民安全部、建設部及び下水道河川部の業務の支援のため必要となる職員をいい、必要に応じて部局を指定し招集する。ただし、配備職員は除く。
- ※3 本部職員とは、水防第2号配備以降、各部局より1名ないし2名を予め「総括・情報班」へ配備する職員をいう。（ただし、市立病院及び行政委員会、応援職員と指定職員に指定されている職員は除く。）各部局の各班との連絡調整及び電話対応時の補佐する業務を担うため、部の業務に精通した職員とする。
- ※4 指定職員とは、水防第2号配備以降、各部局から水防体制へ配備する職員をいう。ただし、市民安全部、市立病院、建設部、下水道河川部、消防部及び配備職員は配置人員に含まない。

第2 職員の動員 広域連携班

市は、災害対策本部運営マニュアルに基づき、応急対策活動に従事する職員の動員を実施します。

1 動員の実施

- (1) 動員は、本部長の命により行います。
- (2) 動員区分は各部、各班とします。
- (3) 本部員は、本部員会議に出席し、各部班長は、会議の決定に基づいて連絡調整にあたります。

第3 職員の参集 総務部

市は、職員を参集し、応急対策活動にあたります。

1 勤務時間中の参集

- (1) 職員は、所属長の指示に従い、各自の分担業務に従事します。
- (2) 現場に出向いている職員は、速やかに帰庁するよう努めます。ただし、災害の状況により、帰庁自体に危険が生じる可能性がある場合は、所属長または防災主管課へ確認しその指示に従います。

2 勤務時間外及び休日の参集

- (1) 職員は、勤務時間外に災害が発生し、被害が予測されるときは、各種分担業務に従事するため、所属勤務場所またはあらかじめ指定された場所に参集することとします。ただし、災害の状況により、参集自体に危険が生じる可能性がある場合は、所属長または防災主管課へ確認しその指示に従います。

3 参集の除外

次の者は、動員対象から除外します。

- (1) 災害発生時において急病、負傷等で参集が不可能な職員
- (2) その他本部長が認める職員

4 参集の報告

- (1) 招集を受けて参集した者は、所属部班長に速やかに、その旨を報告します。
- (2) 病気その他やむを得ない理由により招集に応じられないときは、その旨を所属部班長に報告します。

第4 災害対策地区防災拠点 避難所対策班、配備職員

市は、災害から市民の生命、身体及び財産を保護し、災害時の情報収集・伝達及び応急対策活動を迅速かつ円滑に実施するため、公立小・中学校を地区防災拠点と位置づけ、あらかじめ定めた配備職員が従事します。

1 設置条件

災害対策本部が設置され、本部長が必要と認めるときに設置します。

2 設置場所

公立小・中学校のうちから本部長が指定した場所

3 配備職員

地区防災拠点の周辺に居住する職員及び各小・中学校に所属する職員のうち必要最小限の職員をあらかじめ定め配備します。

4 配備職員の業務

- (1) 施設の安全確認（簡易的な応急危険度判定）
- (2) 災害対策本部との連絡調整
- (3) 学校管理者との連絡調整
- (4) 自主防災組織との連絡調整
- (5) 避難所の開設
- (6) 防災用資機材の活用
- (7) 避難者、必要物資等の把握

- (8) 地域の被災状況の把握（情報収集）
- (9) その他避難所運営上必要な業務

5 配備職員の参集

本部長の指示により開設することとされた地区防災拠点及びその配備職員が参集し、避難所の開設業務に従事します。

なお、災害の状況により、参集自体に危険が生じる可能性がある場合は、災害対策本部または防災主管課へ確認しその指示に従います。

第5 災害対策本部と各関係機関の連携強化 総括・情報班、議会部

1 防災関係機関との連携

市は、被害状況や応急対策活動の実施状況をとりまとめ、情報を集約、整理または分析し、応急復旧に関する優先順位の決定や対処方針の策定を行う等、防災関係機関と情報を共有し、連携を図ります。

2 茅ヶ崎市議会との連携

市は、茅ヶ崎市議会（以下「市議会」という。）に対し、被害状況や応急対策活動に関する状況や対処方針等について定期的に報告し、市議会と情報を共有し、連携を図ります。

資料編
第2節第1
関係機関連絡
先一覧表

第7節第5
水防対策時連
絡先一覧表

第2節 水防対策活動

第1 水防体制構築の基本的な考え方

近年、従来の想定を上回る降雨により、河川の氾濫や土砂災害が発生し、全国的に毎年多くの人的等の被害が発生しています。

そういう背景から、平成27年の水防法の一部改正では、避難体制等の充実・強化を図ることを目的として、これまで計画規模降雨を前提として公表されていた浸水想定区域図を想定最大規模降雨を前提としたものに変更する等の法改正が行われました。

また、平成27年12月の社会資本整備審議会答申「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」では、「水害は施設整備によって発生を防止するもの」から「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと変革し、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築する必要があることに触れられており、ハード対策だけでなく、ソフト対策にも焦点を当てた対応について、市、防災関係機関、自主防災組織等が更なる連携を図っていかなければなりません。

従来、市では、水防体制について、降雨現況等に応じた体制移行を前提とした体制の構築を図っていましたが、想定最大規模の降雨に伴う市域への影響を踏まえると、必ずしも十分とは言えない状況にあります。

よって、市は、水防体制の構築にあたっては、以後、大雨等が予測される場合に必要な気象情報等を収集し、それによる市域への影響や被害等を可能な限り予測することで、これに対応し得る体制を事前に構築し、対応にあたることを基本とします。

第2 警戒監視 総括・情報班、市民安全部、建設部、下水道河川部、消防部、消防団、

京浜河川事務所、藤沢土木事務所

1 河川水位の監視

市及び防災関係機関は、以後、大雨等が予測される場合は、河川水位の監視を強化します。

2 雨量予測・監視

市は、以後、大雨等が予測される場合、気象庁及び気象情報提供委託会社等から今後の降雨量予測情報を収集するとともに雨量の監視を強化します。

また、上流域の降雨量等その他情報の収集に努めます。

3 潮位・波高の監視

市は、水防活動の判断を行うため、潮位及び波高の情報を気象情報等から収集するとともに、海面監視カメラ等を活用し監視を行います。

4 常時監視

市は、隨時、区域内の河川、水面上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸管理者等に連絡し、必要な措置を講じるよう要請します。

5 非常警戒

市は、気象の悪化が予想されるときには、次の重点警戒箇所を中心として河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、あらゆる事態に即応した措置を講じます。

事項	概要
重点警戒箇所	<ul style="list-style-type: none"> ○重要水防区域及び箇所 ○浸水想定区域 ○護岸工事施工中の箇所 ○過去に浸水履歴のある箇所



第3 水防活動 総括・情報班、市民安全部、建設部、下水道河川部、消防部、消防団、
京浜河川事務所、横浜国道事務所、藤沢土木事務所、自衛隊

1 水防活動の開始基準

水防活動の開始は、第5章第1節第1「4 水防対策体制の基準」に拠ることとします。

2 水防施設の安全措置

(1) 重要水防箇所の警視警戒

市は、隨時、市域の河川、排水路及び海岸等の重要水防箇所及び既往の災害箇所、その他重要な箇所を重点的に巡回・監視を行うものとし、特に気象の悪化が予測されるとき、または降雨の状況により積極的に実施します。

また、巡回・監視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、直ちに河川管理者等に連絡し、必要な措置を求める。

(2) 道路・橋りょうの安全措置

国、県、市は、管理する道路ポンプ等の排水施設を適切に維持管理し、道路の冠水を未然に防止するとともに、大雨や洪水により道路の通行に危険がある場合は、事故を未然に防止するため、警察と連携し速やかに通行規制等の応急措置を実施し、交通機関へ連絡するとともに必要な対策を講じます。

(3) 取水堰及び樋門、樋管等の安全措置

農業用取水堰及び樋門、樋管等の管理者または取扱責任者は、出水等の状況に応じ、その開閉を行います。

また、河川管理者の要請または大雨、洪水等に関する警報等が発表された場合は、相互に連携し、その状況に応じた適切な措置を講じます。

(4) 防潮扉の安全措置

市は、防潮扉の安全措置を実施します。

位 置	構 造
汐見台	フラップ式
浜須賀／白浜町	フラップ式
白浜町／菱沼海岸	フラップ式
東海岸南4丁目	フラップ式
中海岸2丁目	フラップ式

3 城山ダムの放流

城山ダムからの放流連絡があった場合は、防災関係機関へ情報伝達するとともに、相模川河川敷や河口付近での警戒を強化します。

また、県では、スピーカーによる放送やサイレンの吹鳴、警報車による警報により、相模川流域での警戒を地域住民等に周知します。

4 決壊時の措置

市は、堤防その他の施設が決壊した場合はこれに準ずべき事態が発生した場合は、屋内安全確保等、命を守るための最低限の行動を付したうえ、あらゆる広報手段を講じて、直ちに避難指示（緊急）を発令し、住民等の避難行動を促すとともに、防災関係機関等と協力し、その他人的被害を最小限に抑えるための措置を講じます。

また、速やかに各河川管理者に通報し、決壊箇所の状況に応じた必要な措置（応急復旧等）について、要請を行います。

なお、氾濫により浸水が予想される隣接市町についても、決壊箇所等の情報提供を行うことで、被害拡大の防止を図ります。

5 協力応援

市は、あらかじめ整備した水防倉庫により必要な資機材を確保し、水防活動を

資料編
第7節第9
放流警報施設
位置図（相模川）

実施します。

なお、備蓄資機材や協定等による資機材等の調達によっても機材の不足が生じ、水防活動に支障がある場合は、他の市町村または藤沢土木事務所に応援職員並びに資機材の提供等を要請する等、連携した措置を行います。

6 自衛隊の災害派遣

市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の派遣要請を求めます。

この場合市は、必要に応じてその旨及び市域の災害状況等を防衛大臣または地域担任部隊の長に通知します。

また、市は、県への自衛隊派遣要請の要求が、連絡不能で出来ない場合には、直接防衛大臣または地域担任部隊の長に災害状況等を通知します。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県に通知します。

7 水防てん末報告

市は、水防終了後3日以内に水防管理団体水防実施状況報告書により所管する水防支部長に報告します。

第3節 災害情報の受伝達

第1 防災気象情報等の受理伝達 総括・情報班、市民安全部、消防部

1 防災気象情報の収集

市は、防災気象情報等の発表または必要があると認めるときは、気象情報提供委託会社からの正確な気象情報及びその後の予測・見込み情報等を収集します。

(1) 防災気象情報

- ア 気象情報
- イ 海上警報
- ウ 台風情報
- エ 洪水情報
- オ 土砂災害警戒情報
- カ 龍巻注意情報

(2) 雨量情報等の収集

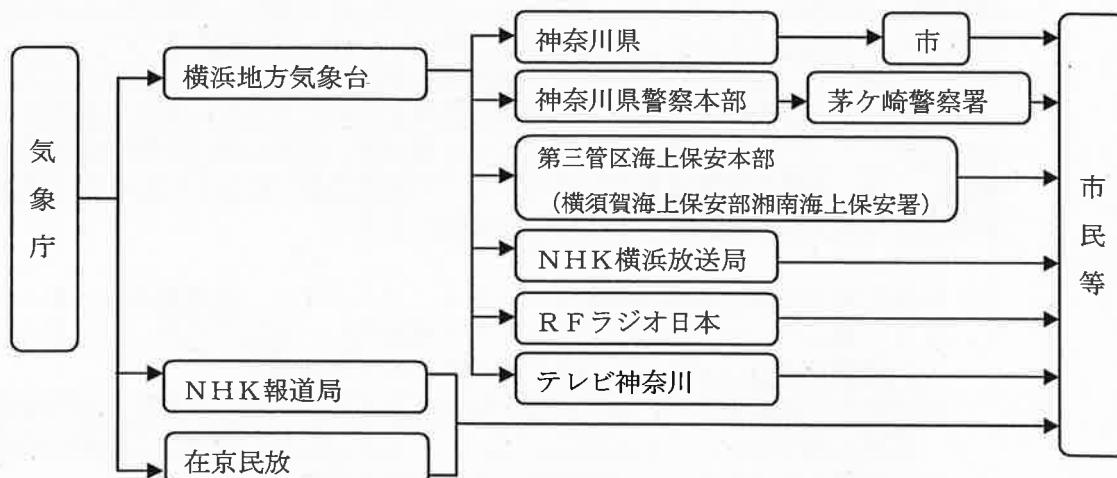
市は、雨量計情報及び茅ヶ崎市防災情報サイト、気象庁や国土交通省等の関連サイト等から、雨量や河川水位、ダム情報等を収集します。

(3) 関係機関との連携

市は、防災関係機関と連携し、必要な情報収集に努めます。

2 防災気象情報等の受理伝達

市は、特別警報を受理したとき及び気象予報・警報を受理し、市民等に伝達することが必要と認めたときは、直ちに市民等に伝達するとともに、必要に応じて避難準備（避難行動要支援者避難）情報、避難勧告または指示等の措置を行います。また、横浜地方気象台は、報道機関に協力を求めて市民等に周知するように努めます。



第2 災害時の広報 災害時広報対策班、企画部、京浜河川事務所、防災関係機関

市は、災害が発生するおそれがあると予見できる場合には、市民に対する迅速な情報伝達を心がけ、積極的な広報を実施するものとし、その方法は防災行政用無線や広報車の巡回に加え、ホームページやツイッター等、正確な情報伝達に努めます。

また、災害が発生した場合は、市及び防災関係機関は、一体となって市民に対し、正確な情報の提供を行うとともに、市の活動状況や被災者のニーズ等を把握し、迅速な対応を図ります。

1 広報内容

(1) 防災情報

防災気象情報の予測または発表された段階で、即時性の高い媒体で繰り返し周

資料編
第7節第1
警報・注意報
等の定義

第7節第2
防災気象情報

第7節第5
水防対策時連
絡先一覧

知を行い、市民の迅速な対応、行動を促します。

ア 防災気象情報の発表状況

イ 避難勧告等

ウ 被害状況とその影響または予測

(2) 安全安心情報

現場や避難所等の状況を終始確認し、頻繁に情報の更新を行い、最新の情報を発信します。

ア 早期避難所や避難所、福祉避難施設等の開設情報

イ 要配慮者利用施設等の安否情報

ウ 医療救護所の開設場所等の医療情報

エ 応急給水場所の情報

オ 応急対策活動に係る情報

(ア) 応急危険度判定や建物被害調査

(イ) ライフラインの復旧

カ 物資等配給情報

キ 交通や道路等の情報

ク 各種相談窓口や行政手続き等、業務継続関連情報

2 広報手段

災害情報を広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段で伝達することとします。

そのために、防災行政用無線等、情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプの伝達手段であるPUSH型の伝達手段を活用します。ただし、PUSH型の伝達手段のうち、屋外拡声器を用いた防災行政用無線（同報系）での伝達については、大雨等により屋外での音声による伝達が難しい面もあることから、戸別受信機、防災ラジオ、緊急速報メール、ちがさきメール配信サービスや等の屋内で受信可能な手段を組み合わせて配信します。

さらに、より多くの受け手により詳細に情報を伝達するため、PUSH型に加え、市ホームページのほか、テレビのデータ放送等、情報の受け手側の能動的な操作により、必要な情報を取りに行くタイプの伝達手段であるPULL型手段も活用して伝達手段の多様化・多重化に取り組みます。

(1) 防災行政用無線、地域情報配信システム、ツイッター、緊急速報メール、tvk（地上デジタル放送によるデータ文字放送）、防災ラジオ、レアラート（災害情報共有システム）※等の即時性の高い情報発信

※市町村が避難勧告等の緊急情報を登録するとそれが放送事業者、通信事業者等に通知され、テレビやラジオ、ウェブサイトなどを通じて住民に迅速に伝達されるシステムで総務省が全国普及を進めているもの。

(2) ホームページ、ツイッターによる情報発信

(3) 地域への周知を図るための広報車及び消防車両による巡回放送

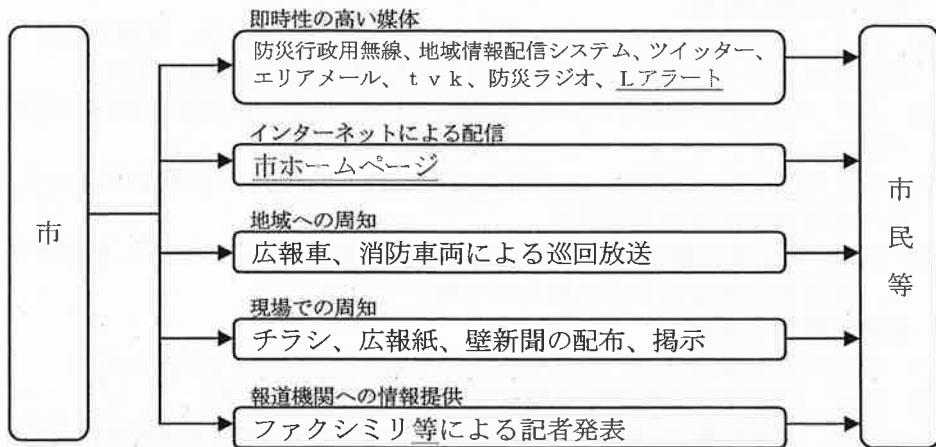
(4) 避難所でのチラシ、臨時広報紙等の配布または壁新聞等の掲示

(5) 報道機関への定期的な情報提供

(6) その他あらゆる情報媒体を利用した広報



3 市が行う広報連絡系統図



4 要配慮者利用施設への情報提供

(1) 洪水浸水想定区域

市は、水防法第15条第1項の規定に基づき、要配慮者利用施設に対し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、電子メール等により、洪水予報等を伝達します。

(2) 土砂災害警戒区域

市は、土砂災害防止法第8条第1項の規定に基づき、要配慮者利用施設に対し、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、電子メール等により、土砂災害に関する情報等を伝達します。

5 緊急速報メールを活用した洪水情報の配信

国は、洪水時に住民等の主体的な避難を促すため、相模川（下流）において、緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信（国が管理する相模川（下流）において、氾濫危険情報、氾濫発生情報の発表されたことを契機として配信）を行います。

資料編
第7節第6
水防法第15
条に基づく要
配慮者施設

第7節第7
土砂災害警戒
区域内等に立
地する要配慮
者施設



※今回のメール配信は、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用して洪水情報を携帯電話等ユーザーへ周知するものであり、洪水時に住民の主体的な避難を促進する取組みとして国土交通省が実施するものです。

出典 国土交通省ホームページ

第3 被害情報等の収集・報告 総括・情報班**1 被害情報等の収集**

- (1) 市は、災害発生時、人的被害の状況、建築物の被害状況、道路や橋りょう等の被害状況、ライフライン被害状況等のあらゆる情報を収集します。
- (2) 市は、災害発生後速やかに公共施設の被害状況及び利用者の被災状況等について把握します。
- (3) 市及び防災関係機関は、災害発生直後において、被害の規模を推定するために、市内の被害状況を収集します。
- (4) 市は、防災関係機関が実施する応急対策活動の状況について、把握するものとし、防災関係機関はその状況を市へ報告します。

2 被害情報等の報告

- (1) 市内の被害情報等は、総括情報班が集約し、本部長に報告します。
- (2) 市は、把握できた範囲から被害情報を県に報告します。
なお、避難勧告及び避難の指示を行った場合は、避難所開設状況等について、逐次県に報告します。
- (3) 県は、市町村、県の機関、その他の防災関係機関をオンラインネットワークで結ぶ災害情報管理システムを整備し、災害発生時に、市町村等が把握した被害情報等を、迅速、正確に収集、整理し、相互に情報共有することとしています。
 - ア 県は、災害により被害が発生し、または被害の発生の可能性があると判断したときは、市町村等へ情報収集開始の通知をし、災害情報管理システムによる報告を依頼します。
 - イ 市は、前号の依頼に基づき、被害、被害復旧、応援要請、応急措置等の情報を収集し、災害情報管理システムにより報告します。なお、被害情報がない場合は、被害なしの報告をします。
 - ウ 有線及び無線通信等が不通の場合は、県湘南地域県政総合センター（県現地災害対策本部）と連携を図り、情報伝達体制の確保に努めます。

第4 通信手段の確保 総括・情報班

災害発時において、災害情報連絡のための通信手段を確保するため、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生した場合には、必要な要員を直ちに現場に配置して速やかな通信の復旧を図ります。

1 災害時の通信連絡

- (1) 災害時の通信は、地域防災無線（防災用MCA無線）、消防救急無線、衛星電話等、あらゆる手段を活用します。
- (2) 加入電話を使用する場合には、回線の状況により東日本電信電話（株）等が指定した災害時優先電話を利用します。

2 通信施設所有者等の相互協力

- (1) 県防災行政通信網、加入電話等が使用不能となり、県及び防災関係機関との通信が困難となったときは、関東地方非常通信協議会の構成員の協力を得て、その所有する通信施設を利用します。
- (2) 通信施設の所有者または管理者は、災害応急対策を円滑・迅速に実施するため、相互の連携を密にし、被害を受けた通信施設が行う通信業務の代行等の相互協力を行います。

第5 防災関係機関の広報 防災関係機関

防災関係機関は、各々が定めた災害時の広報計画に基づき、市民及び利用者への広報を実施します。特に必要があるときは、市、県及び報道機関へ広報を要請します。

第6 東日本電信電話(株)の措置 東日本電信電話(株)神奈川事業部

東日本電信電話(株)は、災害時における通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図るため、次の措置をとります。

- 1 通信の疎通が著しく困難な場合、重要通信を確保するため一般加入電話は通信の利用制限を行います。
- 2 防災関係機関等の通信を優先的に確保します。(災害時優先電話)
- 3 災害により防災機関等の通信設備が被災し、通信が途絶したときは、可能な範囲において、移動無線車等を使用し通信のそ通を確保します。
- 4 ふくそう対策、安否確認方法として災害用伝言ダイヤル「171」等の運用を開始します。なお、提供については報道機関等を通じて周知します。

第4節 避難対策

第1 避難対策 総括・情報班、避難所対策班、茅ヶ崎警察署、海上保安庁、自衛隊、
横浜地方気象台、京浜河川事務所、神奈川県

資料編
第8節 第1
避難勧告等の
発令

1 避難行動

「避難行動」とは、数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「命を守るために行動」です。居住地の地形、住宅構造、家族構成等により適切な避難行動や避難のタイミングが異なることから、風水害等の自然災害に対しては、住民等が自らの判断で避難行動をとることが原則となります。住民等は気象庁から発表される気象情報や降雨等の状況の把握に努め、避難が必要と判断したときや避難勧告等が発令された場合は、速やかに自宅等の状況に応じてあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要があります。

「避難行動」には、災害の種別ごとに指定された指定緊急避難場所への移動（立退き避難）だけでなく、近隣のより安全な場所や建物等への移動（立退き避難）や、その時点にいる建物内において、より安全な部屋等への移動（屋内安全確保）も含まれます。

2 避難勧告等

市長は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示するため、避難勧告等を発令します。

避難勧告等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとに取るべき避難行動がわかるように伝達することとします。

なお、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命または身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内の待避その他屋内における避難のための安全確保措置を指示することとします。

(1) 避難情報と求める避難行動

避難勧告等の各区分に応じた発令時の状況及び避難が必要な住民等に求める行動については次のとおりとします。

区分	発令時の状況	住民等に求める行動		
		洪水	土砂災害	高潮
避難準備・高齢者等避難開始	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	○気象情報に注意を払い、立退き避難の必要について考える ○立退き避難が必要と判断する場合は、その準備（家族との連絡、非常用持出品の用意等）をする ○要配慮者は、立退き避難する		
避難勧告	○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	○立退き避難する ○立退き避難することがかえって危険な者が、屋内の安全な場所へ移動する	○立退き避難する	
避難指示（緊急）	○前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ○現在の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が	○立退き避難しそびれた者が、立退き避難する ○立退き避難することがかえって危険な者が、屋内の安	○立退き避難しそびれた者が、立退き避難する	



	非常に高いと判断された状況 ○人的被害の発生した状況	全な場所へ移動する	する
--	-------------------------------	-----------	----

(2) 避難勧告等の判断基準

避難勧告等の発令については、今後の気象予測、河川等の現地の状況、関係機関からの助言等により総合的に判断します。

なお、自然現象を対象とするため、以下の判断基準にとらわれることなく、防災気象情報等の様々な予測情報や現地の情報等を活用し、臨機応変に対応することとします。

■洪水：相模川（洪水予報河川）の避難勧告等の発令基準

区分	発令基準
避難準備・高齢者等避難開始	<p>1：指定河川洪水予報により、相模川の神川橋水位観測所の水位が避難判断水位である7.80mに到達したと発表され、または相模川の相模大橋水位観測所の避難判断水位である5.80mに到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合</p> <p>2：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である8.70mに到達することが予想され、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である6.50mに到達することが予想される場合</p> <p>3：軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
避難勧告	<p>1：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である8.70mに到達することが予想され、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が氾濫危険水位である6.50mに到達したと発表された場合</p> <p>2：指定河川洪水予報の水位予測により、相模川の神川橋水位観測所の水位、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が堤防天端高を越えることが予想される場合</p> <p>3：異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
避難指示（緊急）	<p>1：決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>2：相模川の神川橋水位観測所の水位が、氾濫危険水位である8.70mを越えた状態、または相模川の相模大橋水位観測所の水位が、氾濫危険水位である6.50mを越えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p>3：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4：樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合（発令対象区域を限定する）</p>

■洪水：小出川（水位周知河川）の避難勧告等の発令基準

区分	発令基準
避難準備・高齢者等避難開始	<p>1：小出川の一つ橋水位観測所の水位が避難判断水位である2.90mに到達した場合、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が避難判断水位である2.50mに到達した場合</p> <p>2：小出川の一つ橋水位観測所の水位が水防団待機水位2.40mを越えた状態、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が水防団待機水位1.40mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①一つ橋水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②小出川の流域雨量指標の予測値が洪水警報基準に到達する場合</p>

	<p><u>合</u></p> <p>3 : 軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4 : 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
<u>避難勧告</u>	<p>1 : 小出川の一つ橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である3.00mに到達した場合、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である2.70mに到達した場合</p> <p>2 : 小出川の一つ橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である2.90mを越えた状態、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である2.00mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①一つ橋水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②小出川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</p> <p>3 : 異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4 : 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
<u>避難指示（緊急）</u>	<p>1 : 決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>2 : 小出川の一つ橋水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合、または新鶴嶺橋水位観測所の水位が堤防高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <p>3 : 異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4 : 橋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）</p>

■洪水：千の川（水位周知河川：県管理区間）の避難勧告等の発令基準

区分	発令基準
<u>避難準備・高齢者等避難開始</u>	<p>1 : 千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が避難判断水位である1.90mに到達した場合</p> <p>2 : 千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が水防団待機水位1.20mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①梅田橋上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②千の川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</p> <p>3 : 軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4 : 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
<u>避難勧告</u>	<p>1 : 千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）である2.20mに到達した場合</p> <p>2 : 千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が氾濫注意水位1.90mを越えた状態で、次のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①梅田橋地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②千の川（県管理区間）の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</p> <p>3 : 異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4 : 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
<u>避難指示（緊急）</u>	<p>1 : 決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>2 : 千の川（県管理区間）の梅田橋水位観測所の水位が堤防高</p>

	<p>に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合） 3：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 4：樋門・水門等の施設の機能障害が発見された場合（発令対象区域を限定する）</p>
--	---

■ 土砂災害の避難勧告等の発令基準

区分	発令基準
避難準備・高齢者等避難開始	<p>1：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壤雨量指數基準に到達」する場合</p> <p>2：数時間後に通行規制や冠水等によって、土砂災害警戒区域等からの避難経路の安全な通行が困難となる場合</p> <p>3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</p>
避難勧告	<p>1：土砂災害警戒情報が発表された場合</p> <p>2：土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合</p> <p>3：大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>4：土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合</p>
避難指示（緊急）	<p>1：土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合</p> <p>2：土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合</p> <p>3：土砂災害が発生した場合</p> <p>4：山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合</p> <p>5：避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合</p>

■高潮の避難勧告等の発令基準

区分	発令基準
避難準備・高齢者等避難開始	<p>1：高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及された場合</p> <p>2：高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が市にかかると予想され、または台風が市に接近することが見込まれ、暴風警報に切り替わる可能性が高い旨に言及された強風注意報が発表された場合</p> <p>3：伊勢湾台風級の台風が接近し、上陸24時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合</p>
避難勧告	<p>1：高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合</p> <p>2：高潮注意報が発表されており、当該注意報において警報に切り替える可能性が高い旨が言及され、かつ、暴風警報または暴風特別警報が発表された場合</p> <p>3：高潮注意報が発表され、当該注意報において、夜間から翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合</p>
避難指示（緊急）	<p>1：暴風警報（暴風特別警報）が発表され、かつ高潮警報（高潮特別警報）が発表された場合</p> <p>2：異常な越波・越流が発生した場合</p>

(3) 避難勧告、避難指示（緊急）の実施責任者



実施者	勧告・指示の区分	災害の種類、内容	根拠
市町村長	勧告・指示	災害全般	災害対策基本法第60条第1項
警察官※	指示	災害全般 市町村長が指示することができないと認めるときは市町村長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条第1項 警察官職務執行法第4条第1項
海上保安官	指示	同上	災害対策基本法第61条第1項
自衛官	指示	災害全般 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難の指示を行うことができます。	自衛隊法第94条第1項

※警察官は、警察官職務執行法第4条第1項の規定により、指示のほか、状況に応じて、必要な警告を発する等の避難等の措置をとることができます。

※市長以外の者が、避難勧告または指示等を行った場合には、直ちにその旨を市長に通知することとする。

(4) 関係機関等による助言

市長は、避難勧告等の発令にあたり必要があると認める場合は、災害対策基本法第61条の2の規定に基づき、横浜地方気象台、京浜河川事務所等の国機関、県等に対し、ホットライン等により災害に関する情報等の必要な助言を求めることとします。助言を求められた国機関、県等は、技術的に可能な範囲で必要な助言を行うこととします。

また、土砂災害の発生または発生のおそれがある場合に発令した避難勧告等を解除する際にも、土砂災害防止法第32条に基づき、必要に応じて県等の助言を得ることとします。

3 避難情報等の伝達

(1) 避難勧告等の伝達

避難勧告等の伝達は、本章第3節「第2 災害時の広報」により行いますが、その周知には、自主防災組織と協力し実施します。

(2) 避難勧告等の内容

市長は、避難の勧告または指示を実施する際、原則として次の内容を明示して行います。

- ア 避難を要する理由
- イ 避難勧告または指示対象地域
- ウ 避難先
- エ 避難に関する注意事項

(3) 県知事への報告

市長は、避難勧告等を行ったときは、災害対策基本法第60条第4項に基づき、速やかに県知事に報告するとともに、茅ヶ崎警察署等防災関係機関に対し、その旨を連絡します。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域

災害が発生し、または発生するおそれがあり、そのために入命の保護その他災害の防止等を図るために必要があると認めるときは、災害対策基本法第60条第1項に基づき、警戒区域を設定し、応急対策活動に従事する者以外に対して、当該地区への立ち入りを制限し、もしくは禁止し、または当該地区からの退去を命じることができます。

(2) 警戒区域の設定権者

設定権者	災害の種類	内容（要件）	根拠
市町村長	災害全般	災害が発生し、または災害が発生しようとしている場合で、人の生命または身体に対する危険を防止するためには特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法 第63条第1項
警察官※ または海上保安官	災害全般	上記の場合において、市町村長もしくはその委託を受けた市町村の職員が現場にいないとき、またはこれらの者から要求があったとき。	災害対策基本法 第63条第2項

※警察官は消防法第28条第2項、第36条第7項、水防法第21条第2項の規定によっても、第一次的な設定権者が現場にいなないか、または要求があったときは、警戒区域を設定できます。※警察官は消防法第28条第2項、第36条第7項、水防法第21条第2項の規定によっても警戒区域を設定できますが、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域が住民の保護を目的とするのに対し、消防法、水防法による警戒区域の設定は、現場における消防または水防活動を保護するために、消防または水防関係者以外の者を現場に近づけないことを目的としています。また、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定は「必要があると認めるとき」ですが、消防法、水防法による警戒区域の設定は「火災現場において」、または「水防上緊急の必要がある場所において」となっています。

第2 避難誘導 総括・情報班、避難所対策班、消防部、消防団、茅ヶ崎警察署、施設

管理者

市は、消防、警察、自主防災組織及び関係機関等の協力を得て、住民が迅速かつ安全に避難できるよう、組織駆な避難誘導に努めます。

- 1 市は、避難勧告等を発令したときは、警察及び防災関係機関等の協力を得て、早期避難所または避難所等へ誘導します。
- 2 誘導にあたっては、安全な経路を検討し、危険箇所の表示等を行い、状況により誘導員の配置等、事故防止に努めます。
- 3 避難行動要支援者に対する避難誘導は、地域住民及び自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ安全に誘導します。
- 4 学校、病院、工場、要配慮者利用施設等の管理者は、避難確保計画に基づき、児童生徒、入院患者、従業員、施設利用者等を迅速かつ安全に誘導します。

第3 早期避難所の設置 避難所対策班、総務部、市民安全部、教育部、配備職員

市は、風水害等に備え、今後の降雨予測等の防災気象情報等をもとに、市内8箇所に早期避難所を開設します。

早期避難所は、原則として早期における一時的な避難者の受入れを行うことを目的とし、災害の状況により避難生活が長期化する場合または長期化するおそれがある場合は、公立小・中学校避難所または2次避難所へ避難者を誘導します。

また、早期避難所へは配備職員を配置し避難者の受入れ業務に従事します。

1 早期避難所の開設

(1) 早期避難所

名称	所在地
市役所	茅ヶ崎 1-1-1
小和田公民館	美住町 6-20
鶴嶺公民館	萩園 2028-55
松林公民館	室田 1-3-2
南湖公民館	南湖 6-15-1
香川公民館	香川 1-11-1

小出支所	芹沢 888
萩園ケアセンター	萩園 1215-4

※その他災害の状況により必要に応じ次の施設を早期避難所として開設します。

- ア 公立小・中学校のうち指定する学校
- イ 協定等による協力施設または企業等
- ウ その他市長が必要と認める場所

(2) 避難所収容対象者

- ア 避難行動要支援者や避難行動に時間を要し早期避難が必要な者
- イ 住家が被害を受けるおそれがある者

(3) 避難所の開設

避難所の開設は、原則として施設管理者及び指示された配備職員が従事します。

開設においては、施設及び設備の安全確認、電気、電話、無線等の使用確認を行い、テレビラジオ等での情報収集に努めます。

また、避難者の受入れにあたっては、避難者名簿を作成し、配備職員、施設管理者、自主防災組織等が協力して行います。

配備職員は、参集状況について災害対策本部へ報告します。

(4) 情報収集

避難所の業務に従事する職員は、施設周辺の被害状況の把握に努めるものとし、避難者等からの聞き取り等、積極的な情報収集に努めます。

2 早期避難所の運営

(1) 早期避難所の開設状況に係る報告内容

配備職員は、早期避難所の開設状況を、電話または無線等を使用し災害対策本部へ報告します。

- ア 早期避難所名及び発信職員氏名
- イ 開設日時
- ウ 収容人員及び世帯数
- エ 必要物資等
- オ 負傷者、傷病者、避難行動要支援者等の情報
- カ 周辺の被災状況
- キ その他早期避難所の開設等に必要な情報

(2) 避難所の状況報告

配備職員は自身が知り得る状況や、避難者から得た被災状況を端的にとりまとめ、早期対応が必要な重要情報については、逐次災害対策本部へ報告し、それ以外の情報については、定時報告を行います。

ア 定時報告

配備職員は、定期的に避難所の状況を災害対策本部へ報告します。

(ア) 避難者数

(イ) 避難行動要支援者数及び避難所での対応可否状況

(ウ) 最優先必要物資等の状況

(エ) 収容可能場所と避難者見積等の状況

(オ) 避難所の対応状況

(カ) 在宅避難者や避難所外避難者等の状況

イ 臨時報告

配備職員は、必要に応じ災害対策本部に臨時報告を行います。

(ア) 避難所施設に被害が生じた場合

(イ) 避難所運営に困難が生じた場合

(ウ) 周辺状況等により避難所に被害が発生するおそれがある場合

(エ) その他定時報告以外の緊急を要する報告

(3) 給食・救援物資等の配布

早期避難所においては、自主防災組織等と連携し、供給方針を定め、必要に応じ飲料水、食料及び生活必需物資等を避難者に対し供給します。

(4) 早期避難所における情報提供・安否確認

早期避難所においては、災害対策本部から知り得た市域の被災状況や他の避難所の状況、周辺の被災状況やライフラインの復旧情報等の被災情報を提供します。

第4 避難所の設置 総括・情報班、避難所対策班、教育部、配備職員、自主防災組織

市は、災害発生時には、公立小・中学校を避難所として開設し、被災者の受け入れを行います。避難所においては、避難生活に必要な食料・救援物資等の配布及び災害情報等の提供を行いますが、災害の状況によっては公的支援が迅速に行き届かないことも想定されます。そのため、避難者自身が7日分以上の飲料水、食料及び生活必需物資等を持参することが望まれます。

1 避難所の開設

(1) 避難所

ア 避難所は公立小・中学校32校とし、災害の状況、規模等に応じて指定した避難所を開設します。

イ 公立小・中学校のみで避難者の収容が困難なときは、2次避難所等を開設します。

(ア) 避難所として受け入れが可能な公共施設

(イ) 県立高等学校及び養護学校

(ウ) 協定を締結している私立学校

(エ) 協定を締結している企業等

(オ) 協定を締結している社会福祉施設

(2) 避難所収容対象者

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

イ 住家が被害を受けるおそれのある者

ウ その他住家での生活が困難な者

(3) 避難所の開設

避難所の開設は、自主防災組織、配備職員、学校職員等が協力して行い、避難者の受け入れにおいては、避難者名簿を作成します。

また、配備職員は、避難所の開設について災害対策本部へ報告します。

ア 施設の被害状況

イ 自主防災組織、配備職員及び学校職員等の参集状況

ウ その他避難所の開設に関する状況

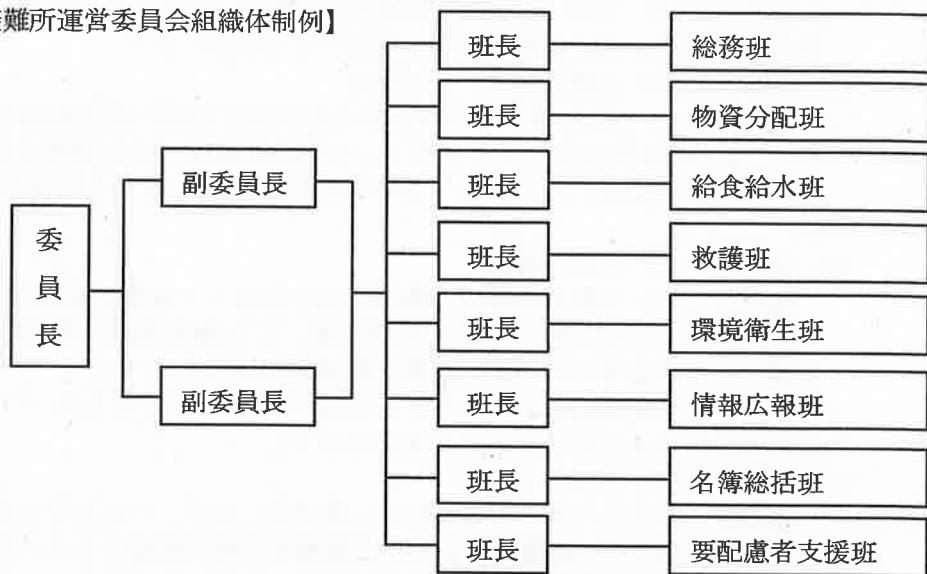
2 避難所の運営

(1) 避難所運営委員会

避難所においては、その運営を円滑に行うための避難所運営委員会を立ち上げます。なお、避難所運営委員会は、自主防災組織や避難者を中心に構成し、配備職員や学校職員等はその運営を補佐します。

避難所運営委員会は、避難所及び避難所内における混乱の防止、秩序保持、避難者の収容及び救援対策が安全かつ適切に行われるよう努めます。

【避難所運営委員会組織体制例】



※この組織表は、体制の例を示すもので、避難所の状況や地域の特性、または時期的状況の中で必要な班のみで構成することや新たな班を設置することもあります。

(2) 避難所の開設状況に係る報告内容

配備職員は、避難所の開設状況を、電話または無線等を使用して災害対策本部に報告します。

- ア 避難所名及び発信職員氏名
- イ 開設日時
- ウ 収容人員及び世帯数
- エ 必要物資等
- オ 負傷者、傷病者、避難行動要支援者等の情報
- カ 周辺の被災状況
- キ その他避難所の開設等に必要な情報

(3) 避難所の状況報告

配備職員は自身が知り得る状況や、避難者から得た被災状況を端的にとりまとめ、早期対応が必要な重要情報については、逐次災害対策本部へ報告し、それ以外の情報については、定時報告を行います。

ア 定時報告

配備職員は、定期的に避難所の状況を災害対策本部へ報告します。

- (ア) 避難者数
- (イ) 避難行動要支援者数及び避難所での対応可否状況
- (ウ) 最優先必要物資等の状況
- (エ) 収容可能場所と避難者見積等の状況
- (オ) 避難所の対応状況
- (カ) 在宅避難者や避難所外避難者等の状況

イ 臨時報告

配備職員は、必要に応じ災害対策本部に臨時報告を行います。

- (ア) 避難所施設に被害が生じた場合
- (イ) 避難所運営に困難が生じた場合
- (ウ) 周辺状況等により避難所に被害が発生するおそれがある場合
- (エ) その他定時報告以外の緊急を要する報告

(4) 給食・救援物資等の配布

避難所においては、自主防災組織等と連携し、供給方針を定め、必要に応じ飲料水、食料及び生活必需物資等を市民に対し供給します。

(5) 避難所における情報提供・安否確認

避難所においては、災害対策本部から知り得た市域の被災状況や他の避難所の状況、周辺の被災状況やライフラインの復旧情報等の被災情報を提供し、被災した家族や離ればなれになった家族の安否を確認するための情報提供を実施します。

(6) 避難所における衛生措置

避難所における衛生措置は、集団生活を送る上で重要な課題となります。

仮設トイレの設置場所やその処理方法、ごみ集積場所の整備等の衛生管理、避難者の栄養指導や感染症予防等の健康管理等が必要です。

避難者の生活環境に注意を払い、避難所生活を良好なものとするよう、避難所運営委員会を中心にその対応を定めます。

(7) 避難所におけるペット対応

避難所におけるペットへの対応は、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に関する問題等から、避難所生活を送る避難者の相互理解のもと、避難所運営委員会を中心に、その対応を定めます。

3 避難所運営に対する災害対策本部の措置

市は、災害対策本部の統括調整部に避難所対策班を設置し、災害状況に応じた避難所対策を講じます。

(1) 避難所の状況把握

市は、避難所の開設状況や避難者数、最優先必要物資数等の積極的な状況把握に努め、必要な措置を講じます。

(2) 周辺の状況把握

市は、配備職員からの状況報告を基に、避難所周辺の被災状況や在宅避難者、避難所外避難者等を把握します。

(3) 避難所の移動・閉鎖

避難所周辺で大規模な延焼火災が発生した場合等においては、避難所を閉鎖し他の避難所へ避難者の移動を行う必要があります。

市は、正確な情報分析を行った上で、必要に応じて避難所の移動措置を講じます。

ア 事前情報の提供

市は、避難所周辺で延焼火災が発生した場合等は、その状況分析に努め、避難所へ情報提供を行うとともに、移動の可能性について説明します。

イ 避難所の移動措置の検討

市は、新たな避難先を検証するとともに、安全な避難を確保できる道路の選定等を行います。

ウ 避難所の移動・閉鎖

配備職員は、自主防災組織や避難者等の協力により誘導員を配置し、避難所の移動を行います。

また、避難所を移動し閉鎖する場合には、その情報を張り出すとともに、自主防災組織と連携し、周辺への情報提供に努めます。

市は、延焼火災の状況や避難所の閉鎖について、防災行政用無線等により市民に対し、必要情報の提供を実施します。

(4) その他避難所の運営に関する措置

市は、避難所の応急対策に関する事項及び当面の対策等について措置案を検討します。

4 学校教育の再開に向けた避難所運営

市は、避難所として学校施設を使用する場合、学校教育の早期再開を視野に入れた避難スペースの提供を行い、避難所との共存を含めた措置を講じます。

大規模災害等により多数の避難者を受け入れるため、多くの教室等を避難スペースとして使用する場合においても、段階を踏んで1日でも早く学校教育を再開できるよう、避難所生活を送る避難者の相互理解のもと、避難所運営委員会を中心とした学校教育の早期再開に向けた避難所運営を実施します。

第5 指定避難所以外の公共施設の措置 避難所対策班、施設管理者

早期避難所や避難所（公立小・中学校）以外の公共施設（青少年会館・図書館等）では、施設や来館者等の安全確保、負傷者への適切な処置、安全な場所または避難所への誘導を行います。

また、災害対策本部の指示に基づき、市内の被害情報や警報等の情報の伝達及び避難所の案内（開設場所、経路等）を行うとともに、施設及び施設周辺の被害状況をとりまとめ、災害対策本部へ報告します。

なお、災害等の状況により、一時的な避難の受け入れを図る時は、近隣の避難所と連携し、地域や施設の特性に応じた避難対策を講じる等、必要な措置を行います。

第6 他市町村への避難 総括情報班

市長は、市域で発生した災害から住民の生命もしくは身体を災害から保護し、または住居の場所を確保することが困難な場合において、住民を県内の他市町村へ一時に滞在させる必要があると認めるときは、災害対策基本法第86条の8第1項に基づき、当該住民の受け入れについて他市町村の市町村長に協議します。

市長は、他市町村への一時的な避難について協議しようとするときは、災害対策基本法第86条の8第2項に基づき、その旨を県知事に報告します。ただし、事前の報告が困難な場合は、協議開始の後、遅滞なく、報告することとします。

第7 要配慮者及び避難行動要支援者支援対策 要配慮者対策班、文化生涯学習部、福祉部、こども育成部、保健所部

災害時における要配慮者及び避難行動要支援者支援対策については、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、地域支援者と連携して実施します。

また、市は、災害対策本部の統括調整部に要配慮者対策班を設置し、災害状況に応じた要配慮者及び避難行動要支援者対策を講じます。

1 要配慮者及び避難行動要支援者への対応

(1) 避難支援等関係者は、避難行動要支援者の安否確認を行い、避難所への移動等の必要な支援を行います。その際、市は、災害から避難行動要支援者の生命または身体を保護するために特に必要があるときは、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿の情報を提供します。

なお、市は避難支援関係者等が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮します。

(2) 市は、要配慮者に対し防災情報及び安全安心情報を確実に伝達するため、について防災行政用無線、地域情報配信システム、ツイッター、ちがさきメール配信サービス、緊急速報メール、t v k データ文字放送（地上デジタル放送による文字放送）、市ホームページ、防災ラジオ、広報紙等の多様な媒体をとおして提供するとともに、拡声器や拡大コピー、ファクシミリ等要配慮者に配慮した手段を活用します。

2 避難所における要配慮者に対する支援

(1) 市は、避難所運営委員会を中心に要配慮者に対する支援措置を講じます。また、必要に応じて、手話通訳者や、災害ボランティア等を派遣します。

(2) 市は、避難所での生活が困難な障害者や高齢者等については、福祉避難所に係る協定を締結している特別養護老人ホーム等の社会福祉施設に施設の被災状況や収容可能人数を確認の上、障害者や高齢者等の受け入れを依頼します。

また、福祉避難施設が収容能力を超えた場合、または対応が困難な要配慮者に

については、県に対し、必要な措置を要請します。

3 在宅の障害者や高齢者等に対する支援

- (1) 市は、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、地域支援者と連携し、各種の福祉相談に応じ情報提供を行います。
- (2) 市は、被災した要配慮者の在宅生活を支援するため、民間の介護サービス事業所と連携し、福祉サービスを遅滞なく再開するよう働きかけます。
- (3) 市は、在宅福祉サービスの実施が困難な場合には、県に対し、必要な措置を要請します。
- (4) 市は、在宅の要配慮者に対する救援物資の配布については、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、地域支援者の協力により実施します。

4 妊産婦及び乳幼児への配慮

市は、避難生活を送る妊産婦に対し、安心した避難生活を送れるよう、授乳室の確保や乳幼児が安心して生活できる空間の確保を行うとともに、保健師による健康相談の実施等、妊産婦や乳幼児の健康に配慮した対応を実施します。

5 外国人への配慮

市は、避難生活を送る外国人に対し、多言語表示シート等を活用した避難所運営を実施し、外国人に対する情報提供に努めるとともに、必要に応じ通訳ボランティアの協力を得る等、外国人へ配慮した対応を実施します。

第8 男女双方の視点に配慮した生活環境の確保 避難所対策班、配備職員

避難所運営委員会においては、委員に女性を配置するよう心がけ、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮し、避難所における生活環境を常に良好なものとするよう避難所運営を実施します。

避難所における女性の生活環境を良好に保つための具体的な取り組み例については次のとおりです。

<取組事例>

- 運営上の工夫（運営委員に女性を入れる、委員は女性に配慮し女性の意見を代弁する等により、女性の意見を避難所運営に反映させる。女性スタッフによる相談対応。）
- 救援物資の工夫（女性用の物資のニーズの把握、女性による配布）
- トイレの確保・設置場所の工夫（男女別の設置、設置場所や経路の防犯上の安全性）
- プライバシーの確保（男女別の更衣室の設置、洗濯物の干し場所の確保）
- 妊産婦への配慮（授乳・休息スペースの確保、保健指導、緊急時の対応）

第9 在宅避難者、避難所外避難者への対応 避難所対策班、保健所部

1 在宅避難者及び避難所外避難者の把握・支援

市は、自治会や自主防災組織等の協力を得て、在宅避難者や車中泊等の避難所外避難者（以下「避難所外避難者等」という。）の避難場所、人数、支援の要否やその内容等の把握に努めるとともに、飲料水、食料及び生活必需物資等の配布並びに情報等の提供が行えるよう、必要な支援を実施します。

2 健康対策

避難所外避難者等は、自動車やテント等での寝泊まりによって長時間同じ姿勢をとることが多く、また、トイレ事情の悪さから水分摂取を控える避難者が多いことも影響して、エコノミー症候群を引き起こしやすくなります。

市は、保健師等による巡回指導により、適度な水分摂取やこまめなマッサージ等、その予防方法を避難者に呼びかけると同時に、避難所の収容能力に余裕がある場合は、極力避難所に誘導します。

3 市外避難者への対応

市は、支援内容等を周知するため、市外避難者に対し、避難先及び安否について市に連絡するよう、ホームページや報道機関等を通じて呼びかけます。また、

地域住民や自主防災組織の協力を得て市外避難者に関する情報を収集し、市外避難者の把握を行います。

第10 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理 被災者生活再建対策班、福祉部、都市部、建設部

市及び県は、災害により住居を失った被災者に対する応急仮設住宅の建設及び被害を受け被災者が自力で修繕できない住宅の日常生活に必要欠くことのできない部分について住宅の応急修理を実施します。

また、市は、災害対策本部の統括調整部に被災者生活再建対策班を設置し、被災者生活再建対策を講じます。

1 実施機関

(1) 災害救助法が適用された場合

同法に基づき県が行います。ただし、被害の程度等により県から委任されたときは、市が行います。

(2) 災害救助法が適用されない場合

同法が適用されない場合は、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、市が実施します。

また、市のみで処理不可能な場合は、近隣の市町村及び県、国、その他の機関の応援を求めて実施します。

2 応急仮設住宅必要戸数の把握

(1) 被害状況の調査

市は、全壊、全焼、流失等の被災建築物数及び避難者数を調査し、県へ報告します。

(2) 公営住宅等の活用

市及び県は、応急仮設住宅として利用可能な公営住宅及び民間賃貸住宅等の戸数を調査します。

(3) 応急仮設住宅建設地の確保

市は、あらかじめ定めた応急仮設住宅建設候補地の被災状況を調査するとともに、その利用状況を確認します。

また、市は、候補地の災害状況等を勘案し、建設が困難な場合等においては、新たな建設地を確保します。

3 応急仮設住宅の提供

県は、災害救助法が適用され、応急仮設住宅を供給する必要があるときは、市と密接な連携を取り、同法及び関係団体との協定に基づき実施します。

4 応急仮設住宅への入居者募集及び運営管理

市及び県は、応急仮設住宅への入居者募集を行います。その際、避難行動要支援者優先の観点から、入居者の優先順位を設定して選考します。

また、運営管理にあたっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するためのこころのケア、入居者によるコミュニティの形成に努めるとともに、男女双方の視点に立ち、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮します。

5 公営住宅への一時入居

市、県及び県住宅供給公社等は、被災者の一時入居のため、それぞれ管理する公営住宅等の空き家住宅を積極的に活用します。

6 民間賃貸住宅等の活用

市及び県は、民間賃貸住宅、企業住宅、保養所等民間所有施設において、避難者の一時入居のため、その所有者に建物の提供について協力を要請します。

7 住宅の応急修理

市は、県と密接な連携を取り、自らの資力では住宅の応急修理ができない者に対し、居室、炊事場、トイレ等の日常生活に必要欠くことのできない部分について、修理を行います。

第5節 救助・救急

第1 消防活動 消防部、消防団

風水害発生時には、浸水、倒木、家屋の損壊、交通事故等により、複合的に被害が発生することが想定されます。

市は、災害発生時には、消防機関の消防力を総合的に活用し、災害状況に即応した防御活動を展開し、被害を軽減するため、茅ヶ崎市消防計画に基づいた消防活動体制を確立し、消防の人員、資機材を活用する等、その全機能をあげて、市民の生命、身体及び財産を保護します。

1 消防活動の目的

災害時における消防活動は「人命の安全確保」を目的とし、防災機関との密接な連携を図り、応急対策活動を実施します。

(1) 救助活動

人命救助を最優先とし、救命措置を必要とする重傷者を優先します。

(2) 救急活動

災害の規模や状況により、トリアージを実施し、緊急度、重要度の高い傷病者を優先的に処置及び搬送します。

2 配備体制

災害時の配備体制は、茅ヶ崎市消防計画に基づき実施します。

(1) 災害時の配備体制

消防職員は、災害が発生した場合、茅ヶ崎市消防計画に基づく配備体制を整え直ちに活動を開始します。

(2) 非常参集

消防職員は、茅ヶ崎市消防計画に基づき、直ちに所定の場所に参集します。

3 活動体制

(1) 消防部隊の措置

ア 出動体制の確立

消防部は、災害の区分により、車両、資機材を点検し、出動に備えます。

イ 消防部隊の編成等

消防部は、消防隊、救急隊、救助隊等の編成を順次行います。

ウ 通信連絡体制の確立

消防隊、救急隊、救助隊等は、通信指令室の指示により通信設備の機能試験を行い、通信連絡体制の確立にあたります。

(2) 消防団の措置

茅ヶ崎市消防計画第10章「風水害警備計画」に基づき、消防団長及び副団長は参集し、必要に応じ団員の非常招集を行うとともに、災害対応を実施します。

4 情報の収集

情報収集は、有線電話の途絶、無線施設の障害、無線統制等により極度に制限されることが想定されるため、防災関係機関と密接な連携を保つとともに、あらゆる情報媒体を活用して火災及びその他の災害に関し的確な情報収集に努めます。

5 二次災害の防止

災害発生現場における再被害または救助・救急活動中の二次災害の防止に努めます。

第2 各主体における役割 総括・情報班、消防部、消防団、自衛隊、自主防災組織

1 市

- (1) 市は、事前に定めた消防計画等に基づき、救助・救急を優先して実施します。
- (2) 市は、被害状況を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、自主防災組織及び医

資料編
第3節第1 消防庁舎所在地
第3節第2 車両配置別内訳
第3節第3 消防団器具置場所在地
第3節第5 防災資機材格納庫設置場所



療関係団体と連携して救助・救急を行います。

- (3) 市は、災害発生時に傷病者の緊急度や重傷度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定します。
- (4) 市は、消防相互応援協定等に基づき、他市町長に、消防活動の応援要請をするとともに、県災害対策本部に応援要請を行います。さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努めます。
- (5) 市は、自衛隊や緊急消防援助隊、その他応援機関と連携した消防活動を実施します。

2 消防団

消防団は、地域防災の中核として、自主防災組織と連携し、発災直後の被災者の救出・救護を行うとともに、常備消防に協力し、各種消防活動を行います。

3 市民・自主防災組織

- (1) 市民は、まず自身及び家族の身を守ることに最大限努めます。
- (2) 市民及び自主防災組織は、消防活動を実施する各機関に協力します。

4 企業等の自衛消防隊

企業等の自衛消防隊は、企業等内での消防活動を行うとともに、可能な限り消防活動を実施する各機関及び自主防災組織に協力し、地域との連携を図ります。

第3 要救助者の搜索 **消防部、消防団**

市は、要救助者の搜索に関しては、自衛隊、警察及び防災関係機関の協力のもと、救出区域の分担や情報の共有化を図り、効果的な活動を行います。なお、要救助者の搜索において、遺体を発見したときには、警察に引き渡します。

第4 慘事ストレス対策 **消防部、消防団、自衛隊**

消防活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めます。また、市は必要に応じて、県を通じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとします。

第6節 医療救護・保健活動

第1 市立病院の活動 **市立病院部**

市立病院は、災害拠点病院として、災害時における地域医療の中核的役割を果たし、県医療救護本部や医療機関、医療救護所と連携し、的確な医療救護活動を実施します。

1 医療救護活動

- (1) 市立病院は、備蓄医薬品、医療資機材等を活用し、医療救護班と連携し、地域における医療救護活動に努めます。
- (2) 市立病院は、市内の救急告示病院やその他医療機関と連携し、地域における医療救護活動に努めます。
- (3) 市立病院は、県医療救護本部と連携し、被災地内での応急医療活動を実施するほか、DMA Tの派遣受援体制の整備や、重傷病者の広域搬送等の広域連携における柔軟な医療救護活動を実施します。

2 ライフライン機能の応急復旧

市は、市立病院の水道施設が被災した場合、優先的な給水活動を行います。

また、電力等その他ライフライン機能における復旧について、優先的な復旧措置を講じます。

第2 医療救護活動 **保健医療対策班、保健所部、市保健師（保健師班）、医療関係団体、市内救急告示病院、薬品会社**

市は、災害時における被災者の医療及び助産に必要な救護の確保を図るため、次 の方法により、医療救護活動を実施します。

1 医療救護活動体制

(1) 保健医療対策班

災害対策本部の統括調整部に保健医療対策班を設置し、災害状況に応じた医療救護所の選定や、医療関係団体への要員の派遣を要請します。

また、市内の医療機関の被災状況、診療状況を把握し、被災者や医療機関、医療救護所に情報提供するとともに、医療機関や医療救護所の医療救護活動を支援します。

また、市の医療救護班のみでは、医療救護活動の実施が困難であると市長が判断したときは、県知事に対して県医療救護班の派遣要請を行います。

(2) 医療救護所

医療救護所は、公立中学校13校及び地域医療センターのうち、災害の状況を見定め必要な医療救護所を選定し、あらかじめ定めた場所に設置します。

(3) 医療救護班

市は、大規模災害が発生した場合、市職員による医療救護班を必要に応じて編成し、医療救護所へ派遣します。

医療救護班は、医療関係団体、ボランティア等と連携し、医療救護所において、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するとともに、医療関係団体や広域連携等の協力のもと、後方支援病院による重傷病者の収容、医薬品等の調達を実施します。

資料編
第4節第1
医療救護所一
覧表

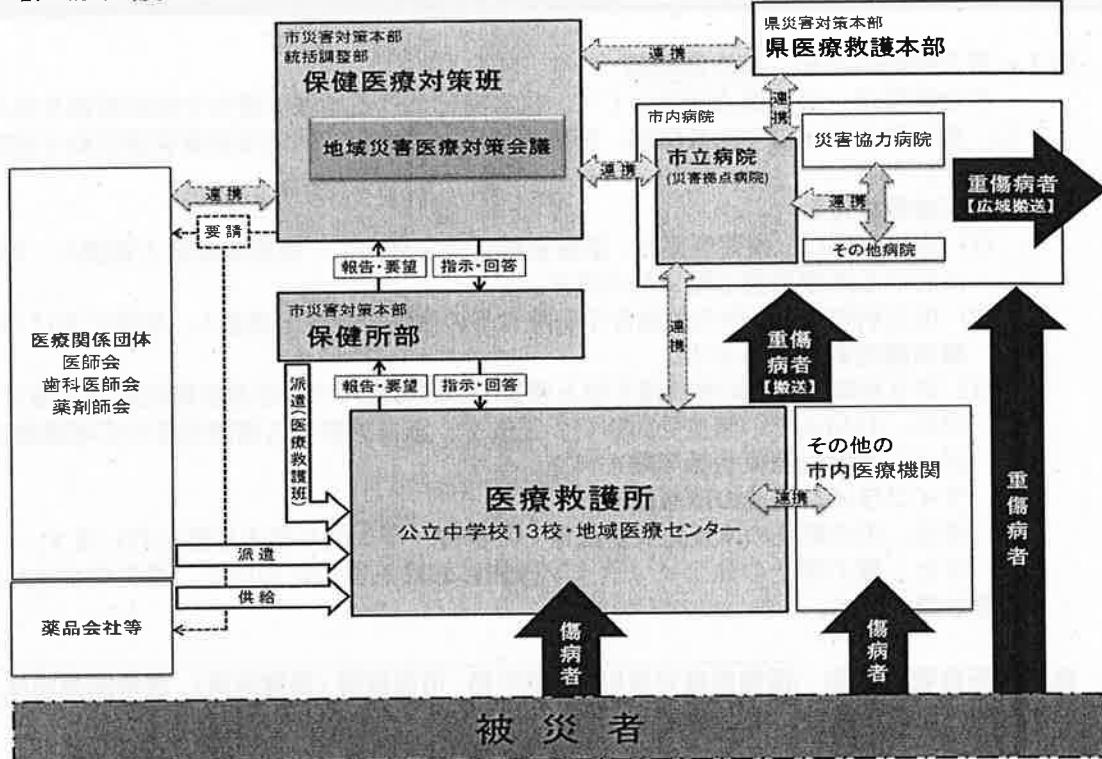
第4節第2
医療救護所備
薬品・医療器
材

第4節第3
市内医療機関
一覧表

第4節第4
市内調剤薬局
一覧表

第4節第5
トリアージに
ついて

【医療救護体制】



2 医療救護班の活動

(1) 医療救護活動の方針

ア 発災直後の応急医療

市は、医療関係団体の協力のもと対処します。

イ 応急医療後の対処

応急医療は、医療機関の活動状況や避難所における医療救護ニーズの状況に応じて、規模の縮小または中止をするものとします。なお、地域や医療救護所の状況等に応じ、医療救護活動を徐々に保健活動へシフトし、被災者の健康管理や内科的・精神的フォローを中心に活動を継続します。

(2) 医療救護班

ア 医療救護班は、保健医療対策班の指揮のもと、医療救護所において医療救護活動を実施します。

イ 医療関係団体は、市から協力要請を受け、その必要を認めたときは、医療救護班に要員を派遣し、医療救護活動を実施します。

(3) 医療救護班の業務内容

ア トリアージによる治療優先順位の決定

イ 傷病者に対する応急処置

ウ 後方医療施設への搬送の要否及び搬送順位の決定

エ 助産の支援（助産施設の確保、調整）

オ 医師による死亡の確認

カ 避難所等における保健活動への協力

3 重傷病者の搬送及び収容

医療救護班は、医療救護を受けた者または助産が必要な者のうち、収容する必要がある者を救急告示病院等の後方医療施設に搬送する手配をします。

(1) 搬送の方法

重傷病者の後方医療施設等への搬送は、原則として消防部が行います。ただし、消防部の搬送が困難なときは、保健医療対策班がその対策を講じます。

(2) 消防部による救助・救急

消防部は、大規模災害等により多数の傷病者が発生したときは、救助・救急業務を効果的に実施します。

4 医療救護班が使用する医薬品等の確保対策

使用する医薬品等は、市が備蓄する医薬品等及び協定を締結している薬品会社から調達するもののほか、医療関係団体が持参したものとします。ただし、不足が生じるときは、県及び医療関係機関に応援を要請します。

(1) 医薬品等の搬送

医薬品等の搬送は、総括情報班に手配を依頼します。

(2) 血液の確保

医療機関から要請があった場合、市は、必要な措置を講じます。

5 助産活動の支援

医療救護班は、助産への対応要請があった場合は、保健医療対策班及び医療救護本部と連携し、妊娠婦や新生児の状況に応じて、市内の受け入れ可能な助産施設や協力機関である市立病院、基幹病院である東海大学病院に搬送する手配をします。

第3 DMA Tとの連携 保健医療対策班、消防部、保健所部、市立病院部

市長は、災害発生により多数の負傷者が発生し、現場での医療救護活動や市立病院への支援が必要と判断したときは、速やかに「茅ヶ崎市DMA T派遣要請マニュアル」に従い、県知事に対してDMA Tの派遣を要請し、その活動の支援及び連携した活動を行います。

なお、DMA Tの派遣要請は原則として文書で行うものとされていますが、緊急を要する場合は電話等で要請し、事後速やかに所定の手続きを行います。

また、必要と認められるときは、消防部より派遣要請を行うこともできます。

1 DMA Tとは

大規模な災害が発生したときに、被災地へ迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム

(DMA T, Disaster Medical Assistance Team)

2 DMA Tの活動

消防部及び市立病院は、DMA Tと連携し、被災地内において救護活動を実施します。

(1) 現場活動

災害現場でのトリアージ、緊急治療等

(2) 域内搬送

被災地内での患者搬送及び搬送中の診療等

(3) 病院支援

災害拠点病院（市立病院）でのトリアージ、診療等

(4) 広域医療搬送

被災地内での対応が困難な重症患者の被災地外への搬送のためのトリアージ及び搬送中の診療等及び広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）での活動

3 DMA T調整本部

DMA T調整本部は、大規模災害発生直後から急性期までの間、県医療救護本部長の指揮下で、県内で活動する全てのDMA T等を統括します。

4 DMA T活動拠点本部

(1) DMA T調整本部は、必要に応じて、災害拠点病院等から適当な場所を選定し、必要に応じて複数箇所、DMA T活動拠点本部を設置します。

(2) DMA T活動拠点本部は、必要に応じて、DMA Tが活動する病院にDMA T病院支援指揮所を、DMA Tが活動する災害現場等にDMA T現場活動指揮所をそれぞれ設置します。

(3) DMA T病院支援指揮所及びDMA T現場活動指揮所は、DMA T活動拠点本部の指揮の下、当該DMA T活動拠点本部の業務の一部を行います。

第4 保健師による災害時の活動 市保健師（保健師班）

1 医療救護活動

災害発生直後における応急医療を、医療関係団体等と連携し実施します。

(1) 医療救護活動

- ア 医師が実施するトリアージの補助
- イ 医師の指示に基づいた傷病者への応急救護
- ウ 医療救護所内の環境整備と連絡調整

2 保健活動

被災者の健康管理や精神的フォローを中心とした活動を実施します。

また、要配慮者に対しては、対象者の状況に応じ、十分配慮した活動を実施します。

(1) 避難所支援活動

- ア 避難者の健康相談及び健康管理
- イ 避難者の処遇検討（福祉避難所等）
- ウ 避難所での医療活動についての現場調整
- エ 避難所の衛生状態の確認及び環境整備
- オ 公衆衛生についての普及・啓発（食中毒、感染症等）
- カ 運動不足や閉じこもりを防ぐための集団健康教育

(2) 在宅支援活動

- ア 訪問による健康相談及び健康管理
- イ 在宅生活を送る被災者の処遇の検討
- ウ 在宅者への医療活動の現場調整
- エ 在宅生活の衛生状態の確認及び環境調整
- オ 公衆衛生についての普及・啓発（食中毒、感染症等）
- カ 運動不足や閉じこもりを防ぐための健康教育

(3) 支援者支援活動

- ア 被災者を支援する住民や職員の健康相談・助言及び健康管理
- イ 責任者に対する支援者健康管理についての情報提供

第7節 帰宅困難者対策

第1 一斉帰宅者の発生の抑制 災害時広報対策班、施設管理者

1 基本原則の周知

市は、帰宅困難者の行動の基本原則である、「むやみに移動を開始しない」ことを、報道機関等の協力を得て、周知します。

2 帰宅困難者への必要な情報の提供

市及び防災関係機関は、帰宅困難者に冷静な行動をとってもらうため、必要な情報提供等に努めます。

3 生徒、学生及び従業員等の一時収容

高等学校、大学、専門学校及び企業等は、災害発生時に交通機関の停止により帰宅が困難な生徒、学生及び従業員等を、施設等に一定期間収容するほか、訪問者・利用者に対しても同様の対応を行うよう努めます。

第2 帰宅困難者への支援 避難所対策班、茅ヶ崎警察署、東日本旅客鉄道(株)横浜支

社

1 一時滞在施設・避難場所の提供

市は、災害発生により帰宅の手段を失い、駅周辺、市街地、観光施設等に滞留している帰宅困難者に対し、一時滞在施設及び避難場所（駅周辺公共施設及び避難所）を提供します。

2 避難誘導及び治安維持等

- (1) 市は、周辺の土地に不案内な観光客等に的確な行動を促すため、十分な情報提供を行います。
- (2) 駅構内の滞留旅客については、東日本旅客鉄道(株)横浜支社が警察と連携し避難誘導を行います。
- (3) 市は、駅構外の帰宅困難者の避難誘導について、警察、防災関係機関や企業等と連携して行います。
- (4) 警察は治安の維持を確保し、市等と連携し、交通安全の確保に努めます。

3 帰宅困難者の把握

市は、一時滞在施設及び避難場所に避難した帰宅困難者数の把握に努め、警察、東日本旅客鉄道(株)横浜支社と十分連携を図ります。

4 一時滞在施設における措置

一時滞在施設は、市と連携し、帰宅困難者に対し、次の措置をとります。

- (1) 市への報告（施設の開設、収容者数、必要支援物資数、対応状況等）
- (2) 支援物資等の配布
- (3) 交通機関の運行状況の把握及び周知
- (4) 周辺道路等の被害状況の周知
- (5) 代替交通機関等の情報
- (6) 女性専用スペース等の確保
- (7) その他必要な措置

5 一時滞在施設に対する市の措置

市は、一時滞在施設に対し、次の措置をとります。

- (1) 一時滞在施設への各種情報提供
- (2) 必要支援物資の提供
- (3) 受け入れ困難な者に対する避難所等の後方支援での受け入れ
- (4) その他必要な措置

資料編
第9節第1 一時滞在施設 一覧表
第9節第2 駅周辺公共施 設及び避難所
第9節第3 災害時帰宅支 援ステーション

第3 保護者が帰宅困難となった場合の園児、児童、生徒の保護 避難所対策班、施設**管理者**

保育園、幼稚園、学校等は、保護者が帰宅困難となり、園児、児童、生徒を引き取ることが困難な場合においては、原則として保護者への引き渡しを行うまでの間、園児、児童、生徒の保護に努めるとともに、必要に応じ、近隣の避難所と連携を図ります。

第4 県への報告 避難所対策班、広域連携班

災害対策本部は、帰宅困難者の避難状況について、県へ報告するとともに、必要に応じて、協力を要請します。

第5 帰宅困難者の搬送 避難所対策班、都市部、東日本旅客鉄道(株)横浜支社、神奈**川中央交通(株)**

市は、帰宅困難者が、自己の居住する地域へ速やかに帰宅ができるよう支援対策を講じ、神奈川中央交通(株)や東日本旅客鉄道(株)横浜支社と協力・連携し、帰宅困難者の搬送等について代替交通手段の確保等、必要な措置を検討します。

なお、その場合の搬送対象者は、原則として避難行動要支援者または自力での徒歩帰宅が困難な者とします。

第8節 保健衛生、防疫、遺体の取扱いに関する活動

第1 保健衛生・防疫活動 保健医療対策班、衛生・災害廃棄物対策班、環境部、保健所部、市保健師（保健師班）

1 保健衛生

(1) 予防対策

市は、避難所での健康管理等のルール作りを行い、保健師の指導のもと、手洗い・うがい等の予防対策を実施し、消毒の徹底を図ります。

(2) 健康管理

市は、生活環境の激変に伴い多くの被災者が心身の健康に不調をきたすことが考えられることから、必要に応じ健康相談等を行い、エコノミークラス症候群等への対応を周知します。

(3) 衛生管理

市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じて仮設トイレを早期に設置するとともに、衛生状態保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等について必要な措置を講じます。

また、入浴可能な公衆浴場等についての情報提供に努めます。

(4) こころのケア

市は、災害による児童、高齢者等をはじめとした被災者の急性ストレス障害やP T S D（心的外傷後ストレス障害）等の「心の傷」をケアするために精神科医や福祉関係者等の協力を得て必要な措置を講じます。

また、被災者のみならず、災害救援スタッフのメンタルヘルスの維持に努めます。

(5) 県の支援

県は、広域的立場から、市の対策に対して必要な助言を行うとともに、その実施について支援します。

2 防疫対策

災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は、各個人が行うことと原則とし、市は、被災地域の状況に応じて、的確な指導あるいは指示を行います。

また、市は、災害時における感染症の発生を防止するため、県及び防災関係機関と密接な連携のもと、対策方針を定め、防疫対策を実施します。

(1) 防疫活動

市は、被災地域における次の防疫活動を行います。なお、必要に応じ民間委託業者等に依頼します。

ア 被災地域の家屋周辺の清掃や防疫方法についての指導または指示

イ 被災者及び自主防災組織等に対する薬剤等の配布

ウ 被災地域の避難所等の消毒及びねずみ族、昆虫等の駆除

エ 被災地域の状況により家庭ごみ等の集積場所及び仮設トイレの消毒

オ 浸水箇所等の消毒

(2) 防疫用薬剤の確保

市は、協定を締結している薬品会社へ要請し、防疫用薬剤を調達します。

3 感染症対策

(1) 感染症患者の治療

県は、一類感染症（ペスト等）及び二類感染症（急性灰白髄炎等）またはインフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認められるときは、当該患者を感染症指定医療機関等に入院させるべきことを勧告等とともに、患者を医療機関に移送します。また、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢等）のまん延を防止するために必要があるときは、当該患者及び無症状病原体保有者に対し、医師の健康診断の受診について勧告等を実施します。

(2) 予防接種の実施

市は、県の指示に従い予防接種法第6条第1項の規定による臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保や接種体制の確立等を迅速に行い、時機を失しないように措置します。

4 死亡小動物の収集処理及び逸走または負傷している犬猫等の保護収容

(1) 死亡小動物の収集・処理

災害によって死亡した小動物については、飼い主が責任をもって処理することを原則とします。ただし、飼い主が不明なもの、または防疫上緊急を要するもので、飼い主が自己処理できないものについては、市が行います。

(2) 逸走または負傷している犬猫等の保護収容

市は、被災により逸走または負傷している犬猫等について、「神奈川県仮設動物救護センター」が開設されるまでの期間、「災害時における動物救護活動に関する協定」に基づき、茅ヶ崎寒川獣医師会に治療や保護収容等を要請します。

また、保護収容した犬猫等については、避難所と連携し、飼い主等へ情報提供を実施します。

第2 ごみ及びし尿等の処理 衛生・災害廃棄物対策班、環境部

県及び市は連携してごみ処理施設及びし尿処理施設の被災状況を把握するとともに、し尿収集対象者やごみの発生量を推計し、応急体制の確保を図り、適切な収集・処理に努めます。

1 ごみ処理施設、し尿処理施設の被災状況の把握

市は、災害発生後速やかにごみ処理施設の被災状況を把握し、県へ報告を行います。また、し尿処理施設については、寒川町と連携し、被災状況の把握に努めます。

2 し尿処理施設の管理等

施設破損や停電、給排水設備、脱臭設備損傷等により、し尿処理が不能な場合、直ちに損傷程度を確認し、修繕手配等は寒川町が実施します。

また、市は、施設の復旧作業中は、し尿の施設での保管が可能かどうか判断し、不可能な場合は近隣施設、他市町村へ搬入及び処理について協力を要請します。

3 し尿及びごみ処理

(1) 市は、被災状況から、し尿収集量やごみの発生量を推計し、通常時のし尿やごみの収集・処理体制に基づき、収集体制の確保を図ります。

(2) 市は、し尿やごみの収集・処理業務の増大により、収集車両や人員、処理施設の能力が不足する場合、処理施設が倒壊または稼働不能な場合等は、県への支援を要請します。

4 資源物の分別

市は、環境を考慮した分別回収を実施するとともに、速やかに資源物の受け入れが図れるよう、寒川広域リサイクルセンターへの搬入について寒川町と連携した対応を図ります。

第3 行方不明者の搜索及び遺体の取扱い 衛生・災害廃棄物対策班、総務部、保健所

部、茅ヶ崎警察署、茅ヶ崎歯科医師会

1 行方不明者の搜索

市は、災害状況や市民からの安否情報等を警察に提供し、また、警察、消防、自衛隊等の実施する行方不明者の搜索に関する情報をとりまとめる等、警察及び防災関係機関と連携した行方不明者の把握に努めます。

2 遺体の取扱い方法

(1) 実施機関

市は、災害時における遺体の収容、埋火葬を関係機関の協力を得て市が行います（災害救助法が適用され県の委任を受けた場合も同様）。

(2) 広報

市は、災害現場から遺体を発見した者が直ちに警察へ通報するよう、広報を徹底します。

(3) 通報

災害現場から遺体を発見した者は直ちに警察へ通報します。

(4) 遺体の収容

ア 市は、施設の応急危険度判定に基づき、警察と協議し、関係機関の協力を得て迅速かつ適切に遺体収容施設を選定し、開設します。

なお、多數の遺体を収容する必要のある地域等がある場合は、地域の公共施設等を臨時の遺体収容施設として開設することを検討します。

イ 市は、遺体収容施設開設後、収容受付等を行います。その際、遺体を搬送した者の氏名、住所、発見した場所、遺体の氏名・住所等を必ず聴取し、確実に警察が行う遺体の検視等の業務へと引き継ぎます。

(5) 検視等

遺体の検視等は、警察が行います。

(6) 検案

ア 遺体の検案は、警察協力医、県医療救護班または応援協力により出動した医師等が行います。

イ 遺体検案後、市は必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を医師等の指導・協力のもと行います。

(7) 身元確認、身元引受人の発見

市は、警察、歯科医師会、自治会等の協力を得て、遺体の身元確認と身元引受人の発見に努めます。

(8) 遺体の引渡し

市は、警察による検視等及び医師による検案が終了し身元が明らかになった遺体を、遺族または関係者に引き渡します。この際、市と警察は遺体の引き渡し作業を協力して行います。

また、市は、身元が不明である遺体について、遺族または関係者の早期発見に努めます。

(9) 身元不明者の処理

市は、身元の確認ができず警察から引き渡された遺体については、「墓地埋葬等に関する法律」及び「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づき埋葬または火葬を行います。

第9節 飲料水、食料及び生活必需物資等の調達・供給活動

第1 飲料水の調達・供給 救援物資対策班、文化生涯学習部、下水道河川部、

県企業庁茅ヶ崎水道営業所、自衛隊

1 飲料水の給水方針

市は、災害発生時に飲料水を得られない者に対して、1人1日およそ3リットルを目安に応急給水を行います。

2 飲料水の調達活動

市は、飲料水兼用貯水槽や耐震性プールの水の活用を図るとともに、水道営業所や協定を締結する民間施設等からの飲料水の調達を迅速に行います。

3 飲料水の供給活動

市は、次の方法により給水方針に基づき市民に対し供給します。

(1) 応急給水

ア 避難所における給水

市は、避難所の耐震性プールの水をろ過装置等の使用により、飲料水として確保し、市民に対し給水を行います。

イ 飲料水兼用貯水槽による給水

市は、自主防災組織等と連携し、必要に応じ飲料水兼用貯水槽から市民に対し給水を行います。

ウ 給水拠点による給水

市は、応急給水拠点を定め、水道営業所等の協力のもと、取水場所から給水車、給水タンク等により飲料水を確保し、市民に対し給水を行います。

(2) 応援要請

市は、飲料水の確保が必要なときは、広域応援要請に基づく支援等を要請するとともに、自衛隊に給水等の要請を行います。

4 生活用水の供給

トイレや洗濯等、飲料水以外の生活用水についても、必要最小限の範囲で確保及び供給に努めます。

第2 食料の調達・供給 救援物資対策班、財務部、経済部、農林水産省、自衛隊

1 供給方針

市は、備蓄している食料及び協定を締結している企業等から調達する食料等により、提供可能な食料数を算出し、市民に等しく分配できるよう心がけます。

2 食料の調達活動

市は、備蓄している食料を活用するとともに、協定を締結している企業等の協力を得て、食料及び調味料等を調達します。

3 食料の供給活動

市は、自主防災組織等と連携し、調達した食料の分配または必要に応じ炊き出し等を実施し、食料を供給方針に基づき市民に対し供給します。

4 応援要請

市は、備蓄している食料及び協定を締結している企業等から調達する食料のみでは市民に対し十分な供給が困難な場合は、県に応援を要請します。

また、災害救助法が適用された場合は、農林水産省所管の政府所有食料の供給に関して、県に供給を要請します。

市は、交通、通信の途絶のため、災害救助用米穀等の引取りに関する県の指示を受けることができない場合には、農林水産省（政策統括官付貿易業務課）に要請します。

第3 生活必需物資等の調達・供給 救援物資対策班、財務部、経済部**1 供給方針**

市は、備蓄している生活必需物資等及び協定を締結している企業等から調達する生活必需物資等を市民に提供するにあたり、要配慮者や女性に配慮した提供を実施するよう心がけます。

2 生活必需物資等の範囲

生活必需物資等の範囲は次のとおりとします。

寝具類、衣料品、炊事用具、食器類、生理用品、日用品雑貨、光熱材料、燃料等、その他生活に必要な物資

3 生活必需物資等の調達活動

市は、備蓄している生活必需物資等を活用するとともに、協定を締結している企業等の協力を得て、生活必需物資等を調達します。

生活必需物資等は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意します。

また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含める等、災害発生時の実情を考慮します。

4 生活必需物資の供給活動

市は、自主防災組織等と連携し、調達した生活必需物資等を供給方針に基づき市民に対し供給します。

第4 食料及び生活必需物資等の集積と配分 避難所対策班、救援物資対策班、経済部**1 調達物資等の集積**

市は、災害発生時に物資拠点を設け、食料及び生活必需物資の受入体制を整えます。なお、物資拠点はあらかじめ定めた場所の他、必要に応じ、緊急輸送道路やその補完道路等の交通の利便性を確保した場所を選定します。

2 物資拠点

- (1) 総合体育館
- (2) 茅ヶ崎青果地方卸売市場
- (3) 茅ヶ崎公園野球場
- (4) (仮称) 柳島スポーツ公園
- (5) その他被災状況に応じ指定した場所

3 調達物資等の配分

- (1) 物資の配分は、原則として避難所で実施します。
- (2) 在宅避難者や避難所外避難者等へは、最寄りの避難所で実施します。
- (3) 避難所における配給は、自主防災組織等の協力により公平、円滑に行います。

資料編

第11節 第7
市の主な防災
用備蓄物資等
一覧表

資料編

第11節 第5
緊急物資等の
一時集積場所
一覧表

第10節 教育・保育対策

第1 園児、児童、生徒の保護対策 こども育成部、教育部、施設管理者

保育園、幼稚園、学校等は、災害時においては、防災計画や避難計画等に基づき、園児、児童、生徒の保護に努めます。

1 保育園、幼稚園、学校等の対応

(1) 保育園、幼稚園、学校等は、園児、児童、生徒の生命・身体の安全確保を図り、原則として、安全が確認できるまでは保護するものとし、安全が確認された後に保護者へ引き渡します。

また、公共交通機関の運行中止等により保護者が帰宅できないことも想定されることから、状況を判断し、引き続き保護します。

(2) 保育園、幼稚園、学校等は、速やかに救助・救急、消火活動等の体制を整え、応急対策活動を実施します。

2 教職員等の対処、指導基準

(1) 教職員等は、防災計画や避難計画等に基づき、園児、児童、生徒の安全確保を図ったあと、避難誘導を行います。その後、安全が確認できるまで、引き続き保護に努めます。

(2) 障害のある園児、児童、生徒については、介助できる体制を整えて対応する等、十分に配慮します。

(3) 園児、児童、生徒の避難誘導にあたっては、氏名・人数等を把握し、異常の有無等を明確にし、確実に指示します。

(4) 園児、児童、生徒の保護者への引き渡しは、防災計画や避難計画等に基づき確実に行います。

(5) 園児、児童、生徒が遠距離通学や交通機関の遮断、留守家庭等の理由で帰宅できない場合は、氏名・人数等を確実に把握し、引き続き保護します。

(6) 教職員等は、園児、児童、生徒の安全を確保した後、必要な応急対策活動にあたります。

3 園児、児童、生徒の対応

園児、児童、生徒は、自らの身の安全を確保します。

第2 被害状況等の把握 こども育成部、教育部

市は、災害発生後速やかに保育園、幼稚園、学校等における園児、児童、生徒の被災状況及び施設の被害状況を把握します。

また、災害情報の提供に努めるとともに、状況に応じた安全対策、応急対策活動等の実施について指示します。

第3 避難所の開設 避難所対策班、施設管理者

学校施設を避難所として開設する場合は、その利用が長期化した場合も見据え、可能な限り学校教育等の再開を視野に入れた受け入れを実施します。

1 避難所に指定されている公立小・中学校は、自主防災組織や配備職員と連携して避難所の開設に協力します。なお、第一に児童、生徒の安全を確保し、その上で避難者の受け入れ等を行います。

2 保育園、幼稚園、私立小・中学校、高等学校等において、地域住民等が避難してきた場合には、第一に園児、児童、生徒の安全を確保し、その上で避難者を安全な場所または避難所へ誘導します。

また、災害等の状況により、避難者の受け入れる時は、市や近隣の避難所と連携し、必要な措置を講じます。



第4 応急教育の実施 こども育成部、教育部、施設管理者

1 応急教育の実施機関

幼稚園、学校等は、教育の早期再開に取り組むため、速やかに園児、児童、生徒及び教職員等の安否確認を実施し、教育施設及び学用品等を早期に確保する等、応急教育の円滑な実施体制を整備します。

- (1) 私立幼稚園における応急教育は、設置者が実施します。
- (2) 公立小・中学校における応急教育は、市教育委員会が実施します。
- (3) 県立学校における応急教育は、県教育委員会が実施します。
- (4) 私立学校における応急教育は、設置者が実施します。

2 被害状況の把握及び報告

公立小・中学校及び県立学校は、応急教育の円滑な実施を図るため、施設設備の被害状況や児童、生徒の被災状況を把握し、市教育委員会及び県教育委員会に報告します。

市及び市教育委員会は、私立幼稚園及び私立学校の施設設備の被害状況や園児、児童、生徒の被災状況を把握します。

3 応急教育の実施

市及び県教育委員会等は、教育施設の被災により授業が長期間にわたって中断することを避けるため、次により施設の効率的な利用を図ります。

また、児童、生徒の学習環境の整備を図ります。

(1) 被害箇所や危険箇所の応急修理

被害箇所や危険箇所は早急に修理し、正常な教育活動の実施を図ります。

(2) 学校施設の相互利用

授業の早期再開を図るため、被災を免れた学校施設を相互に利用します。

(3) 仮校舎の設置

校舎の修理が不可能な場合には、プレハブ校舎等の教育施設を設けて授業の早期再開を図ります。

(4) 公共施設の利用

被災を免れた公民館等の社会教育施設、体育施設その他の公共施設等を利用して、授業の早期再開を図ります。

(5) 学用品の確保

応急教育に必要な教科書等の学用品について、その種類、数量の把握に努め、学習環境の整備を図ります。

(6) 園児、児童、生徒の心的状況の対応

幼稚園、学校等は、被災後に園児、児童、生徒の心的状況に対応するため、学校医、スクールカウンセラー及び教育相談機関等との連携により、相談体制を整備します。

第5 応急保育の実施 こども育成部、施設管理者

1 応急保育の実施機関

保育園や児童クラブ（以下「保育園等」という。）は、保育の早期再開に取り組むため、施設等の安全確認を実施し、速やかに実施体制を整備します。

(1) 公立保育園における応急保育は、市が実施します。

(2) 私立保育園における応急保育は、設置者が実施します。

(3) 児童クラブにおける応急保育は、指定管理者または委託業務受託者が実施します。

2 被害状況の把握及び報告

保育園等は、応急保育の円滑な実施を図るため、施設設備の被害状況を把握し、市に報告します。

3 応急保育の実施

(1) 保育園等は、職員を把握し、園児、児童の被災状況を調査し、その結果を市に

連絡し、応急保育体制の整備に努めます。

- (2) 市は、情報及び指令の伝達を迅速に行い、保育園等はその指示事項に基づき応急保育を実施します。
- (3) 応急保育が可能な施設は、臨時の編成を行い、被害の状況に合わせた応急保育を実施します。
- (4) 施設が被災し、応急保育の再開が困難な施設は、近隣の保育園等と連携し、臨時の応急保育を実施します。
- (5) 被災し、通園できない園児、児童については、地域の実情を把握し、できる限り早期に応急保育ができる体制をとります。
- (6) 保育園等は、園児、児童の心的状況に対応するため、児童相談ケースワーカーや関係機関の協力のもと、相談体制を整備します。

第6 養護を要する園児、児童、生徒の保護体制 こども育成部

- 1 市は、避難所における養護を必要とする園児、児童、生徒の実情を把握します。
- 2 養護を要する園児、児童、生徒を、避難所等で措置した場合は、県（県災害対策本部及び県中央児童相談所）に報告し、今後の対応について協議します。

第11節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

第1 被災地域等への流入抑制及び交通規制の実施 建設部、茅ヶ崎警察署

1 警察

警察は、災害発生時には、被害の状況を把握し、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、必要な交通規制を実施して、市及び道路管理者と協力し、危険箇所の表示、う回路の指示、交通情報の収集及び提供、車両使用の自粛の広報等、危険防止及び混雑緩和のための措置を行います。

また、緊急交通路等において、車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、応急対策活動の実施に著しい支障を生じる恐れがあるときは、道路管理者の協力を得て、必要に応じ、当該車両その他の物件を道路外へ移動させる等の措置命令を行います。

2 自衛官及び消防吏員

災害派遣部隊の自衛官または消防吏員は、警察官がない場合に限り、それぞれの緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、通行の妨害となる車両その他の物件を道路外へ移動させる等、必要な措置を命令するほか、物件の所有者がその現場にいない場合は、当該移動措置を行います。

当該措置命令、または移動措置を行った場合は、管轄する警察署長にその旨を通知します。

3 道路管理者

道路管理者は、道路の通行が危険であると認められる場合において、道路通行規制に関する基準等を定め、通行規制、警察・交通機関への連絡、その他必要な措置を講じるものとします。

第2 交通情報の収集及び広報 茅ヶ崎警察署

1 交通情報の収集等

警察は、緊急交通路確保等の交通対策を迅速・的確に実施するため、現場警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ等を活用し情報を収集します。

2 交通情報の広報

警察は、交通規制を実施した場合、規制標識板、立看板、拡声器等を利用して、積極的な現場広報に努めるとともに、市へ迅速に情報提供を実施します。

また、警察広報担当者は、テレビやラジオ、広報車等あらゆる広報媒体を使用して市民へ周知に努めるほか、ヘリコプターによる広報及び市の協力を求めます。

第3 道路の応急復旧等 応急復旧対策班、建設部、消防部、横浜国道事務所、藤沢土木事務所、茅ヶ崎警察署、自衛隊

1 国の措置

国は、被害を受けた道路及び交通状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡回を実施するとともに、道路情報の収集に努めます。この情報を基に、必要に応じてう回道路の選定、誘導等の処置を行い、緊急輸送路の確保に努めるとともに応急復旧工事を速やかに行い、緊急輸送路としての機能確保に努めます。

また、他の道路管理者に対して、被害状況に関する報告を求め、応急復旧等を要請または指示します。その場合、緊急輸送路の確保を優先します。

2 県の措置

県は、災害協定業者等の協力のもと、管理する道路について早急に被害状況を把握するとともに、備蓄資機材を活用して、応急復旧等を行い、道路の機能確保に努めます。

また、他の道路管理者の管理する道路についても早急に被害状況を把握し、当該道路管理者と連携して緊急輸送道路の優先確保を行います。

資料編

第14節 第1
緊急輸送道路
及び緊急輸送
道路を補完す
る道路一覧表
及び道路図

第14節 第3
交通規制標識

資料編

第14節 第1
緊急輸送道路
及び緊急輸送
道路を補完す
る道路一覧表
及び道路図

第14節 第1
茅ヶ崎建設業
協会災害応急
工作隊規約

第14節 第1
茅ヶ崎建設業
協会会員一覧
表



風水害対策計画

第5章 災害時の応急対策活動

第11節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

さらに、県管理道路においても応援を必要とする時は、関係機関に応援要請を行います。

3 市の措置

市は、速やかに応急復旧作業体制を確立し、応急対策活動や緊急輸送に必要な道路等の機能確保等、優先順位を定め迅速な復旧作業を実施します。

また、茅ヶ崎建設業協会等との応援協定等に基づき、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めます。

4 障害物の除去

道路管理者は、災害対策基本法第76条の6第1項に基づき、災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、または著しく停滯し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、区間を指定して当該車両その他の物件の占有者、所有者または管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外へ移動すること、その他必要な措置をとることを、書面の提示または口頭で命じることとします。

<具体的な命令の内容>

- ・道路の左側や歩道への移動
- ・車間を詰めること（空いたスペースへの車両の移動）
- ・沿道の空地、駐車場への移動
- ・車両から落下した積載物の車両への再積載

第4 緊急輸送の範囲 総括・情報班

市及び防災関係機関が実施する緊急輸送の範囲は、次のとおりとします。

輸送の対象	内容
人員の輸送	<input type="radio"/> 医療救護、助産を必要とする者 <input type="radio"/> 応急対策活動要員 <input type="radio"/> その他必要な人員
物資等の輸送	<input type="radio"/> 医薬品、医療資機材 <input type="radio"/> 飲料水、食料及び生活必需物資等の救援物資 <input type="radio"/> 応急復旧資機材 <input type="radio"/> その他必要な物資等

第5 輸送対象の想定 総括調整部各班

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね次のとおりとします。

第1段階（発災直後から2日目までの間）
<input type="radio"/> 救助・救急活動、医療活動等の従事者及び医薬品等、人命救助に要する人員、物資 <input type="radio"/> 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資 <input type="radio"/> 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等、初動の災害応急対策に必要な要員・物資等 <input type="radio"/> 後方医療機関へ搬送する負傷者等 <input type="radio"/> 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階（発災後3日目から概ね1週間の間）
<input type="radio"/> 上記第1段階の続行 <input type="radio"/> 飲料水、食料等生命の維持に必要な物資 <input type="radio"/> 傷病者及び被災者の被災地域外への輸送 <input type="radio"/> 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階（発災後概ね1週間以降）
<input type="radio"/> 上記第2段階の続行



- 災害復旧に必要な人員及び物資
- 生活必需物資

第6 輸送手段の確保 財務部、神奈川県トラック協会

1 緊急輸送体制の確保

市は、災害時における車両等の効率的な運用を行い、緊急輸送体制を確保します。

2 車両の調達

市は、災害時の各種応急対策活動に必要な緊急車両の確保について、市が所有する車両を充てるほか、市内陸上運送会社や神奈川県トラック協会の協力等により行います。更に不足する場合は、県に対して応援要請を行うものとします。

資料編

第14節第8
陸上運送業

第7 緊急通行車両の確認手続き 財務部

1 緊急通行車両（確認対象車両）

緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、またはその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に必要な車両とします。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告、指示
- (2) 消防、水防その他の応急措置
- (3) 被災者の救難、救助その他の保護
- (4) 施設及び設備の応急復旧
- (5) 清掃、防疫その他の保健衛生
- (6) 犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持
- (7) 緊急輸送の確保
- (8) 応急教育の実施
- (9) その他災害の発生の防ぎよまたは拡大の防止のための措置

資料編

第14節第4
緊急通行車両
標章第14節第5
緊急通行・輸
送車両事前届
出書第14節第6
緊急通行車両
確認証明書

2 緊急通行車両の確認

災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両であることの確認及び同法施行令第33条に規定する標章及び証明書の交付事務手続きは、次に依ります。

(1) 事前届出手続き

市は、応急対策活動を迅速に行うため、応急対策活動のために使用する予定の車両について、あらかじめ県公安委員会（県警察本部）に事前届出を行い、緊急通行車両事前届出済証の交付を受けておくものとします。

(2) 交付手続き

災害が発生し、災害対策に車両を使用する必要が生じたときは、上記の事前届出済の車両については、直ちに市が確認証明書を県警交通規制課、各警察署、交通部三隊、交通検問所、県災害対策課、各地域県政総合センターのうち、いずれか1箇所に提出し、確認標章の交付を受け、各該当車両に掲示するものとします。

市は、災害発生後、確認対象車両以外の新たに災害対策に必要となった車両については、県公安委員会に交付申請を行います。

第8 ヘリコプターによる緊急輸送手段の確保 総括・情報班、広域連携班

市は、あらかじめ指定した「ヘリコプターの臨時離着陸場」の中からヘリコプターの臨時離着陸場を開設するとともに、防災関係機関への周知徹底を図ります。

また、救急患者、医師その他救急活動に必要な人員及び緊急物資の輸送に際し、特に緊急を要する場合は、ヘリコプターによる輸送を県、陸上自衛隊等防災関係機関に要請し、緊急時の輸送手段の確保に努めます。

資料編

第14節第2
ヘリコプター
臨時離着陸場
一覧表及び位
置図

第9 船舶等による海上輸送手段の確保 総括・情報班、広域連携班

市は、陸上輸送が困難な場合または海上輸送の方が効率的な場合は、県及び防災関係機関等と連携し、茅ヶ崎漁港及び湘南港（江の島）を中心とした、海上輸送手段の確保に努めます。

第12節 ライフライン等の応急復旧活動

第1 上水道施設 県企業庁茅ヶ崎水道営業所

水道営業所は、災害用指定配水池や主要送配水管路等の水道施設の被害状況を調査するとともに、応急復旧計画を作成し、計画に基づいた応急復旧工事を実施します。

1 情報提供

災害発生時または発生のおそれがある場合は、市民や防災関係機関に対し、企業庁関連施設の状況や対応について情報提供を行います。

2 被害状況の調査及び復旧計画の作成

災害時、速やかに水道施設の被害状況を把握し、応急復旧優先順位を考慮した応急復旧計画を作成します。

3 応急復旧業者への協力要請

応急復旧工事を迅速に実施するため、応急復旧業者と、災害時の応急復旧工事等の協力に関する契約等を締結し、災害時は、契約等に基づき応急復旧工事を依頼します。

4 応急復旧

(1) 送配水管等の復旧

送配水管等の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次に、主要な配水管等を順次復旧します。また、仮設配水管は、主要送配水管の応急処置が困難な場合に布設します。

(2) 臨時給水栓の貸与

避難場所に近い公設消火栓に設置する臨時給水栓を市に貸与します。

(3) 給水管の復旧

公共避難場所、病院、学校、その他の公共施設等から順次量水器（上流側）まで、水道営業所が復旧します。

第2 下水道施設 下水道河川部

1 公衆衛生の保全

災害時における公衆衛生の保全を図るために、相模川流域下水道左岸処理場と連絡調整を行い、避難所、病院等の防災拠点から発生する汚水の排水を可能にする管路施設の保全を早急に行います。

2 浸水被害の防除

災害時における浸水被害の軽減を図るために、避難所、病院等の防災拠点における雨水の排水が可能となるように、ポンプ場等施設及び管路状況を確認し、適切に対応します。

3 広報

施設の被害状況及び復旧の見込みについて、広報を実施し利用者の生活排水等に関する不安の解消に努めます。

第3 電力施設 東京電力パワーグリッド(株)平塚支社

1 被害状況の早期把握

被害状況の早期把握が、今後の復旧体制に大いに影響するため、あらゆる方法をもって被害状況の早期把握に努めます。

2 電力施設の機能維持

災害により、電力施設に被害があった場合は、被害状況を早期に把握し、通電火災等の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電力供給施設としての機能を維持します。



3 危険予防措置

災害時においては、原則として送電は維持しますが、円滑な応急対策活動を実施するため、警察、消防機関等からの送電停止の要請があった場合には、適切な危険予防措置を講じます。

4 応急復旧

応急復旧の実施にあたっては、原則として人命にかかる箇所、官公署、報道機関、避難所等を優先しますが、各施設の被害状況や復旧の難易を勘案し、供給上復旧効果の大きいものから行います。

5 広報

感電事故及び漏電による出火の防止及び電力施設の被害状況、復旧予定について、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や広報車等を通じて広報します。

第4 都市ガス施設 東京ガス(株)神奈川西支店

1 通報・連絡

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとします。

2 安全確保

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講じます。

3 応急復旧

応急の復旧にあたっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後、可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行います。

4 復旧作業

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、実施します。

5 広報

災害時発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行います。

第5 LPガス施設 (公社)神奈川県LPガス協会湘南支部茅ヶ崎・寒川部会

(公社)神奈川県LPガス協会湘南支部茅ヶ崎・寒川部会は、災害時には、次の対策を行います。

1 臨時供給

避難所等への炊き出し用の臨時供給を行うため、迅速に対応します。

2 応急供給

迅速に安全確認検査を行い、使用可能な設備は、順次供給を再開します。

なお、公共施設等は、発災直後から応急供給を行います。

3 応急復旧

迅速に供給を全面再開できるよう、応急復旧活動を実施します。

第6 電話(通信)施設 東日本電信電話(株)神奈川事業部

1 応急措置

災害により、通信施設に被害が生じた場合、または異常ふくそう等の事態の発生により、通信のそ通が困難になったり、通信が途絶するような場合、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を実施します。

(1) 通信の利用制限

災害等が発生し、著しい通話のふくそうが発生した場合は、重要通信を確保す

るため、規定に基づき通話の利用制限等の措置を行います。

(2) 緊急通話の確保

防災機関等の通信を優先的に確保します。(災害時優先電話)

(3) 公衆電話の臨時措置

ア 災害救助法が適用される規模の災害等が発生し、かつ広域停電が発生している場合、被災地の被害状況や通信の著しいふくそう状況等を勘案し無料で公衆電話を利用できるようにします。

イ 指定する避難場所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努めます。

(4) 災害用伝言ダイヤル「171」等の提供

災害発生により著しく通信のふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル「171」等を速やかに提供します。

(5) 災害対策機器の設置

災害等発生により施設が壊滅的な損傷を受けた場合、災害対策機器により通信の確保に努めます。

2 応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、迅速・適切に実施します。

(1) 被災した設備等の復旧にあたっては、被災者の生活を第一に考え速やかに実施するとともに、防災関係機関等と連携し、早期復旧に努めます。

(2) 災害等により被災した重要通信を確保する機関の通信回線等の復旧は、あらかじめ定められた復旧を優先する機関より実施します。

3 広報

災害発生時の応急復旧状況をテレビ・ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページ等により周知を行います。

第7 鉄道施設 東日本旅客鉄道(株)横浜支社

東日本旅客鉄道(株)横浜支社は、災害発生と同時に運転規制その他適切な初動措置を講じ、乗客の安全を図り、速やかに応急復旧を行い、交通機関としての機能を維持します。

1 初動措置

(1) 旅客に対する広報

乗務員は、相互に連絡、情報を交換し、または輸送指令からの指示、情報等について必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置ができるだけ速やかに放送し、混乱等の発生を防止します。

駅長は、災害の状況を考慮し、旅客及び公衆の動搖、混乱を招かぬようするため、避難口の状況、社員の誘導に従う指示、災害規模と建造物の安全性、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺及び沿線の被害状況等についての放送を行い、周知に努めます。

(2) 避難誘導

ア 乗務員は、列車または線路建造物の被害もしくは二次災害の発生危険が高いと予測したとき、またはその他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに旅客を安全な地点に誘導します。

イ 駅長は、災害の規模、二次災害の発生の危険、建造物の状況、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して負傷者、避難行動要支援者を優先誘導し、混乱を生じないよう配慮します。

ウ 駅周辺の火災その他の被害状況が著しく、駅構外への避難が危険と認められるときは、一時的に構内の安全な場所へ避難誘導します。

(3) 救護措置

被害の状況により、県を介し医師会への派遣要請、災害拠点病院への手配を実施します。

(4) 連携

災害発生時には、市及び防災関係機関並びに医療関係機関と密接な連携体制を確立して、被害を最小限に止めるよう努めます。

2 応急復旧

復旧は重要度の高い線区等、優先度を定め迅速な仮復旧を実施します。

また、食料、その他非常緊急に関わるもの輸送を可及的速やかに行えるよう努めます。

第13節 警備・救助対策

第1 陸上における警備・救助対策 茅ヶ崎警察署

警察は、各種の応急対策活動に必要な装備資機材の整備、災害警備訓練の強化、防災関係機関との連携強化等の推進を図り、警備体制を一層強化するとともに大災害が発生した場合には、警備体制を早期に確立し、警察の総力を挙げて人命の安全を第一とした迅速、的確な応急対策活動を実施することにより、管内住民の生命、身体及び財産の保護、交通秩序の維持、各種犯罪の予防検挙その他公共の安全と秩序を維持して、被災地における治安の万全を期します。

1 警備体制の確立

- (1) 警察は、大災害が発生した場合には、茅ヶ崎警察署に警察署長を警備本部長とする茅ヶ崎警察署警備本部を設置して指揮体制を確立するとともに、市の災害対策本部は、必要により相互に所要の要員を派遣し、協力・連絡体制を強化します。
- (2) 警察は、別に定めるところにより、警備部隊等の編成を行うほか、事案の規模及び態様に応じて迅速・的確な部隊運用を行います。

2 応急対策活動の実施

警察は、市の災害対策本部や防災関係機関と連携して次の対策を実施します。

(1) 情報の収集・連絡

災害警備活動上必要な情報収集を行い、収集した情報を、必要により関係機関へ連絡します。

(2) 救出・救助活動

把握した被災状況に基づき、迅速に機動隊、広域緊急援助隊等を出動させ、市、消防及び防災関係機関と協力して、被災者の救出・救助活動を実施します。

また、警察は、消防または防災関係機関の現場責任者と隨時、捜索区割り等の現場活動に関する調整を行います。

(3) 避難の指示等

ア 警察官は、災害対策基本法第61条または警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条により、避難の指示を行ひまたは避難の措置を講じます。

イ 警察官が前号の措置を行う場合は、原則として地域防災計画に定める避難先を示します。ただし、災害の種別、規模及び現場の状況等により、地域防災計画に定める避難先を示すことができないときは、適宜の場所を指定します。なお、避難させたときは、直ちに市に連絡します。

ウ 避難の誘導にあたっては、市と協力し、安全な経路を選定し、所要の警備装備資機材を活用するよう努めます。

エ 住民が避難した地域に対しては、警戒警ら、検問所の設置等を行い、財産の保護、その他犯罪の予防対策を実施します。

(4) 交通対策

警察は、被災地域における交通の混乱の防止を図り、応急対策活動が円滑に行われるよう、災害の被害規模等の状況に応じて、一般車両の通行を禁止する区域及び通行を制限する区域を設定し、緊急交通路の確保等必要な交通規制を実施します。

(5) 危険物対策

警察は、大規模災害発生時に、石油類貯蔵施設等の危険物施設、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラーアンダーラー施設等の危険箇所について、速やかに、大規模な火災、有害物質の漏えい、爆発等の発生の有無の調査を行い、状況に応じ施設内滞在者及び施設周辺住民の避難誘導や交通規制等、災害の拡大を阻止するための的確な措置を行います。



(6) 行方不明者の捜索

警察は、市及び防災関係機関と協力して、行方不明者の捜索を実施します。

(7) 防犯対策

警察は、被災地の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所におけるトラブル等を防止するため、自主防災組織やボランティア関係組織・団体等との連携を図り、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行います。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点的に行い、被災地の社会秩序の維持に努めます。

(8) 広報

ア 警察が行う広報は、災害の状況及びその見通し、避難措置、犯罪の予防、交通規制等の警察措置に関する事項とします。

イ 警察は、保有する広報資機材を活用して積極的に広報を行い、市、報道機関等と緊密に連絡して適切な広報を行うよう努めます。

第2 海上における警備・救助対策 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部湘南海上保安署）

海上においては、第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部湘南海上保安署）が、人命の救助・救急活動、消火活動、排出油等の防除活動、海上交通の安全確保、避難対策、救援物資の輸送活動、社会秩序の維持、船舶等への情報提供、二次災害の防止等にあたります。

1 災害時応急体制の確立

第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部湘南海上保安署）は、災害が発生した場合において、応急対策活動を統一かつ強力に推進するため、災害の態様に応じて組織の編成及び職員の動員を行います。

2 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部湘南海上保安署）が実施する応急対策活動

(1) 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報を受けた場合、船舶交通の安全に重大な影響を及ぼす事態の発生を知った時又は船舶交通の制限若しくは禁止に関する措置を講じた時、並びに船舶、水産資源、公衆衛生等に重大な影響を及ぼすおそれのある事態の発生を知った時は、航行警報、安全通報、水路通報、標識の掲揚、船艇及び航空機による巡回等により速やかに周知します。

(2) 情報の収集及び情報連絡

被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施するとともに、関係機関等と密接な情報交換等を行います。

(3) 海難救助等

船舶の海難、人身事故等が発生した時は、速やかに船艇、航空機又は特殊救難隊によりその捜索活動を行い、船舶火災又は海上火災が発生した時は、速やかに巡視船艇、特殊救難隊又は機動防除隊によりその消火活動を行い、危険物が流出した時は、その周辺海域の警戒、火災発生の予防、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。

(4) 緊急輸送

傷病者、医療関係者、避難者等又は救援物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施します。

(5) 物資の無償貸与又は譲与

物資の無償貸与若しくは譲与について要請があった時又はその必要があると

認める時は、「国土交通省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡に関する省令」(平成18年1月31日国土交通省令第4号)に基づき、海上災害救助用物品を被災者に対して無償貸し付けし、又は譲与します。

(6) 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援

関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障を来さない範囲において、救助・救急活動等についての支援をします。

(7) 排出油等の防除等

防除措置を講ずべき者への指導又は命令を行い、緊急に防除措置を講ずる必要があると認める時は、指定海上防災機関に防除措置を講ずべきことを指示し、又は巡視船艇等に応急の防除措置を講じさせ、危険物が流出した時は、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行います。

また、特に必要があると認められる時は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2に基づき、関係行政機関の長等に対し、防除措置等を要請します。

(8) 海上交通安全の確保

船舶交通を整理、指導及び制限又は禁止し、漂流物等の応急措置及びその措置を命じ又は勧告し、船舶への情報提供、水路の安全確保及び航路標識の復旧に努めます。

(9) 警戒区域の設定

人の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要が認められる時は、災害対策基本法第63条第1項及び第2項の定めるところにより警戒区域を設定し、船艇、航空機等により、船舶等に対して区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行います。

(10) 治安の維持

海上における治安を維持するため、情報の収集に努め、必要に応じて巡視船艇等及び航空機により犯罪の予防・取締り及び警戒区域又は重要施設の周辺海域において警戒を行います。

(11) 危険物の保安措置

危険物積載船舶に対する移動命令又は航行制限若しくは禁止を行い、危険物荷役中の船舶に対する荷役の中止等必要な指導を行い、危険物施設に対して危険物流出等の事故を防止するための必要な指導を行います。

第14節 広域応援・受援活動

第1 広域的な応援要請 総括・情報班、広域連携班、湘南地域県政総合センター

1 災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定等に基づく応援要請

市は、応急措置を実施するために必要があると認められるときには、他市町村長に対して応援要請を行い、もしくは知事に対して応援の調整または応急措置の実施を要請します。

また県は、他市町村へ応援を要請するにあたり、地域県政総合センター単位の地域ブロック内及び地域ブロック相互間における市町村間の相互応援の調整を行います。

2 相互応援協定等に基づく応援要請

市は、災害時の各種相互応援協定等に基づく応援要請を行うときは、その協定等の定めに従い、必要物資、資機材、人員等の派遣を要請します。

なお、市は、応援を要請する際には、必要な事項を明らかにし、原則として文書により応援を要請します。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) その他応援に必要な事項

3 関係団体、企業等への応援要請

市は、応急措置を実施するために必要があると認められるときには、関係団体及び企業等に対して、各種協定に基づく応援要請を行います。

4 国等への応援要請

市は、応急措置を実施するために必要があると認められるときには、国等に対して、災害対策基本法等、関係法令等に基づく応援要請を行います。

第2 広域応援の受け入れ 総括・情報班、広域連携班

1 応援の受入体制

市は、応援部隊に対し、活動拠点を開設し、受入体制を整えます。

(1) 情報の提供と応援手段の協議

応援を要請した機関に対する市内の災害の進展状況、被害状況、道路交通状況等、応援体制上必要な情報の提供・共有及び応援ルートの選定や活動拠点に関する協議・検討をします。

(2) 応援部隊の誘導等

市はあらかじめ周知している活動拠点が被災等により使用できず新たな活動拠点を設置する場合には、応援部隊の市内進入路及び集結地点を選定し、応援部隊を誘導します。

また、事前に、ヘリコプター臨時離発着場等の防災上重要な拠点に、上空から識別できる表示をするよう努めます。

(3) 応援部隊の活動

市は、応援部隊の活動について必要な指揮または指示を行います。

(4) 応援部隊の広域応援活動拠点

市は、応援部隊の活動拠点をあらかじめ定めておくものとしますが、被災状況その他の事由により、その使用が困難なときは、迅速にその受け入れ施設を選定し、自衛隊、警察、消防、行政関係機関、ボランティア、ライフライン事業者等に対して、周知します。

資料編

第15節 第2
災害応援協定
第一覧表

資料編

第15節 第1
広域応援活動
拠点

2 海外からの支援受入

市は国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受け入れを決定した場合には、その受け入れと円滑な活動の支援に努めます。

第3 自衛隊に対する災害派遣要請 総括・情報班

市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の派遣要請を求めます。

この場合市は、必要に応じてその旨及び市域の災害状況等を防衛大臣または地域担任部隊の長に通知します。

また、市は、県への自衛隊派遣要請の要求が、連絡不能で出来ない場合には、直接防衛大臣または地域担任部隊の長に災害状況等を通知します。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県に通知します。

1 要請方法

市長の災害派遣要請に関する事務手続きは、統括調整部において、次の事項を記載した文書により行います。

ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、事後速やかに所定の手続きをします。

- (1) 災害の情況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

第4 自衛隊の受け入れ 総括・情報班、広域連携班

1 災害派遣部隊の受け入れ

- (1) 他の災害救助復旧機関との重複の排除

市は、自衛隊が他の災害救助復旧機関と重複せず、最も効率的に作業できるよう配慮し、依頼します。

- (2) 作業計画及び資機材の準備

市は、自衛隊に対し作業を要請し、または依頼する場合、先行性のある計画を立て、作業に必要な、資機材の準備を整え、諸作業に關係のある管理者の了解を得られるよう配慮します。

- (3) 自衛隊との連絡窓口の一本化

市は、派遣された自衛隊との連絡交渉窓口を統括調整部に置きます。

- (4) 県への活動報告

市は、自衛隊の活動状況等を隨時報告します。

2 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担します。その内容は、おおむね次のとおりです。

- (1) 派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るもの を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営及び救援活動実施に伴う光熱、水道、電気、電話及び入浴料等
- (3) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた（自衛隊装備品を除く。）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市が協議します。



3 自衛隊の連絡先

区分	連絡先（窓口）	所在地	県防災行政通信網番号
陸上自衛隊	第4施設群本部 第3科	相模原市南区新戸 2958 046(253)7670 内線 2650	9-488-9201・9209 FAX 9-488-9200
	第31普通科連隊本部 第3科	横須賀市御幸浜 1-1 046(856)1291 内線 630	9-486-9201・9202 FAX 9-486-9220
海上自衛隊	横須賀地方総監部 防衛部第3幕僚室	横須賀市西逸見町1 無番地 046(822)3500 内線 2543	9-637-9201・9209 FAX 9-637-9200

第5 警察災害派遣隊の要請及び受け入れ 総括・情報班、広域連携班

市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して警察の広域応援部隊である警察災害派遣隊の派遣を求める。

また、警察災害派遣隊の円滑な受け入れのための活動拠点の整備と受入体制の確立を図ります。

第6 消防広域応援の要請及び受け入れ 総括情報班、消防部

市は、大規模災害発生時において、市がその消防力をもって対処することができない場合を想定して、広域的な消防体制を確立します。

このため、市は、市町村あるいは都道府県の区域を越えた、消防力の広域的な運用を図り、大規模災害時に円滑に対応できるよう、市町間等の相互応援協定による応援隊や緊急消防援助隊の派遣要請を行い、派遣部隊の宿泊等、受入体制の確立を図ります。

第7 DMA Tの要請及び受け入れ 保健医療対策班

市は、災害の程度により必要がある場合は、県に対して医療救護の協力を要請するとともに、DMA Tの派遣を要請します。

また、DMA Tを要請した場合は、受入体制を確立するとともに、活動が円滑に行われるよう支援します。

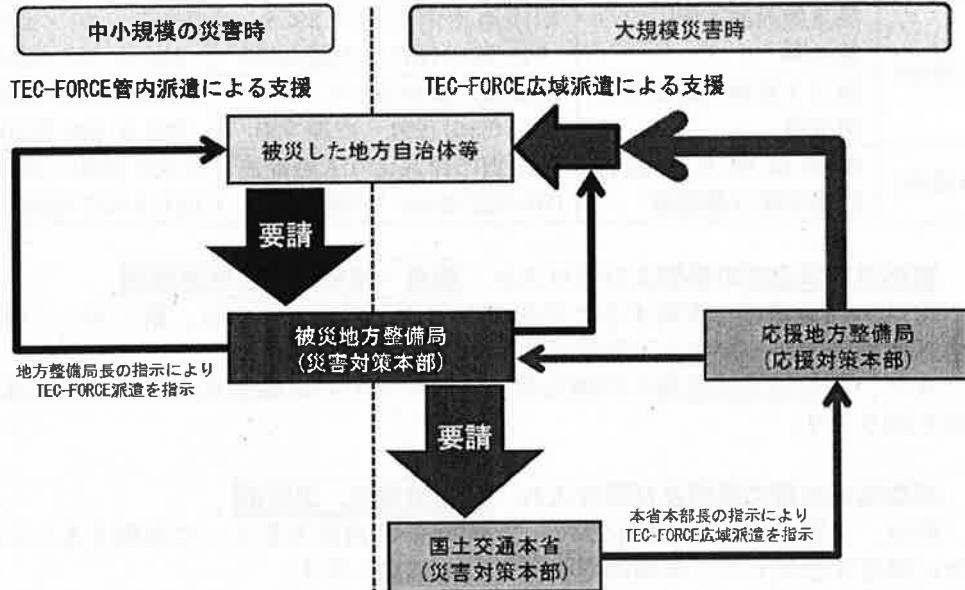
第8 緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）、情報連絡員（リエゾン）の要請及び受け入れ 総括・情報班、京浜河川事務所、横浜国道事務所

市は、災害による重大な被害が発生し、または発生するおそれがある場合は、「災害時の情報交換に関する協定」に基づき、国（関東地方整備局）に情報連絡員（リエゾン）の派遣を要請します。

国は、市からの要請を受け情報連絡員を市に派遣し、情報交換を行うとともに、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）※を派遣します。なお、国は、市の被害状況等を勘案し、必要と認める場合は、要請を待たずに情報連絡員の派遣や必要な支援を行います。

市は、国の情報連絡員や緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）が派遣される場合は、受入体制を確立するとともに、活動が円滑に行われるよう支援します。

※大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する専門的・技術的な支援を行うための派遣



緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の災害規模に応じた支援の仕組み
(出典 国土交通省資料より抜粋)

第15節 ボランティア活動

第1 災害ボランティアセンターの開設 広域連携班、監査部、市社会福祉協議会

大規模な災害発生時に応急対策活動を実施するにあたり、市及び防災関係機関だけでは対応が不可能な場合、市内外のボランティアの救援活動が必要となることから、ボランティア活動やその受け入れ等の事務を行う災害ボランティアセンターを開設し、ボランティア（一般ボランティア及び専門ボランティア）の受け入れを行います。

※ ボランティアセンターでの専門ボランティア受け入れは、専門機関に属さない個人を対象とする。各種専門機関への専門ボランティア派遣要請は、第3で示すとおりとする。

※ 専門ボランティア（保健師・看護師・准看護師・介護職・ケアマネジャーなど）

1 実施機関

災害時におけるボランティア活動に係る事務は、災害ボランティアセンターが行います。

2 災害ボランティアセンターの位置づけ

災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が各種団体、個人等の協力を得て、ボランティアニーズの把握、ボランティアの募集、受け入れ、作業配分、派遣等の活動全般に関する事務を行うものとします。

また、市はボランティアの活動が円滑に行われるよう必要な支援を行うものとします。

3 活動拠点の確保

市は災害ボランティアセンターとして公共施設の一部を確保するとともに、必要な資機材の調達支援等を行います。

4 災害ボランティアセンターの運営等

災害ボランティアセンターの開設及び開設後の運営等については、市と市社会福祉協議会が協議して別に定めるものとします。

5 ボランティアコーディネーターの派遣要請

市社会福祉協議会は、神奈川県社会福祉協議会及び全国社会福祉協議会へ、ボランティアコーディネーターの派遣要請を行います。

第2 ボランティアの受け入れ 広域連携班、監査部、市社会福祉協議会

1 情報収集

市は、ライフラインの被害状況、避難所の開設状況等、情報収集を行い、被災者等のボランティアニーズを把握します。

2 ボランティアの募集

災害ボランティアセンターは、ボランティアの必要性の把握に努め、災害ボランティアセンター関連ホームページの立ち上げ等、報道機関や各種広報を通じ、ボランティアの募集を行います。

第3 専門ボランティアの派遣要請 総括調整部各班

市は、応急対策活動を行う上で、必要に応じて各種専門機関へ専門ボランティアの派遣要請を行います。

専門ボランティア

活動内容
○福祉ボランティア（手話通訳・介護等）
○医療ボランティア（医者・看護師等）
○教育ボランティア
○避難所炊き出しボランティア
○技能・労力提供ボランティア（建物判定・輸送等）

第4 市民活動団体等の活動に対する支援 総務部

市は、市民活動団体とボランティア団体の特性の違いを活かした効果的な支援活動の実施を図るため、被災状況に応じたボランティアニーズを把握し、市民活動団体へ情報提供を行います。

その上で、市民活動団体の専門性を活かした支援活動が実施できるよう、連携・調整を行い、その活動に必要な場所、資機材等の確保に対する支援に努めます。

第5 ボランティアの活動 総務部、監査部、市社会福祉協議会

市は、災害ボランティアセンターまたはボランティア活動に必要な資機材を確保・提供し、その活動を支援します。

1 主なボランティア活動

- 被災住宅の片付け
- 引っ越しの手伝い
- 瓦れきの処理、選別
- 避難所、在宅避難者、要配慮者の生活・福祉ニーズの把握
- 避難所の生活改善、生活情報の収集及び提供
- 救援物資・生活物資の選別・管理、配達

第16節 災害廃棄物等の除去及び処理

第1 障害物の除去 衛生・災害廃棄物対策班、応急復旧対策班、環境部、建設部、下

水道河川部

市は、災害が発生したとき、または二次災害が発生するおそれがあるとき、応急措置を実施するため支障となる工作物等の除去を行います。

なお、被災状況を勘案し優先順位を定め、迅速に実施します。

1 実施機関

障害物の除去は市が実施しますが、障害物が市の管理に属さない道路、または河川、施設等にある場合は、それぞれの管理者が実施します。

2 除去対象

- (1) 市民の生命、財産等の保護のため除去を必要とする障害物
- (2) 避難、救援等、緊急に応急措置を実施するため除去を必要とする障害物
- (3) 河川はん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため除去を必要とする障害物
- (4) 居室、炊事場等、生活に欠くことのできない部分または玄関等に障害物が運び込まれているため、一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力を持ってしては除去できない障害物
- (5) その他公共的立場から除去を必要とする障害物

3 実施方法

- (1) 市は、自らの組織、労力、機械器具を用い、または茅ヶ崎建設業協会等の協力を得て速やかに行います。
- (2) 建物・工作物等の除去作業においては、緊急の場合を除き、土地の境界標識や塀・石垣等の基礎部分、側溝等の保存に心がけ、事後支障の起こらないよう配慮するよう努めます。
- (3) 除去作業においては、行方不明者の存在への配慮を行うとともに、位牌、写真・アルバム、携帯電話等、所有者にとって価値があると認められるものについては、一律に廃棄せず別途保管し、所有者に引き渡す機会を設ける等、被災者に配慮した作業に努めます。

4 応援・協力要請

市は、障害物の状況に応じて、県、他市町村、防災関係機関、企業等に対して応援を要請します。

5 分別区分

災害廃棄物は原則として、次により区分し処理を行います。

- (1) 木材
- (2) その他可燃物
- (3) 金属類
- (4) 家電類・パソコン等
- (5) コンクリート・アスファルト等
- (6) その他不燃物
- (7) 取り扱いに注意が必要な廃棄物(ガソリン・灯油・ガスボンベ・スプレー缶等)

6 仮置場の選定

市は、あらかじめ仮置場を定めておきますが、被災状況等によりその保管が困難なときは、おおむね次の基準により新たな仮置場を確保します。

なお、その場合、二次災害や環境、地域の基幹産業への影響や応急仮設住宅の建設等に十分考慮し選定します。

- (1) 公園、グラウンド、廃棄物処理施設等の公有地
- (2) 未利用工業跡地等で、長期間利用が見込まれない民有地の借り上げ
- (3) 農地等の民有地や企業等の所有地等の借り上げ

第2 災害廃棄物の処理 衛生・災害廃棄物対策班、環境部

災害により発生した瓦れき及び建物等の解体撤去にともない発生した廃材等の災害廃棄物の処理は、原則として、茅ヶ崎市災害廃棄物等処理マニュアルに基づき行います。

なお、災害廃棄物の処理を円滑に行うための体制を確立するとともに、計画的な収集・運搬、再利用・再資源化及び適正な処理・処分に努めます。

- 1 被害状況を確認し、瓦れきの発生量を推計するとともに、瓦れき処理応急体制の確保を図り、適切な収集・処理に努めます。
- 2 発災直後の様々な情報を収集・整理し、瓦れき処理の基本方針を明らかにした処理計画を定め、計画的な処理に努めます。
- 3 県は、災害廃棄物の再利用・再資源化、中間処理、処分に関連する民間の産業廃棄物処理業者の被災状況の概要を把握し、地区別、施設の種類別に整理した上で、市町村の求めに応じて情報提供します。
- 4 市単独で処理できない場合には、県外の他市町村と連携または調整を行う等、必要な対策を講じます。

第17節 災害救助法関係

第1 災害救助法の適用 総括・情報班

市長は、市内における災害の程度が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込がある場合は、直ちにその旨を県知事に報告し、この法律に基づく救助を要請します。

1 適用基準

災害救助法は、同法施行令第1条第1項の定めるところにより、被害の程度が次の各号のいずれかに該当する場合に適用されます。

- (1) 市内において住家の滅失した世帯数が100世帯以上の場合
- (2) 県内の住家の滅失した世帯数が2,500世帯以上であって、市内の住家の滅失した世帯数が50世帯以上の場合
- (3) 県内の住家の滅失した世帯数が12,000世帯以上である場合
- (4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の住家が滅失した場合
- (5) 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれがある場合

(注) 住家の滅失した世帯、すなわち全壊(焼)、流出等の世帯を標準としているので、半壊(焼)等、著しい損傷を受けた世帯については、2世帯で1の世帯とし、床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住不能となった世帯については、3世帯で1の世帯とみなします。

2 適用手続き

災害に際し、市内における災害が前記「1 適用基準」のいずれかに該当し、または該当する見込があるときは、市長は直ちにその旨を県知事に報告します。

また、市長は、災害の事態が急迫して県知事による救助の実施を待つことができないときは、県知事が行う救助の補助として、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を事後速やかに県知事に情報提供します。

3 救助の種類

- 避難所、応急仮設住宅の供与
- 炊き出しその他のによる食品の給与及び飲料水の供給
- 被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与
- 医療及び助産
- 被災者の救出
- 被災した住宅の応急修理
- 学用品の給与
- 埋葬
- 死体の捜索
- 死体の処理
- 障害物の除去
- 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用



第6章 復旧・復興対策

第1節 復興体制の整備

大規模災害からの復興にあたっては、単なる復旧ではなく未来に向けた創造的復興を目指していくことが必要です。

本章は、あらかじめ復興の考え方や復興対策の内容を整理し、災害後の迅速な復興対策が推進できるよう地域防災計画に位置づけたものです。

市は、国や県との調整、防災関係機関との連携を図りながら、一日も早く平常の都市活動が再開できることを目的に、市民の合意を得ながら、速やかに策定推進できる体制づくりに努めるとともに、復興対策を構築する上では、あらゆる地域生活者の視点、男女双方の視点に配慮するよう務めます。

第1 復興に係る府内組織の設置 企画部、都市部

市は、復興に係わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を行う組織（復興対策本部）を府内に設置するとともに、当該本部内における復興計画の策定を進める担当部において、復興計画作成の方針の検討、復興計画に係る府内原案の作成、既存計画（施策）との整合性の確保、府内各部の調整を行います。

第2 人的資源の確保 総務部

本格的な復旧作業及び復興事業の実施のためには、通常業務に加えて膨大な事務執行が長期間にわたり必要になりますが、職員が被災することによる減員等により、特定の分野や職種において人員不足が予測されます。

このため、特に人材を必要とする部門については、関係部局と協議・調整し、迅速かつ的確に人員配置を行うとともに、必要に応じ臨時職員等の任用を行います。

1 派遣職員の受け入れ

不足する職員を補うため、地方自治法、災害対策基本法、協定等に基づき、職員の派遣、またはあっ旋の要請を行い、職員を受け入れます。

2 専門家の支援の受け入れ

災害後は、土地の測量、登記、建築、不動産評価等の土地に関する法律的な問題等、さまざまな問題が発生し、専門的なサービスの提供が求められることが予想されます。そこで、県による「大規模災害時における相談業務の応援に関する協定」に基づき、神奈川県大規模災害対策士業連絡協議会に対して、市が開催する相談業務に従事する者の派遣を要請し、弁護士、司法書士、建築士、不動産鑑定士、税理士等の専門家の支援を受け入れます。



第2節 被災状況の調査

第1 復興に関する調査 企画部、財務部、市民安全部、経済部、都市部、建設部、下 水道河川部、消防部

1 市街地及び都市基盤施設の復旧・復興の基本方向を決定するための調査

(1) 建築物の被災状況に関する調査の実施

市は、応急復旧対策・復興対策を効果的に行うために、被災地全体の全壊、半壊といった建築物の被災状況の概要調査を行います。

(2) 都市基盤施設被害状況調査の実施

施設管理者は、応急復旧対策・復興対策を的確に行うために、被災地全体のライフライン施設、交通施設等の都市基盤施設の被害調査を行います。

(3) 応急住宅対策に関する調査の実施

応急仮設住宅等の住宅対策について、迅速な意思決定や適切かつ計画的な住宅供給を行うための調査を行います。

市は、全壊・焼失・半壊建物数及びデータ、被災者数及びその分布等のデータを活用し、必要とされる応急仮設住宅の戸数、市営住宅の戸数の概要、全壊・焼失・半壊した住宅が数多く存在する地域等を把握し、県に報告します。

2 復興計画の作成及び復興計画を実施するための調査

(1) 市街地復興に係わる調査の実施

市は、市街地復興を行っていくために、その事業対象地の被災状況を十分に把握することが必要となるので、全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ等を基に、市街地復興を行う必要性が高い地区を特定し、特定された地区について、従前の権利関係等も含め綿密な調査を行います。

(2) 生活再建支援に係わる調査

ア り災証明書の根拠となる住宅の被災状況調査の実施

市は、災害見舞金等を支給するために、り災証明書が必要となるため、全壊・焼失・半壊建築物数及びデータ等を基に、り災証明書の根拠となる住宅の被災状況を把握するとともに、情報が不足している地域等については、補足調査を行います。

イ 死亡者数、負傷者数及び行方不明者数等に関する調査の実施

市は、応急対策として行う遺体捜索結果等から死亡者数、災害による負傷者数や負傷の内容についても調査し把握します。

また、災害状況や市民からの安否情報等をもとに、行方不明者数を把握します。

ウ 災害による離職者数についての調査の実施

市は、地域経済の被災状況を把握するとともに、災害による事業停止等による離職者数や離職者の特性等について、調査を行います。

(3) 地域経済の復興施策に係わる調査の実施

被災地全体の概要の把握や、特に中小企業の工場や商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関連するため、可能な限り綿密に調査を行います。

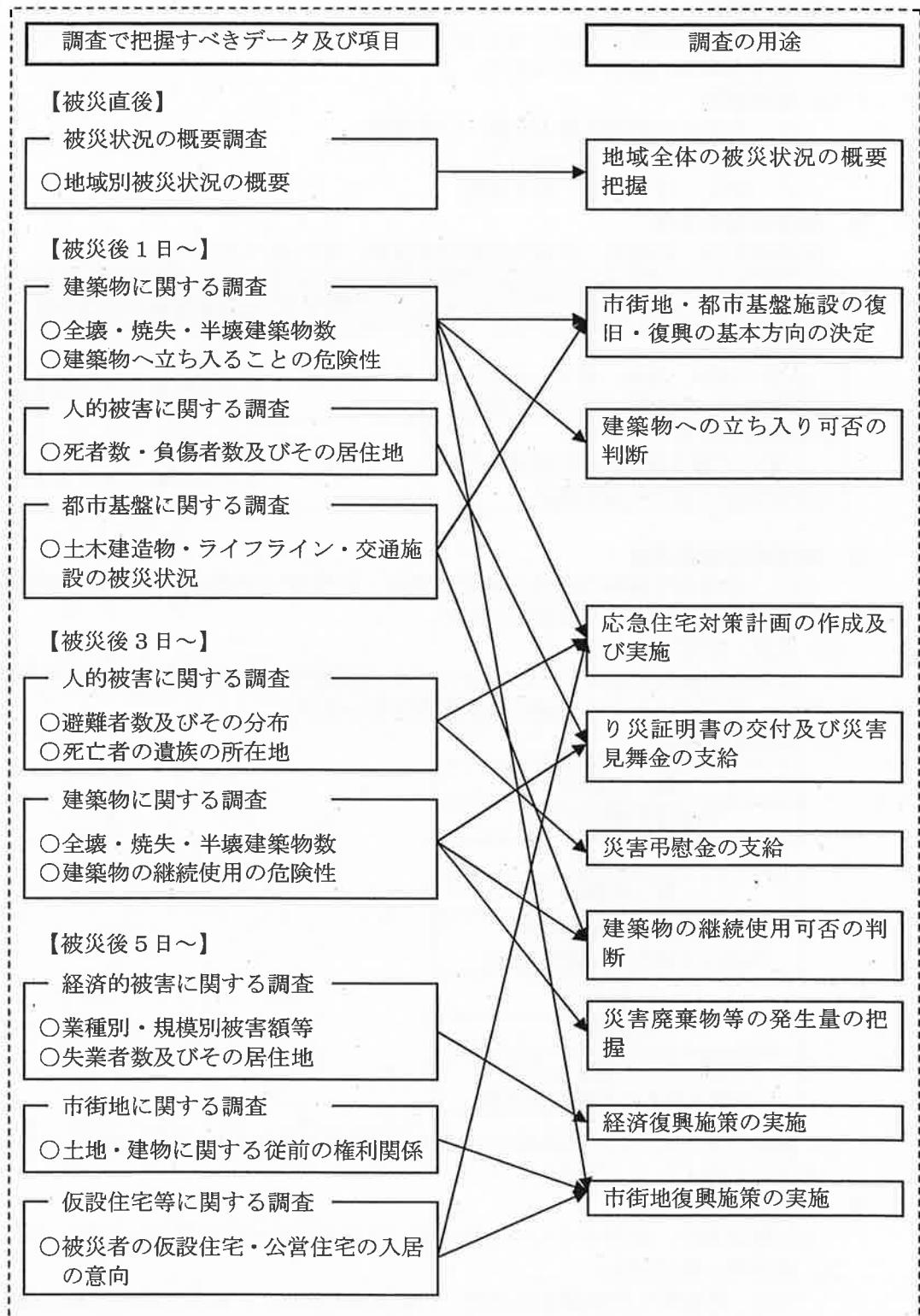
ア 物的被害状況調査

市は、災害直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討するために、業種別・規模別被害額や工場・商店等の全壊・焼失数等について、調査を行います。

イ 地域への影響の把握

市は、産業基盤施設の被災状況や事業者の物的被害状況等を調査し、操業停止期間等を把握します。

【被害状況調査の概要フロー】



第2 り災証明書等の交付 財務部、消防部

1 証明の範囲

災害対策基本法第2条第1号に規定する災害により被害を生じた建物等について、必要な事項の証明を行います。

(1) 建物被害

- ア 全壊・大規模半壊・半壊・一部損壊
- イ 全焼・半焼・部分焼
- ウ 流失・床上浸水・床下浸水

2 被害の判定基準

被害認定は、内閣府「災害の被害認定基準」等に基づき市が行います。

	全壊	半壊	
		大規模半壊	その他
①損壊基準判定 住家の損壊、焼失、流失した部分の床面積の延べ床面積に占める損壊割合	70%以上	50%以上 70%未満	20%以上 50%未満
②損害基準判定 住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

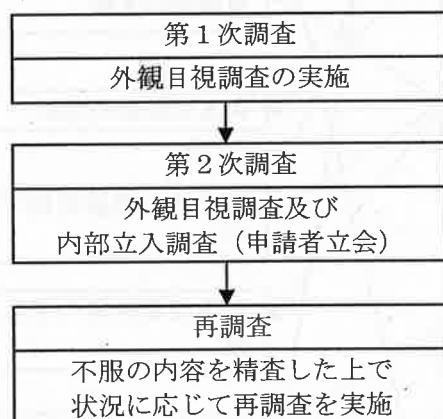
3 被害認定調査活動

市は、具体的な調査方法及び判定方法は、内閣府「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」等に基づき判定します。

(1) 周知・広報

被害認定調査活動を行うにあたっては、避難所等での周知及び市域での広報を行い、被災者に対する正確な情報提供を行います。

(2) 被害認定調査



(3) 調査にあたっては、被災者からの情報提供等を受ける等、調査に際しての事前状況を把握した上で実施します。

4 り災証明書の交付

り災証明書は、被災者からの申請に基づき市長または消防署長が交付します。

(1) 建物等の被害調査

市は、建物等の被害調査を計画し、調査員を確保し、被災地域の写真の撮影及び目視・聞き取り調査を実施します。

(2) り災台帳

建物等の被害調査結果等を基にり災台帳を作成し、り災証明書の証明内容の確認台帳とします。

(3) り災証明書の交付

被災者からり災証明書の交付申請があったときは、り災台帳に基づき、交付し

ます。

(4) 再調査の申し出

被災者は、り災証明書の内容に不服があった場合は、再調査を申し出ができるものとします。申し出があった建物に対し、迅速に調査を実施し、り災証明書を交付します。

5 り災証明書の交付に関する広報

り災証明書の交付は、臨時広報紙、避難所の掲示板、報道機関等を通じ、被災者に周知徹底します。

第3節 生活再建支援対策

第1 災害相談対策 企画部、市民安全部

1 災害相談の実施

市は、災害により被害を受けた市民の生活上の不安等の解消を図るため、相談業務を実施します。

2 臨時災害相談所の開設

市は、必要に応じて臨時災害相談所を設置し、市民の相談を受け、苦情、要望等を聞き取り、速やかに関係部局及び関係機関と連携して早期解決に努めます。

3 臨時災害相談所の規模等

相談所の箇所数及び人員は、災害の規模や現地の状況により決定します。

相談所では、被災者救護を実施する各部局及び関係機関の職員が相談員として常駐するとともに、弁護士会等の関係団体に協力を要請し、各種相談に応じます。

4 相談業務の内容

- (1) 行方不明者に関すること
- (2) 被災者の住居に関すること
- (3) 被災者の生活資金に関すること
- (4) 被災事業者の資金に関すること
- (5) 市民生活に関すること
- (6) その他

5 情報提供

市は、企業等と連携を図り、法制度、金融機関、生命保険、損害保険、火災保険等、被災地域の必要な生活関連情報や支援等を整理し、ホームページや広報紙を利用して市民に提供します。

第2 被災者台帳の作成及び活用 財務部

1 被災者台帳の作成

市長は、災害が発生した場合、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする「被災者台帳」を作成するものとする。

被災者台帳には、災害対策基本法第90条の3第2項に基づき、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとします。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 前各号に掲げるもののほか、災害対策基本法施行規則第8条の5で定める事項

市長は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができるものとします。

市長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めるものとします。

2 台帳情報の利用及び提供

市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、災害対策基本法第90条の4及び災害対策基本法施行規則第8条の6に基づき被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができるものとします。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- (2) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- (3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

第3 被災者の安否情報の提供

市は、被災者の安否情報について家族又は親族等から照会があった時には、災害対策基本法第86条の15に基づき回答するよう努めます。

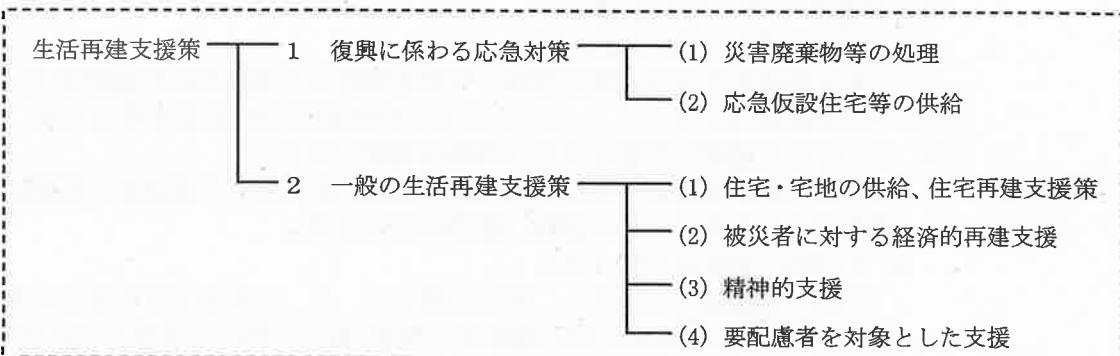
なお、回答の際は被災者や第三者の利益を侵害しないように配慮するほか、照会に対して適切に回答し、又は備えるため、必要な限度で当該情報を利用するものとします。

また、必要に応じて関係自治体、警察等に対して、被災者に関する情報提供を求めます。

第4 生活再建支援策 各項目参照

生活再建支援策は、大きく復興に係わる応急対策と一般の生活再建支援策に分けられ、それぞれの施策ごとに、具体的な実施内容を定めます。

【生活再建支援策のフロー】



1 復興に係わる応急対策

- (1) 災害廃棄物等の処理 環境部

市は、災害廃棄物の処理を行うための体制を確立するとともに、計画的な収集・処分を図ります。

- (2) 応急仮設住宅等の供給 福祉部、都市部、建設部

市は、応急仮設住宅等の供給、市営住宅等の空き家の活用等により、当分の間の生活の支援、居住の安全を確保するとともに、市営住宅等への一時入居を行います。

2 一般の生活再建支援策

- (1) 住宅・宅地の供給及び住宅再建支援 都市部、建設部

市は、建築物の被災状況調査による継続使用の可否、住宅復興に関する情報の提供、あるいは、被災者の住宅対策として、自己再建の支援等を行います。

- (2) 被災者の経済的再建支援 財務部、福祉部、会計部、市社会福祉協議会

ア 被災者生活再建支援金の支給

市は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難となった世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、最高300万円の被災者生活再建支援金を支給し、支給申請等に係る窓口業務を行います。

また、県は、これを受けて、被災者生活再建支援金支給に関する事務を行います。

イ 災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

市は、災害による死亡者の遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律82号。以下「弔慰金法」という。）及び同法施行令（昭和48年制令374号）の規定に基づく茅ヶ崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第23号。以下「弔慰金条例」という。）の定めところにより、災害弔慰金を支給します。

また、災害により精神的または身体に著しい障害を受けた者に対しては、弔慰金条例に基づく災害障害見舞金を支給します。

ウ 災害援護資金、生活福祉資金の貸付

市は、災害により家屋等に被害を受けた世帯主に対し、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害では、弔慰金条例に従って、災害援護資金の貸し付けを行います。

市社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小規模災害時には、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づく生活福祉資金を、低所得者世帯を対象に貸し付けます。

エ 災害見舞金等の支給

市は、災害により被害を受けた市民に対し、茅ヶ崎市災害見舞金等支給要綱に基づき、災害見舞金または弔慰金を支給します。

オ 義援金の受け入れ及び配分

(ア) 特定義援金の受け入れ

茅ヶ崎市または茅ヶ崎市長等、本市を特定して寄託された義援金（以下「特定義援金」という。）については、財務部及び会計班が受け入れ、状況に応じて適切な方法により一時的に保管します。

また、特定義援金の寄託を受けた場合は、原則として寄託者に受領証を発行するとともに、その記録、整理を行います。

(イ) その他の義援金の受け入れ

県は、義援金の受け入れ、配分に関して、市、日本赤十字社神奈川県支部、神奈川県共同募金会等と義援金の募集、配分に関する委員会を組織し、適切な受け入れ、配分を行います。

カ 義援物資の受け入れ及び配分

(ア) 民間企業や自治体等からの義援物資

市は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受け入れを希望するもの及び希望しないものを把握します。県及び市は、その内容のリスト及び送り先を国民に対して公表し、周知等を図るものとします。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するものとし、これを活用し、物資の配分を行います。

(イ) 個人等からの小口義援物資

市は、個人等からの小口の義援物資については、原則受け入れないこととし、その方針について周知するものとします。

なお、周知にあたっては、記者発表や県及び市のホームページへの掲載のほか、報道機関による情報提供を行います。

キ 生活保護

被災による生活環境の変化から、新たな要保護者の発生が予想されるので、申請漏れが生じないよう、市は、相談窓口の設置等により、生活保護制度の周知を行います。

また、被災の状況によっては、申請そのものが困難な場合も考えられるため、積極的に情報を収集して、要保護者の把握に努めます。

ク 税の減免等

市は、被災者の生活再建を支援するため、個人住民税、軽自動車税、固定資産税等の市税について、申告期限・納期等の延長、減免等の納税緩和措置について検討します。

ケ 社会保険関連

市は、国民健康保険、介護保険等、社会保険関連の特例措置を実施します。

(3) 精神的支援 **文化生涯学習部、福祉部、保健所部**

ア 被災者の精神的な後遺症に関する相談室の設置及び訪問相談等の実施

市は、被災を体験したことにより、精神的に不安定になっている被災者に対し、専用電話等を設け、医師、保健師、ソーシャルワーカー等が心の相談に応じるとともに、必要に応じ訪問相談を行います。

イ 被災者の精神保健活動支援のための拠点の設置

市は、被災者のP T S D (心的外傷後ストレス障害) 等に長期的に対応すること、被災精神障害者の地域での生活支援を目的に、被災者の精神保健活動支援のための拠点を設置し、地域に根ざした精神保健活動を行います。

ウ 男女双方の視点に配慮した精神的支援

市は、避難所や仮設住宅で生活する女性が抱える多様な悩みに対応するため、女性相談員等による相談の実施や、必要な支援及び助言を行います。

あわせて、男女が気兼ねなく集まれる機会を設ける等、男女が共に助け合い、精神的負担を緩和し、1日も早く平常な生活を再開できるよう支援を行います。

(4) 要配慮者を対象とした支援 **文化生涯学習部、福祉部、保健所部**

ア 高齢者・障害者等への支援の実施

市は、高齢者、障害者等の避難行動要支援者の被災状況を把握し、ホームヘルプサービスや、ショートステイ等の在宅サービスの実施、入所施設等への受け入れ、福祉ボランティアの確保等を実施します。

イ 外国人被災者への支援の実施

(ア) 日本語を話せない外国人への生活情報の発信

市は、日本語を理解できない外国人被災者に対し、情報を入手できるよう、仮設住宅、義援金など各種交付金の手続きといった生活情報を、やさしい日本語による発信に加え、多言語で発信します。

(イ) 外国人相談窓口の設置

市は、外国人の相談窓口を設置し、帰国手続き、り災証明書、義援金等金銭給付、就労・労働、住宅等に関する相談を受けます。

また、ボランティア等を活用し、可能な限り母国語で相談に応じることができるように体制を整備します。

第4節 復興対策

第1 復興計画の策定 企画部、都市部

市は、大規模災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な被害が生じた場合には、被災地の再建は高度かつ複雑な大規模事業になることから、これを速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、復興計画を策定します。

1 復興計画で規定すべき事項

復興では、被災者の生活再建を支援し、施設のより一層の安全性の向上を図るとともに、地域復興のための基礎的な条件づくりを行うことが必要とされ、復興計画とは、これらの基本的な課題を達成するための計画であり、これらの課題に応えるための施策体系が必要です。

また、復興施策や復興事業は広範囲な分野にわたり、内容も複雑多岐に及ぶので、多くの復興施策や復興事業のうち、何を優先実行していくのかを明確に示す必要があります。

具体的には、復興計画において規定する事項は、次のとおりです。

- (1) 復興に関する基本理念
- (2) 復興の基本目標
- (3) 復興の方向性
- (4) 復興の目標年
- (5) 復興計画の対象地域
- (6) 個々の復興施策の体系（被災市街地・都市基盤等の復興計画、被災者の生活再建支援計画、地域経済復興支援計画等）
- (7) 復興施策や復興事業の推進方策
- (8) 復興施策や復興事業の優先順位

2 地域と市民の絆で築く復興計画

市は、被災者が復興への意欲を持ち、共感を持てるような将来像を構築し、未来を見据えた復興計画を策定します。

なお、その計画の策定においては、あらゆる機会において、地域生活者や男女双方の視点に配慮し、いち早いまちの活力の再生や、誰もが安全・安心して暮らせるまちづくりを目指し、市、市民、企業等が一致団結して復興に向け取り組みます。

第2 復興財源の確保 財務部

被災の状況に応じた復旧事業及び復興計画に定めた事業に対する財源の確保を行います。

1 財政方針の策定

市は、災害発生後の応急・復旧、復興事業を遅滞なく進めるとともに、国や県に対して各種要望を行うため、被害状況の把握と対応策の検討と同時に財政需要の見込みの算定を行います。

2 財源確保対策

(1) 財源の確保

市は、財政調整基金や市債の活用及び他の事業の抑制等により、財源の確保に取り組みます。

(2) 国への支援要望等

更なる財源確保のため、激甚災害の指定や補助、地方交付税措置等、国に対して要望していきます。

第3 市街地復興 企画部、都市部

被災した市街地の復興は、市民の生活、地域経済の復興に繋がることであり、迅速に復興するための対策が必要となります。

その場合、被災前の状態である原状復旧だけを考えるのではなく、将来に向けた安全で安心なまちづくりの視点で市街地の復興対策の可能性もあわせて検討することが重要となります。

1 復興整備条例の制定及び復興対象地区の設定

市は、秩序ある復興を促すために必要に応じて条例を定めるよう努めます。この条例には、復興の基本理念や市、市民、企業等の役割、復興対象地区の指定と整備手法等を明示します。

(1) 復興整備条例の目的

ア 生活の基盤である市街地の復興について取り組みの方針と理念となるべく早い段階で市民に対し宣言することにより、不安を解消し、復興への道筋を明らかにします。

イ 市街地復興の対象となる地区、その中でも特に重点的に住宅供給、基盤整備等を進める地区といったような重層的な地区指定を行うことにより、被災市街地の復興の基本方針を明らかにします。

(2) 復興整備条例の検討及び制定

市は、復興整備条例の必要性について事前に検討を行います。なお、施行時期については、被災状況の全体像が明らかとなる被災後1ヶ月を目安とします。

(3) 復興対象地区の設定

条例を制定した場合、市は、復興対象地区の地区区分を設定します。

2 建築制限の実施

市は、復旧・復興の妨げになるような無秩序な建築行為を防止するため、区画整理等による本格的な復旧・復興事業に着手するまでの間、被害の程度や地区的経緯を踏まえて区域を設定し、建築制限を実施します。

3 都市計画案の作成、事業実施

市は、アンケート調査等で市民の意見集約を図りながら、被災市街地復興推進地域の都市計画案を作成し、都市計画の決定手続きを行います。

また、被災市街地復興土地区画整理事業などの制度を活かし、必要に応じて事業を実施します。

4 防災都市づくり

市は、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、早急な生活再建、都市機能の回復が図られるよう市民の合意形成に最大限努めます。

また、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の実施により、良好な市街地の形成と都市機能の更新を図ります。

第4 都市基盤施設の復旧・復興 企画部、経済部、環境部、都市部、建設部、下水道河川部、東日本旅客鉄道(株)横浜支社、ライフライン関係機関

都市基盤施設の復旧・復興は、災害応急対策として行われる機能の回復を目的とした応急復旧と、施設自体を被災前の状況に戻す復旧、あるいはさらに防災性を高めて計画的に整備するといった本格的な復興の3つの段階に分けられ、それぞれの基本方向に沿って施策を実施します。

1 被災施設の復旧等

(1) 市は、あらかじめ定めた応援協定等を活用し、市管理の公共施設の復旧に努めます。

また、被災施設の復旧に当たっては、可能な限り早期の応急復旧に努めます。

(2) ライフライン、交通関係施設の応急復旧については、関係事業者と連携のもと、施設の早期復旧に努めます。

2 応急復旧後の本格復旧・復興

市は、幹線道路、都市公園、河川、漁港等の骨格的都市基盤整備、ライフラインの地中化の整備、さらには建築物や公共施設の安全性の向上を基本目標とします。

(1) 道路

市は、被災状況、地域特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な原状復旧を目指すか、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、基本方向を決定します。

(2) 公園・緑地

市は、被災市街地の復興における基盤整備の方針、計画、整備手法等と調整を図り、公園・緑地の復旧・復興方針を決定します。

(3) ライフライン施設

施設管理者は、被害状況及び被害調査結果を共有し、調査が重複しないよう連携して行い、迅速な原状復旧を目指すか、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのかを検討し、整合性を図りながら基本方向を決定します。

また、復旧事業を行う順序については、応急対策・復旧対策への活用性といった緊急性を考慮して決定します。

(4) 河川・砂防施設

市及び県は、管理する各施設について、被害状況や緊急性を考慮して、施設の早期復旧・復興を目指すとともに、防災性の向上に努めます。

(5) 漁港施設

漁港管理者が中心となり、民間会社及び茅ヶ崎市漁業協同組合と協力して漁港施設の被害調査を行い、被災状況を把握するとともに、迅速な原状復旧を目指すか、中長期的な問題点の改良等も行う復興を行うのか検討し、基本方向を決定します。

(6) 災害廃棄物等

市は、安全と環境に配慮して、迅速かつ効果的な災害廃棄物の処理を実施するため、災害廃棄物の処理体制を確立します。

実施計画を作成する際には、腐敗・悪臭の防止、公衆衛生確保の観点から、被災地の状況を踏まえた災害廃棄物の迅速かつ適正な処理、災害廃棄物の再利用、アスベスト等の適正処理等を考慮します。

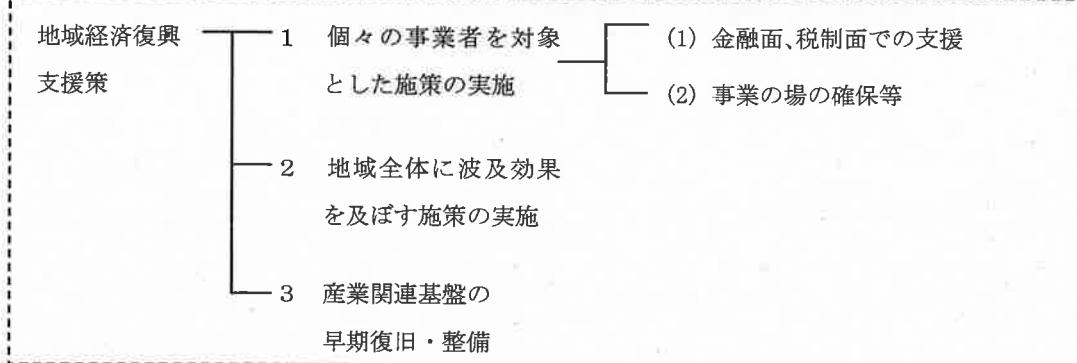
また、家屋等の倒壊は原則として所有者が行いますが、国の補助が認められた場合には、市は県及び関係機関と調整のうえ、解体処理についての必要な措置を実施します。

第5 地域経済復興支援 企画部、財務部、経済部、都市部

地域の経済状況は、その地域住民にとって、雇用、収入、その他の生活環境の確保の面において、非常に大きく係わるものであり、被災者の生活再建にも大きな影響を与えます。

また、財政面からみれば、税収を支えるという点で、市の復興財源の確保にも大きな影響を与えます。したがって、地域経済復興は、被災地の復興にとって重要な課題であり、特に、行政が行うべき地域経済の復興支援の柱としては、経済基盤が弱い中小企業の自立支援、地域経済全体の活性化のための支援等が必要です。

【地域経済の復興支援施策のフロー】



1 個々の事業者を対象とした施策の実施

市は、業種別・規模別被害額等について調査（地域経済の復興計画を作成するための調査）を行い、再建のための資金需要等を把握し、災害直後の緊急対応及び復興に向けての施策を検討します。

(1) 金融面、税制面での支援

中小事業者の経済復興は、経済基盤の弱さから長期化する傾向にあり、経済復興に要する期間は、事業規模や業種によってまちまちであるため、一律的な支援策だけでなく、個々の事業者の特性に応じたきめ細かい支援策を検討します。

また、地域産業全体への波及力の大きい大企業についても、金融、税制面での支援を行う等、早期事業復旧の支援について検討します。

(2) 事業の場の確保等

ア 仮設賃貸店舗の建設

県及び市は、被害状況調査や事業者、業界団体等の意見をもとに、店舗の被災（倒壊、焼失等）により事業再開が困難となっている事業者に対し、事業者が自ら事業の場を確保するまでの間、暫定的な仮設賃貸店舗を建設し、低廉な賃料等での提供を検討します。

イ 共同仮設工場・店舗の建設支援

県及び市は、倒壊または焼失等の被害を受けた事業組合等が、自ら共同仮設工場・店舗を建設する場合には、工業集団化事業の一環として、(公財)神奈川産業振興センターと連携を図りながら、相談・指導を行います。

ウ 工場・店舗の再建支援

県及び市は、自ら工場・店舗等を再建しようとする事業主・組合等に対して、(公財)神奈川産業振興センターと連携を図りながら、相談・指導を行うとともに、資金面に関する支援を検討します。

エ 民間賃貸工場・店舗の情報提供

県及び市は、業界団体等に対して、賃貸が可能な工場・店舗の物件情報の提供を依頼して情報収集を行い、リストを相談窓口や業界団体等に配布するとともに、ホームページ等を活用して情報提供を行います。

2 地域全体に波及効果を及ぼす施策の実施

被災地域全体を対象としたイベントやプロジェクトの誘致、観光・地場産業のPRや地産地消の推進等を実施することにより、地域経済全体の活性化を図ります。

また、地域経済の復興に当たっては、地域特性に応じた新産業の創出・育成及び既存の産業の高度化促進に取り組みます。

3 産業関連基盤の早期復旧・整備

地域経済の復興を図るために、道路・鉄道・漁港・情報通信基盤等の都市基盤施設の早期復旧・整備が必要不可欠です。市が管理する都市基盤施設の迅速な復旧を行うことはもちろんのこと、民間事業者が管理する都市基盤施設についても迅速な復旧を要請することを検討します。

特殊災害対策計画

構成概要（特殊災害対策計画）

【特殊災害対策計画】

全体構成	名称	概要
第1章	災害対策の計画的な推進	特殊災害対策計画では、火山災害、油流出等海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、放射性物質災害、危険物等災害、大規模火災、竜巻等突風災害等の災害に対する総合的な対策を定めています。
第2章	共通対策	
第3章	火山災害対策	
第4章	海上災害対策	各種災害対策は、事前の予防対策及び災害時の応急対策により構成し、情報の受伝達体制や応急活動体制の整備、消火、救助・救急活動体制の確立等、災害の特性に応じた必要な応急対策活動を迅速かつ的確に行うことを目的としています。
第5章	航空災害対策	
第6章	鉄道災害対策	
第7章	道路災害対策	また、このような特殊な災害発生時には、市町村単独では対応しきれない事態が考えられることから、応急対策活動に関わる全ての者が一致団結し柔軟に連携しながら、円滑な活動を行うことが重要です。
第8章	放射性物質災害対策	
第9章	危険物等災害対策	
第10章	大規模火災対策	そのため、各種対策の実施内容等を明記し、災害により被災しても、速やかに対応策を講じ、各主体が連携し一体となった応急対策活動の実施を目指します。
第11章	竜巻等突風災害対策	

目次（特殊災害対策計画）

第1章 災害対策の計画的な推進

第1節 計画の方針	特殊1-1
第1 計画の目的-----	(1) -----
第2 計画の位置づけ-----	(1) -----
第3 計画の構成-----	(1) -----

第2章 共通対策

第1節 災害対策本部組織の充実	特殊2-1
第1 災害対策本部組織-----	(1) -----
第2 職員の動員-----	(3) -----
第3 職員の参集-----	(3) -----
第4 災害対策本部と各関係機関の連携強化-----	(3) -----
第2節 災害情報受伝達体制の充実	特殊2-2
第1 災害情報受伝達体制の充実-----	(1) -----
第2 防災行政用無線の充実強化-----	(1) -----
第3 市民への情報伝達体制の整備-----	(1) -----
第4 報道機関との協力体制の確立-----	(1) -----
第5 神奈川県防災行政通信網の活用-----	(1) -----
第6 通信手段の確保-----	(2) -----

第3章 火山災害対策

第1節 火山の概要	特殊3-1
第1 箱根山の概要-----	(1) -----
第2 富士山の概要-----	(2) -----
第2節 火山情報の伝達体制等	特殊3-2
第1 噴火警報等の発表-----	(1) -----
第3節 予防対策	特殊3-3
第1 情報の収集・連絡-----	(1) -----
第2 消防活動-----	(1) -----
第3 医療救護活動-----	(1) -----
第4 避難対策-----	(1) -----
第5 降灰等対策-----	(1) -----
第6 防災知識の普及・啓発-----	(2) -----
第4節 災害時の応急対策活動	特殊3-4
第1 発災直後の情報の収集・連絡-----	(1) -----
第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制-----	(1) -----
第3 消防活動-----	(2) -----
第4 医療救護活動-----	(2) -----
第5 避難対策-----	(2) -----
第6 帰宅困難者対策-----	(3) -----
第7 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送対策-----	(3) -----
第8 災害広報の実施-----	(3) -----

第4章 海上災害対策

第1節 予防対策		特殊4-1
第1	情報の収集・連絡	(1) -----
第2	消防活動	(1) -----
第3	医療救護活動	(1) -----
第4	災害用資機材等の整備	(1) -----
第5	三浦半島・相模湾排出油等防除協議会の措置	(1) -----
第2節 災害時の応急対策活動		特殊4-2
第1	発災直後の情報の収集・連絡	(1) -----
第2	災害対策本部の設置及び広域応援体制	(1) -----
第3	大規模な油等流出事故に対する防除措置	(2) -----
第4	消防活動	(2) -----
第5	医療救護活動	(2) -----
第6	油等汚染鳥類の救護	(3) -----
第7	避難対策	(3) -----
第8	災害広報の実施	(3) -----
第9	沿岸の警戒	(3) -----
第10	二次災害の防止活動	(3) -----

第5章 航空災害対策

第1節 予防対策		特殊5-1
第1	情報の収集・連絡	(1) -----
第2	消防活動	(1) -----
第3	医療救護活動	(1) -----
第2節 災害時の応急対策活動		特殊5-2
第1	発災直後の情報の収集・連絡	(1) -----
第2	災害対策本部の設置及び広域応援体制	(2) -----
第3	消防活動	(2) -----
第4	医療救護活動	(3) -----
第5	災害広報の実施	(3) -----

第6章 鉄道災害対策

第1節 予防対策		特殊6-1
第1	情報の収集・連絡	(1) -----
第2	消防活動	(1) -----
第3	医療救護活動	(1) -----
第4	鉄道事業者の措置	(1) -----
第2節 災害時の応急対策活動		特殊6-2
第1	発災直後の情報の収集・連絡	(1) -----
第2	災害対策本部の設置及び広域応援体制	(1) -----
第3	消防活動	(2) -----
第4	医療救護活動	(2) -----
第5	緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	(2) -----
第6	災害広報の実施	(2) -----

第7章 道路災害対策

第1節 予防対策	特殊 7-1
第1 道路の安全確保	(1) -----
第2 情報の収集・連絡	(1) -----
第3 消防活動	(1) -----
第4 医療救護活動	(1) -----
第2節 災害時の応急対策活動	特殊 7-2
第1 発災直後の情報の収集・連絡	(1) -----
第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制	(1) -----
第3 消防活動	(1) -----
第4 医療救護活動	(2) -----
第5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	(2) -----
第6 災害広報の実施	(2) -----

第8章 放射性物質災害対策

第1節 予防対策	特殊 8-1
第1 安全確保	(1) -----
第2 放射性物質災害に対する防災体制の整備	(2) -----
第3 情報の収集・連絡	(2) -----
第4 放射線測定の実施	(2) -----
第5 消防活動	(2) -----
第6 医療救護活動	(3) -----
第2節 災害時の応急対策活動	特殊 8-2
第1 発災直後の情報の収集・連絡	(1) -----
第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制	(1) -----
第3 災害時の市民等への指示・広報	(2) -----
第4 消防活動	(2) -----
第5 医療救護活動	(3) -----
第6 避難対策	(3) -----
第7 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	(3) -----
第8 放射線測定体制の強化	(3) -----
第9 災害復旧	(3) -----

第9章 危険物等災害対策

第1節 予防対策	特殊 9-1
第1 予防対策	(1) -----
第2 安全確保	(1) -----
第3 情報の収集・連絡	(1) -----
第4 消防活動	(2) -----
第5 医療救護活動	(2) -----
第6 危険物等の大量流出時における防除活動	(2) -----
第2節 災害時の応急対策活動	特殊 9-2
第1 発災直後の情報の収集・連絡	(1) -----
第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制	(1) -----
第3 消防活動	(1) -----
第4 医療救護活動	(2) -----
第5 避難対策	(2) -----
第6 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	(2) -----
第7 危険物等の流出に対する応急対策	(2) -----
第8 災害広報の実施	(2) -----

第10章 大規模火災対策

第1節 予防対策	特殊 10-1
第1 安全確保	(1) -----
第2 情報の収集・連絡	(1) -----
第3 消防活動	(1) -----
第4 医療救護活動	(2) -----
第5 避難対策	(2) -----
第6 防災知識の普及・啓発	(2) -----
第2節 災害時の応急対策活動	特殊 10-2
第1 発災直後の情報の収集・連絡	(1) -----
第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制	(1) -----
第3 消防活動	(1) -----
第4 医療救護活動	(2) -----
第5 避難対策	(2) -----
第6 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動	(2) -----
第7 災害広報の実施	(2) -----

第11章 竜巻等突風災害対策

第1節 竜巻の概要	特殊 11-1
第1 竜巻の概要	(1)
第2節 竜巻注意情報	特殊 11-2
第1 竜巻注意情報の概要	(1)
第2 竜巻注意情報の予測精度	(1)
第3 竜巻注意情報の発表件数	(2)
第4 段階的な気象情報の発表	(2)
第3節 予防対策	特殊 11-3
第1 竜巻注意情報の伝達	(1)
第2 情報の収集・連絡	(1)
第3 消防活動	(1)
第4 医療救護活動	(1)
第5 防災知識の普及・啓発	(2)
第4節 災害時の応急対策活動	特殊 11-4
第1 発災直後の情報の収集・連絡	(1)
第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制	(1)
第3 消防活動	(2)
第4 医療救護活動	(2)
第5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送対策	(2)
第6 災害広報の実施	(2)

第1章 災害対策の計画的な推進

第1節 計画の方針

第1 計画の目的

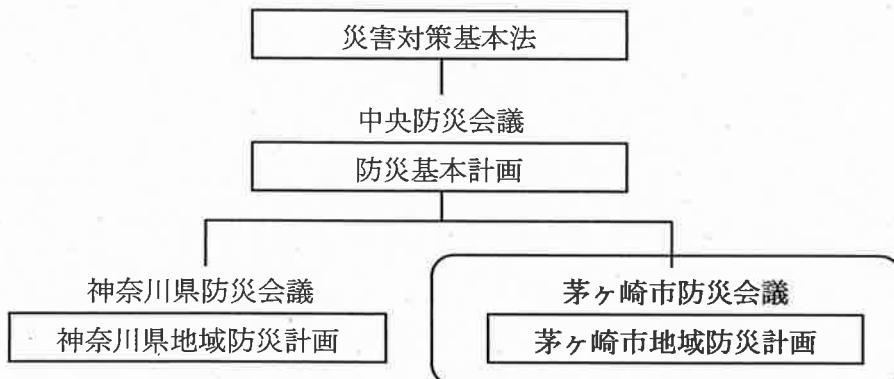
茅ヶ崎市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として、茅ヶ崎市防災会議が作成するものです。

特殊災害対策計画は、火山災害、鉄道災害、道路災害、放射性物質災害等の特殊な災害全般に関して総合的な対策を定めたものであり、この計画に基づき、事前の対策を推進して、災害に強い安全なまちづくりを進めるとともに、災害が発生したときの応急対策活動を迅速かつ円滑に実施することにより、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的としています。

また、各種事前対策や応急対策活動においては、関わる全ての者が連携し、それぞれの役割を十分に果たし、一致団結して各種対策を実施するものとします。

第2 計画の位置づけ

茅ヶ崎市地域防災計画は、国の「防災基本計画」、「神奈川県地域防災計画」との整合性、関連性を有した地域防災計画として位置づけられています。



第3 計画の構成

茅ヶ崎市地域防災計画は、「地震災害対策計画」、「風水害対策計画」、「特殊災害対策計画」及び「資料編」で構成されています。

計画の構成	記載内容・範囲
地震災害対策計画	○風水害及び特殊災害を除く、地震災害に対する予防・応急・復旧対策の各計画を示しています。
風水害対策計画	○地震災害及び特殊災害を除く、風水害に対する予防・応急・復旧対策の各計画を示しています。
特殊災害対策計画	○本市の特殊災害に対する予防・応急対策の各計画を示しています。 ○本計画では、特殊災害に対応するため、災害状況に応じて、市、防災関係機関、市民及び企業等の役割や責任を明確にし、連携を図りながら対応していきます。
資料編	○「地震災害対策計画」、「風水害対策計画」、「特殊災害対策計画」に係る資料を掲載しています。



第2章 共通対策

第1節 災害対策本部組織の充実

第1 災害対策本部組織

1 災害対策本部

市長は、市内において特殊災害が発生し、または発生のおそれがあり、災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、災害対策本部を設置して事態に対処します。

この設置があった場合は、直ちに防災関係機関に通知するとともに、市庁舎入口に災害対策本部の掲示をします。

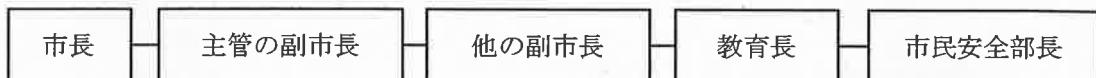
(1) 災害対策本部設置基準

災害対策本部は、災害対策基本法第23条の2第1項の規定により市長が必要と認めたときに設置します。

(2) 意思決定の順位

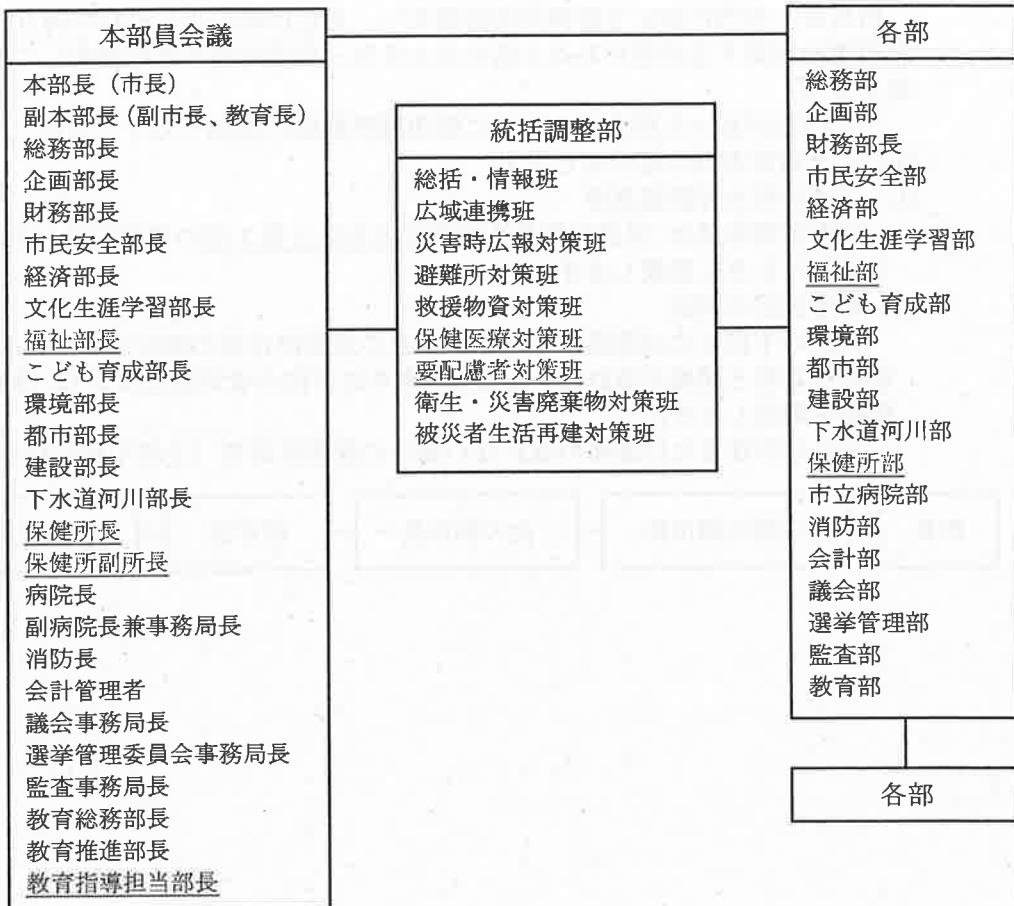
市長の不在または連絡が取れない場合の意思決定者の順位は次のとおりとし、意思決定者と連絡が取れない場合は、直ちに下位の者が意思決定し、体制を整え活動を開始します。

市長の不在または連絡の取れない場合の意思決定者（上位不在の場合の順）



2 組織

災害対策本部組織は、茅ヶ崎市災害対策本部条例（昭和38年条例第12号）及び茅ヶ崎市災害対策本部運営要綱に定めるところによりますが、その概要は次のとおりです。



(1) 本部員会議

本部員会議は、本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）及び災害対策本部の各部長によって組織され、主として統括調整部が準備する応急対策に係る実施方針や措置案について審議、意思決定し、統括調整部及び各部に対して対策の実行や新たな措置案の検討を指示します。

(2) 統括調整部の活動

統括調整部は、市民安全部防災対策課及び重要な応急対策の主管課職員によって組織され、災害に係る情報の集約・分析、災害対策本部の活動方針の策定、重要な応急対策に係る実施構想や対策案の検討・調整を行い、本部長及び本部員会議の意思決定を補佐するとともに、必要に応じて各部に対し必要な指示を行います。

(3) 各部の活動

災害対策本部の各部班は、本部長及び本部員会議が決定した対策実施方針や実施構想等に基づき必要な応急対策活動を実行します。

また、必要に応じ統括調整部が検討した実施構想に基づき細部の実施計画や実施要領を検討し、その結果に基づき応急対策活動を実施します。

3 配備体制

災害対策本部は、災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講じます。

第2 職員の動員

市は、災害対策本部運営マニュアルに基づき、応急対策活動に従事する職員の動員を実施します。

1 動員の実施

- (1) 動員は、本部長の命により行います。
- (2) 動員区分は各部、各班とします。
- (3) 本部員は、本部員会議に出席し、各部班長は、会議の決定に基づいて連絡調整にあたります。

第3 職員の参集

市は、職員参集システムを活用し、災害発生時に速やかに職員の安否確認及び参集の可否について把握に努めます。

1 勤務時間中の参集

- (1) 職員は、所属長の指示に従い、各々の分担業務に従事します。
- (2) 現場に出向いている職員は、災害鎮静後速やかに帰庁するよう努めます。ただし、災害の状況により、帰庁自体に危険が生じる可能性がある場合は、所属長または防災主管課へ確認しその指示に従います。

2 勤務時間外及び休日の参集

- (1) 職員は、勤務時間外に災害が発生し、被害が予測されるときは、各種分担業務に従事するため、所属勤務場所またはあらかじめ指定された場所に参集することとします。ただし、災害の状況により、参集自体に危険が生じる可能性がある場合は、所属長または防災主管課へ確認しその指示に従います。

3 参集の除外

次の者は、動員対象から除外します。

- (1) 災害発生時において急病、負傷等で参集が不可能な職員
- (2) その他本部長が認める職員

4 参集の報告

- (1) 招集を受けて参集した者は、所属部班長に速やかに、その旨を報告します。
- (2) 病気その他やむを得ない理由により招集に応じられないときは、その旨を所属部班長に報告します。

第4 災害対策本部と各関係機関の連携強化

1 防災関係機関との連携

市は、被害状況や応急対策活動の実施状況をとりまとめ、情報を集約、整理または分析し、応急復旧に関する優先順位の決定や対処方針の策定を行う等、防災関係機関と情報を共有し、連携を図ります。

2 茅ヶ崎市議会との連携

市は、茅ヶ崎市議会（以下「市議会」という。）に対し、被害状況や応急対策活動に関する状況や対処方針等について定期的に報告し、市議会と情報を共有し、連携を図ります。

第2節 災害情報受伝達体制の充実

第1 災害情報受伝達体制の充実

市は、災害情報を受理したときは、直ちに市民に伝達し、必要に応じて避難勧告等の発令措置を行います。

また、市及び防災関係機関は、報道機関に協力を求めて市民に周知するよう努めます。

1 広報事項

- (1) 市民のとるべき行動・安全措置
- (2) 避難所の開設状況
- (3) 気象・災害状況
- (4) 交通機関、ライフライン被害
- (5) その他必要な情報

2 広報媒体

- (1) 防災行政用無線
- (2) 地域情報配信システム
- (3) ホームページ、エリアメール、ツイッター
- (4) t v k (地上デジタル放送によるデータ文字放送)
- (5) ラジオ
- (6) 広報車及び消防車による広報
- (7) 必要によりチラシ、臨時広報紙等を作成し、配布または掲示の実施
- (8) その他あらゆる情報媒体を利用した広報

第2 防災行政用無線の充実強化

市は、市民に対する情報伝達を迅速かつ的確に行うため、必要に応じて防災行政用無線の子局の増設・移設を行う等、難聴地域（無線放送が聞き取りにくい地域）の解消に努めます。

また、防災行政用無線の補完機能として、防災ラジオの導入、地域情報配信システム等の充実を図ります。

第3 市民への情報伝達体制の整備

市は、市民に対し、防災行政用無線や地域情報配信システム、ホームページ、エリアメール、ツイッター、t v k (地上デジタル放送によるデータ文字放送)、ラジオ等を活用し、時間経過に応じた情報提供を行う体制の整備に努めます。

また、多様な広報媒体について、市民が災害発生時に有効に活用できるよう、広く周知を図ります。

第4 報道機関との協力体制の確立

市は、「(株) ジェイコム湘南」、「(株) 湘南平塚コミュニティ放送(FM湘南ナパサ)」、「藤沢エフエム放送(株) (レディオ湘南)」、「湘南リビング新聞社」との協定に基づき、災害情報を市民へ提供します。

第5 神奈川県防災行政通信網の活用

市は、県との情報収集や伝達を密にし、さらに連携・協力体制を強化するため、県との「防災行政通信網」や「災害情報管理システム」の更なる活用を図ります。

また、人的被害の状況、建築物等の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から県へ報告します。



第6 通信手段の確保

市は、災害時に効果的な通信手段を確保するため、地域防災無線（防災用MCA無線）、消防救急無線、衛星電話等の更なる整備を進め、平常時からその取り扱い訓練や点検を実施します。

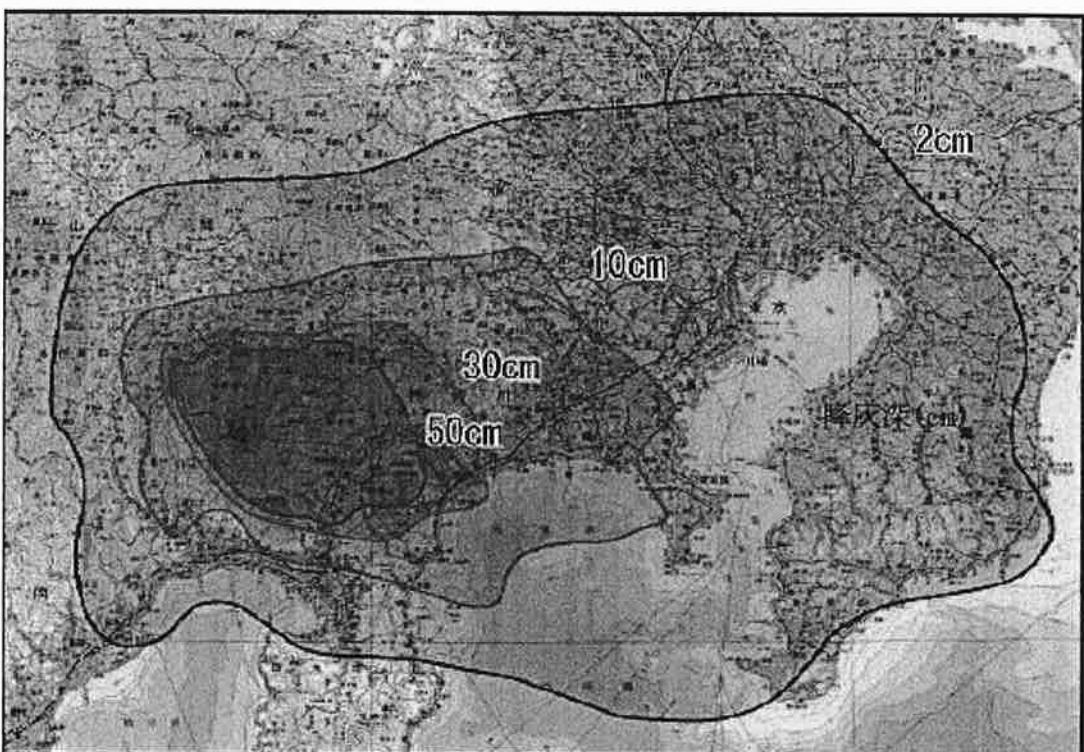
資料編
第2節第3
地域防災無線
(防災用MCA無線)



第3章 火山災害対策

第1節 火山の概要

神奈川県に被害を及ぼすおそれのある火山としては、箱根山と富士山があります。富士山ハザードマップ検討委員会報告書(平成16年6月)によると、富士山が噴火した場合において、本市は降灰可能性30cmの範囲に位置しております。火山灰で命を落とす危険性は小さいものの、吸い込むことによる呼吸器への影響や灰が眼に入ることで、炎症等を引き起こすことがあります。コンタクトレンズを着用している場合は特に注意が必要となります。また、堆積した火山灰は、厚さ0.5cmでも車の走行時に灰を巻き上げ、視界が悪くなり、自動車等ではスリップを引き起こしやすくなります。さらに、木造家屋では、屋根に30cm以上の降灰が堆積すると、屋根が抜けたり建物が倒壊するおそれがあります。



第1 箱根山の概要

箱根山は、いくつかの成層火山と単成火山からなる複成火山です。火山体の中心には南北11km、東西8kmの大きな鍋状凹地（カルデラ）があり、その西側を占める芦ノ湖はカルデラ湖です。箱根の名称は、四方を峰々で囲まれた箱形の山塊という意味でつけられたとも言われています。

箱根火山の活動が始まったのは、今から65万年前と推定されており、その後火山活動を繰り返して、外輪山とカルデラ、カルデラの中に発達する2つの中央火口丘群を形成しました。

外輪山は今から25万年前までに形成された、玄武岩から安山岩を主体とする成層火山の集合体で、明神ヶ岳、明星ヶ岳、金時山、三国山、大観山などカルデラの縁をなしています。カルデラの中には新旧2種類の中央火口丘群があります。古い方にあたる前期中央火口丘群は、地形的には頂上が平なのが特徴で、安山岩からデイサイトを主体とする複数の成層火山や溶岩ドームからなります。浅間山、鷹巣山、屏風山などがこれにあたり、8万年前頃までに形成されたと考えられています。新しい方にあたる後期中央火口丘群は地形的には釣鐘状をしているのが特徴で、安山



岩の成層火山や溶岩ドームからなり、神山、駒ヶ岳、二子山などがこれにあたります。外輪山及び前期中央火口丘群は既に活動を停止しており、最近の噴火は後期中央火口丘群で発生しており、将来の活動も後期中央火口丘群で行われるものと考えられます。

箱根火山の噴火スタイルは長い歴史の間で様々に変化してきましたが、箱根火山では4万年前以降、溶岩ドームの形成とそれに伴って発生する火碎流や山体崩壊を繰り返していることが知られています。箱根火山でもっとも新しい山体は、大涌谷の南にある冠ヶ岳で、3,000年前に形成されました。冠ヶ岳も溶岩ドームですが、この溶岩ドームが地表近くに達した際、神山が崩壊して仙石原方面に岩屑などが押し寄せたほか、火碎流が仙石原を覆い、一部は湖尻峠に達したことが知られています。なお、このとき岩屑などが早川を堰き止めたため芦ノ湖が形成されました。同様の噴火は過去1万年間に限ってみると、神山（7,000年前）、二子山（5,000年前）に発生しています。

箱根火山は噴火の歴史記録はありませんが、地質調査により12～13世紀頃に3回ほど小規模な水蒸気爆発があったことが最近の研究で明らかになりました。これらは、マグマの関与があまり明確ではなく、規模も大きいものではありませんが、観光地化が進んでいる箱根においては重要視すべきものです。なお、同様の噴火は3,000年前頃と2,000年前頃にもあったことが知られています。

その他、火山災害としては大涌谷、早雲山、湯ノ花沢、硫黄山の4つの噴気地帯での噴気活動があげられます。大涌谷と湯ノ花沢では過去に火山ガスによる事故で死者が出ています。

近年では特に平成13年の活動が活発であり、無感地震を含めて、約半年間にわたって、約16,000回の地震が観測されました。また、平成27年4月以降、火山性地震が多く観測され、一時は噴火警戒レベルを「3（入山規制）」まで引き上げられましたが、同9月に「2（火口周辺規制）」に引下げられ、同11月に「1（活火山であることに留意）」へ更に引き下げられました。

なお、平成27年に改正された活動火山対策特別措置法に伴い、平成28年2月に同法に基づく、噴火への備えを必要とする火山災害警戒地域に「神奈川県」及び「箱根町」が指定されました。これを受けて、県と箱根町は、同法に基づく法定協議会である「箱根山火山防災協議会」を設置しています。

第2 富士山の概要

富士山は、山梨県と静岡県にまたがり、小御岳（こみたけ）・古富士の両火山上に生成した成層火山で日本の最高峰であり、体積は約400km³、基底は直径50kmの大きさです。主に玄武岩からなりますが、1707年にはデイサイト・安山岩の軽石・スコリアも噴出しました。側火山が約100個あります。標高2,450m以上は露岩地帯で、風食作用が著しく、特に西斜面は崩壊が激しくなっており、「大沢崩れ」として知られています。

富士山は、古い時代から順に、小御岳、古富士火山、狭義の富士火山（新富士火山）の3火山からなりますが、このうち最新の火山である新富士山についての活動史は以下のようにまとめられています。

- 1万1000年～8000年前：山頂火口及び側火口から極めて多量な溶岩が流出
- 8000年～4500年前：山頂火口から小規模なテフラが間欠的に噴出
- 4500年～3000年前：山頂火口及び側火山群から大量な溶岩と小規模なテフラが噴出
- 3000年～2000年前：主として山頂火口から大規模なプリニー式噴火のテフラが頻繁に噴出し、少量の火碎流と溶岩がこれに伴った。
- 2000年前～1707年：側火山群から小規模～大規模なストロンボリ式噴火のテフラと溶岩が噴出

このうち側火山の顕著な活動期は、1万1000～8000年前、4500～3000年前、2000年前～1707年の3時期であるとされています。

気象庁では、噴火警戒レベルは「1（活火山であることに留意）」として、監視・観測が行われていますが、平成29年8月末日現在、火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められません。

なお、平成27年に改正された活動火山対策特別措置法に伴い、平成28年2月に同法に基づく、噴火への備えを必要とする火山災害警戒地域に静岡、山梨両県及び周辺15の市町村が指定されました。これを受け、関係自治体は、同法に基づく法定協議会である「富士山火山防災対策協議会」を設置しています。

第2節 火山情報の伝達体制等

火山災害については、その活動状況から、災害発生の危険性をある程度は予測することができるところから、被害を軽減するために、火山情報の伝達、迅速な避難誘導等の実施について、体制の整備を図ります。

第1 噴火警報等の発表

平成19年12月1日の気象業務法等の改正に伴い、従前の火山情報（緊急火山情報、臨時火山情報、火山観測情報）及び火山活動度レベルは廃止され、これに代わり、新たに噴火警報・予報及び噴火警戒レベルが定められました。

富士山と箱根山は、気象庁が警戒等を必要とする市区町村を明示し、噴火警戒レベルに応じての噴火警報及び噴火予報を発表する活火山となります。

1 噴火警報

居住地域や火口周辺に重大な影響をおよぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表されます。

2 噴火予報

火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が予想される場合に発表されます。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表されます。

3 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や市民がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものです。

市民や登山者・入山者等に必要な防災対応が分かりやすいように、各区分にそれぞれ「避難」「避難準備」「入山規制」「火口周辺規制」「活火山であることに留意」のキーワードが付けられています。

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより 火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態。
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）状態
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺 警報	火口から <u>居住地域近くまでの広い範囲の河口周辺</u>	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から <u>少し離れた所までの火口周辺</u>	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (<u>活火山であることに留意</u>)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）。

出典 気象庁ホームページ

4 降灰予報

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供します。

(1) 降灰予報（定時）

- ・噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表
- ・噴火の発生にかかわらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表
- ・18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供

(2) 降灰予報（速報）

- ・噴火が発生した火山に対して、直ちに発表
- ・発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供

(3) 降灰予報（詳細）

- ・噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表
- ・降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表
- ・噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を、市町村を明示して提供

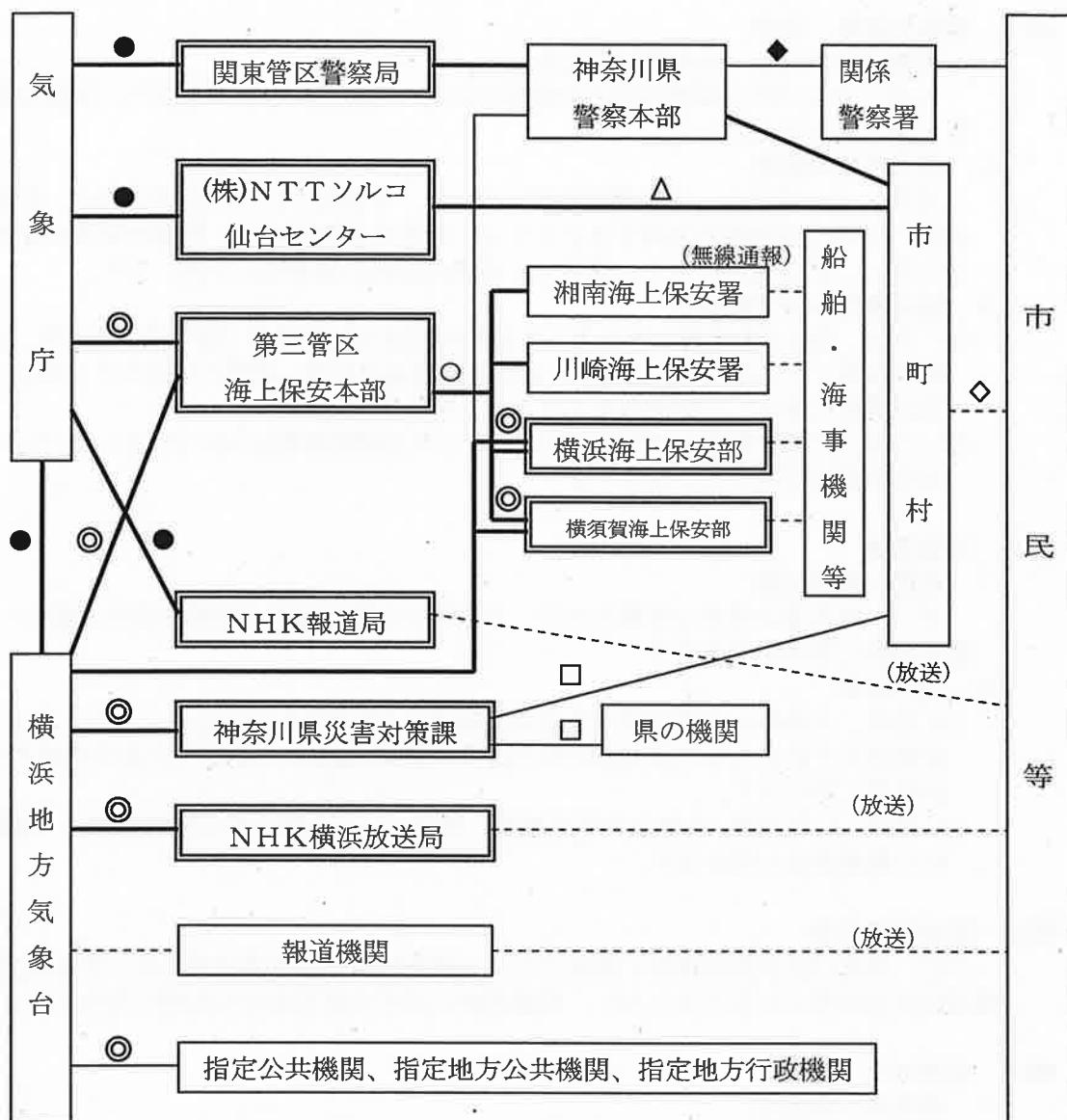
【降灰量階級と降灰の厚さ】

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm以上
やや多量	0.1mm以上1mm未満
少量	0.1mm未満

5 火山現象に関する情報

情報等の種類	内 容	発表時期
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況等や警戒事項についてとりまとめたもの	火山活動の状況に応じ適時発表
噴火速報	登山者等、火山の周辺に立ちに入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報	随時
火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細にとりまとめた資料	毎月上旬または必要に応じ適時発表
週間火山概況	過去1週間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもの	毎週金曜日
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもの	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、噴火の発生時刻や噴煙高度等の情報を知らせるもの	随時

6 噴火警報等の通報及び伝達体制



凡例

- 法令（気象業務法等）による通知系統
- - - 法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼及び周知系統
- 地域防災計画、行政協定その他による伝達系等
- オンライン
- 専用電話・FAX
- △ 加入電話・FAX
- 県防災行政通信網等
- ◆ 市町村防災行政用無線等
- ◆ 自衛無線等
- 法令等により、気象官署から警報事項を受領する機関

第3節 予防対策

第1 情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・伝達体制の拡充

市は、県及び防災関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図り、災害情報受伝達体制を強化します。

2 通信手段の確保

市は、火山災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加します。

3 被災者等への情報提供

- (1) 市は、被災者を支援するため、災害発生前後の時間経過（警戒期、発災期、避難救援期、応急復旧期、復興期）に応じた情報の収集、提供に努めます。なお、要配慮者に配慮した提供方法とするよう努めます。
- (2) 市は、市民や避難所、救護活動拠点等への情報提供等について、ホームページ等各種通信手段の活用を図ります。

第2 消防活動

1 救助・救急活動

市は、被災者の早急な把握のため、平常時から関係機関と連携を図り、救出・救助体制の整備に努めます。

2 消火活動

- (1) 市は、平常時から消防団、自主防災組織等の連携強化を図るとともに、出火、延焼拡大予防のための初期消火等の指導の徹底、消防力の整備強化及び消防水利の整備に努めます。
- (2) 市は、防火水槽、自然水利利用施設、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備強化を図ります。

第3 医療救護活動

市は、県及び防災関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の整備に努めます。

第4 避難対策

1 市民等への周知

市は、避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から市民や観光客等への周知に努めます。

2 要配慮者の避難対策

- (1) 市及び施設の管理者は、要配慮者の避難誘導、安否確認、搬送等について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。
- (2) 市は、要配慮者の2次避難所として、設備、体制が整った社会福祉施設等を活用するため、あらかじめ、施設管理者との災害時の協定締結に努めます。

第5 降灰等対策

市は、国、県及び防災関係機関等と連携し、火山災害に伴う降灰等が経済活動、市民生活等におよぼす支障を軽減するため、火山災害等について防災対策を検討します。



1 降灰による影響

- (1) 火山灰を吸い込むと、ただちに生命に危険がおよぶことはありませんが、呼吸器系の疾患にかかりやすくなる等、健康被害のおそれがあります。
- (2) 火山灰が目に入ることで、炎症等を引き起こすことがあります。コンタクトレンズを着用している方は特に注意が必要となります。
- (3) 屋根に堆積した火山灰の重みにより、木造建築物等が倒壊する可能性があるため、除灰するか堅牢な建物への避難が必要になります。特に降雨により水分を含んだ場合は、倒壊の危険性が高まります。
- (4) 木造家屋等では、屋根に30cm以上の火山灰の堆積により、屋根が抜けたり、建物が倒壊するおそれがあります。
- (5) 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空等の交通機関に影響をおよぼすことが考えられ、状況によっては、その影響は広い範囲におよびます。
- (6) 降灰後の降雨により、土石流の発生の可能性が高まります。
河川の上流域で多量の降灰があった場合、支流や渓流からの土砂の流入により本河川道の河床が上昇するため、洪水の危険性が高まります。

2 火山灰から身を守るために

- (1) 自動車等の運転を控える

自動車が巻き上げる火山灰が視界やスリップ等の更なる運転条件悪化につながります。原則として自動車の運転を控えることとし、どうしても運転しなければならない場合は、十分な車間距離を保って、徐行運転を心がける。

- (2) 家庭内の火山灰を減らす

可能な限り、全てのドアと窓を閉める。

- (3) 防護

しっかりとした防塵マスクを着用するものとし、防塵マスク等がない場合は、衣類等から作った即席の布製マスクで、のどや目に痛みを起こす大きめの火山灰粒子を防ぐようにします。布を水で湿らせればより効果的です。

- (4) 目の防護

できる限り、ゴーグルや眼鏡をかけ、コンタクトレンズは使用しない。

- (5) 清掃

堆積した火山灰を清掃するには、乾いたままだと、大量の火山灰をあびることとなるので避けるべきです。

事前に水をかけると作業はしやすくなるが、水を含むと重量が増すため、特に屋根の上の作業には注意が必要。

第6 防災知識の普及・啓発

1 市民等に対する防災知識の普及・啓発

市は、国及び県と連携して、噴火時等の避難等の火山防災対策を検討するための協議会を通じて、火山災害について市民の正しい理解が進むよう、火山活動等に関する情報の提供、普及・啓発に努めます。

2 園児、児童、生徒に対する防災知識の普及・啓発

学校等は、火山に関する正しい知識及び火山防災対策を学習内容等に組み入れ、火山防災教育の推進に努めます。

第4節 災害時の応急対策活動

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡

市は、火山災害発生と同時に、的確な情報収集を速やかに行い、市民に対して、必要な安全対策の措置等について広報を実施します。

2 災害発生による被害情報の収集・連絡

市は、火山災害が発生したときは、人的被害の状況、建築物等の被害、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

4 県への報告

市は、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム等を利用し、県に対して情報の伝達及び被害状況の収集報告を速やかに行います。

5 通信手段の確保

(1) 市は、災害発生時において、災害情報の連絡通信手段を確保するために、各種の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときには、必要な要員を直ちに現場に配置して、速やかな通信の復旧を図ります。

(2) 東日本電信電話(株)は、電気通信設備の被災によりそ通に著しく支障がある場合は、被災地からのそ通を優先させます。

また、非常・緊急通話のそ通確保のため、一般加入電話については利用制限等を行います。

第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制

1 配備体制

市は、火山災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、火山の活動状況や被害状況等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講じます。

2 災害対策本部の設置

市長は、火山災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条第1項に基づき、災害対策本部を設置します。

また、市は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

3 応援要請

(1) 市は、火山災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、消防相互応援協定等に基づき、県知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請し、もしくは他市町村長に対し応援要請を行います。

(2) 市は、応援部隊等の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減を図ります。

4 自衛隊の災害派遣

市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の派遣要請を求めます。

この場合市は、必要に応じてその旨及び市域の災害状況等を防衛大臣または地域担任部隊の長に通知します。

また、市は、県への自衛隊派遣要請の要求が、連絡不能で出来ない場合には、直接防衛大臣または地域担任部隊の長に災害状況等を通知します。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県に通知します。



第3 消防活動

災害発生時、市民の一人一人が、「自らの身は自ら守る」「出火防止に努める」とともに、消火活動や被災者の救助・救急活動等を行い、災害の拡大の防止に努めます。

- 1 市は、速やかに火災の全体状況を把握し、消火活動を行います。
- 2 市は、早急に被災者及び被害状況の把握に努め、関係機関と一体となって被災者の救助・救急活動を実施します。
- 3 消防団は、地域防災の中核として、自主防災組織と連携し、発災直後の初期消防や被災者の救出・救助を行うとともに、常備消防を補佐し、各種消防活動を行います。

第4 医療救護活動

市は、負傷者の応急措置について、県、医療関係団体等に対して救護班の現地派遣を要請します。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

第5 避難対策

市は、火山災害の発生後、人命の安全を第一に市民等の避難誘導を行うとともに、避難場所や災害危険箇所等の所在、災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努めます。

また、市は、避難誘導、情報提供、相談、避難所の運営等にあたっては、要配慮者に配慮するとともに、男女双方の視点に配慮した生活環境の確保等に努めます。

1 避難情報

市は、災害対策基本法第60条第1項に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの人に対し、避難のための立ち退きを指示するため、避難準備・高齢者避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）（以下「避難勧告等」という。）を発令します。

2 避難勧告等の伝達

(1) 伝達方法

避難勧告等の伝達は、風水害対策計画第5章第3節「第2 災害時の広報」により行いますが、その周知には、防災関係機関及び自主防災組織と協力し実施します。

(2) 避難勧告等の内容

市長は、避難勧告等を発令する際、原則として次の内容を明示します。

ア 避難を要する理由

イ 避難勧告または指示対象地域

ウ 避難先

エ 避難に関する注意事項

(3) 県への報告

市長は、避難勧告等を発令したときは、災害対策基本法第60条第4項に基づき、速やかに県知事に報告するとともに、茅ヶ崎警察署等防災関係機関に対し、その旨を連絡します。

(4) 避難勧告等の解除

市長は、避難の必要がなくなったときは、災害対策基本法第60条第5項に基づき、直ちにその旨を多様な伝達手段を用いて住民に周知するとともに、県知事等に報告します。

3 避難誘導

市は、警察及び防災関係機関等の協力を得て適切な避難誘導等を行い、混乱なく避難を実施します。

4 避難所の開設

市は、災害発生時には、公立小・中学校を避難所として開設し、被災者の受け入れを行います。避難所においては、避難生活に必要な食料・救援物資等の配布及び災害情報等の提供を行いますが、災害の状況によっては公的支援が迅速に行き届かないことも想定されます。そのため、避難者自身が7日分以上の飲料水、食料及び生活必需物資等を持参することが望まれます。

第6 帰宅困難者対策

1 市は、必要に応じて帰宅困難者用の一時滞在施設を開設し、円滑な管理運営を行うとともに、帰宅困難者への開設状況の広報、鉄道事業者への情報伝達等を行います。

また、帰宅困難者に対して必要に応じて飲料水等を提供します。

2 企業等は、災害関連の情報を収集し、組織内に的確に伝達するとともに、施設利用者等が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内に留めるよう努めます。

3 不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用するとともに、必要に応じあらかじめ定められた地域の避難所に誘導するものとします。

4 鉄道機関等の関係各機関は、それぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じて地域の避難所等を案内するものとします。

第7 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送対策

災害発生後、特に初期には、救助・救急、消火及び医療救護活動を迅速に行うため、緊急通行車両の通行を確保する必要があります。特に、降灰の状況によっては車の走行に困難が伴う状況が予想されるため、市は警察と連携して一般車両の通行禁止等の交通規制を直ちに実施し、緊急交通路を確保します。

また、緊急物資の供給や応急復旧要員の確保を図るため、陸・海・空のあらゆる手段を利用し、緊急輸送ルートの確保に努める等、総合的な交通の確保、緊急輸送対策を実施します。

第8 災害広報の実施

市は、県及び防災関係機関、危険物取扱施設と連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第4章 海上災害対策

第1節 予防対策

船舶等の座礁、衝突、火災、積載油等の流出等により被害をおよぼすおそれのある災害が発生した場合、港湾及び沿岸地域の施設等の保護を図るため、防災関係機関は各種応急対策を迅速に実施して、災害の波及防止及び被害軽減に努めます。

第1 情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・伝達体制の拡充

市は、県及び防災関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図り、災害情報受伝達体制を強化します。

2 通信手段の確保

市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加します。

第2 消防活動

1 救助・救急活動

市は、被災者の早急な把握のため、平常時から関係機関と連携を図り、救出・救助体制の整備に努めます。

2 消火活動

市は、平常時から第三管区海上保安部と連携を図り、船舶等の座礁や衝突事故、油流出に伴い発生する火災に備えた消防体制の整備に努めます。

第3 医療救護活動

市は、県及び防災関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の整備に努めます。

第4 災害用資機材等の整備

市は、海上火災や油が大量に流出した場合に備えて、災害用資機材等の整備に努めます。

第5 三浦半島・相模湾排出油等防除協議会の措置

三浦半島・相模湾排出油等防除協議会は、相模湾及びその周辺海域において、排出油等事故が発生した場合、官民一体となって防除活動について、必要な事項を協議し、その実施の推進を図るとともに、次の業務を行います。

1 排出油等の防除に関する自主基準（防除活動マニュアル）の作成

2 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究

3 排出油等の防除に関する教育及び共同訓練の実施

4 その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

市は、関係市町及び県とともに協議会に参画し、防除活動に協力します。



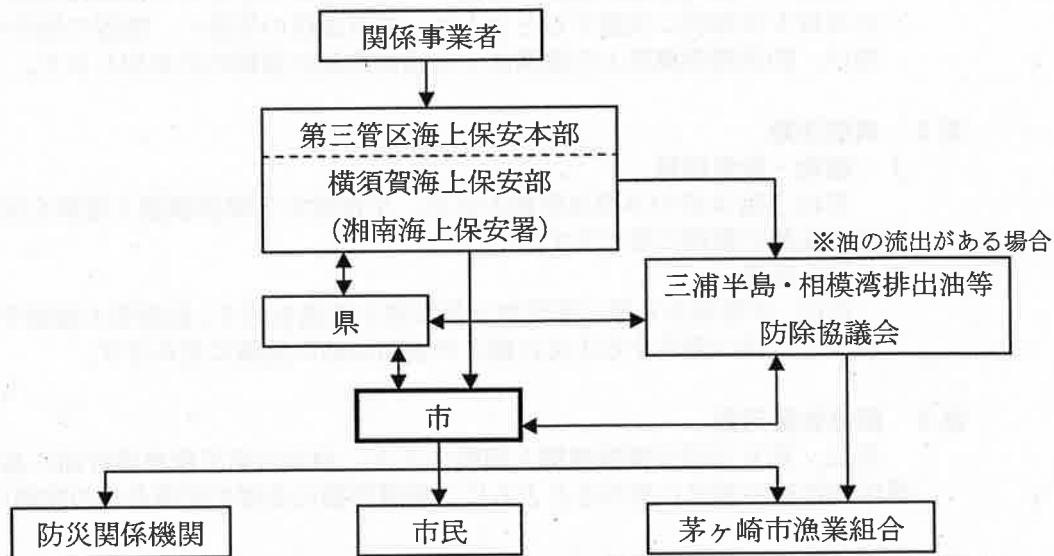
第2節 災害時の応急対策活動

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 海上事故情報等の収集・連絡

- (1) 関係事業者等は、船舶等の座礁や事故等による火災、大規模な油流出等の海上事故が発生した場合または発生するおそれがある場合、速やかに第三管区海上保安本部に連絡します。
- (2) 第三管区海上保安本部は、船舶等の座礁や事故等による火災、大規模な油流出等の海上事故が発生した場合または発生するおそれがある場合、事故情報を、県及び関係機関へ連絡し、県は、海岸管理者、港湾管理者、漁港管理者、関係沿岸市町及び関係機関へ連絡します。

【海上事故等発生時の連絡体制】



2 海上事故の発生による被害情報の収集・連絡

- (1) 関係事業者等は、船舶等の座礁や事故等による火災、大規模な油流出等の海上事故により被害が発生した場合、その被害状況を第三管区海上保安本部に連絡します。
- (2) 市は、被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

3 応急対策活動情報の連絡

市は、県や第三管区海上保安本部の応急対策等の活動状況を把握するとともに、県に自らが実施する応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

4 県への報告

市は、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム等を利用し、県に対して情報の伝達及び被害状況の収集報告を速やかに行います。

第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制

1 配備体制

市は、海上災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講じます。

2 災害対策本部の設置

市長は、大規模な海上災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条第1項に基づき、災害対策本部を設置

します。

また、市は、県に市災害対策本部の設置状況等を報告します。

3 応援要請

(1) 市は、海上災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、消防相互応援協定等に基づき、県知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請し、もしくは他市町村長に対し応援要請を行います。

(2) 市は、応援部隊等の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減を図ります。

4 自衛隊の災害派遣

市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の派遣要請を求めます。

この場合市は、必要に応じてその旨及び市域の災害状況等を防衛大臣または地域担任部隊の長に通知します。

また、市は、県への自衛隊派遣要請の要求が、連絡不能で出来ない場合には、直接防衛大臣または地域担任部隊の長に災害状況等を通知します。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県に通知します。

第3 大規模な油等流出事故に対する防除措置

- 1 海上事故により大量の油等が流出した場合、事故の原因者は、防除措置を講じます。
- 2 第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部湘南海上保安署）は、大規模排出油等の場合、防除措置義務者を指導するとともに、その措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合、巡視船艇等により防除措置を講じます。
- 3 指定海上防災機関（海上災害防止センター）は、海上保安庁長官の指示または事故の原因者からの委託により油等防除措置を実施します。
- 4 警察は、警察用船舶及びヘリコプターによる海上パトロールを実施するほか、排出油等に対する沿岸部の警戒を行います。
- 5 排出油等の処理にあたっては、海洋環境の保全に配慮して行います。

第4 消防活動

1 救助・救急活動

- (1) 市は、早急に被災者及び被害状況の把握に努め、人命救助が必要なときは関係機関と協力し救助・救急活動を実施します。
- (2) 事故を発生させた関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被災者の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努めます。
- (3) 第三管区海上保安本部は、被災者の救助・救急活動を行います。

2 消火活動

市は、速やかに火災発生状況を把握するとともに、直ちに第三管区海上保安本部に通報し、海上の火災の場合は、第三管区海上保安本部の要請に基づき協力し、沿岸部等の火災の場合は、第三管区海上保安本部に協力を要請して消火活動を行います。

第5 医療救護活動

市は、負傷者の応急措置について、県、医療関係団体等に対して救護班の現地派遣を要請します。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。



第6 油等汚染鳥類の救護

油等汚染鳥類の情報の収集と伝達及び傷病個体の救護については、県が、隣接都県と連携を図るとともに、獣医師会、動物園、日本野鳥の会神奈川支部等との連携を図り、迅速に実施します。

第7 避難対策

海上災害の発生時には、市長は、人命の安全を第一に、必要に応じて避難準備情報の発令、避難勧告または指示を行います。

また、船舶の乗客・乗員の避難場所を確保し、警察や防災関係機関と連携し、避難場所への誘導を行うとともに、船舶の責任者と協力して、乗客・乗員名簿による安否確認を行います。

第8 災害広報の実施

市は、県、防災関係機関及び関係事業者と連携し、適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第9 沿岸の警戒

市は、必要に応じて沿岸における火気の使用を制限または禁止するとともに、現場警戒を行います。

第10 二次災害の防止活動

第三管区海上保安本部は、海上災害により船舶交通に危険が生じ、または生じるおそれがあるときは、速やかに航行警報等必要な措置を講じるとともに、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行います。

また、事故を発生させた船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、または勧告します。

第5章 航空災害対策

第1節 予防対策

航空運送事業者の運行する航空機、米軍機及び自衛隊機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害に対する対策について必要な事項を定めます。

第1 情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・伝達体制の拡充

市は、航空災害時の情報通信手段について、県及び防災関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図り、災害情報受伝達体制を強化します。

2 通信手段の確保

市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加します。

第2 消防活動

1 救助・救急活動

市は、平常時から関係機関との連携を強化し、救助・救急体制の整備に努めます。

2 消火活動

市は、平常時から関係機関との連携を強化し、火災に備えた消火活動体制の整備に努めます。

第3 医療救護活動

市は、県及び防災関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。



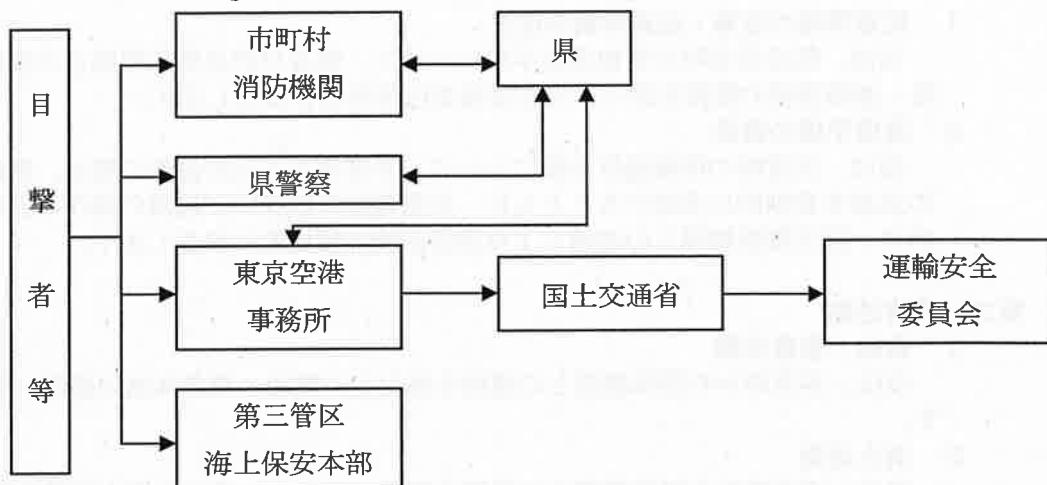
第2節 災害時の応急対策活動

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 航空事故情報の連絡

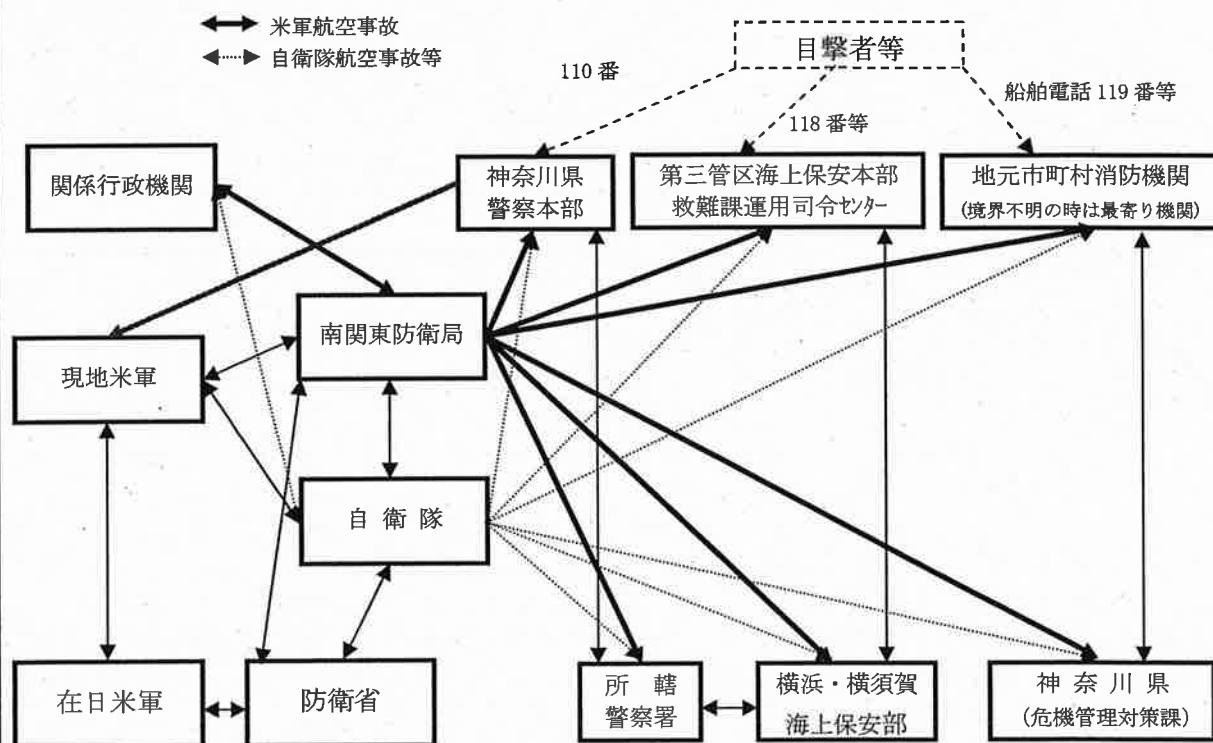
(1) 民間航空機

【民間航空機の事故発生時の連絡系統図】



(2) 米軍機または自衛隊機

【米軍機または自衛隊機の事故発生時の連絡系統図】



2 航空事故の発生による被害情報の収集・連絡

- (1) 航空運送事業者は、自己の運行する航空機について事故が発生した場合には、その被害状況を把握できた範囲から直ちに国土交通省へ連絡します。
- (2) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

3 応急対策活動情報の連絡

- (1) 航空運送事業者は、国土交通省に応急対策等の活動状況を連絡します。
- (2) 市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- (3) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村へ連絡します。

4 県への報告

市は、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム等を利用し、県に対して情報の伝達及び被害状況の収集報告を速やかに行います。

第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制

1 配備体制

市は、航空災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、被害状況等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講じます。

2 災害対策本部の設置

市長は、大規模な航空災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条第1項に基づき、災害対策本部を設置します。

また、市は、県に市災害対策本部の設置状況等を報告します。

3 応援要請

(1) 市は、航空災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、消防相互応援協定等に基づき、県知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請し、もしくは他市町村長に対し応援要請を行います。

(2) 市は、応援部隊等の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減を図ります。

4 自衛隊の災害派遣

市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の派遣要請を求めます。

この場合市は、必要に応じてその旨及び市域の災害状況等を防衛大臣または地域担任部隊の長に通知します。

また、市は、県への自衛隊派遣要請の要求が、連絡不能で出来ない場合には、直接防衛大臣または地域担任部隊の長に災害状況等を通知します。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県に通知します。

第3 消防活動

1 捜索、救助・救急活動

- (1) 警察及び市は、相互に連携してヘリコプター等の多様な手段を活用し、搜索及び救助・救急活動を行います。
- (2) 市及び警察は、早急に被災者及び被害状況の把握に努め、関係機関と協力し救出・救助活動を行い、救出された被災者を医療機関へ搬送します。
- (3) 市及び警察は、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導活動を迅速に行います。

2 消火活動

市は、速やかに航空事故に伴う火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。



第4 医療救護活動

市は、負傷者の応急措置について、県、医療関係団体等に対して救護班の現地派遣を要請します。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

第5 災害広報の実施

市は、県、防災関係機関及び関係事業者と連携し、適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第6章 鉄道災害対策

第1節 予防対策

鉄道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった鉄道災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

第1 情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・伝達体制の拡充

市は、鉄道災害時の情報通信手段について、県及び防災関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、災害情報受伝達体制を強化します。

2 通信手段の確保

市は、鉄道災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加します。

第2 消防活動

1 救助・救急活動

市は、平常時から鉄道事業者との連携を図り、救出・救助体制の整備に努めます。

2 消火活動

鉄道事業者は、列車火災等による被害の拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めます。

また、鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難時のための体制の整備に努めます。

第3 医療救護活動

市は、県及び防災関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の整備に努めます。

第4 鉄道事業者の措置

1 保安対策

橋りょう、高架橋、ずい道等構造物の点検補修を行うほか、CTC装置(PLC付加)の導入などにより、運転保安度の向上を行います。

また、踏切道の立体化を推進するとともに、次の保安装置等を装備することにより、事故の未然防止に努めます。

(1) 自動列車停止装置 (ATS)

信号機が停止信号の場合、接近する列車の運転台に警報を表示し、自動的に列車が停止する機能です。

(2) 自動列車制御装置 (ATC)

走行列車の位置によって、後続列車の運転台に速度信号が表示され、自動的に速度を制御できる機能です。

(3) 列車無線装置

走行中の列車と地上で運行管理をしている輸送指令室及び駅と無線で連絡できるもので、列車の安全運行に必要な情報を相互に連絡・収集できます。

(4) 障害物検知装置

踏切内に列車の進行を妨げる障害物があると、発光信号により、運転士に危険を知らせます。

2 事故対策訓練の実施

年1回事故想定訓練を実施するほか、車両火災予防運動、全国交通安全運動等各種運動期間中、職場ごとで防災対策に必要な訓練を実施します。



3 防災広報の充実

災害発生に伴う混乱を防止し輸送力を確保するため、「防災の日」等を重点に、駅及び車内放送設備並びに掲示器類により隨時広報に努めます。

4 体制の整備

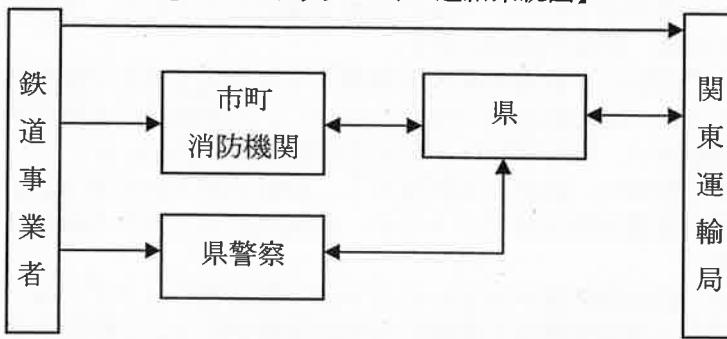
鉄道事業者は、それぞれの計画に基づき、事故発生時の活動体制及び情報連絡体制を整備します。

第2節 災害時の応急対策活動

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 鉄道事故情報等の収集・連絡

【鉄道の事故発生時の連絡系統図】



2 鉄道事故発生による被害情報の収集・連絡

- (1) 鉄道事業者は、被災状況を関東運輸局、警察及び市へ連絡します。
- (2) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

3 応急対策活動情報の連絡

- (1) 鉄道事業者は、関東運輸局に応急対策等の活動状況を連絡します。
- (2) 市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- (3) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市に連絡します。

4 県への報告

市は、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム等を利用して、県に対して情報の伝達及び被害状況の収集報告を速やかに行います。

第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制

1 配備体制

市は、鉄道災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講じます。

2 災害対策本部の設置

市長は、大規模な鉄道災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条第1項に基づき、災害対策本部を設置します。

また、市は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

3 応援要請

- (1) 市は、鉄道災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、消防相互応援協定等に基づき、県知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請し、もしくは他市町村長に対し応援要請を行います。
- (2) 市は、応援部隊等の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減を図ります。

4 自衛隊の災害派遣

市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の派遣要請を求めます。

この場合市は、必要に応じてその旨及び市域の災害状況等を防衛大臣または地域担任部隊の長に通知します。

また、市は、県への自衛隊派遣要請の要求が、連絡不能で出来ない場合には、直接防衛大臣または地域担任部隊の長に災害状況等を通知します。なお、この通

知をしたときは、速やかにその旨を県に通知します。

第3 消防活動

1 救助・救急活動

- (1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を最優先とし、続発事故の防止に万全の措置を講じるとともに、迅速に県警察及び消防機関に出動、救援を要請します。
- (2) 市及び警察は、鉄道事業者と連携し早急に被災者及び被害状況の把握に努めるとともに、軌道敷内等の安全を確保し、人命救助の必要があるときは救出救助活動を行い、救出された被災者を医療機関へ搬送します。
- (3) 市及び警察は、鉄道災害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合には、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速に実施します。
- (4) 市は、多数傷病者が発生したときは、傷病者のトリアージ、医師の現場派遣を要請する等医療機関と連携した救急活動を行うよう努めます。

2 消火活動

- (1) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めます。
- (2) 市は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行います。

第4 医療救護活動

市は、負傷者の応急措置について、県、医療関係団体等に対して救護班の現地派遣を要請します。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

第5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努めます。
- 2 市は、警察と連携し、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。

第6 災害広報の実施

市は、県、防災関係機関及び関係事業者と連携し、適切かつ迅速な広報活動を実施します。



第7章 道路災害対策

第1節 予防対策

道路構造物の被災等により多数の死傷者等の発生といった道路災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

第1 道路の安全確保

1 道路交通の安全のための情報の充実

(1) 道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図ります。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路使用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図ります。

(2) 警察は、道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図ります。

また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図ります。

2 道路施設等の整備

(1) 道路管理者は、道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努めます。

(2) 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図ります。

(3) 道路管理者は、道路施設等の安全を確保するため、必要な体制等の整備に努めます。

第2 情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・伝達体制の拡充

市は、道路災害時の情報通信手段について、県及び防災関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、災害情報受伝達体制を強化します。

2 通信手段の確保

市は、道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、危機の操作の習熟等に向け、道路管理者等の防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加します。

第3 消防活動

1 救助・救急活動

市は、平常時から防災関係機関との連携を図り、救助・救急体制の整備に努めます。

また、市は、救助工作車、救急自動車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努めます。

2 消火活動

市は、平常時から防災関係機関との連携を図り、火災に備えた消防体制の整備に努めます。

第4 医療救護活動

市は、県及び防災関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。



第2節 災害時の応急対策活動

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 事故情報等の収集・連絡

- (1) 市は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、速やかに県に連絡します。
- (2) 県は、把握している情報及び国土交通省から受けた情報を、関係市町村、関係機関等へ連絡します。

2 道路災害発生による被害情報の収集・連絡

市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

3 応急対策活動情報の連絡

- (1) 市は、県に応急対策等の活動状況を報告するとともに、応援の必要性等を連絡します。
- (2) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況及び国土交通省から受けた情報を市に連絡します。

4 県への報告

市は、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム等を利用し、県に対して情報の伝達及び被害状況の収集報告を速やかに行います。

第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制

1 配備体制

市は、道路災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講じます。

2 災害対策本部の設置

市長は、大規模な道路災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条第1項に基づき、災害対策本部を設置します。

また、市は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

3 応援要請

- (1) 市は、道路災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、消防相互応援協定等に基づき、県知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請し、もしくは他市町村長に対し応援要請を行います。

- (2) 市は、応援部隊等の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減を図ります。

4 自衛隊の災害派遣

市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の派遣要請を求めます。

この場合市は、必要に応じてその旨及び市域の災害状況等を防衛大臣または地域担任部隊の長に通知します。

また、市は、県への自衛隊派遣要請の要求が、連絡不能で出来ない場合には、直接防衛大臣または地域担任部隊の長に災害状況等を通知します。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県に通知します。

第3 消防活動

1 捜索、救助・救急活動

- (1) 市及び警察は、早急に被災者及び被害状況並びに道路状況を把握し、人命救助が必要な時は、防災関係機関と協力し救出・救助活動を行い、救出された被災者を医療機関へ搬送します。



-
- (2) 市及び警察は、道路災害が通行量の多い道路において発生した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合においては、立入禁止区域を設定するとともに、通行者、通行車両等に対する交通規制及び避難誘導活動を迅速に実施します。

2 消火活動

市は、警察と連携し、速やかに道路事故に伴う火災の発生状況を把握するとともに、迅速かつ的確な初期消火活動を行います。

第4 医療救護活動

市は、負傷者の応急措置について、県、医療関係団体等に対して救護班の現地派遣を要請します。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

第5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。
- 2 市は、警察と連携し、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。

第6 災害広報の実施

市は、県、防災関係機関及び関係事業者と連携し、適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第8章 放射性物質災害対策

第1節 予防対策

原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて原子力規制委員会等の国の所管となっており、原子力基本法をはじめとする原子力関係法令により、国、関係事業者等において対策が講じられていますが、放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）による災害の特殊性を考慮し、その対策について必要な事項を定めます。

第1 安全確保

1 放射性物質取扱事業所等に対する指導

(1) 市の指導

市は、放射性物質に係る安全管理の確保を図るために、放射性物質取扱事業者及び運搬事業者（以下「放射性物質取扱事業所等」という。）に対し、次の事項について指導します。

- ア 消防設備の設置、施設・機械類の自主点検整備等、自主保安体制の整備
- イ 従業員に対する防災教育及び操作員の教育訓練の実施
- ウ 自主防災体制の強化
- エ 防火管理上必要な消防計画の整備及び事故発生時の応急措置訓練の実施
- オ その他必要な事項

(2) 警察の指示

警察は、放射性物質取扱事業所等から放射性物質の運搬の届出を受けた場合において、災害の防止及び公共の安全を図るために必要があると認めるとときは、運搬の日時、経路、その他必要な事項を指示します。

2 安全確保に関する協定等の締結

市は、放射性物質取扱事業所等と次の事項を盛り込んだ安全確保に関する協定等を締結し、災害対策の万全を期すよう努めます。

- (1) 放射性物質に係る安全確保の計画に関する事項
- (2) 事故発生時等の連絡通報体制に関する事項
- (3) 事故発生時等の応急措置に関する事項
- (4) その他必要な事項

3 放射性物質に関する教育及び知識の普及・啓発

(1) 消防防災担当職員の教育

市は、応急対策の円滑な実施を図るために、必要に応じ、県、国及び防災関係機関と連携して、市関係職員に対し次の事項について教育を実施します。

- ア 放射性物質及び放射性の特性に関すること
- イ 放射線による健康への影響及び放射性防護に関すること
- ウ 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- エ その他必要と認める事項

(2) 市民に対する知識の普及・啓発

ア 市は、応急対策の円滑な実施を図るために、必要に応じ、県、国及び防災関係機関と協力して、市民に対し、放射性物質に関する知識の普及・啓発に努めます。

イ 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努めます。
ウ 防災知識の普及・啓発に際しては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めます。

(3) 普及・啓発の内容

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- イ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- ウ 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項に関すること
- エ その他必要と認める事項



第2 放射性物質災害に対する防災体制の整備

1 放射性物質取扱事業所等の防災体制の整備

(1) 災害予防措置等の実施

- ア 放射性物質取扱事業所等は、原子力関係法令を遵守し、放射性物質に係る安全管理に最大の努力を払い、災害防止のために必要な措置をとります。
- イ 放射性物質取扱事業所等は、その職員に対して、防災に関する教育・訓練を積極的に行うとともに、県、市等との連携体制の確立を図り、必要に応じ、放射線測定用機器類の整備、充実を図るとともに、平常時における放射線量との把握に努め、放射性物質防災体制の整備に万全を期します。

(2) 緊急時体制の整備

放射性物質取扱事業所等は、火災等により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えい等の緊急時に円滑・迅速な対応、措置がとれるよう、あらかじめ次の事項を含む体制の整備に努めます。

- ア 消防機関、警察等への通報連絡体制
- イ 消火、延焼防止の措置
- ウ 現場周辺への関係者以外の立入禁止措置
- エ 放射性物質の汚染拡大の防止及び除染の体制
- オ 放射線防護資機材の整備
- カ その他放射線障害の防止のために必要な事項

2 市の防災体制の整備

(1) 防災体制の整備

- ア 市は、放射性物質災害対策の迅速・的確な実施を図るため、平常時から相互の連携を図るとともに、放射性物質に係る防災体制の整備に努めます。
- イ 消防機関は、放射性物質取扱事業所等の火災等緊急時における円滑な消防活動の確保、消防隊の被ばく防止及び放射能汚染の防止等のため、消防活動体制の整備に努めます。

(2) 放射性物質取扱事業所等の把握

市は、放射性物質に係る防災対策を迅速・的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の把握に努めます。

第3 情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・伝達体制の拡充

市は、関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、災害情報受伝達体制を強化します。

2 通信手段の確保

市は、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、危機の操作の習熟等に向け、道路管理者及び防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加します。

第4 放射線測定の実施

- 1 県は、放射性物質の拡散状況を把握するため県内各地域において、関係省庁と連携して必要に応じ放射線測定（モニタリング）を実施します。
- 2 市は、県及び防災関係機関と連携して、緊急時に備え、モニタリングのための要員及び機器の確保に努めます。

第5 消防活動

1 救助・救急活動

市、県及び警察は、平常時から防災関係機関と連携を図り、救助・救急体制の整備に努めます。



第6 医療救護活動

市、県及び警察は、体表面汚染を防ぐ放射線防護資機材、内部被ばくを防ぐ放射線防護資機材、救急救助用資機材、医療資機材等の把握・整備に努めます。

第2節 災害時の応急対策活動

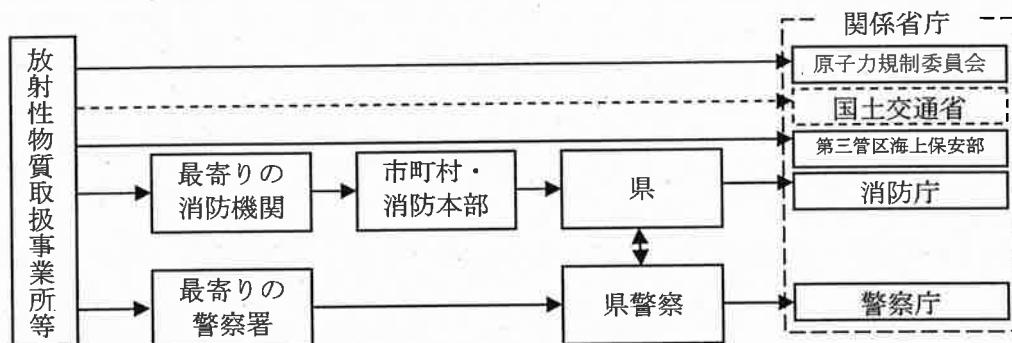
第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 事故情報等の連絡

放射性物質取扱事業所等は、事故が発生した場合、速やかに原子力規制委員会、国土交通省、第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部湘南海上保安署）、消防機関及び警察へ連絡します。

県は、市及び警察から受けた情報を消防庁及び関係機関へ連絡し、原子力規制委員会、消防庁、第三管区海上保安本部（横須賀海上保安部湘南海上保安署）からの情報を関係市町及び関係機関に連絡します。市は、被害状況等の情報を収集するとともに被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告します。

【放射性物質取扱事業所等の事故発生時の連絡系統図】



※国土交通省への連絡は事業所の外における運搬の場合に限る

2 放射性物質取扱事業所等の事故発生による被害情報の収集・連絡

- (1) 放射性物質取扱事業所等は、被害状況を消防機関、警察、原子力規制委員会及び第三管区海上保安本部に連絡します。
- (2) 市は、被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

3 応急対策活動情報の連絡

- (1) 放射性物質取扱事業所等は、原子力規制委員会、第三管区海上保安本部及び関係市町村に応急対策等の活動状況、被害状況等を定期的に文書により連絡します。
- (2) 市は、県に応急対策等の活動状況を報告するとともに、応援の必要性等を連絡します。

4 県への報告

市は、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム等を利用して、県に対して情報の伝達及び被害状況の収集報告を速やかに行います。

第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制

1 配備体制

市は、放射性物質災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講じます。

2 災害対策本部の設置

市長は、放射性物質による災害が発生し、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条第1項に基づき、市災害対策本部を設置します。

また、市は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

3 市の応急対策

市は、放射性物質の漏えい等による事故の状況に応じ、県の体制に準じた体制をとるとともに、国・県と十分連携し、その指導・助言・協力を受け、必要に応じ、次の応急対策を実施します。

- (1) 消防活動
- (2) 医療救護活動
- (3) 周辺住民等に対する災害広報
- (4) 警戒区域の設定
- (5) 周辺住民等に対する屋内退避、避難勧告または指示、避難誘導
- (6) 避難所の開設、運営管理
- (7) その他必要な措置

4 警察の活動体制

警察は、放射性物質の漏えいの事故が発生した場合、直ちに警察本部に警備本部を設置するとともに、必要により、発生地に現地警備本部を、関係警察署に警察署災害警備本部を設置して指揮体制を確立します。市は、警察が行う次の応急対策について、必要に応じて協力します。

- (1) 周辺住民等の屋内退避、避難誘導その他の防護活動
- (2) 犯罪の予防等社会秩序の維持活動
- (3) 緊急輸送のための交通の確保
- (4) 周辺住民等への情報伝達
- (5) 搬送中の事故時における負傷者の救出救助活動
- (6) その他必要な措置

5 応援要請

- (1) 市は、放射性物質災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、消防相互応援協定等に基づき、県知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請し、もしくは他市町村長に対し応援要請を行います。
- (2) 市は、応援部隊等の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減を図ります。

6 自衛隊の災害派遣

市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の派遣要請を求めます。

この場合市は、必要に応じてその旨及び市域の災害状況等を防衛大臣または地域担任部隊の長に通知します。

また、市は、県への自衛隊派遣要請の要求が、連絡不能で出来ない場合には、直接防衛大臣または地域担任部隊の長に災害状況等を通知します。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県に通知します。

第3 災害時の市民等への指示・広報

1 災害時の市民等への指示・広報活動

市は、防災行政無線等の情報伝達手段によるほか、自主防災組織等と連携し、市民等に対して、災害情報を迅速に広報するとともに必要な指示を行います。

2 市民等からの問い合わせに対する対応

市は、県及び関係機関と連携して、必要に応じ、速やかに市民等からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立します。

第4 消防活動

1 市は、速やかに火災の全体状況を把握し、消防活動を行います。

2 市は、早急に被災者及び被害状況の把握に努め、関係機関と一体となって被災者の救助・救急活動を実施します。

3 消防団は、地域防災の中核として、自主防災組織と連携するとともに、常備消防を補佐し、各種消防活動を行います。

第5 医療救護活動

市は、負傷者の応急措置について、県、医療関係団体等に対して救護班の現地派遣を要請します。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

第6 避難対策

市長は、放射性物質災害の発生時には、人命の安全を第一に必要に応じて避難勧告等を発令します。

第7 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。

2 市は、警察と連携し、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。

第8 放射線測定体制の強化

市は、茅ヶ崎市放射線関係対策会議において、市の対応方針を定め、空間放射線量や食品放射性物質濃度を測定し、その結果を速やかに公表します。その結果、除染が必要なときには、国、県と連携を図り、その対応策を講じます。

また、放射線測定器の市民貸し出しを実施し、市民の不安解消に努めます。

第9 災害復旧

1 汚染物の除去

事故の原因者は、放射性物質による汚染を除去します。

2 各種制限措置の解除

市、県、その他関係機関は、環境放射線モニタリング等による地域の汚染状況の調査等の措置が行われたのち、国の専門家の助言を踏まえ、各種制限措置の解除を行います。

3 安全の確認

市及び県は、国の専門家の安全確認をもって事故対策を終息させます。

第9章 危険物等災害対策

第1節 予防対策

危険物、高圧ガス及び都市ガスの火災、爆発、漏えい・流出、毒物・劇物の飛散、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等の災害対策について必要な事項を定めます。

第1 予防対策

市内にはガソリンスタンドに代表される危険物取扱施設が混在し、また、工場や各種研究機関にも高圧ガスや都市ガス、毒物・劇物等の危険物取扱施設等が存在します。

危険物等は、小事故であっても初期の対応を誤ると大災害になる危険性が大きく、市民生活に大きな影響を及ぼすことになります。

これらの安全対策については、関係法令により規制・指導等を行っていますが、一層の保安体制が必要です。

市は、危険物等の爆発、漏えい等による災害の発生を防止するため、県及び防災関係機関等、相互に連携を図り予防対策を推進します。

また、法令に規制されない未規制化学物質による災害防止対策も必要に応じ推進します。

区分	関係法令
危険物	消防法
高圧ガス	高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
都市ガス	ガス事業法
火薬類	火薬類取締法
毒・劇物	毒物及び劇物取締法

第2 安全確保

1 施設等の安全確保

危険物取扱施設は、法令で定める技術基準を遵守し、また、市は、製造所等に対する保安検査、立入検査及び移動タンク貯蔵所に対する路上立入検査を充実し、施設等の安全性の確保に努めます。

2 自主保安体制の整備

市は、県と協力して、危険物取扱施設の自主保安体制の整備を指導します。

3 保安思想の啓発、訓練

市は、県及び危険物取扱施設と協力して危険物等災害に関する教育訓練等の充実を図ります。

- (1) 各種講習会、研修会の実施
- (2) 危険物安全週間等、各種記念の日に行う行事の充実
- (3) 事業所における危険物等の火災、漏えい等を想定した防災訓練の実施
- (4) タンクローリー等の移動途上での災害を想定した訓練の実施

4 施設の安全対策

危険物、高圧ガス、都市ガス、火薬類及び毒・劇物を扱う事業者は、事故防止対策として、安全設備の普及を推進します。

第3 情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・伝達体制の拡充

市は、危険物等災害時の情報通信手段について、県及び防災関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、災害情報受伝達体制を強化します。

2 通信手段の確保

市は、危険物等災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、危険物等の貯蔵・取扱事業者、防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加します。

第4 消防活動

1 救助・救急活動

市は、救助工作車、救急自動車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努めます

2 消火活動

(1) 市は、危険物等に起因する火災を鎮圧するため、県が購入した化学消火薬剤の備蓄及び管理を受託し、消火薬剤を必要とする火災が発生した場合には、一次的には市が保有する消火薬剤を使用し、これに不足をきたしたときは、受託した消火薬剤を購入年度の古いものから使用します。

(2) 市は、消防力の強化を図ります。

(3) 市は、平常時から消防団及び自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めます。

第5 医療救護活動

市は、県及び防災関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

第6 危険物等の大量流出時における防除活動

市は、危険物等が大量に流出した場合に備えて、防除資機材を整備し、災害発生時には近隣市町の消防の応援を受け、防除活動を行います。

第2節 災害時の応急対策活動

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 危険物等事故情報等の収集・連絡

危険物等による事故が発生した場合、危険物取扱施設は速やかに県、警察及び市に連絡します。なお、都市ガスの場合は、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、警察及び市に連絡します。

2 危険物等の大規模な事故発生による被害の情報の収集・連絡

- (1) 危険物取扱施設は、被害状況を県、警察及び市に連絡し（都市ガスの場合は、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、警察及び市に連絡）、報告を受けた県は、収集した情報を危険物等の保安担当省庁（消防庁、経済産業省（関東東北産業保安監督部）、厚生労働省（医薬食品局））に連絡します。
- (2) 市は、人的被害状況、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに国または県へ報告します。

3 応急対策活動情報の連絡

- (1) 危険物取扱施設は、市に応急対策等の活動状況を連絡します。
- (2) 市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- (3) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市町村に連絡します。

4 県への報告

市は、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム等を利用して、県に対して情報の伝達及び被害状況の収集報告を速やかに行います。

第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制

1 配備体制

市は、危険物等災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講じます。

2 災害対策本部の設置

市長は、危険物等災害が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条第1項に基づき、災害対策本部を設置します。

また、市は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

3 応援要請

- (1) 市は、危険物等災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、消防相互応援協定等に基づき、県知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請し、もしくは他市町村長に対し応援要請を行います。
- (2) 市は、応援部隊等の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減を図ります。

4 自衛隊の災害派遣

市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の派遣要請を求めます。

この場合市は、必要に応じてその旨及び市域の災害状況等を防衛大臣または地域担任部隊の長に通知します。

また、市は、県への自衛隊派遣要請の要求が、連絡不能で出来ない場合には、直接防衛大臣または地域担任部隊の長に災害状況等を通知します。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県に通知します。

第3 消防活動

1 救助・救急活動

市は、防災関係機関と協力し、早急に被災者及び被害状況の把握に努め、人命

救助が必要なときは救助・救急活動を行い、救出された被災者を医療機関へ搬送します。

2 消火活動

- (1) 市及び自衛消防組織等は、危険物等災害に係る火災の状況、施設等の情報及び危険物の性状を速やかに把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (2) 市は、大規模火災発生時には、市民の生命及び身体の安全確保に努めるため、必要に応じ消防法第28条第1項に基づく消防警戒区域の設定等の措置を講じます。

第4 医療救護活動

市は、負傷者の応急措置について、県、医療関係団体等に対して救護班の現地派遣を要請します。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

第5 避難対策

市長は、危険物等災害の発生時には、人命の安全を第一に必要に応じて避難勧告等を発令します。

第6 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

- 1 警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。
- 2 市は、警察と連携し、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。

第7 危険物等の流出に対する応急対策

1 防除活動

市は、危険物等が大量に流出した場合、直ちに防除活動を行います。

2 立入禁止区域の設定、交通規制等

警察は、危険物等が漏えいまたは飛散した場合には、直ちに立入禁止区域を設定するとともに、防災関係機関と緊密に連携して地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を行います。

3 環境モニタリング

市は、危険物等が河川等に大量に流出した場合、直ちに国や県、防災関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じます。

第8 災害広報の実施

市は、県及び防災関係機関、危険物取扱施設と連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。



第10章 大規模火災対策

第1節 予防対策

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害に対する対策について、必要な事項を定めます。

第1 安全確保

1 計画的な土地利用と市街地整備の推進

- (1) 市は、大規模火災による被害を防止・軽減するため、土地利用の規制・誘導、広域避難場所、避難所の整備、建築物の不燃化等の施策を総合的に推進します。
- (2) 市は、防火地域・準防火地域の指定、市街地再開発事業、土地区画整理事業、住環境整備事業、地区計画制度の活用等により、安全で快適な市街地の形成を促進します。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備、維持管理

事業者等は、防火対象物等について、法令に適合した消防用設備等の設置を行うとともに、災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行う等、適正な維持管理を行います。

(2) 建築物の防火管理体制

事業者等は、不特定多数の者が出入りする事業所の防火対象物等について、消防法第8条第1項及び第36条第1項の規定により防火管理者または防災管理者を適正に選任するとともに、防火管理者または防災管理者が当該防火対象物についての消防計画の作成、それに基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行う等、防火管理体制の充実を図ります。

また、消防法第8条の2の5第1項で規定する自衛消防組織に初期消火、消防機関への通報、避難誘導が適切に行えるよう訓練を実施します。

第2 情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・伝達体制の拡充

市は、防災関係機関及び企業等との情報収集・連絡体制の整備を図るとともに、災害情報受伝達体制を強化します。

2 通信手段の確保

市は、大規模火災発生時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取り扱い、機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関との連携による通信訓練に積極的に参加します。

第3 消防活動

1 消火活動

市は、消防力の整備強化に努めるとともに、県は、これに必要な指導・支援を行います。

(1) 消防組織の強化

市は、消防組織の強化に努め、平常時から消防団及び自主防災組織等の連携強化を図ります。

(2) 消防施設等の整備・強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を立て、消防施設等の整備に努め、その強化を図ります。

2 救助・救急活動

市は、救急工作車、救急自動車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努めます。



第4 医療救護活動

市は、関係機関と調整の上、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めます。

また、市は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

第5 避難対策

市は、広域避難場所をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努めます。

また、市は、避難行動要支援者の避難誘導、搬送、安否確認等について、自主防災組織、近隣居住者等の協力を得て、迅速かつ安全に行えるよう努めます。

第6 防災知識の普及・啓発

1 一般家庭に対する指導

市は、平常時の各家庭の火災対策として、住宅用火災警報器の適切な設置と定期的な点検について周知し、災害時の出火防止対策について火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、普及・啓発に努めます。

2 企業等に対する指導

市は、企業等における災害時の出火防止対策について火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、普及・啓発に努めます。

また、大規模火災発生時における地域との連携等、企業の具体的な活動について推進していきます。

(1) 予防査察等による指導

防火対象物及び危険物施設等に対して、予防査察を行う際に、災害時の防火安全対策について、関係者に指導を行います。

(2) 防火管理者に対する指導

防火管理者講習会で、災害時の防火対策、実効性のある防火管理上必要な消防計画の作成、実態に即した消防訓練の指導を行います。



第2節 災害時の応急対策活動

第1 発災直後の情報の収集・連絡

1 大規模火災発生による被害の情報の収集・連絡

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

2 応急対策活動情報の連絡

- (1) 市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。
- (2) 県は、自ら実施する応急対策の活動状況を市に連絡します。

3 県への報告

市は、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム等を利用し、県に対して情報の伝達及び被害状況の収集報告を速やかに行います。

第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制

1 配備体制

市は、火災の状況に応じて速やかに準備体制に入り、被害情報等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講じます。

2 災害対策本部の設置

市長は、大規模火災が発生した場合、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法第23条第1項に基づき、市災害対策本部を設置します。

また、市は、県に市災害対策本部の設置状況等を報告します。

3 応援要請

(1) 市は、大規模火災が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、消防相互応援協定等に基づき、県知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請し、もしくは他市町村長に対し応援要請を行います。

(2) 市は、応援部隊等の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減を図ります。

4 自衛隊の災害派遣

市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の派遣要請を求めます。

この場合市は、必要に応じてその旨及び市域の災害状況等を防衛大臣または地域担任部隊の長に通知します。

また、市は、県への自衛隊派遣要請の要求が、連絡不能で出来ない場合には、直接防衛大臣または地域担任部隊の長に災害状況等を通知します。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県に通知します。

第3 消防活動

1 消火活動

- (1) 市及び自衛消防組織等は、危険物等災害に係る火災の状況、施設等の情報及び危険物の性状を速やかに把握するとともに、迅速に消火活動を行います。
- (2) 市は、大規模火災発生時には、市民の生命及び身体の安全確保に努めるため、必要に応じ消防法第28条第1項に基づく消防警戒区域の設定等の措置を講じます。

2 救助・救急活動

市は、関係機関と協力し、早急に被災者及び被害状況の把握に努め、人命救助が必要なときは救出救助活動を行い、救出された被災者を医療機関へ搬送します。



第4 医療救護活動

市は、負傷者の応急措置について、県、医療関係団体等に対して救護班の現地派遣を要請します。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

第5 避難対策

市長は、大規模火災の発生時には、人命の安全を第一に必要に応じて避難勧告等を発令します。

第6 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

1 警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。

2 市は、警察と連携し、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。

第7 災害広報の実施

市は、県及び関係機関と連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

第11章 龍巻等突風災害対策

第1節 竜巻の概要

平成24年5月6日に茨城県、栃木県及び福島県において複数の竜巻が発生し、死傷者や多くの住家被害が発生するなど、甚大な被害がもたらされました。

茨城県つくば市付近においては、風速が毎秒7.0～9.2mに達する竜巻(F3)が発生し、栃木県真岡市から茨城県常陸大宮市にかけての地域においては風速が毎秒3.3～6.9mに達する竜巻(F1～F2)、茨城県筑西市付近においては風速が毎秒3.3～4.9mに達する竜巻(F1)、福島県大沼郡会津美里町付近においては、風速が毎秒1.7～3.2mに達する竜巻(F0)が発生しました。

これらの気象により、死者3名及び負傷者58名の人的被害が発生し、住家被害としては、住家全壊89棟、住家半壊197棟、住家一部破損978棟が発生しました。

ライフライン関係では、21,500戸が停電したほか、上水道は、約5,200戸以上で断水が生じました。

こうした甚大な被害をもたらした竜巻災害に対する対策を強固にするため、本章において予防対策及び災害時応急対策を定めます。

第1 竜巻の概要

竜巻の発生件数は、年間10数個から20数個程度であり、死者が発生した竜巻被害は平成に入り7回になります。

<主な竜巻被害>

	年月日	被害地	人的被害	住家被害	藤田スケール
1	平成2年2月19日	鹿児島県枕崎市	死者1名 負傷者18名	全壊29棟 半壊88棟	F2～F3
2	平成2年12月11日	千葉県茂原市	死者1名 負傷者73名	全壊82棟 半壊161棟	F3
3	平成9年10月14日	長崎県郷ノ浦町	死者1名	全壊0棟 半壊0棟	F1～F2
4	平成11年9月24日	愛知県豊橋市	負傷者415名	全壊40棟 半壊309棟	F3
5	平成18年9月17日	宮崎県延岡市	死者3名 負傷者143名	全壊79棟 半壊348棟	F2
6	平成22年12月3日	神奈川県鎌倉市	死者0名	全壊0棟 半壊2棟	F0～F1
7	平成23年11月7日	北海道佐呂間町	死者9名 負傷者31名	全壊7棟 半壊7棟	F3
8	平成23年11月18日	鹿児島県徳之島町	死者3名	全壊1棟	F2
9	平成24年5月6日	茨城県つくば市等	死者3名 負傷者59名	全壊89棟 半壊191棟	F3等 (複数)
10	平成24年9月2日	埼玉県さいたま市	負傷者76名	全壊32棟 半壊215棟	F2
11	平成27年8月17日	神奈川県藤沢市、横浜市	負傷者1名	全壊0棟 半壊0棟	F0
12	平成27年9月6日	千葉県千葉市	負傷者3名	全壊4棟 半壊16棟	F1

<出典：気象庁ホームページ>

竜巻の発現時間は数分から数十分程度と短く、直径は数十～数百mで、数kmに渡ってほぼ直線的に移動し、被害地域は帯状になります。風速によっては、住家の倒壊や自動車が持ち上げられて飛ばされる等の大きな被害をもたらす可能性があり、広範囲に飛散物が散乱する等の特徴があります。

竜巻は、台風や大雨、大雪等他の気象災害と比較し、個人単位、建物単位でみると、竜巻に遭遇する頻度は極めて低いものとなります。



(参考) 日本版改良藤田スケール (JEFスケール)

突風の強さ(風速)の評定には、被害の状況から風速を評定できる「藤田(F)スケール」が世界で広く用いられていました。

しかし、藤田スケールは米国で考案されたものであり、日本の建築物等の被害に応対していないこと、評定に用いることのできる被害の指標が9種類と限られていたこと、幅を持った大まかな風速しか評定できないこと等の課題がありました。

気象庁では、平成27年12月にこの藤田スケールを改良し、より精度良く突風の風速を評定することができる「日本版改良藤田スケール(JEFスケール)」を策定し、平成28年4月より突風調査に使用しています。

日本版改良藤田スケールにおける階級と風速の関係

階級	風速の範囲 (3秒平均)	主な被害の状況(参考)
JEF 0	2.5 ~ 3.8 m/s	<ul style="list-style-type: none"> 木造の住宅において、目視でわかる程度の被害、飛散物による窓ガラスの損壊が発生する。比較的狭い範囲の屋根ふき材が浮き上がったり、はく離する。 園芸施設において、被覆材(ビニルなど)がはく離する。パイプハウスの鋼管が変形したり、倒壊する。 物置が移動したり、横転する。 自動販売機が横転する。 コンクリートブロック塀(鉄筋なし)の一部が損壊したり、大部分が倒壊する。 樹木の枝(直径2cm~8cm)が折れたり、広葉樹(腐朽有り)の幹が折損する。
JEF 1	3.9 ~ 5.2 m/s	<ul style="list-style-type: none"> 木造の住宅において、比較的広い範囲の屋根ふき材が浮き上がったり、はく離する。屋根の軒先又は野地板が破損したり、飛散する。 園芸施設において、多くの地域でプラスチックハウスの構造部材が変形したり、倒壊する。 軽自動車や普通自動車(コンパクトカー)が横転する。 通常走行中の鉄道車両が転覆する。 地上広告板の柱が傾斜したり、変形する。 道路交通標識の支柱が傾倒したり、倒壊する。 コンクリートブロック塀(鉄筋あり)が損壊したり、倒壊する。 樹木が根返りしたり、針葉樹の幹が折損する。
JEF 2	5.3 ~ 6.6 m/s	<ul style="list-style-type: none"> 木造の住宅において、上部構造の変形に伴い壁が損傷(ゆがみ、ひび割れ等)する。また、小屋組の構成部材が損壊したり、飛散する。 鉄骨造倉庫において、屋根ふき材が浮き上がったり、飛散する。 普通自動車(ワンボックス)や大型自動車が横転する。 鉄筋コンクリート製の電柱が折損する。 カーポートの骨組が傾斜したり、倒壊する。 コンクリートブロック塀(控壁のあるもの)の大部分が倒壊する。 広葉樹の幹が折損する。 墓石の棹石が転倒したり、ずれたりする。
JEF 3	6.7 ~ 8.0 m/s	<ul style="list-style-type: none"> 木造の住宅において、上部構造が著しく変形したり、倒壊する。 鉄骨系プレハブ住宅において、屋根の軒先又は野地板が破損したり飛散する、もしくは外壁材が変形したり、浮き上がる。 鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが比較的広い範囲で変形する。 工場や倉庫の大規模な庭において、比較的狭い範囲で屋根ふき材がはく離したり、脱落する。 鉄骨造倉庫において、外壁材が浮き上がったり、飛散する。 アスファルトがはく離・飛散する。
JEF 4	8.1 ~ 9.4 m/s	<ul style="list-style-type: none"> 工場や倉庫の大規模な庭において、比較的広い範囲で屋根ふき材がはく離したり、脱落する。
JEF 5	9.5 m/s ~	<ul style="list-style-type: none"> 鉄骨系プレハブ住宅や鉄骨造の倉庫において、上部構造が著しく変形したり、倒壊する。 鉄筋コンクリート造の集合住宅において、風圧によってベランダ等の手すりが著しく変形したり、脱落する。

(出典: 気象庁ホームページ)



第2節 竜巻注意情報

第1 竜巻注意情報の概要

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻等突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に、横浜地方気象台より発表されます。

竜巻注意情報が発表された場合は、大気が不安定で、竜巻発生の可能性は平常時と比べ約200倍となっています。

発表された竜巻注意情報の有効時間は1時間となり、注意すべき状況が続く場合には、竜巻注意情報が再度発表されます。そのため、第1報の有効時間後に、引き続き第2報、第3報が発表されることがあります。

なお、気象庁は、竜巻の発生が確認できた事例のうち約3割で、最初の竜巻から6時間以内に同一府県または近隣府県で別の竜巻が発生しており、竜巻の目撃情報を即時に活用することで、従来より高い確度で竜巻注意情報を発表することが期待されることから、平成26年9月より竜巻発生の目撃情報が得られた場合に、目撃情報のあった地域の周辺で更なる竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっていることを伝える竜巻注意情報【目撃情報あり】の提供を開始しています。

【竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含まない場合）】

○○県竜巻注意情報 第1号
平成××年4月20日10時30分 △△地方気象台発表

○○県東部は、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、20日11時30分まで有効です。

【竜巻注意情報の発表例（目撃情報を含む場合）】

○○県竜巻注意情報 第1号
平成××年4月20日10時30分 △△地方気象台発表

【目撃情報あり】 ○○県東部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。
○○県東部は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。

空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。

落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、20日11時30分まで有効です。

第2 竜巻注意情報の予測精度

竜巻注意情報では、竜巻の発生時刻や場所を特定した予測は困難です。

適中率は4%程度（おおむね都道府県の範囲の予測のため市町村単位でみるとさらに低い。）捕捉率は20%～30%程度、発表段階で竜巻の規模は不明、竜巻発生の後に発表となることもある等、現段階での予測精度は低くなります。



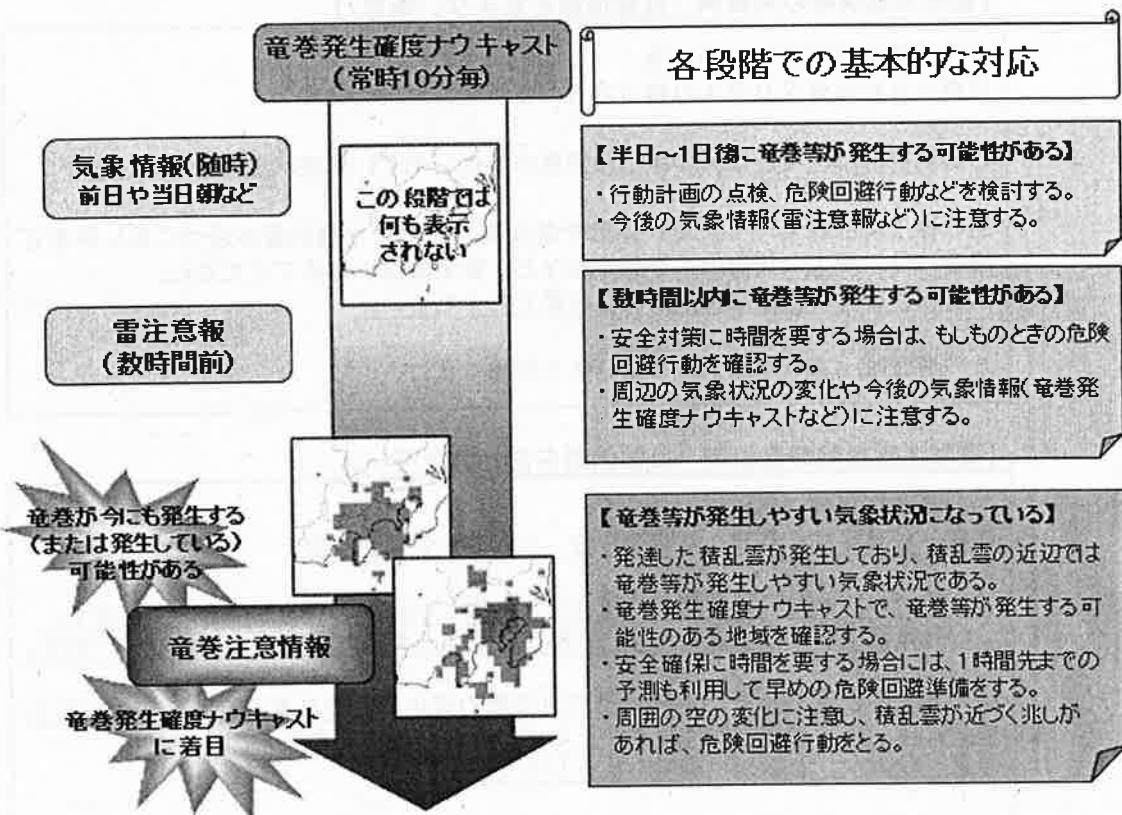
第3 竜巻注意情報の発表回数

竜巻注意情報の発表は、全国で約742回／年（平成28年実績、うち竜巻目撃による情報の発表は17回）となっています。

第4 段階的な気象情報の発表

竜巻などの激しい突風に対する気象情報は、発生の可能性に応じて段階的に発表します。半日～1日程度前には、気象情報で「竜巻などの激しい突風のおそれ」と明記して注意を呼びかけます。数時間前には、雷注意報でも「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかけます。さらに、今まさに、竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状況となった段階で、「竜巻注意情報」を発表します。

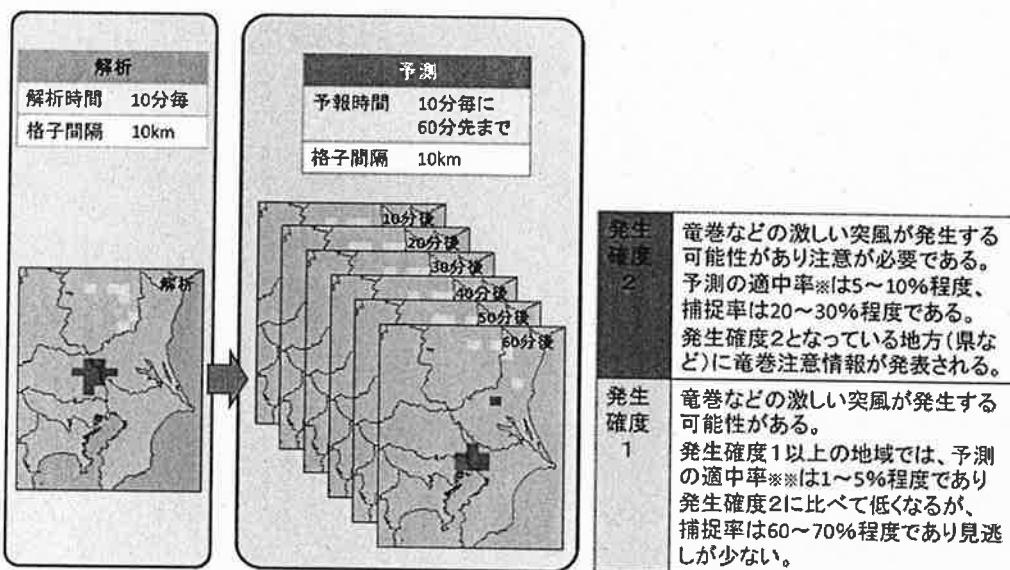
なお、竜巻などの激しい突風の発生可能性の予報として、竜巻発生確度ナウキャストを常時10分毎に発表していますが、竜巻注意情報は竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域（県など）に発表します。

【竜巻など激しい突風に対する段階的な情報の発表】

【竜巻情報ナウキャスト】

竜巻等突風の発生する可能性の高い地域の範囲及び今後の予測について竜巻注意情報より詳細に示す情報。

竜巻などの突風は、規模が小さく、レーダーなどの観測機器で直接実体を捉えることができません。そこで、竜巻発生確度ナウキャストでは、気象ドップラーレーダーなどから「竜巻が今にも発生する（または発生している）可能性の程度」を推定し、これを発生確度という用語で表します。



※ 発生確度2の予測の適中率 : 発生確度2となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

※※ 発生確度1以上の予測の適中率 : 発生確度1以上となった場合を「竜巻あり」の予測としたとき、予測回数に対して実際に竜巻が発生する割合

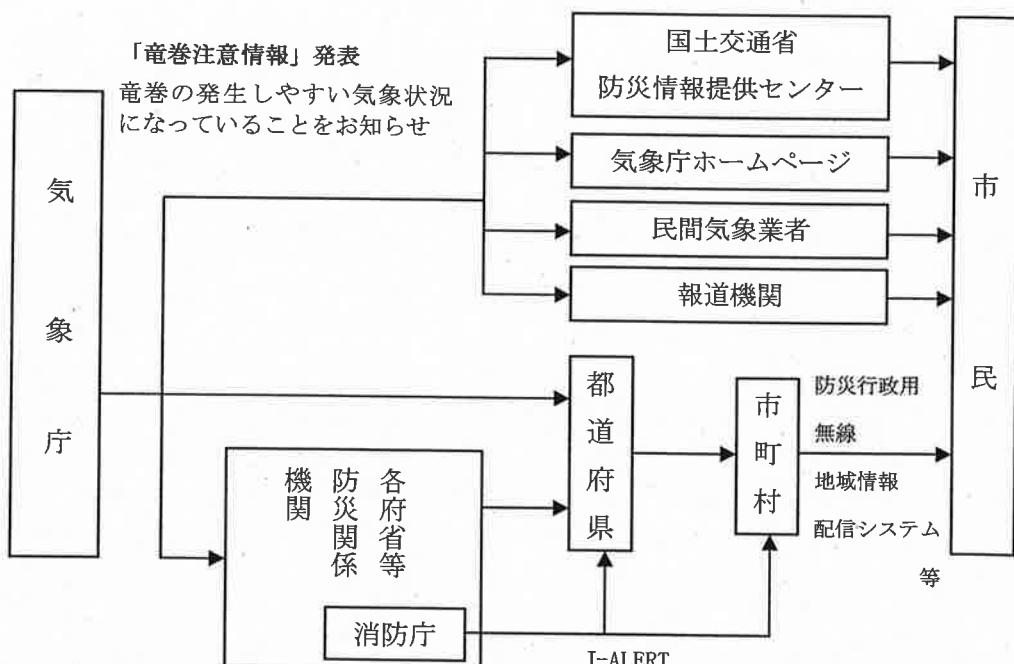
〈出典：気象庁ホームページ〉

第3節 予防対策

第1 竜巻注意情報の伝達

- 1 竜巻注意情報については、他の気象情報と同様に気象庁から、各府省庁等防災関係機関、都道府県、報道機関、民間気象事業者へ発表と同時に伝達されます。
- 2 気象庁から、J-ALERTを経由して、情報が都道府県、市町村へ伝達されます。また、気象庁から情報を受信した都道府県は市町村へ伝達します。
- 3 市は、市民等が適切な対処行動等をとるための情報伝達基準をあらかじめ定め、市民に対して必要な情報提供を実施します。

【竜巻注意情報の伝達の流れ】



第2 情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・伝達体制の拡充

市は、竜巻注意情報等の情報通信手段について、県及び防災関係機関との情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、災害情報受伝達体制を強化します。

2 通信手段の確保

市は、災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努め、無線設備の点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加します。

第3 消防活動

市は、平常時から消防団、自主防災組織等との連携強化を図るとともに、救助工作車、救急自動車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努めます。

第4 医療救護活動

市は、県及び防災関係機関と調整のうえ、神奈川県医療救護計画に基づき医療救護活動体制の確立に努めるとともに、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努めます。

第5 防災知識の普及・啓発

市は、国及び県と連携して、竜巻等突風災害について市民の正しい理解が進むよう、関連する情報の提供、普及・啓発に努めます。



第4節 災害時の応急対策活動

第1 情報の収集・連絡等

1 竜巻注意情報の収集・連絡

竜巻注意情報は、適中率が低く、また、実際に発生する竜巻の範囲に比べて広域な範囲を対象とした情報であるため、竜巻発生確度ナウキャスト等他の情報で突風災害の発生する可能性が高まっている領域や今後の変化を確認する必要があります。

そのため、市は、竜巻の発生等に係る情報伝達を行うにあたっては、関係機関との連携を図り、気象の変化及び防災気象情報の発表に十分注意して、対応することが必要になりますが、特に目撃情報がない竜巻注意情報に比べて高い確度で予測が可能とされている、目撃情報のある竜巻注意情報が発表された際は、市民のるべき行動や安全措置等について、速やかな広報を行うよう努めます。

(1) 竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例

状況の時系列的変化	対処行動例
竜巻注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none">空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。安全確保に時間を要する場合（要配慮者、人が大勢集まる野外活動等）は、万一に備え、早めの避難開始を心がける。
積乱雲が近づく兆しを察知したとき（空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等）	<ul style="list-style-type: none">野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
竜巻の接近を認知したとき ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる。 ②飛散物が筒状に舞い上がる。 ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなうう音） ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内と外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	<p>（室内）</p> <ul style="list-style-type: none">窓から離れる。窓のない部屋等へ移動する。部屋の隅・ドア・外壁から離れる。地下室か最下階へ移動する。頑丈な机の下に入り、両腕と頭と首を守る。<p>（屋外）</p><ul style="list-style-type: none">近くの頑丈な建物に移動する。頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうずくまる。強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうずくまる。

2 災害発生による被害情報の収集・連絡

竜巻等突風災害が発生したとき、市は、人的被害の状況、建築物等の被害、火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告します。

3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策等の活動状況を報告し、応援の必要性等を連絡します。

4 県への報告

市は、有線通信（加入電話）、防災行政通信網、災害情報管理システム等を利用し、県に対して情報の伝達及び被害状況の収集報告を速やかに行います。

第2 災害対策本部の設置及び広域応援体制

1 配備体制

市は、竜巻等突風災害の状況に応じて速やかに準備体制に入り、気象状況や被害状況等の収集活動を行い、その情報により動員体制の見直しや災害応急対策等を検討し、必要な措置を講じます。

2 災害対策本部の設置

市長は、竜巻等突風災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害応急対策を実施するため必要があると認められるときは、災害対策基本法第23条第1項に基づき、市災害対策本部を設置します。

また、市は、県に災害対策本部の設置状況等を報告します。

3 応援要請

(1) 市は、竜巻等突風災害が発生し、または発生するおそれがあるときは災害応急対策を実施しますが、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときには、消防相互応援協定等に基づき、県知事に対し、応援要請または災害応急対策の実施を要請し、もしくは他市町村長に対し応援要請を行います。

(2) 市は、応援部隊等の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減を図ります。

4 自衛隊の災害派遣

市は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の派遣要請を求めます。

この場合市は、必要に応じてその旨及び市域の災害状況等を防衛大臣または地域担任部隊の長に通知します。

また、市は、県への自衛隊派遣要請の要求が、連絡不能で出来ない場合には、直接防衛大臣または地域担任部隊の長に災害状況等を通知します。なお、この通知をしたときは、速やかにその旨を県に通知します。

第3 消防活動

災害発生時、市民の一人ひとりが、「自らの身は自ら守る」とともに、被災者の救助・救急活動等を行い、災害の拡大の防止に努めます。

- 1 市は、速やかに火災の全体状況を把握し、消防活動を行います。
- 2 市は、早急に被災者及び被害状況の把握に努め、関係機関と一体となって被災者の救助・救急活動を実施します。
- 3 消防団は、地域防災の中核として、自主防災組織と連携し、救出・救助を行うとともに、常備消防を補佐し、各種消防活動を行います。

第4 医療救護活動

市は、負傷者の応急措置について、県、医療関係団体等に対して救護班の現地派遣を要請します。

また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施します。

第5 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送対策

- 1 警察は、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。
- 2 市は、警察と連携し、危険防止及び応急対策のため、必要に応じて交通規制を実施します。

第6 災害広報の実施

市は、県及び防災関係機関、危険物取扱施設と連携して適切かつ迅速な広報活動を実施します。

茅ヶ崎市地域防災計画 風水害対策計画 特殊災害対策計画（案）

平成30年（2018年）2月発行 100部作成

発 行 茅ヶ崎市防災会議

編 集 市民安全部防災対策課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電 話 0467-82-1111

FAX 0467-82-5157

ホームページ <http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト
QRコード



